

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	意見を公表してください	<p>2021年2月8日付けで受領していただいた車止めへの意見が、「公表を希望する」としたにもかかわらず、市民の声2020年度の1月分にも2月分にも掲載されておりません。修正をお願いいたします。</p> <p>ついでに市民の声の不便な点を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行頭の空白、改行、空白行を消さないでください。読みづらいです。行頭の空白と改行の必要性は小学校で習います。 ・400字では短すぎます。文章を過剰に削ると却って読みにくい文章になります。また400字を遙かに超える意見が掲載されているのは何故でしょうか。 ・「機種依存文字は使用しないでください」とありますが、ネット上ではUTF-8が一般的で、機種依存文字の問題はほぼない筈です。問題があるなら文字コードが何なのか明記していただかないと、どの文字が使えないのかわかりません。 ・いつものことですが、聞いていないことを長々と述べる前に質問に答えてください。 	<p>2021年2月8日付けで受け付けました御意見の公表につきまして、市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていないため、公表しておりません。</p> <p>なお、市からの回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがありますこと、御承知おきください。</p> <p>「行頭の空白、改行、空白行を消さないでください。」につきまして、市民の声の公表データのことを指しているかと思いますが、御指摘いただいたことに留意し、今後は、読みづらくならないよう改めていきます。</p> <p>御意見等の文字数につきまして、できる限り、簡潔に御意見をまとめていただきたい思いから、400文字以内と「お願い」しておりますが、実際は400文字を超えても送信可能となっていることから、400文字を超える意見が存在しています。</p> <p>機種依存文字につきまして、本市における文字化けの事象として、「①②などの丸数字」が主なものですので、「文字化けの原因となる半角カナ、丸数字など機種依存文字は使用しないでください。」から「文字化けの原因となる「①②などの丸数字」は使用しないでください。」に表現を改めました。</p>	市民総務室	R3.3.31	R3.4.5
2	酒を飲みながら歩いている不審者について	<p>4月3日午後7時頃、ピアノ池近くの歩道から公社5棟までの歩道で酒を飲みながら歩いている上下黒っぽい服を着た黒色の男が酒を飲みながら歩いていた。</p> <p>私が男を見るとなんや？などと声をかけて喧嘩を売ってきたのでそのまま逃走した。</p> <p>不審者は徹底的に潰します。</p> <p>個人で吹田警察に言ってもろくに動かないゴミ警察であることは明白なので、吹田市の方から吹田警察に声掛け事案として通報をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R3.4.5	R3.4.5
3	警備の方に電話で話の途中でブチッと切られた	<p>17時半以降に代表電話にお電話したところ、繋げていただきたかった担当部署に繋げていただけず、挙げ句、話の途中で電話をブチッと切られました。</p> <p>大変、気分が悪かったです。</p> <p>そもそも、はっきり喋られないため、何とおっしゃっているかわからず、警備に繋がっていることさえ、こちらにはわかりませんでした。</p> <p>再度ご連絡し、お名前を伺い、〇〇さまとお聞きしたのですが、その方ではないかもしれません。</p> <p>もう少しまともな方を雇われたら如何でしょうか。</p> <p>市役所に電話して、途中でブチっなど、今まで生きてきて経験したことがありません。</p> <p>私も昔、別の市役所でバイトしていた事がありますが、そんな方はいなかったと思います。</p>	<p>市役所の閉庁時間帯につきましては、委託しております警備会社の警備員により代表電話の対応を行っておりますが、この度は、その対応によりご不快な思いをさせましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>警備会社の責任者を通じて、警備員全員が話し方や声の大きさなどに注意し、丁寧な対応を行うよう改めて指導を行ったところです。</p> <p>今後とも、適切な電話対応に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	総務室	R3.3.26	R3.4.8
4	後藤市長は市民の声を読んでいますか	<p>市議会を拝見するにつけ、路上喫煙問題など市民の声で何度も取り上げられている問題について、後藤市長は他人事のような答弁をされるように思いましたが、後藤市長は市長として市民の声には目を通しておられるのでしょうか。</p>	<p>市民の声は内容を踏まえ、各担当課にて受け付け、対応しています。</p>	秘書課	R3.3.26	R3.4.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	意見を公表してください2	<p>> 市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていないそんなことはどこにも記されていませんでした。前回は意見を提出した後に入力フォームを修正し、「ホームページへの公表」に「(回答希望の場合のみ)」とつけ加えたことがインターネットアーカイブから伺えますので、そちらも十分ご承知の筈です。今でも「回答を希望しない」と「公表を希望する」の両方にチェックがつけられるという不合理な仕様が残っていることが、付け焼き刃の修正を物語っています。また回答を希望しないことと公表しないことの間に関連性はありませぬ。理由がありません。</p> <p>> 回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがありますこと、御承知おきください</p> <p>承知しません。市役所は税金で運営されている公的な機関であり、正当な理由なしに対応に差をつけることは許されませぬ。公表しないなら正当な理由を述べてください。</p> <p>> 400文字以内と「お願い」しておりますが「お願い」だから強制ではないという意味でしょうが、一般的に、400字以内でしか受けつけないという意味で「400字以内でお願いいたします」と表現します。相手に正確に伝わらない文章は修正してください。</p>	<p>「市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていない」こと及び「回答を希望しないことと公表しないことの間に関連性」につきまして、市ホームページによる市民の声を公表は、従来から、御意見等に対して市の考え方等をお示しする場として提供していることから、市民の声を要旨及び市の回答を一揃いにして掲載しております。しかしながら、公表の対象については不鮮明であることから、今回の指摘を受け、入力フォームの「ホームページへの公表」の項目に「(回答希望の場合のみ)」を明示したものです。なお、「回答を希望しない」と「公表を希望する」の両方にチェックがつけられるという事象につきましては、より分かりやすく改めました。「回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがある」ことにつきまして、本市の基準に基づき、公表の可否を決定していることから、「回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがある」旨をお伝えしたものです。御意見等の文字数につきまして、「400字以内でお願いします。」から「400字を超えての入力は可能ですが、できる限り400字以内で簡潔にお願いします。」に表現を改めました。</p>	市民総務室	R3.4.6	R3.4.12
6	子供や親子連れが府営住宅の集会所前で遊んで危険です。	<p>子供や親子連れが藤白台の府営住宅3棟の集会所前で遊んで危険です。子供たちが自転車でも何台にもわかれて走ったり、バドミントンやボール遊び等をしていてひどいときには親まで一緒にしています。今日も親子がバドミントンをしているのを見ました。自治会等を通じて指導、張り紙等お願いします。</p>	<p>自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできませんが、匿名の方から、そのようなご意見があったこととお伝えさせていただきます。</p>	市民自治推進室	R3.4.12	R3.4.14
7	「マイナポイント延長へ」の吹田市民への広報が必要だと思います。	<p>・4月1日にネットのニュースで「マイナンバーカードでマイナポイントを」の受付の締切日が、3月末から4月末に延長が記載。 ・「マイナンバーカードでマイナポイントを」について吹田市は政府から窓口業務の委託を受けて、昨年8月から開始されており、吹田市の市報8月号にも掲載されております。 ・今年の1月には、総務省が国民(74才以下)に、また3月25日には、75才以上の方に大阪府後期高齢者医療広域連合から、申請案内が郵送されて来ました。 ・吹田市は、市民に「マイナポイント延長へ」の広報が必要と考えます。枚方市では、3月28日に市のHPに掲出されています。 ・政府は、一人でも多くの国民がマイナンバーカードを作る事を推奨されています。吹田市に於いても、支援が必要と考えます。</p>	<p>ご指摘いただいた内容につきましては、ホームページにて周知させていただきました。今後9月までに市報にも掲載できるよう調整を行う予定としております。</p>	市民課	R3.4.16	R3.4.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	<p>続・「マイナポイント延長へ」の吹田市民への広報が必要と思います。</p>	<p>・4/16に「マイナンバーカードでマイナポイントを」の受付の締切日が、3月末から4月末に延長について投稿しました。 ※4月末迄、日にちも少なく、吹田市のHPにも掲出が無い事からの投稿です。 【市の回答4/27】「マイナポイント延長について、まずはホームページにて周知いたしました。」 ⇒今朝、吹田市のHP(各課からの一覧)の19日～27日のタイトル一覧に見当たりません。また市民課のサイトの新着情報の中にも見当たりません。 ・申請書類の郵送でも可能である事から、速やかに吹田市のHPのトップページへの掲出が必要と考えます。</p>	<p>市民の声として、再度いただいております「マイナポイント延長について」でございますが、本日、市トップページ、市民課トップページ、新着のお知らせにも掲載いたしました。</p>	市民課	R3.4.28	R3.4.28
9	<p>吹田市HPの「新型コロナウイルス感染症について」改善のお願い他。</p>	<p>1)「吹田市新型コロナウイルス感染症対策等本部会議」の開催議事録がHPに掲載された時に、吹田市HPのトップページの新着情報にタイトルの掲出を願います。現状は、「感染症対策等本部会議」のサイトを開いて、最終の開催の回をクリックしないと分かりません。 2)感染症対策等本部会議の中で、「緊急事態宣言発出に伴う市民への広報活動について」の項で、ゴミ収集車によるアナウンスが計画されていますが、効果に疑問ならびに懸念材料も。 ・窓を閉めていると音はすれども内容は不明であり、収集車が来ているな・・の感覚です。現状は窓を開けていても滞在時間が短く、またパッカー車の作業音や車のエンジン音で聞き取りにくく、建物の陰に入ると音が途切れます。朝方は飛行機が飛ぶ飛行音で聞き取れません。 ・ゴミ収集の作業員の方がマスクをしておられず、また住民と対面での会話も気になります。 ※市の庁舎内でゴミ収集車のアナウンス内容は、聞き取れていますでしょうか？。吹田市在住の職員が在宅中に、聞き取れていますでしょうか？。効果的な方策をお願いします。 ※ゴミ収集車によるコロナでの外出自粛のアナウンスが1月から3月の間されていましたが、4月からは、感染者が激増(約700人余り)しているのにコロナではなく、「環境、迷惑駐車」の内容であり、危機的な状況とっておられないのか必死さが感じられませんでした。臨機応変な対応が何故されなかったのか疑問です。 3)青色防犯パトロール車・消防車・公用車によるアナウンスが計画されていますが、効果のある運用をお願いします。 ・先日、外出歩行時にすれ違いましたが、音量は大きくなく、車の速度も流れに合わせておられるために時速40Km位で移動されており、直ぐに100m程進んでおり聞き取れません。家の中では、更に聞き取れないと思います。</p>	<p>1)今後、会議概要につきましては、本市トップページの新着情報にもあわせてお知らせします。 2)、3)令和3年4月25日から大阪府全域で緊急事態措置を実施していますことから、本市においても、大阪府の方針に基づき、感染予防の徹底を市民の皆様に対してもお願いしているところです。 その方針のもと、「急ぎでない外出・移動はしない。」という、市民の皆様にご協力をお願いしたいことを伝える手段の一つとして、ゴミ収集車や青色防犯パトロール車、消防車等で、通常業務を実施する際に並行して、啓発活動を行っております。 啓発活動のみを目的として公用車でアナウンスを実施する際には、住宅地では速度を落として走行する等、聞きとりやすくなるよう努めています。 なお、ゴミ収集の作業員におけるマスク着用の件については、担当部署である事業課に伝えていますが、作業の特性上強い負荷を伴うごみ収集業務においては、体調面などを考慮し、マスクを外して作業を行う場合があるとのことです。また、ごみ収集におけるマスクの着用について、詳細は市ホームページをご覧ください。 大阪府には緊急事態宣言が発出され、市民の皆さんとともに感染者数を抑えること、医療提供体制や社会機能を維持していく必要があることから、〇〇様におかれましても、引き続き御協力をよろしく申し上げます。</p>	危機管理室	R3.4.27	R3.5.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	吹田市HPで「コロナ感染症に関する最新情報の貼り紙を各公共施設掲示」となっていますが未掲示の施設があり、再徹底を願う。	<p>・今年のコロナ感染者数が1月から1週間に100人を超す頃から気になり、最近では1週間に200人を超している週が2週続いております非常事態と考え、利用者と通行人へ多くの方への周知が必要。</p> <p>・民間のショッピングセンターが掲示協力されているのに・・・。</p> <p>・市役所本庁舎。メインアター。体育館。図書館。総合福祉会館。市民プール(入口には有り)・・・他。</p> <p>※尚、市役所本庁舎の屋外掲示板には、照明が無いように思えます。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>各公共施設に対して、屋外の掲示板など市民の方の目につきやすい場所に掲示するよう周知徹底してまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p> <p>本庁舎の屋外掲示板の照明につきまして、広告掲示板は蛍光灯を交換し、点灯するよう対応いたしました。阪急電鉄千里線沿いの掲示板は現在機器の不具合により夜間の点灯が実施できておりません。</p> <p>(担当:総務室)</p>	広報課、総務室	R3.4.26	R3.5.12
11	吹田市〇〇の〇〇です。	<p>今まで数々の案件を具申致しましたが、我々市民は消費者センターに結局相談します。消費者センターは機能しているのでしょうか？何の権限もない、最終的に愚痴を聞くだけです。最後には弁護士に相談しろと言われる。あまりに不平不満が多い現状を踏まえ、消費者センターの下部に付き仕事をしたいと思っております。</p> <p>現在は法人として吹田市で株式会社〇〇を経営しておりますが、政府が薦める業態変換に応じるため、マスコミとのパイプも利用し、消費者センターの下請け的な法人にしようと思っております。</p> <p>どうすれば、消費者センターの下請けになれるのか？教えてください。</p>	<p>消費生活センターでは、商品やサービスなどの消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対して、消費生活相談員が公平な立場で、トラブルの解決策や事業者との交渉方法、対処法のアドバイスを行うなどの相談にあたっています。</p> <p>消費生活センターの下請けにどうすればなるのかとのことでございますが、そのような制度はございません。</p>	市民総務室	R3.4.28	R3.5.12
12	中核市移行に伴う財政的影響額について	<p>中核市について調べていて分からない点があったため、質問させて頂きました。理解が乏しいだけと思っておりますが、ご教授頂けると幸いです。</p> <p>中核市移行により、歳出と歳入の差引影響額が毎年多額のお金が発生する試算をされていると思っております。</p> <p>その差引額に対して、借金(臨時財政対策債)で対応されるかと思っております。</p> <p>以上のことから、中核市移行による費用から伴う疑問点について、3点質問があります。</p> <p>①毎年この借金をして、市政運営を行うということなのでしょうか？それとも中核市に移行する事により、歳入を増加する見込みがあるという事でしょうか？毎年借金をするのは非現実的なのではと思いました。</p> <p>②中核市移行によるメリットは承知していますが、①を踏まえた上での費用対効果については、市としてはどの様なお考えなのでしょうか？</p> <p>③②に関連しますが、本質的な目的としては、中核市による権限が大きくなる事により、他の自治体と行政サービスの差別化を図り、近年激化している自治体間競争を勝ち抜くという背景があるからでしょうか？</p>	<p>中核市移行に伴う財政的影響につきましては、歳出においては事業費や人件費などの増が、歳入においては普通交付税の増や府支出金の減があり、差し引きすると市の負担が増えることとなります。</p> <p>本市におきましては、移行に向けた検討段階である平成30年7月に策定した「中核市移行基本計画」において、影響額を試算し、負担増に対しては臨時財政対策債の発行などでまかなうことを想定しておりました。</p> <p>一方で、平成31年3月に市政運営上の基本的な指針として策定した第4次総合計画において、「財政運営の基本方針」を掲げており、臨時財政対策債などの赤字地方債の発行は極力抑制するということを1つの目標としております。</p> <p>移行初年度である令和2年度の当初予算におきましては、移行による影響額としては差し引き約7.9億円の負担増となりましたが、支出を精査し、市税収入の伸びなども見込んだ結果、臨時財政対策債の発行はせずに予算を編成することができました。</p> <p>今後とも、中核市としての役割を果たしつつ、適正な市債管理を含め持続可能な財政運営に努めてまいります。</p> <p>中核市になることにより、一定の権限が付与され、自治権限が強化される一方で、その機能を果たすための財政負担が発生しますが、本市の規模にふさわしい権限と責任を持ち、市民に身近なところで行政を行うことができることは、更なるまちの発展に資するものと考えております。</p> <p>今後も、行財政改革を進めながら、まちの魅力や強みを高める行政サービスをより効果的・効率的に提供できる市政運営に努めてまいります。</p>	企画財政室	R3.5.6	R3.5.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	「吹田市の広報課におけるコロナに対する意識の改善」ならびに「吹田市における新型コロナウイルス感染者の状況」のサイトの改善	<p>1)吹田市報の表紙の画像について、令和3年5月号と2月号のモデルさんはマスクを着用していません。但し書きとして下方右に小さい文字で「※撮影時のみマスクを外しています」の表記が有ります。</p> <p>・市民は、基本的にマスクは着用するものと考えておられます。但し幼児などは例外の記述をされていますが、街では幼児もマスクをしておられるのを見かけます。西村康稔経済再生担当相は変異ウイルスの感染力の強さに注意を促し、「屋外でマスクを付けていても感染が確認される事例の報告が相次いでいる」と警戒を呼び掛けておられます。</p> <p>・吹田市の広報は、吹田の顔でありまた背中でもあります。市民に対しては率先垂範すべき立場と考えます。「※撮影時のみ外して・・・」では無く、広報の画像にはマスクの着用を基本として「※マスクを外しても構わない条件の記述」に変更をされたいかがでしょうか。</p> <p>・令和3年5月号の市報の場合、低年齢の子供さんが親から「マスクをするように」と言われている時、市報表紙の親子を見て、親に「何でマスクをしていないの?」という場面も考えられます。</p> <p>・大人の方は、市報の表紙でマスクをしている方が違和感を感じません。逆にマスクをしていない方に違和感を感じて、吹田市のコロナ対応の危機感のレベルに疑問を持たれませんかでしょうか。但し書きの小さい文字を読まれる方は高齢の老眼の片を含めて少ないと考えます。マスク無しの画像は、「コロナ慣れ意識」を誘引しませんでしょうか。吹田市の感染者が200人超えの週が3週間連続の中で、吹田市の危機意識のレベルを高めて頂きたい。</p> <p>2)新聞の北摂版に市長さんが集合写真でマスクをしておられない写真と記事が、最近6ヶ月程の間に3回載っていました。メディアに提供される写真はマスクの着用をされている方が良いと思います。</p> <p>・北摂の市町の住民・読者の方は、吹田市のコロナ対応での危機感レベルを判断されかねません。</p> <p>3)吹田市のHPで、「市政情報、報道機関向け情報提供資料」に令和3年度のものが有りませんので掲載をお願いします。</p> <p>4)吹田市の広報番組「お元気ですか！市民のみなさん」のサイトの5月前半号の放映番組の目次には、「緊急事態宣言発出中」の文言が無く、必要と思います。加えて放映順位を最初にする、また前半・後半の放映時期にこだわらないタイムリーな放映を検討されませんかでしょうか。吹田市のコロナに対する取り組み意識の評価が高まると考えます。</p> <p>5)大阪府の未就学児～10歳代の感染動向(下段に表記)を見ると、3月と4月の比較で変異株による激増が明らかであり、特に未就学児については、顕著である。</p> <p>・「吹田市における新型コロナウイルス感染者の状況」のサイトの週間の概要欄では、10才未満の感染について市民への注意喚起の文言が必要。</p> <p>・または別項にて未就学児～就学児の感染による当人および家族への影響、重症化による病床や医療従事者不足への影響など市民への周知が必要と考えます。他の市では、園児のクラスターのニュースも有りますのでよろしくお願いを致します。</p> <p>【参考資料1】・5)関連⇒大阪府の発表データを集計</p> <p>【大阪府】 未就学児 就学児 10歳代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/1～/10の間 9人 11人 49人 ・4/1～/10の間 127人 59人 628人 ・4/11～/20の間 240人 142人 882人 ・4/21～/30の間 293人 165人 952人 	<p>1)マスクの着用につきましては、屋外であり周りの人との十分な距離も確保できている状況であったため、感染リスクは少ないと判断し、市民の方の顔が見えるように撮影時のみマスクを外しております。今後も感染症対策を講じつつ、感染症拡大防止の周知も意識しながら市報の作成に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>2)報道提供時の市長の写真につきましては、感染対策を講じたいうで市長である ことがわかるように、撮影時のみマスクを外して撮影しております。</p> <p>3)「報道機関向け情報提供資料」につきまして、HPIに掲載いたしました。今後も速やかにHPへの掲載をしてまいります。</p> <p>4)広報番組につきましては、より多くの市民の方にご覧いただけるよう、親しみやすい番組制作に取り組んでおります。月2回更新の放送枠で制作しており、緊急情報はジェイコムチャンネル(11チャンネル)のL字放送にて行っております。今後も新型コロナウイルスに関する情報をはじめ、ご自宅で過ごす時間が長くなったこの時期に、ご覧いただいている市民の方へ有益な情報を提供できるよう努めてまいります。</p> <p>5)「吹田市における新型コロナウイルス感染者の状況」ページの週ごとの状況欄では、市内での感染状況を中心に府内の状況も踏まえ、感染拡大防止に向けての注意喚起を行っています。いただいたご意見を参考に、未就学児及びその家族を含む各世代に対して、より効果的な注意喚起となるよう努めてまいります。</p>	広報課	R3.5.10	R3.5.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	「吹田市における新型コロナウイルス感染者の状況」のサイト内の“週ごとの状況”のコメント欄への要望	<p>1) 毎月曜日に更新され、「毎回、〇口でクラスターが発生」の文言が有ります。 ⇒クラスター発生ケ所の後に(感染者数)の記入をお願いします。 ※最近の感染者数の激増の場面では第3波までと異なり、クラスターによる感染者数の比率は小さく、市民の中には感染者数の激増は“クラスターによる”ものと勘違いをされかねません。 ※感染者数の激増はクラスター以外の感染力の強い変異株であることの説明が必要と考えます。またクラスター発生ケ所の方からみれば、「感染者の増はクラスターが主因では無い」と思われているかもしれません。 ・4/5の週の感染者数は140人で⇒クラスターは、2件14人。 ・4/12の週の感染者数は236人で⇒クラスターは、2件10人。 ・4/19の週の感染者数は258人で⇒クラスターは、2件12人。 ・4/26の週の感染者数は261人で⇒クラスターは、1件5人。 2) クラスターの定義で「何人以上」を欄外に補記願います。 3) コロナ対応で「正しく恐れる」という事が言われています。大阪府の死者は4/19の週は92人。4/26の週152人です。これは“非常災害”と言えます。変異型による感染力の強さ、重症者の増加と若い方の重症化の実態を市民に知ってもらうためにも、数値やグラフ(第4波と第3波の比較)により、行動抑制につながるような内容をお願いします。 ・若い方への影響「重症化(基礎疾患の無い方も)、後遺症の具体的な症例、家族への感染」。 ・5/3発表の大阪府の重傷者は計30人。内訳で30代は2人。40代は7人。50代は6人で計15人。50%を占めています。 ・5/2に、西村経済再生担当相は「変異型の感染力の強さに注意を」、「屋外でマスクを付けていても感染が確認される事例の報告が相次いでいる」と警戒を呼び掛けておられます。 4) このサイトへのアクセス数を、3月と4月について教えて下さい。</p>	<p>「吹田市における新型コロナウイルス感染者の状況」ページの週ごとの状況欄では、市内での感染状況を中心に府内の状況も踏まえ、感染拡大防止に向けての注意喚起を行っています。 注意喚起文におけるクラスターごとの人数については、吹田市外在住の方も人数に含まれることや、クラスター発生後にも変動することがあることなどから記載する予定はありませんが、新規感染者数との関連において誤解を招かないような記載に努めます。 クラスターの定義については、人数だけでなくその発生状況等により個別に判断されるもののため、記載の予定はございません。 また、重症者数や年代、および変異株の状況等については現時点では掲載の予定はございませんが、いただいたご意見を参考に、より効果的な注意喚起となるよう努めてまいります。 なお、当該ページの3月の閲覧数は126,835件、4月の閲覧数は317,973件となっております。</p>	広報課	R3.5.7	R3.5.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	ご要望	<p>何点か要望がございましたのでお伝えたく連絡させていただきました。</p> <p>①千里山月ヶ岡マンション計画(南千里の教会裏) もうマンションはいいい加減にしてください。なんの恨みで南千里や千里山を乱立させるのでしょうか？もうんざりです。中止させる力があるなら中止、または迷惑を与える近隣に補償してください。また、南千里乱立させるなら鉄道会社に南千里駅の改札口を増やすように働きかけてください。</p> <p>②上記の様にマンション乱立のせいで、児童や交通量が増えすぎてます。危ないです。把握していますか？特にライオンズマンション南千里佐竹台グランハートのマンションから佐竹台小学校へ降りる階段の横断歩道が危険すぎます。(鉄塔側)配送会社やらが横断歩道前後で迷惑駐車をするため、子供の姿が見えずひと際危ないです。事故が起きてからでは遅いです。把握してください。そして、この横断歩道には歩行者専用の押しボタン式の信号が必要かと思います。</p> <p>③昨日も突風が酷かったです。他県であったようにいつ鉄塔や電柱が折れるか分かりません。鉄塔の地中化計画を押し進めてください。特に南千里協会裏の鉄塔の地中化を希望します。</p> <p>④ワクチンの接種ですが、高齢者からにこだわる必要はないかと思いません。肥満などの基礎疾患持ちから優先で摂取させてください。ご検討、ご返答の程よろしく願ひ致します。</p> <p>もう一点。佐竹台小学校の先生にもっと責任感を持って働いてもらえるようにご指導いただくことはできるのでしょうか？</p>	<p>①について 吹田市で建物の建築を行う場合には、土地利用における良好な住環境の形成・保全、安全で快適な都市環境の創造を実現することを目的とした「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(愛称:好いたすまいる条例)に基づき、事業規模によっては、開発事業者へ近隣住民へ説明し、御意見をお聞きする等、真摯に対応することを求めています。 (担当:開発審査室) 「鉄道会社に南千里駅の改札口を増やすように働きかけてください」につきましては、鉄道事業者である阪急電鉄(株)に伝えてまいります。 (担当:総務交通室)</p> <p>②について 本要望箇所の迷惑駐車については把握しており、啓発看板の設置を行っております。今後も、状況を注視してまいります。 「歩行者専用の押しボタン式の信号が必要かと思います」につきましては、交通管理者である吹田警察署に伝えてまいります。 (担当:総務交通室)</p> <p>③について、他機関に係る事案ですので、直接、関西電力へ連絡していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>④について 新型コロナワクチンの接種は、重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保等を踏まえ、(1)医療従事者等(2)高齢者(令和3年度(2021年度)中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)(3)基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者という順番で、順次接種できるようにする方針が国から示されました。 本市においても、国の方針を踏まえた接種順位により、ワクチン接種を進めております。 (担当:保健センター)</p> <p>○佐竹台小学校の先生について マンションの建設等により生活環境に変化が生じ、複雑な思いをお持ちのことかと存じます。佐竹台小学校をはじめ、本市の教職員につきましては、授業研究、生徒指導、人権教育など様々な研修を通して日々研鑽し、誠意を持って子どもたちと向き合っていると認識しておりますが、こういった内容のご意見を頂いたことは真摯に受け止め、学校長とも情報を共有させていただきます。この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 (担当:学校教育室)</p>	保健センター、開発審査室、総務交通室、学校教育室	R3.5.7	R3.5.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	<p>続・吹田市HPで「コロナ感染症に関する最新情報の貼り紙を各公共施設掲示」について、未掲示の施設が有り、再徹底を願う。</p>	<p>今回の投稿は、昨年の10月にも同様の投稿「貼り紙を各公共施設掲示が未掲示の施設が有り」をしており、広報課の回答は「公共施設での掲示場所につきましては、目立つ場所に掲示するよう依頼しております。」でした。 ⇒結果は「館内の掲示板に掲示をしています」…で、結局、屋外掲示板(歩道の前)の掲示がされませんでした。 今回の5/12回答も「各公共施設に対して、屋外の掲示板など市民の方の目につきやすい場所に掲示するよう周知徹底してまいります。」ですが、今回投稿した未掲示の市役所本庁舎他6箇所について掲示がされたのかの回答が有りません。 Q1;未掲出の屋外掲示板7か所への張り紙がされたのか、回答願います。 ・大阪府全域での「緊急事態宣言発出中」でもあり、施設の利用者だけではなく、市民ならびに吹田市への通勤・通学者など歩行者への周知が必要であると考えます。 ・吹田市では、以前「吹田市の感染者を一人でも少なく」…の趣旨の目標を掲げておられました。また「安心・安全まちづくり宣言」をしておられます。 ・民間のショッピングセンターの方は忙しい中、掲示協力されているのに、吹田市の施設が掲示をされていない場合、どのように思われるでしょうか。 Q2;もし、前回と同じように掲示がされていなかった事を考え下記についての質問です。 ・吹田市内の各公共施設に対して、いつ、誰が、どのような方法で衆知徹底されたのか教えて下さい。 Q3;本庁舎の屋外掲示板の照明で「阪急電鉄千里線沿いの掲示板は現在機器の不具合により夜間の点灯が実施できておりません。」の回答ですが、改修時期が分かれば教えて下さい。</p>	<p>Q1 吹田市役所本庁舎では、従来より西玄関、正面玄関に貼り紙の掲示を行っております。なお、御指摘の公告式掲示場につきましては、吹田市公告式条例に基づく市の条例、規則等の公布手続のための掲示に限定して使用しており、市民向けの一般的な周知文書の掲示には使用していません。また、広告掲示板については、文化スポーツ推進室所管のイベント等を掲示するものですが、すでに貼り紙の掲示を行っております。 (担当:総務室) メイシアター掲示板2か所のうち、阪急吹田駅改札近くの掲示板について、従来より新型コロナウイルス感染症情報の掲示を行っています。また、体育館、市民プールの掲示板に新型コロナウイルス感染症情報を掲示しました。 (担当:文化スポーツ推進室) 前回の指摘後、ただちに屋外掲示板に掲示しました。 (担当:総合福祉会館) 吹田市立中央図書館では館内だけではなく、外掲示板(正面玄関前)にも掲示するようにしました。また、外掲示板がある図書館についても掲示するようにしました。 (担当:中央図書館) Q2 5月11日、職員向けの電子掲示板に、広報課より周知文を掲載いたしました。また、電子掲示板を閲覧できない施設への周知については、施設を所管する部署よりFAXやメールで周知文を転送するよう依頼しております。 (担当:広報課) Q3 照明器具の不具合については、調査したところ現時点で原因を特定できておらず、修繕時期は未定です。 (担当:総務室)</p>	<p>広報課、総務室、文化スポーツ推進室、総合福祉会館、中央図書館</p>	<p>R3.5.18</p>	<p>R3.5.28</p>
17	<p>コロナ禍での市役所職員の意識の低さ</p>	<p>2021年5月21日金曜日、午前10時7分ごろ阪急千里線南千里駅から2名の吹田市職員女性が乗車(一番後方車両)。一人は、ブルーのパンツにベージュの上着、吹田市の作業着。もう一人はネイビーのパンツに白のカットソー。顔もしっかり覚えています。2名の職員は立っており、マスク着用ですが話を始めました。電車内での会話は控えるようにとアナウンスもあり、緊急事態宣言下でのこの行動に驚き、注意をしました。その際、即座に首から下げていた名札を隠し「すみませんと…自分たちの名前がばれないように名札手で握ったまま。非常に不愉快でした。このような職員がいるのではなかなか市民にいろいろなことをお願いする吹田市に疑問を抱かざるえません。電車を降りて、女性職員二人は笑いながら話を始めました。きっと、注意されたことへの文句でしょうね。このように非常に意識の低い職員がいる吹田市について、後藤市長はどのように思っているのでしょうか？名札をかけていて誰が見ても職員とわかる上でこのような軽率な行動ができる職員を働かせているのですか？きっと休日などの行動はもっとひどいのか？などと思ってしまう。本人に直接指導をしていただき、市民にこのようなことがあった旨を市報なりHPで公表していただきたいです。</p>	<p>本年5月21日の阪急電車の車内において、感染症対策として車内での会話を控えるようアナウンスが流れていたにもかかわらず、マスクを着用していたとはいえ、本市職員が会話を続けていたという御指摘につきましては、調査の結果、5月25日に該当職員2名が判明したため、所属の上司から直接注意するとともに、今後の適切な対応について指導いたしました。</p>	<p>人事室</p>	<p>R3.5.24</p>	<p>R3.5.28</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	コミュニティセンター及び類似集会所	<p>現居住地に転居して23年になります。転入当初は周辺には沢山の田畑がまだありました。然しここ暫くの変化は目覚ましく、たくさんのマンションが林立してきました。商業地とは言え、住民の数も増えました。当然老人の数も多くなりました。</p> <p>他地区ではいろいろな催しが実施されています。公民館とかコミュニティセンターその他の施設で講習会やお楽しみスポーツが行われています。然しながらこの周辺にはありません。商業地だからでしょう。一番近くの豊一公民館は年寄りの足ではいささか遠い距離です。状況が変わって参りました、そこでこの辺りにそういった施設を設けて頂けないでしょうか。例えば江坂公園の「花と緑の」跡地とか、駐車場跡地とかが便利です。江坂駅の西方面の方にも役立つと思います。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>豊津・江坂・南吹田地域におけるコミュニティセンター整備につきましては、少しでも建設可能性のある用地について、関係部局との協議、現地の視察など検討を重ねておりますが、現時点におきましては、適地の確保には至っておりません。</p> <p>地域コミュニティの拠点として活発な市民活動を促進するため、豊津・江坂・南吹田地域へのコミュニティセンター整備に向け、適地の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当:市民自治推進室)</p> <p>吹田市では原則1小学校区に1つの公民館を整備しており、社会教育の拠点として市民の皆様へ文化講座やグループの会合、学習会等にご利用いただいております。</p> <p>当該地区では公民館の新設や移転の予定はございませんが、既存の施設をご利用頂き、講習会やスポーツ等にご参加いただければと考えております。</p> <p>(担当:まなびの支援課)</p>	市民自治推進室、まなびの支援課	R3.6.1	R3.6.7
19	続2・吹田市HPで「コロナ感染症に関する最新情報の貼り紙を各公共施設掲示」について、未掲示の施設が有り、再徹底を願う。	<p>5/28に回答を頂きましたが、メイシアターの2か所の内、メイシアター東側歩道際の掲示板上で掲示されていません。他2点。</p> <p>1)文化スポーツ推進室の回答【阪急吹田駅改札近くの掲示板上については(中略)従来より掲示を…】ですが、 ⇒4/26投稿時の添付画像には、掲示されていません。依って回答文の“従来より掲示”の記述は間違っています。 ⇒5/29には、掲示されていません。</p> <p>2)文化スポーツ推進室の回答には、メイシアター東側歩道際の掲示板上に掲示しました…の記述は有りませんでした。 ⇒5/29に現地確認では、掲示されていませんでした。⇒掲示が必要と思います。 ※貼り紙の内容には、“新型コロナウイルスワクチン接種について”の記載があり、またメイシアターは集団接種の会場にもなっており、接種に来られる方の目にふれる機会が多く、必要と考えます。</p> <p>【前回の再掲】大阪府全域での“緊急事態宣言発出中”でもあり、市民ならびに吹田市への通勤・通学者など歩行者への周知が必要であると考えます。 【前回の再掲】吹田市では、以前「吹田市の感染者を一人でも少なく…」の趣旨の目標を掲げておられました。また「安心・安全まちづくり宣言」をしておられます。</p> <p>【前回の再掲】民間のショッピングセンターの方は市からの要請で忙しい中、掲示協力されているのに、吹田市の施設が掲示をされていない場合、どのように思われるでしょうか。</p> <p>3)「阪急電鉄千里線沿いの市の掲示板上は現在機器の不具合(後略)」との事ですが、この電気回路のスイッチは「切」になっていますか？。加えて「入にしないように」の表示はされていますか？。 ※5/28の回答「原因の特定が出来ていない。修繕時期は未定」の事ですが、スイッチが「切」になっていないと、原因ヶ所の経年による更なる劣化。また地震により原因ヶ所の移動により他の電気回路への波及の影響が考えられます。</p> <p>4)5/28に回答「公告式掲示場への掲示については、市条例、規則等の交付手続きの掲示に限定。一般的な周知文書は掲示していません」ですが、現地では「吹田市の財政」の資料が掲示されています。</p> <p>⇒コロナ禍に於いて国が“緊急事態宣言発出中”でもあり、また吹田市に於いては“吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部”を設置されており本部長には市長さんが、 5/28投稿の回答文の発信者は「吹田市長 後藤 圭二」となっております。私は、この国難の中で公告式掲示場への掲示については、許容範囲と考えます。</p> <p>コロナ禍の中でこのような回答をされる市長さん他職員の方の危機管理時の対応と感性に疑問が沸きます。もし自然災害で対策本部が設置されるような場面でも同様の対応をされるのならば、不安です。</p> <p>※今回の投稿で、貼り紙のサイズがA4では無く、A3サイズに拡大して見易くされた掲示。配慮された施設の方に、有難うございました。</p> <p>※写真は公表していません。</p>	<p>1) 阪急吹田駅改札近くの掲示板上については、従来より新型コロナウイルス感染症情報を掲示していますが、一時的に掲示していない時期があったことは確認しています。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>2) 現在、メイシアター掲示板上のうち人通りの多い阪急吹田駅改札近くの掲示板上と、新型コロナウイルスワクチン接種会場であるメイシアター地下1階の合計2か所に新型コロナウイルス感染症情報の掲示を行っています。また、メイシアターの催し及びその延期や中止等に係る掲示も必要であることから、歩道際の掲示板上に新型コロナウイルス感染症情報を掲示する予定はありません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>3) 現在電気配線を撤去しておりますので、他の電気回路への影響はありません。 (担当:総務室)</p> <p>4) 「吹田市の財政」は吹田市長の告示であり、告示の掲示は「吹田市公告式条例に基づく市条例、規則等の公布手続のための掲示」に当たります。 (担当:法制室)</p>	総務室、法制室、文化スポーツ推進室	R3.5.31	R3.6.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	南千里駅の喫煙所について	<p>南千里駅の歩道橋下の喫煙所について。パーテーションで囲っているだけなので、とても煙臭い状態です。密閉型への変更をお願いしたいです。</p> <p>図書館や保健所などもあるため、子連れで近くを通ることがよくあります。正直、苦痛です。</p> <p>受動喫煙という観点では、現状のままでは効果がないのではないのでしょうか？</p>	<p>たばこの煙により、不快でつらい思いをされている中、心苦しいところではございますが、密閉型の喫煙所への変更につきましては、導入にあたり夜間における治安の問題や維持管理費を要するなどといった課題が多く、現時点での導入は難しいと認識しております。</p> <p>いただきました御意見につきましては、今後の喫煙所の在り方等について検討する際の参考とさせていただきますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>ご指摘いただきました屋外での喫煙による健康被害につきましては、現在のところ国においても明らかにされておらず、改正健康増進法の対象外となっておりますが、屋外におけるたばこの煙により困られている方がおられる実情を踏まえ、今後、喫煙所の在り方等について関係部局と検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、併せて当喫煙所内に禁煙等を支援するポスターの掲示を行い、「スモークフリーシティ(煙のないまち)・すいた」を目指し喫煙者への啓発推進に努めてまいりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R3.6.2	R3.6.14
21	吹田市役所職員の言動	<p>吹田市営 新佐竹台住宅について。</p> <p>現在、同市営住宅の住民から選択されて、4名の方が同住宅の管理人に委任され、その業務についてですが、委任される際に、吹田市役所都市計画部 住宅政策室の〇〇さん(本名を知っていますが、ここではあえてアルファベット表記にします)他数名が委任者の家を訪れて、その家々の玄関で「管理人になって下さい！お願いします！」と土下座をした、という話ですが、これは事実でしょうか？</p> <p>私は、新佐竹台の住民数名から同じ話を聞いています。現管理人の〇〇さん(仮名)や〇〇さん(仮名)が自ら「住宅政策室の〇〇さんがうちの玄関先で土下座して頭をこすりつけてまで頼むもんだから」管理人を引き受けることになった、といろいろな住民に話して回っており、そのため私の耳にまで入ってきました。</p> <p>今は令和3年ですよ？この管理人に依頼するのだから、平成30年頃の話でしょうか？どちらにせよ、吹田市役所の職員は、一市営住宅の住民に管理人業務を依頼するのに土下座したというのは本当でしょうか？管理人〇〇さん(仮名)〇〇さん(仮名)自らそれを言いふらしているのですが。</p> <p>今後、管理人は外部発注の予定ですが、その際も住宅政策室の職員は土下座をして業務依頼をするのでしょうか？</p>	<p>本市住宅政策室の業務において、ご質問のような言動を行うことはありません。</p> <p>念のため、管理人に聞き取りを行いました。事実ではないとの回答を得ております。</p> <p>このような事実無根の話を流布することは、法的に名誉棄損に当たりますので、引き続き、調査を行うとともに、対応を検討します。</p>	住宅政策室	R3.6.1	R3.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	女性の政治参画に関する意見	政治分野の女性参画拡大を目指す改正推進法が可決成立したと報道されました。 今より住み良い吹田市にする為にも、女性の活躍の場が拡大する環境整備が必要です。 市議会の女性議員を増やすために、「男性候補者・女性候補者、それぞれに投票する(二回投票)」等、選挙制度の改革も検討をお願いします。	選挙は公職選挙法及びその他の法令に基づき執行されます。選挙制度の改革として例示いただきました「男性候補者・女性候補者、それぞれに投票する(二回投票)」については、「投票は、各選挙につき、一人一票に限る。」と定める公職選挙法第36条に抵触する可能性があります。 なお、当局としましても、政治分野における男女共同参画の推進に関しては、その動向に注視しているところであり、必要な施策を講ずる場合には、適宜対応できるよう努める所存です。	選挙管理委員会事務局	R3.6.14	R3.6.17
23	吹田市の行政サービスの遅さ	吹田市の行政サービスの遅さ、なんとかならないでしょうか。 ・ワクチン接種券の遅れ 他市町村では既に発送され、大規模接種を受けれる状態にあるのに吹田市は大規模接種用券は限定2,000人(先着)ノ週となっています。 なぜ限定2,000人なのでしょう。要求されている人全てに送るべきだと思います。 人がいないのなら派遣なり、バイトなり雇えばいいことじゃないでしょうか。 ・マイナンバーカード受け取り マイナンバーカードの受け取りに行きたいのですが、サラリーマンのため土日しかいけません。市役所のホームページを見ると第2、4土曜日しか受け付けていません。 また申し込みページをみると土曜日は全て予約一杯で受付不可でした。 これも、なんで第2、4の土曜のみ？ 平日取りに行けない人は多いと思います。 土、日全てやるとか、平日夜間受け付けるとか、人的な問題なら派遣等を雇い工夫のしようがあると思います。(飲食など人が余っていますよね) 「今の体制ではできない」では無く、どうやったら出来るかを考え行動してください。	大阪府等が実施する大規模接種専用接種券発行の事前申請受付人数については、1日に発行できる枚数に上限があることや、上限を定めずに受付人数を増やすと接種券の発券及び郵送に時間を要することで、申請者の間で不公平が生じるため、1日最大2,000人としております。(担当:保健センター) 個人番号カードにつきましては、現在総務省が実施しておりますマイナポイント事業の影響により申請数が急増しており、ご来庁に際して希望日にご予約がお取りいただけない状況となっております。そのため、平日、土曜日に関わらず、ご予約の方が優先となりますがご予約なしでも受付を行っております。また、第2・4土曜日の混雑が続いているため、臨時開庁の実施も今後行う予定となっております。7月は7月22日(木・祝)の9時から11時40分まで個人番号カードの受付窓口を開設いたします。 マイナンバーカードをお受けとりになられたい方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力お願いいたします。 (担当:市民課)	市民課、保健センター	R3.6.28	R3.7.7
24	消費者保護に関する意見	改正特定商取引法による「送りつけ商法」被害対策の周知をお願いします。市報や広報番組を通じて、多くの市民が「送りつけ商法」の被害を受けないようにして下さい。また、小中学校での授業で扱うことで、生徒児童から保護者が知る・学ぶ機会を作ることも検討して下さい。	ご指摘いただきました点については、吹田市ホームページの市民総務室のよくある質問(FAQ)に項目を追加し、吹田市のLINEでも同じく情報提供を行い周知を図っていきます。 また、小中学校からの要請に応じて、消費者教育のため出前講座なども行っています。	市民総務室	R3.7.6	R3.7.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	職員の接遇と対応について	<p>いつも私たち吹田市民のためにお仕事ありがとうございます。 職員の接遇と対応について意見させていただきます。情報公開室に問い合わせをしました。「〇〇」さんという男性職員が電話対応をされました。声の感じからは中高年の方かと思えます。私からの問い合わせに答えてくださりましたが、気になるのは相槌の打ち方です。「うん、うん」と言います。通常、民間企業ではどこでもこのような対応はしません。親しい間柄でもなく、他人同士なわけですから、「はい」とこたえるでしょう。「うん、うん」では失礼にあたるからです。たとえ相手が自分より年下であろうと、民間企業では、外部の人間にたいして丁寧な対応をしていますし、そういう教育をされます。〇〇さんから、数回「うん、うん」が繰り返されたあと、勇気を出し、その場で指摘し、やめてもらうように伝えました。すると、「うん、うんと聞こえたのならすみません」と言います。これは、私は事実として証明可能ですが、たしかに「うん、うん」と言っています。ところが、素直に認めて、すみませんとだけ謝ればいいのに、ずるい言い訳をしてくる。これは失礼でしょう。この答え方だと、本来は非があるのは、礼を失した、〇〇さんご本人なのですが、責任を転嫁して、私に問題があるようにすり替えられています。なお「うん、うん」と答えた事実の証明は可能です。</p> <p>人事室ページにある、吹田市職員行動指針を見ますと1 法令やルール、マナーの遵守、2 市民感覚、市民目線での行動、3 強い責任感とプロ意識、4 接遇力、説明力の向上、5 改善、改革の継続的な取り組み、とあります。</p> <p>すばらしい指針ですが、それを守らず口だけなのであれば、どうでしょうか。やはり失礼にあたると思いませんか？私(市民)が問い合わせをするときは、きちんとよそいきのモードになって、丁寧に話するようにしています。そちら側としても、きちんと指針にあるように、市民への対応を意識し、外部の人間であると尊重して欲しいです。</p> <p>声の感じからは中高年の方の方ですので、誰かから指摘され、注意されることもなくなっているでしょう。むしろ、後進を教育し、過ちを指摘する立場かと思われれます。</p> <p>よくない対応をしてしまうこともあるでしょう。大事なはそのあとで、市民から勇気をもって指摘されたのであれば、素直に認めましょう。それで失われるものが何かあるのでしょうか。人事室による、すばらしい行動指針がせっかくあるのですから、そのとおり日々業務にあたり、市民に接してほしいと願います。これは情報公開室だけではなく、吹田市役所全体として、改めて教育していただきたいとお願い申し上げます。</p> <p>以降も問い合わせをさせていただく機会も、窓口で申請する機会もあるかと思えます。耳に痛い指摘かもしれませんが、気兼ねなく利用させていただけますよう、今一度見直しをお願い申し上げます。</p>	<p>〇〇様からいただいた御意見・御指摘につきましては、令和3年7月13日の午後に、市民総務室(情報公開担当)に対してお電話にてお問い合わせいただきました際のことと認識しています。</p> <p>いただいた御意見の内容から、対応した担当職員との会話のやり取りにおいて、〇〇様に不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。</p> <p>また、御意見をいただいたとおり、吹田市職員行動指針に則り、担当職員一同、日々の業務に努め、特に接遇力、説明力の向上を図ってまいります。</p>	市民総務室	R3.7.14	R3.7.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	片山公園にタイムカプセルが設置されてから30年が経過。開封時期の繰り上げのお願い。	<p>片山公園には、吹田市50周年を記念として平成2年(1990年)に「平和と健康の鐘」が設置され、基底部に市民の方々の熱い願いや当時の今を伝えるためにタイムカプセルが設置され、30年が経過しています。開封時期が吹田市100周年に行われると考えておられるのならば、今から20年後になります。</p> <p>・当時、カプセルに入れられた色々な世代の方々が寄り集まって思い出や吹田の身近な歴史を語りあい、感動する場面や賑わいのある開封に意味があると考えます。</p> <p>・先日、26年前にタイムカプセル埋めた愛知県一宮市(220点収納)。40年前にタイムカプセル埋めた多摩ニュータウン。両市ともタイムカプセル埋設に携わった方や関係者の方が見つからずに探しているという報道が。</p> <p>Q1:吹田市のHPには、タイムカプセルについての記事が無く、下記の質問を。 1)カプセルに入れられた方々の名簿・住所録などの連絡先のリストの有無。対象者の地域別、小中学生別、年代別の人数など？ ・当時の小中学生などは、就職・結婚(特に女性は)などで他府県や他市に転居されている方も。また実家も無くなり連絡先が無くなっていると考えます。 ・多摩ニュータウンのように、住人の移動が少ないと思われる地域でも、連絡がつかないという実情。 ・一宮市の資料では、名前や学校名などの一部情報しかなく、連絡を取るのには困難。当時のことを知る職員もほとんどおらず、詳細はほぼ不明という実情。 ・私の知人(70才代)が当時、PTAの会長をしており平和の鐘の除幕式に立ち会った…と聞いております。今から20年後は90才代に。 Q2:カプセルへの収納物は、どのようなものだったのでしょうか？ ・カプセルへの収納物を、当事者への返却(八王子市は持ち主へ返却)を考えると。また大人の事情では無く、収納された方々が、“吹田市に住んで良かった”と思って頂けるために、50年後にこだわらずに繰り上げ開封の検討をお願いします。 Q3:タイムカプセルの埋設場所は、基底部に…の記載ですが、具体的にどの場所ですか？。モニュメントの正面・手前の説明板の下でしょうか？。 Q4:説明板が非常に汚れており、公園を毎日掃除しておられる方が、月に1度でもきれいなら良いかと考えます。 ・「平和と健康の鐘」の説明板が画像のように汚れては、「平和と健康の鐘」の設置趣旨に反します。吹田市のイメージダウンになります。 ※この件については、2017年の「吹田市第4次総合計画」で提言書の中にも記載し、提出しております。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>Q1 連絡先のリストの有無は現在調査中ですので改めて回答いたします。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q2 カプセルの収納物は、市制施行50周年当時が分かる行政関係資料・議会関係資料、新聞・雑誌・教育副読本のほか、モニュメント建立協賛協力者名簿、寄付贈呈目録などの市制施行50周年記念事業関連資料、子供を含む市民による21世紀へのメッセージです。 なお、開封については埋設時の思いを継承するため、市制施行100周年に開封することを予定しておりますが、繰上げ開封の必要性等については今後検討します。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q3 銘板「平和と健康の鐘」の下に埋設しております。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q4 ご要望をいただき、現地の説明版の確認を行いましたところ、表面の汚れに見えるのは、表面シートの劣化によるものようです。設置後30年を経過し、清掃ではきれいにならないものです。 (担当:公園みどり室)</p>	シティプロモーション推進室、公園みどり室	R3.7.6	R3.7.19
27	審議会の傍聴について	<p>審議会の傍聴者に対する市の姿勢は以下のどれですか？</p> <p>①傍聴希望者がいれば、定員以内で椅子を用意し、資料の閲覧を許す。</p> <p>②市民に広く市政に関心を持ってもらうために、積極的に傍聴を呼び掛け必要な受入体制を講ずる。</p>	<p>本市では、審議会等の会議は、原則として公開とし、会議開催の情報について、市ホームページ等で市民の皆様にご知らせしています。</p> <p>また、公開で行う会議においては、会場に傍聴席を設置するとともに、配付又は閲覧のいずれかにより、必要な資料を準備しております。</p> <p>今後とも市政に対する市民の皆様のご理解を深めるとともに、審議会等の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民参画による市政を推進してまいります。</p>	企画財政室	R3.7.9	R3.7.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	吹田市のHPの「各課からのお知らせ一覧」のサイトへの掲出時には、確認を願います。他	<p>1)「報道機関向け情報提供」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各課からのお知らせ一覧」の7/2にタイトル名が有りますが、当該のサイトには、内容がありません。 ・サイトの7/8の大幸薬品…寄贈については、「各課からのお知らせ一覧」のサイトへのタイトル名の表示がありません。 ・6/22の日報紙・朝刊に「吹田市が阪大・関大とコロナワクチンの優先接種連携実施の覚書」の記事が有りましたが、「報道機関向け情報提供資料」のサイトには、掲載がされていません。また「各課からのお知らせ一覧」のサイトへのタイトル名の表示がありませんでした。 <p>2)「新型コロナウイルス感染症に関する情報(総合トップページ)」のサイト内の「新着情報(行政サービス取り扱い・支援・その他お知らせ)」の中に「令和3年度固定資産税・都市計画税に係る納税通知書のお問い合わせについて。2021年7月13日」がありますが、本来は「各課からのお知らせ一覧」にタイトルの掲出されるべきものと思います。</p>	<p>1)報道機関に対する市政の情報提供は、報道機関ごとに個別にメールでお知らせしております。当該「報道機関向け情報提供」のホームページにつきましては、報道機関に情報提供した結果報告を行う目的で作成しております。報道機関への情報提供後、なるべく速やかに更新するよう努めておりますが、情報提供日とホームページ更新日が異なることをご了承ください。今後も、分かりやすいホームページとなるよう努めてまいります。 (担当:広報課)</p> <p>2)〇〇様よりご指摘いただいたページの掲載状況を確認しましたところ、このページに係る7月13日の更新は、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う日付の修正のみでした。そのため、〇〇様のご指摘のとおり、当該ページは新型コロナウイルス感染症に関する情報(総合トップページ)のサイト内新着情報(行政サービスの取り扱い・支援情報・その他(新着情報一覧))に掲載するべきではありませんでした。 つきましては、当該ページを新型コロナウイルス感染症に関する情報内の新着情報に掲載しない処理を行います。 この度は、貴重なご意見・ご指摘をいただきありがとうございました。 以後、ホームページの作成・更新時には、適切なカテゴリー設定を行い、市民の皆様に適切に情報をお伝えするように努めてまいります。 (担当:資産税課)</p>	広報課、資産税課	R3.7.19	R3.7.28
29	市民への気配り	<p>昨日、南千里駅の大規模コロナワクチン接種会場で19時15分の接種時間で、若い人が7人ぐらいおられて、多分当日キャンセル分の接種者がマスクはしてありますが大きな声で話していたので、様子を見ていたら市職員と馴れ馴れしく会話をしていたので市職員と思われました。大きな声で会話をしても市職員が注意する事無く逆に裏方から責任らしき担当者が出て来て、その人達に挨拶しに来ておりました。 注射を終えて待機休憩場でもマスクはしているが大きな声で会話をしていたが、誰も注意しなかった。 会場を後にする時に、会場の市職員から無料の駐車券を受け取っておりました、市民は会場に来るのに自腹で交通費を払っているのに市職員は税金で駐車料金を受け取っている事に、違和感を感じましたが。</p>	<p>この度、コロナワクチン集団接種会場での市職員の態度に、ご不快な思いをさせていただきましたことを心よりお詫び申し上げます。 感染症拡大防止の対策として、声の大小に関わらず、会話を控えることは当然のことであり、今後、このようなことがないよう、注意喚起を徹底してまいります。 また、接種会場へは公共交通機関を利用していただくよう周知しておりますが、千里ニュータウンプラザにつきましては、施設利用者用の駐車場または駐輪場があり、利用された市民の方へ無料券を交付しております。</p>	保健センター	R3.7.19	R3.8.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	<p>続・片山公園にタイムカプセルが設置されてから30年が経過。開封時期の繰り上げのお願い。</p>	<p>7/19に回答を頂きましたが、Q4について投稿をした趣旨「説明板の汚れの原因を聞いているのでは無く、汚れの除去が必要」が理解して頂けなかったと思い、再度の投稿です。 【7/5の投稿(再掲)】 Q4:説明板が非常に汚れており、公園を毎日掃除しておられる方が、月に1度でもされたら良いかと考えます。 ・「平和と健康の鐘」の説明板が画像のように汚れていては、「平和と健康の鐘」の設置趣旨に反します。吹田市のイメージダウンになります。 【7/19の回答】(担当:公園みどり室) ・現地の説明版の確認を行いましたところ、表面の汚れに見えるのは、表面シートの劣化によるもののようです。設置後30年を経過し、清掃ではきれいにならないものです。 ⇒「平和と健康の鐘」の説明板が画像のように非常に汚れていて、文字が大変読み難いです。「平和と健康の鐘」の設置趣旨に反しませんか？ シティプロモーション推進室は、現地を確認されましたのでしょうか？説明板を今後どのようにされるのかの考えを、お聞かせ願えませんか？。「説明板」は、モニュメントが、ここに存在する限り未来永劫に必要と考えます。 【補足】 ※説明板の汚れについては、昨年3月に、公園みどり室の主査の方に、直接画像で説明をさせて頂いております。先般の投稿の際に、汚れが1年余り経過しているのに、改善されていなかったためQ4として投稿したものです。 ※写真は公表しておりません。</p>	<p>シティプロモーション推進室においても現地を確認しております。 こちらの記念モニュメントは公園みどり室が管理をしていることから、同室に説明版の維持管理について確認をしています。令和3年7月19日付け回答のとおり、説明版の表面の汚れに見えるものは劣化によるものではありますが、現時点で修繕の予定はありません。</p>	<p>シティプロモーション推進室</p>	<p>R3.7.21</p>	<p>R3.8.4</p>
31	<p>市報について</p>	<p>吹田市の市報の表紙ですが、吹田らしさが全くありません。8月号はこどもですが、子供のアップでなぜそれが必要なのですか？紫金山公園で撮影したそうですがそれなら公園名を載せ、吹田市にはこういう場所があると表記した方がいいのではないですか？市の観光地等吹田の良い所や市長等を市報に掲載すればいいのでは毎月市報を見て感じます。それとそのこどもとお母さんは市役所の職員もしくは関係者と聞きましたか？事実ですか？もし事実なら市報の私物化ではないですか？彼らが必要な根拠は何ですか？いくら吹田市在住の職員等でもモデルを使うなら広く市民から募集する方が疑われなくていいのではないですか？不公平ではないですか？市役所の職員は特別ですか？納得できません。スケジュール云々と言いつつ聞いていましたがそれならモデルを使わない方法もあったはずですが。こどもなら他の市にも府県にも国にもいます。吹田の市報の表紙なのに『すいた』の言葉を他市に置き換えたなら他市の市報になるような写真や絵ばかり毎月掲載されています。市役所の職員は吹田が嫌いなのですか？市報の私物化はやめてください！あと、賞獲得のためのデザインはやめてください。回答を求めます。</p>	<p>この度は、市報の表紙に関しまして貴重なご意見をいただきありがとうございます。市報の表紙デザインにつきましては、手に取ってもらいやすいように、季節や特集記事の内容によってテーマを決定しています。今回の8月号の表紙は季節である夏をテーマとしてスイカと子供を撮影しました。今後は、いただきましたご意見も参考にしながら、より良い市報の作成に努めてまいります。</p>	<p>広報課</p>	<p>R3.7.30</p>	<p>R3.8.2</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	市報について	<p>前回、市報の件で問い合わせしましたが、回答に納得出来ず再度電話で連絡しましたが全然納得できないので再度問い合わせします。〇〇さんより上の方よりの回答をお願いします。彼の回答は全然受け入れられません。子供の人選ですがなぜ職員の子供なのですか？市報の表紙を私物化するのはおかしくないですか？市民を含め幅広く選ぶべきではないですか？不公平です。なぜ市報は毎回吹田らしさがないのですか？子供のアップやスイカが必要ですか？それなら、市内の公園で遊んでる子供がスイカ食べてるほうがましです。その公園名があれば市内の紹介になります。意見を参考に云々と毎回答えませんが絶対採用されません。いろいろ考えがあるのは分かりますが、市報なので吹田らしさが他市に比べて全くありません。賞目当てにしか見れません。改善を求めます。</p>	<p>市報の表紙に関しましては、季節や特集記事の内容に併せて、普段は市報をご覧にならない方にも、見ていただけるように毎月テーマを設定し、テーマに応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。</p> <p>8月号のテーマは夏をイメージしてスイカと子供を撮影、デザインし作成いたしました。</p> <p>人物撮影の選考に関しましては、施設やイベントなどをテーマとして撮影する際には、お越しいただいている市民の方をお願いをし、撮影させていただいておりますが、季節などをテーマとし撮影をする場合は、お時間をいただくことや構図とおりのポーズをお願いすることから事前に市の関係者等にお声がけを行っています。</p> <p>さまざまなご意見があると思いますが、いただきましたご意見を参考に、市内の魅力を伝えるなど企画内容の検討を行い、より吹田市を知っていただけるような市報の作成に努めてまいります。</p>	広報課	R3.8.3	R3.8.10
33	マイナンバーカード交付の件	<p>マイナンバーカード交付を予約しようとしたが、8月中は×印ばかりで予約が取れません。会社員なので、8月しか平日に休めません。土曜日にも受付されてますが、×印ばかりです。政府が推奨しているマイナンバーカードなのに、これでは受け取ることが不可能です。希望日時が×なのは仕方ないですが、8月中ずっと×はどう考えても絶対おかしい。交付しないと云っているとしか思えません。人を増やすとか、夜間も受け付けるとか何か対策をお願いします。民間企業なら、営業時間中に対応できなければ、夜間でも休みでも対応します。</p> <p>私は交付が受けられないのでしょうか？</p>	<p>個人番号カードにつきましては、現在総務省が実施しておりますマイナンバーポイント事業の影響により申請数が急増しており、予約枠増設や臨時開庁を行っておりますがご予約がお取りいただけない状況となっております。そのため、平日、土曜日に関わらず、ご予約の方が優先となります。ご予約なしでも受付を行っております。</p> <p>マイナンバーカードをお受けとりになられた方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力お願いいたします。</p>	市民課	R3.8.10	R3.8.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	市報について	<p>市報のことで回答をいただきましたがやはり納得理解できません。人物撮影の選考について、時間が掛かることと構図どおりのポーズをお願いするからなぜ市役所の職員等でなければいけないのか分かりません。別に時間が掛かることを事前に説明し承して貰えばいいだけではないですか？それこそ市報で市民に募集をかければいいではないですか？市報は職員の家族専用の写真集ではないです。人物を使わない方法もあります。</p> <p>テーマや特集記事云々について仰っている意味はわかりますが、吹田らしさが全然あの表紙にはありません。子供のアップを使うぐらいなら、市内の公園で笑って遊んでる姿や市内の公園でスイカを食べてる写真を撮った方が市報らしいです。何度も言いますが、市報を作る方は吹田市が嫌いなのではないですか？市内の魅力と書かれていましたが今までありましたか？足上げおばさんと吹田は何の関係があるのですか？自分の財布で写真集を作るなら好きにやってください。市報の原資は税金ですよ。すいたという言葉を外せば他市でも使える写真はおかしくないですか？</p> <p>回答には納得できることはありません。お金の使い方を間違っています。色々意見と書かれていますが、一度も人の意見を聞いてもらっていませんよ。あなた方たちの方が自分たちの考えを市民に押し付けていませんか？文句言われても言い訳ばかりで見苦しいです。市民のための市報であり、職員の写真集ではありません。賞が欲しいなら自分達の趣味で取るか、吹田らしい市報で取ればいいと思いますけど・・・。</p>	<p>市報の表紙に関しましては、季節や特集記事の内容に併せて、毎月テーマを設定し、作成しており、普段市報をご覧になられない方にも、目にしていただけるように、テーマに応じてインパクトのあるデザインを心がけて作成しております。</p> <p>人物撮影の選考に関しましては、先日回答させていただいた理由により選考しております。</p> <p>8月号の表紙につきましては、〇〇様のご意見のほかにも、夏らしくてとてもいいといった等のご意見も複数いただいております。さまざまなご意見があることからすべての方にご納得いただけるデザインを作成することは困難ではございますが、いただきましたご意見を参考に、市民の方々に寄り添った市報の作成に努めてまいります。</p>	広報課	R3.8.11	R3.8.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
35	吹田市上山田の〇〇について	<p>吹田市上山田に〇〇がありますが、その〇〇周囲に非常に路上喫煙者が多いです。吹田市は路上喫煙禁止という条例があるかと思いますがお構いなしでいます。</p> <p>なのでこの〇〇のオーナーに対策をお願いするように連絡をしたのですが、少しの張り紙をするだけでほとんど変化はありません。一度目の連絡が2021/3/19、これで一部禁煙の小さな紙を貼りだしたもののほぼ効果なし。二度目の連絡が2021/6/21、この時は紙を2枚増やしただけというお粗末な対応をされて同じく効果は変わらず。</p> <p>周辺に住んでいる者として非常に迷惑です。以前は豊中市に住んでいたのですが、吹田市は路上喫煙禁止という条例があり、住みやすい街だと思って引っ越してきました。にも関わらずこのような状況で非常に残念に思っています。</p> <p>市政からの指導や場合によっては業務停止措置など、明確な対応をするようにお願いします。</p>	<p>御承知のとおり、本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(阪急北千里駅周辺など市内9カ所)を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区(以下、「重点地区等」と省略します。)に指定しており、重点地区等での違反行為に対して環境美化指導員の指導、勧告に従わない場合、過料2000円を徴収することができますと規定しております。</p> <p>迷惑な思いをされているところ、大変心苦しいところですが、御指摘の上山田の〇〇周辺につきましては、重点地区等に指定しておりませんので、通行の妨げとならない場所で立ち止まり、吸い殻入れを使用した喫煙は禁止されておられません。</p> <p>今後も市民、事業者と連携し、環境美化の推進に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:環境政策室)</p> <p>御指摘いただきました場所における喫煙につきまして、現在の健康増進法において法の対象外であり、行政としましては指導等の対応は困難でございます。しかしながら、令和3年8月18日に現場確認を行い、当該施設の管理権原者ともお話ししたところ、管理権原者の判断で敷地内全面禁煙としており、注意喚起のチラシ掲示、喫煙されている方を見かけた際の注意は既に実施していただいているとのことでした。法の対象外によるたばこの煙により困っておられる方々の実情を踏まえ、本市で作成した「スモークフリーシティ(煙のないまち)・すいた」のポスターを当該施設にも送付いたしました。引き続き望まない受動喫煙を防止するため啓発を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。 (担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R3.8.11	R3.8.23
36	市報の表紙について	<p>回答を受け取りましたが、前回と全く同じ回答で到底納得できません。人選についてどうして時間が掛かるから等から市役所の職員等から選ぶ理由が分かりません。</p> <p>表紙のデザインについても夏らしくていいと他の人の感想をあげていましたが、あなた方はいつも自分達が作ったデザインに賛成してくれた人のことを持ち上げ反対の人の意見は絶対聞かないようにしています。今まで何回も電話したり投稿しても改善されません。全ての人に納得されないと言い訳していますが、市民から批判されると意固地になり絶対意見に耳を傾けないですね？前回もいいましたが、子供でも全然構いません。ただアップにする必要はあるのですか？吹田市の表紙ですよ？吹田が嫌いな人が市役所にいるとしか思えません。市報は写真集ではないですよ。賛成意見、反対意見両方に耳を傾けて下さい。それがあなた方の仕事ではないですか？今のあなた方の対応は反対意見には絶対聞かないとしかとれない対応しています。前回こちらが再度反論するのに今回の回答が手を抜いていることからも分かります。どこを向いて仕事しているのですか？市民ではなく自分自身ですか？回答するのが嫌なら、他の人でもいいですよ。吹田らしい表紙をお願いします。</p>	<p>人物選考につきましては、事前に日程調整を行っていても、天気等により日程が変更になる場合があり、複数日程の確保や長時間の拘束等のご負担を市民の方にお願ひすることとなることから、公募等ではなく市の関係者に声かけを行いました。</p> <p>今後の人物選考につきましては、ご負担や日程調整の可否を加味し、できる限り広くの方にご協力いただけるように努めてまいります。</p> <p>市報の表紙に関しましては、前回も回答いたしましたとおり、季節や特集記事の内容に併せて、毎月テーマを設定し、作成しており、普段市報をご覧になられない方にも、目にしていただけるように、テーマに応じてインパクトのあるデザインを心がけて作成しております。</p> <p>市報8月号は夏をテーマとして子どもとスイカを撮影し、風景の一部として子どもとスイカを撮影するのではなく、アップにすることでよりインパクトのある表紙になるようにと作成いたしました。</p> <p>この度いただきましたご意見を今後の紙面づくりの参考にし、より吹田らしさが伝わる市報を作成できるよう努めてまいります。</p> <p>どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	広報課	R3.8.16	R3.8.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	後藤市長の声 が聞こえず顔が 見えません	吹田市の新規感染者数は鰻登りに増えますが、市長はたまたま市のHPで市長メッセージを出すだけ。HPを見ない市民には伝わらないし市は関与しない個人のSNSでも学校での感染を心配する保護者の質問は軒並み無視し、開設している意味がわかりません。 可燃ゴミの収集車のアナウンスを後藤市長の声にし、呼び掛けでもしたほうが市民に緊張感が伝わり感染予防になるのでは。	本市におきましても、感染者数が急増している状況を踏まえすと、国や大阪府・吹田市の状況を正しくお伝えすることが必要と認識しています。 新型コロナウイルス感染症への対応は有事の対応が必要であり、市民の皆様へ正確なリスクをお伝えし、相互に理解を深めることが重要であり、HPのほか、様々な情報発信の手段を使い、感染対策や行動変容をしていただくよう努めております。 ゴミ収集車によるアナウンスにつきましては、内容が聞き取りにくい、音がうるさいなどのご意見もいただいておりますので、簡潔な内容をより聞き取りやすい声でお伝えすることを重視しております。 市長のメッセージにつきましては、他のさまざまな媒体を活用して広くお伝えできるように努めてまいります。 (担当:危機管理室、広報課)	危機管理室、広報課	R3.8.20	R3.8.31
38	吹田市の公共 施設で国旗・市 旗がポールに 掲揚されていま すが、順序にば らつきがあり、 統一して下さ い。	国旗・市旗の掲揚の順序について、外側から見るのか、内側から見るのか、市条例に合わせて掲揚を、お願い致します。 1)【国旗が真ん中】本庁舎・メシアター・保健所・福祉会館・中央図書館。 2)【国旗が端】クリエイティブセンター・健都ライブラリー。 ※健都ライブラリーで、先日、“半旗”の状態。朝に通った時に「あれっ、どなたかが亡くなられたのかな?」。午後に通った時も同じ状態…3時間以上も…この状態。 ⇒国旗の取扱いは、慎重にされたし。市条例に合わせて掲揚を、お願い致します。 3)【国旗のみ。市旗は無し】吹田市民病院。小学校。 4)【施設建物の玄関入口に掲揚の場合】参考画像です。 ※写真は公表しておりません。	1) 国旗・市旗の掲揚順につきましては、条例や規則等による基準はなく、各施設長の判断に委ねられております。本庁舎につきましては、宣言旗を除き、施設外部から見て国旗が左、市旗が右になるよう掲揚しております。 (担当:総務室) 国旗・市旗の並び順は条例等で定められていないため、吹田市文化会館(メシアター)においては、施設の外部から見て中央に国旗、左側に市旗を掲揚しています。 (担当:文化スポーツ推進室) 国旗や市旗等の掲揚方法については、特に決まった法令等がなく、吹田市内におきましても現時点で明確な基準が存在しません。保健所では、外務省のHPで紹介されている「国際儀礼(プロトコル)の基本」や、上位の旗を左側の位置に置く慣例を参考にしています。 よって建物外側から向かって、真ん中のポールに最上位である国旗を、左側のポールに府旗を、右側のポールに市旗を掲揚しています。 (担当:保健医療室) 本市条例では掲揚に関する規定がないため、総合福祉会館は外側から見て正面向かって中央に国旗を、右側に市旗を掲揚しています。 (担当:総合福祉会館) 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がないため、慣例を参考に掲揚しております。中央図書館においては、3本のポールのうち中央を高くしているため、一番高い位置に国旗、左側に市旗を掲げております。 (担当:中央図書館) 2) 青少年クリエイティブセンターについては、向かって左から国旗、市旗を掲揚しております。 (担当:青少年クリエイティブセンター) 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がないため、慣例を参考に掲揚しております。健都ライブラリーにおいては、ポールの高さが同じであるため、建物に向かって左に国旗、右に市旗を掲揚しております。なお、8月6日広島原爆の日並びに8月15日終戦の日は、半旗で掲揚しておりました。(8月9日長崎原爆の日は台風による暴風警報発令中だったため掲揚しておりません。) (担当:中央図書館) 3) 市民病院は市の組織ではなく、地方独立行政法人であるため、旗の掲揚については規定するものがなく、また市旗の掲揚を義務付けていません。 国旗の取り扱いにつきましては、「弔意を示す」等の特段の事情がある場合を除き、半旗とならないよう注意を払います。 (担当:健康まちづくり室) 本市の小・中学校におきまして、国旗については常時掲揚としておりますが、その他の旗の掲揚についての取り決めはございません。 (担当:学校教育室)	総務室、文化スポーツ推進室、総合福祉会館、健康まちづくり室、保健医療室、学校教育室、中央図書館、青少年クリエイティブセンター	R3.8.23	R3.9.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	市報について	<p>8月27日に回答を頂きましたが、どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。人物選考ですが、市民への負担云々とありますが、それも説明した上で公募なら問題ないと思いますが、言い訳ばかりして市民へ開放をするつもりはないのですか？</p> <p>表紙ですが、何度も言いますが、夏に子供とスイカって誰が決めたのですか？別に吹田の公園で子供達が遊んでる姿でも吹田らしくなりますよ。見苦しい言い訳ばかりしないで市の職員の家族の子供を使いたかったと言えいいのでは？普段手にしない方にも見てもらうためにインパクトを与えるために書かれていましたが、それでは足上げおばさんと同レベルの発想です。吹田にも色々な公園や風景を出し、その中に人物を使い市民に手に取ってもらうように工夫すればいいだけです。</p> <p>私は自分や家族を載せて欲しいと言っているのではありません。市報の表紙がどこの市でも使えるような写真や絵等になっているのがおかしいと言っているだけです。市報はあなた方の写真集ではありません。市民の税金を使って写真を撮ったりするのなら市民にも写真や人物等公募にするなりチャンスを与えることが公平ではありませんか？緊急事態宣言等が出る時にあえて人物を載せるのも市民に不要不急の自粛をお願いしてるのにおかしくありませんか？</p> <p>言い訳や言い分の押し付けの回答だけでなく、真摯に市民の意見を聞くべきではありませんか？どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>人物選考に関しましては、前回回答いたしましたとおり、ご負担や日程調整の可否を加味し、できる限り広くの方にご協力いただけるように努めてまいります。</p> <p>市報の表紙につきましては、前回までに回答いたしましたとおり、季節や特集記事の内容に併せて、毎月テーマを設定し、普段市報をご覧にならない方にも、目にいただけるように、構図やデザインを作成しています。</p> <p>ご意見いただきました市の職員の子どもを撮影したいとの理由からデザイン等を決定しているわけではありません。</p> <p>この度いただきましたご意見を今後の紙面づくりの参考にし、より吹田らしさが伝わり手に取ってもらえる市報を作成できるよう努めてまいります。</p>	広報課	R3.8.27	R3.9.10
40	北千里駅周辺の不審者について	<p>9月23日16時頃、北千里駅のピアノ池に並行する府営5棟から府営1棟にかけての歩道で、ミッフィーに亀の絵が描かれたエコバッグを持ったマスクをしていない中年男の不審者が歩いており、一瞥すると当該男は私をずっと睨みながら歩いていた。この男についてはたまにこのあたりで遭遇するので付近の府営住宅の居住者と思われる。日に日に不審者が増え、治安が悪くなっているため警察への通報、警察による巡回等お願いいたします。</p>	<p>警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R3.9.24	R3.9.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	市報について	<p>以前市報について回答をもらいましたが、前回と同じ内容で納得できないので再度書きます。〇〇さんの回答は受け入れられませんので上の方からの回答を求めます。</p> <p>市報の人選についてですが、なぜ市の関係者でないといけないのですか？負担や日程等言い訳していますが答えになっていません。それらを説明して募集すればいいだけで自分達の仕事を盗られるのが嫌としか聞こえません。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出るもしくは出てなくても、コロナ禍の中市役所が密になる撮影をする必要がありますか？市民に対して不必要な外出を求めているのに…。</p> <p>デザインについてですが、夏だから子供って誰が決めたのですか？子供のアップは必要ですか？何回も言いますが吹田の市報でしょ？吹田の公園で子供達が遊んでるところや公園でスイカを食べているところならまだ吹田の市報と分かりますが、アップはなぜ必要なのでしょう？市報の中身を見て貰いたいから云々とありますが、それならその写真に吹田らしさを出せばいいだけではないですか？足上げおばさんは最低です。市の恥です。総合運動場等でやればまだよかったのに、スーパーでやるなんておかしくないですか？</p> <p>前回の回答の中で市の職員の子供を撮影したいからデザインを決定している云々とありますが、私はそんなことは聞いていません。市報に吹田らしさが無いと言い、紫金山公園で撮影したなら市民に対して子供のアップではなく吹田には紫金山公園を紹介できるようにすればいいのではと言っただけです。</p> <p>毎回回答を読んでも市の言うことに従えと思わせることに気づきます。なぜ市民は市報について参加できないのでしょうか？賞が目当てですか？他市みたいに絵にしたり、市民に写真を募集したりすることはできないのですか？市役所の関係者だけの人物写真なら自分達でお金出して写真集を出せばいいのではないですか？原資は税金です。職員は一步引いて対応すべきではありませんか？</p> <p>9月号は市の政策通りの写真で良かったと思います。</p>	<p>人物選考及び表紙デザインにつきましては、前回までに回答いたしましたとおりです。</p> <p>今後、いただきましたご意見を紙面づくりの参考にし、より吹田らしさが伝わり手に取ってもらえる市報を作成できるよう努めてまいります。</p>	広報課	R3.9.17	R3.10.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
42	吹田市在住の小学生に感謝	<p>マンホールカードを収集のため、21/9/20午後、配布箇所に向いました。(コロナワクチンは、2回接種済みです。)</p> <p>アンケートに氏名を記入させるのは初めてで戸惑いましたが、アンケート内容は的確で感心しました。</p> <p>カード掲載のマンホールを現地で確認するのは、愛好者には常套のようで、「このあたり」と示された地図を見せていただき、出発。しかし、見つかりませんでした。しかし、その後、地元の小中学生に声を掛けたところ、探してくれ、見つけることができました。この経緯は、私のFacebookに掲載済みです。</p> <p>初対面の困っている人物に対する対応のできる小学生に対する吹田市の教育には、関心致しました。ありがとうございました。</p> <p>初めて、この地域を歩きましたが、マラソンもしている私にとっては、極めてうらやましい環境でした。周回コースがあるようですので、これに1kmごとの距離表示があれば、理想的です。取り急ぎ、お礼まで。</p>	<p>マンホールカードは、マンホール蓋をきっかけに下水道に関心を持っていただく事を目的として配布しています。</p> <p>本市のマンホールカードの収集とデザインマンホールに関心を持っていただきありがとうございます。</p> <p>アンケートでは、吹田市の魅力発信を兼ねた内容にしております。</p> <p>また、吹田市には他にもデザインマンホールを設置しております。詳しくは、吹田市下水道部ホームページに掲載しております。</p> <p>(担当:経営室)</p> <p>平素より本市教育行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>貴重な御意見を賜りましたこと、感謝申し上げます。当該小学生にとっては自らの行動に誇りを持って、たいへん喜ばしいことであると思えます。保護者の家庭教育の充実によるお力が大きいこととは思いますが、本市の教育活動が子どもたちに少しでも寄与できておれば幸いです。</p> <p>御意見につきましては、当室のほか、必要に応じて学校や関係部署などとも共有の上、教育行政や学校教育の参考とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(担当:学校教育室)</p>	経営室、学校教育室	R3.9.21	R3.10.1
43	吹田市からの振込について	<p>こちらは、吹田市にある病院で経理をしています。</p> <p>毎月、吹田市からたくさん振込をいただいています。こちらから請求をだしているのですが、タイミングが一定でないということもあり、どの振込が誰の何の分かというのが、わからないことが多く、問い合わせをします。</p> <p>まず、会計課へ電話をし、〇月〇日の振込の件で…と問い合わせをし、担当部署を聞いて、転送してもらうか、担当者によって転送してもらえなければ、当該部署に連絡するという2段階必要となっています。</p> <p>他の市(例えば東大阪市や群馬県)は、振込名に数字とアルファベットを入れていただいているので、6A→〇〇課という対照表が公表されています。</p> <p>〇月〇日に誰分をいくら支払います。という支払通知書の発行をしていただくのが一番ですが、繁忙になると思うので、こちらからの問い合わせが一番早いのだとは思いますが、せめて他市のしているような工夫を検討していただけると幸いです。</p>	<p>本市の振込について、御不便をおかけして申し訳ございません。振込名義が「スイカケイカンリヤ」となっている振込につきましては、導入しているシステムの都合上、担当室課ごとに名義を変更して振込をする方法は出来かねますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。今回、頂いた御意見につきましては、今後システム改修等の機会で検討させていただきます。現在できる対応としましては、債権者登録をしている業者様に限りませんが、振込日以降に支払い担当室課や支払い内容が記載された口座振込通知書をお渡しすることができます。また、事前に切手を貼った封筒をいただければ郵送も対応させていただきます。なお、口座振込通知書を発行するにあたり、事前にシステム上での設定が必要となりますので、御入用の際はお手数ですが、会計室出納担当まで御連絡いただければ詳細について御説明させていただきます。</p>	会計室	R3.10.1	R3.10.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
44	市報について	<p>回答をいただきましたが、やはり納得できません。今回役職が上の方のでしたが、前回と同じだからと言いつつ短すぎます。市民の意見を軽視しているのですか？あなた方は批判されると必ず挑発と取れるように再演しますね。10月号の市報についてですが、やはり納得できません。あなた方は批判されると意見を聞きませんか？図書館で女性が本を読んでいます、この女性は市の関係者ですか？この写真は価値観の押し付けに感じます。なぜ女性が必要なのですか？男性でもいいし、二人でもいいのではないですか？そして、いつも思うのですが表紙の下側に場所の表記があってもいいのではないのでしょうか？コロナ禍で人物を使わない方法もあるのではないですか？人物を使うなら市民に対しても門戸を開くべきです。あなた方の写真集ではありません。賞が欲しいなら他のことでやってください。</p>	<p>市報10月号の表紙につきましては、読書の秋をテーマに本の楽しみを再確認してもらえよう、図書館で施設利用者に協力いただき撮影しました。</p> <p>撮影場所につきましては、場所だけでなく撮影意図をお伝えするために5ページの目次で掲載しています。</p> <p>いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R3.10.4	R3.10.15
45	マイナビ転職フェア大阪担当者の杜撰な対応	<p>本日、当該イベントで貴市のブースに立ち寄りしました。</p> <p>その時は、説明が始まっていたので女性担当者(40代?)が「次の3時の説明回の頃合いを見て来て下さい。」から言われ別の場所で待っていました。</p> <p>7、8分前に立ち寄ると、「ブース前で待たないで下さい。」と言われまた別の場所で待たされました。開始数分前にもう一度行くと、「定員オーバー」で参加できませんでした。イベントの案内には、定員等も書いていませんでした。客観的に見ると、無計画で杜撰なブースだと思えます。しっかりとした説明をして頂きますようお願いいたします。</p>	<p>この度は、マイナビ転職フェアで本市ブースにお越しいただいたにもかかわらず、参加人数の制限等により、大変ご迷惑をおかけしました。</p> <p>今回の状況をイベント主催者と情報共有し、今後、同イベントにブースを出展する場合には、人数制限やお待ちいただくスペースなどの情報をどのように参加者の皆様に周知していくか、当日の運営で改善できることはないかなど、イベント主催者との事前調整に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>ご希望があれば、イベント当日にブースで行った説明を個別にさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>	人事室	R3.10.4	R3.10.15
46	見栄えが悪い、旧市民病院の看板一2か所ならびに詐欺防止の幟一2か所の撤去のお願い	<p>1-旧市民病院が移転後、3年近くになりますが、未だに病院へのアクセスの案内看板が。中途半端な文字の消込で、見栄えが悪いです。信号待ちで停車の時に、目障りですので撤去願います。なお、掲示されているフェンスは、JR西のものと思われま。</p> <p>2-詐欺防止の幟が経年により破損、現在はポールのみで加えて、ポールの取り付け部が外れて傾斜。</p> <p>台風などの強風時に、吹き飛んで人身災害の危険性があります。ポールの頂部には、幟の支持用の針金も危険です。</p> <p>3-詐欺防止の幟がフェンスに掲示されていますが、経年により破損・劣化。見栄えが悪いので撤去願います。</p> <p>Q;詐欺防止の幟の設置・維持管理の責任者は、誰になりますか？。また、この幟は、屋外広告物規制の対象となるのか確認を願います。</p> <p>屋外広告物の条例は、環境面での見栄えと安全管理を目的とされていると思っております。今後の取付方法と、維持管理をどのようにされますか？</p> <p>※参考画像一4:数年前の台風時に市役所での幟が強風により破損。またポール上部が千切れて吹き飛ばされていました。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>1 本件につきまして、市立吹田市民病院へ伝え、すぐに案内看板を撤去していただきました。</p> <p>今後、同様のことがないよう、市民病院へお伝えしております。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>2、3 以下のように対応しました。</p> <p><添付画像2・3・4></p> <p>現地を確認しましたが、当該広告物は既に除却済みでした。(担当:都市計画室)</p> <p>Q 添付いただいた画像2及び3の広告物については、設置者、管理責任者を特定することができませんでした。また、画像4の設置者は吹田市です。</p> <p>当該広告物は吹田市屋外広告物条例の規制対象であり、著しく破損したもの、老朽化したもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものなどは「禁止広告物」に該当します。このような広告物に関しては、補修、除却その他必要な措置を行うよう指導し、本市の屋外広告物についても良好な状態に保持してまいります。(担当:都市計画室)</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	健康まちづくり室、都市計画室	R3.10.7	R3.10.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	市役所での献血時の駐車サービスの対応について	8/31に市役所の献血バスで献血後に駐車サービスを受けようとしたら、7階で受け付けていると申し訳なさそうに言われた。仕方なく7階まで出向くと当該課では職員3、4名が雑談している様子で、彼らより遠い位置の職員がサービス券を発行してくれたが、本当に献血したかどうか値踏みされたと感じられた。日赤の方々はこちらが恐縮するほど丁寧で、献血の善意を無駄にしない気概に満ちていたのに比べて、市役所の対応は全くなっていない。献血受付付近で駐車サービスを提供すれば済む話だが、職員1名を常駐させる余裕もないのか。	〇〇様、ご指摘ありがとうございました。この度は、駐車サービス券の発行対応にあたり、ご不便・ご不快な思いをさせてしまいましたこととお詫び申し上げます。 今後、さらに市民の皆様が気持ちよく献血にご協力いただけるような接遇に努めますとともに、血液センターのスタッフ等にお声かけいただきましたら、当室までお越しいただくことなく対応できるよう改善してまいります。	福祉総務室	R3.10.14	R3.10.28
48	続・見栄えが悪い、特殊詐欺防止の幟2か所の撤去のお願い	吹田市から回答を頂きましたが、疑問点があります。 【10/18市回答】現地を確認しましたが、当該広告物は既に除却済みで、設置者、管理責任者を特定することができませんでした。 ・投稿前の10/2に現地確認済み(撮影画像2の右下と画像3)です。急な除却は考えられないので、市の誰かが内部で連絡をされたのかも・・・添付画像ポール参照 ・吹田市のHPで“特殊詐欺”で検索すると、“市民部・市民総務室”が、特殊詐欺に注意！のサイトがあります。 →参考画像を添付しておきます(撮影:2019年2月15日)。※特殊詐欺防止の幟には、「吹田市・吹田防犯協会・吹田警察」の文字があります。※投稿画像と同一場所 →幟の設置時の稟議書(2018年度)に、設置者・設置場所・設置方法などが記載されていると思います。 ・⇒吹田市域で他の箇所でも、今回投稿したような不安全・見栄えが悪くなっていると考えられますので、善処願います。 ※併せて、屋外広告物の条例に該当することから、今後の掲示方法の検討も、お願いします。 ※写真は公表しておりません。	1 確認しましたが、除却した者等を特定することはできませんでした。 (担当:都市計画室) 2 特殊詐欺防止ののぼり旗の管理については、設置者に必要な補修を含め、適切な管理を行うよう周知・指導を行ってまいります。 (担当:危機管理室) 3 著しく破損したもの、老朽化したもの、道路交通安全を阻害するおそれのあるものなど、吹田市屋外広告物条例に違反する広告物に関しては、補修、除却その他必要な措置を行うよう指導してまいります。 (担当:都市計画室)	危機管理室、都市計画室	R3.10.22	R3.10.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
49	選挙時の市民および投票者の安全の確保のお願い	<p>選挙時の立候補者の掲示場や投票所の不安全状況について、今まで気付いた時に選挙管理委員会に連絡しておりますが、改善がされない状況なので、投稿します。</p> <p>1) 掲示場が、画像1のように、センターラインが無い車道幅員6mの路肩に設置されていますが、歩道が無く交通量も幹線道路の裏道でもあり、比較的多いです。制限速度が20kmですが、守っている車は皆無です。通行人は、JR研修センターと老人ホーム側でも有り、皆無に等しいです。掲示場へは、向かい側の歩道からは、歩車道境界の植樹帯を越えて車道を渡る必要が有ります。選挙管理委員会の感性に疑問が…。道路向かいの大和大学の柵に取付の交渉をされて、速やかに移設されてはどうですか？</p> <p>2) 掲示場の支柱の取付の鉄線の端末処理方法が悪くて、歩行者側に突き出しており、危険です。2か所の右・左のように、作業員の方で鉄線の端末の処理方法が異なり、安全意識に差が。</p> <p>3) 園児や幼児は柵側を歩きます。画像の右中のように下肢に障がいがある方は、柵を伝って歩かれます。狭い道路で車が通ると歩行者は柵側に寄ります。学童は、道路端を歩く習性があるので、掲示場の設置時には、針金の端末処理が不十分だと怪我の恐れが有ります。</p> <p>4) 掲示板を設置する時に、施設の元々の案内表示(自転車置き場はこちら)を覆い隠しています。→もう20cm右側に寄せれば良いものを…</p> <p>【お願い】掲示場の設置の発注時には、施工業者に作業時の留意点の指示が必要。業者への指示内容は、文書に“安全”の文字を記載だけでは無く、安全に対する双方の意識の齟齬を防ぐためにも、図示など具体的な方法を要望します。</p> <p>5) 吹田市の掲示板には、東京(画像下)のよう「投票日・投票時間・期日前投票」の文字が有りません。新しく、有権者になられた市民がおられる事から、投票率の向上を考えると投票に最低限の必要情報は、記載の必要が有ると考えます。選挙管理委員会の責務か…。</p> <p>6) 投票所には、高齢者も多く来られます。選挙管理委員会の方は、ご自分の両親や祖父母をイメージされて安全対策を、お願いします。投票所に入るまでに階段が2段あり、2段目の奥行きは、1段目よりも狭いです。加えて前面に引き戸が。また2段目には、グリーンマットが敷いて有りますが、マットが固定されていなければ、もし足の置き方が悪くてずれた時に、高齢者の方が転倒・骨折という最悪の場面が予想。「高齢者ご夫婦の会話」・奥様「お父さん、ちょっと怖いわ〜」。ご主人「右側の柵に手を掛けて上がったら…」→杖を左手に持ち替えて上げられました。 ※右側の引き戸を仮外しされたらどうでしょうか？</p> <p>【お願い】吹田市には、多くの掲示場や投票所が有ります。一度、全ての掲示場・投票所の安全確認をされませんか？</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>このたびは、ポスター掲示場の記載及び適切な設置、投票所における安全確保につきまして、詳細に御指示、御提案いただき誠にありがとうございます。</p> <p>〇〇様の御意見を局内で共有し、次回以降の選挙の改善に活かしていきたいと思っております。</p>	選挙管理委員会事務局	R3.10.25	R3.11.5
50	せんちゅう芝生Night Theaterの広報について	<p>市報すいた令和3年11月号を拝見しました。</p> <p>以下のホームページに記載されている「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」が市報に掲載されていないのは何故でしょうか。(現在は公開終了)</p> <p>市報には挿絵も入っており、文字数制限に影響がでないと思われそうです。</p> <p>ホームページには詳細が載っておりますが、市報で興味を抱かなければ、ホームページまで辿り着けません。</p> <p>多様性を謳っていること、「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」があることは市民にとっても有益な情報であると考えます。前回の意見がそもそも引き継がれていたのか、なぜ掲載されなかったのか経緯の説明と今後の対策を教えてください。</p> <p>これまで何度か開催されているようですが、市報へ掲載されているかどうか見落としていたようで、ご指摘が遅くなりました。</p> <p>てっきり、次回以降反映いただけると信じていたのですが、もし以前のやりとり以降に「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」が掲載されなかったのであれば、その経緯も教えてください。</p>	<p>市報すいた11月号掲載の「せんちゅう芝生Night Theater」の記事における「日本語吹替&バリアフリー用日本語字幕」表記に関しまして、ご要望をいただいていたにもかかわらず掲載が漏れてしまい、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>本件につきましては、令和元年度(2019年度)にご要望いただいたところですが、本イベントが新型コロナウイルスの影響で開催できず、市報での広報を長期間実施していなかった間、複数の担当者が異動になり、引継ぎができていなかったことが原因と考えております。</p> <p>今回の記事が以前ご要望をいただいて以降最初の記事となりますが、この度の件を踏まえ、マニュアルを作成し改めて周知徹底したところであり、今後このようなことがないように努めてまいります。</p> <p>今後とも吹田市政府へのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p>	計画調整室	R3.11.2	R3.11.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
51	市報について	11月の市報を見て、以前から何度も改善を求めています、ようやくお願いしていた吹田らしさが出てきたと感じました。ただ、写真ごとの下側に地名や名称を記載した方が分かりやすかつと思います。あと一つ疑問なのは、夏もありましたがどうして子供のアップが必要なのでしょうか？公募はされたのでしょうか？先月も現地をお願いしたと回答されましたがなぜ市報で市民から募集されないのですか？本当に現地で声を掛けたのたら以前からも出来たはずです。既得権益を手放すのは嫌ですか？あなた方は黒子として一步下がり、市民に機会を与えるべきです。市報は市民に対して市政や取り組みを伝える場です。あなた方の価値観を押しつける場ではありません、再考改善を求めます。他市でも使える市報ではなく吹田らしい市報を求めます。	市報11月号の表紙につきましては、すいかレ2022をテーマに、優秀賞、入選の写真と並べ選んでいる様子をイメージして作成いたしました。すいかレは市内で撮影した写真を募集し、応募作品の中から写真を選びカレンダーの作成を行っている企画であり、ご意見いただきました子供のアップの写真につきましても、募集し選ばれた優秀賞作品の一つです。 市民への機会の提供につきましては、市報の表紙は特集や季節などテーマを決めて作成しており、市報の内容などに応じて決定しているため、作成、募集期間を考慮し、写真や人物を公募することは考えておりません。 ただし、施設やイベントなどをテーマとして撮影する際には、できる限りお越しいただいている方をお願いをし、市民の方にご参加いただけるよう撮影を行っています。 いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。	広報課	R3.11.4	R3.11.18
52	後藤市長はコロナで困っている人への対策を行わないのはなぜか？	他の自治体はコロナで困っている事業者や市民に独自の支援を行ったり市民の事を考えているのに対し、吹田市の後藤市長は国の政策をそのまま行っているだけで吹田市特有の支援を何も行っていないのはなぜでしょうか？ 天を下りを復活させたり市長自身の退職金を吹田市より大きななどの自治体の市長よりも多額に設定し後藤市長は自分の利権しか考えていないようにしか見えません。 そここのところを詳しく説明してください。	本市における新型コロナウイルス感染症に対する支援策につきましては、「新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプラン」として取りまとめ、市民生活や事業活動等を支援するための取組を実施してきたところです。 令和2年度に実施した41の取組で申し上げますと、小学校給食費の無償化、ひとり親世帯や新生児のいる世帯に対する給付金の支給、小規模事業者応援金の支給、プレミアム付商品券の販売など、半数程度は本市独自の取組となっております。 今後も引き続き、感染状況を見極めながら、必要な支援策について検討してまいります。	企画財政室	R3.11.15	R3.11.24
53	吹田市報の後藤市長コラムについて	吹田市報に毎月市長のコラムが掲載されますが、あれは必要でしょうか。後藤市長宛てに市民の声を書いても回答は無く、ツイッターやInstagramでは市民をブロックしたりミュートしたり意見を聞かない。市民の声に他の方も書きこまれています、いくら市が管轄しないとは言えその市民の声に対応するのは市役所の方ですから市長はSNSを止めてはどうでしょうか。一方通行なよくわからないコラムより市民の声から質問に答える形式にして市長のお悩み相談室にでも変えてはどうですか？	市長コラムのこもれば通りは、市長が取り組もうとしていることや、暮らしの身近なテーマについての考えや思いをわかりやすくお伝えするために掲載しております。 いただきましたご意見を参考に今後の紙面づくりに努めてまいります。	広報課	R3.11.17	R3.11.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	せんちゆう芝生 Night Theaterの 広報について (追記)	(No.377の続き) 公文書として回答を出されたこと、組織としてきちんと対応いただけたと のことで、ありがたく思います。 内容を拝見すると、今回の記事掲載において議論が全く行われていな かったと受け止めました。 次回以降については対応を徹底するとのことですが、今回については 今から広報を行わないのでしょうか。 以下、どちらかの対応をお願いします。 1、FacebookやLINE等で再度周知を図る 2、市民の声に、今回の対応を公表する 当該イベントは既に定員に達していると承知しておりますが、イベント はまだ実施されておられません。 まだ終わっていない話です。早急にご対応をお願いします。	Facebook やLINE 等のSNS での再周知につきましては、ご要望いただ いた翌日の令和3年(2021年)11月3日には本イベントの受付が終了し たため、多くの方々へ混乱を招く可能性を考慮し、関係課と協議した結 果、実施しない判断をいたしました。 また、本イベントは人数制限を設けているため、広報は市報及びホー ムページのみに留めており、ホームページには「日本語吹替&バリアフ リー用日本語字幕」を記載して おりましたため、令和3年(2021年)11月12日付で再発防止に向けて 取り組む旨、回答させていただきました。 本件につきましては、市民の声へ公開させていただきます。 今後とも吹田市行政へのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	計画調整室	R3.11.15	R3.11.30
55	市報について	回答をいただきましたが、やはり納得できません。市報の作成募集期 間を考慮し、公募はしない云々と書かれていますが、それが市役所職員 の家族身内等を使う言い訳になるのですか？あらかじめテーマを決め それに応じて公募すればいいだけで、あなた方の既得権益を奪われたく ないだけの言い訳にしか聞こえません。そんなに市民から意見を言われる のが不愉快ですか？くだらない足上げおばさんとか、子供の顔のアップ 写真等自分達の価値観を押し付ける表紙を掲載し、意見を書かれると 参考にしますといい、結局何も変わらない、これが何年も続いています。 何回も言いますが、市報に吹田らしさがありません。職員の方は吹田が 嫌いなのですか？地元の人はいないのですか？いなくてもこの市でも 使える写真ばかりでそれを市報の表紙として市民の税金で行う必要が ありますか？写真のモデルも市の関係者等や施設でたまたまいた人 を使う、これは公平公正ではないと思います が…。再考を求めます。	市報の表紙デザインにつきましては、前回は回答いたしましたとおり、 特集内容や季節などテーマを決めて作成しております。 市報の内容はできる限り最新の情報をお届けするために、印刷直前ま で内容を精査しており、あらかじめテーマを決めて写真や人物を公募す ることは困難であると考えております。 吹田らしさにつきましては、特集や季節などのテーマに応じて、より吹 田らしさを伝えていけるように努めてまいります。 いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。	広報課	R3.11.18	R3.12.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
56	道路に関する不具合ヶ所の改修のお願い。5件	<p>1) 電柱に取り付けの「交通安全の巻付けシート看板」の文字が退色、白色化で文字が消えています。 ・千里山西5—5—6。 ※3/2に市に同様の不具合ヶ所18か所の情報提供をしております。</p> <p>2) 街路灯が昼間も点灯。電気の無駄な使用。 ・千里山駅～第一噴水間の3基。 ⇒道路向かい側の街路灯は、正常に消えています。 ※1/22に市にメールをしたヶ所です。</p> <p>3) 外灯が夜間に点灯していません。 ・山手町1—1 JR西研修センターの西側。 ※LED照明は、寿命が長いといわれているのに何故？</p> <p>4) 道路の側溝内に土砂が堆積、草が生えています。雨天時には家屋側の雨水は、全て道路に。歩道の通行者は、車の泥はね運転の被害が… ・片山町2—13 旧市民病院の裏口。</p> <p>5) 電柱に取り付けの住所表示板が、車の接触により浮き上がり。 ・片山町2—13 旧市民病院の裏口。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>1) ご連絡頂きましてありがとうございます。 シート看板につきましては、現地調査し適切に対応いたします。 (担当:総務交通室)</p> <p>2) ご指摘いただいた不具合箇所について、昼間は消灯し、夜間は点灯するように調整中のため、現在は昼間も点灯したままになっております。 (担当:道路室)</p> <p>3) ご指摘いただいた不具合箇所について、暗さを感知するセンサーである自動点滅器を交換し、正常に点灯することを確認いたしました。 (担当:道路室)</p> <p>4) ご指摘いただいた不具合箇所について、12月中に堆積した土砂及び草の除去を行いますので、今しばらくお待ちくださいますようお願い申し上げます。 (担当:道路室)</p> <p>5) 御指摘を受けて、令和3年11月26日午後に現地確認し、放置すれば危険であると判断し、別紙のとおり補修いたしました。 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。 (担当:市民課)</p> <p>※別紙及び写真は公表しておりません。</p>	市民課、総務交通室、道路室	R3.11.24	R3.12.6
57	吹田市の施設憩いの家	<p>吹田市の岸部にある「憩いの家」ですが、施設自体必要ですか？すぐ隣に住んでるから分かるのですが、殆ど稼働してない施設なのに、調べると事務員を雇っていたり、消防設備点検とかで毎日フラフラと他から来る人が多分30分ぐらいの点検？か何かわからない見回りで、年に300万の給料が支払われていたり、税金の無駄遣い以外の何物でもないじゃないですか？</p> <p>後、私がなぜ調べるに至ったかと言うと、植木の剪定を年に2回ぐらいやってるのですが、業者がチェーンソーを使って一日中するので、騒音でテレビの声も聞こえないと憩いの家に苦情を入れたのですが、一向に改善しない！シルバー人材センターを使って手で剪定するとか、困っている人達に協力するとか方法はいくらかもあるはずと提案しても改善しようとしませんか？業者と癒着してるのかとも疑いたくなる！</p> <p>施設自体、月に一度、それも何時間か稼働してるような状況で、維持費用を使ってるのが全く無駄な施設！</p>	<p>吹田市立高齢者いこいの家は、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供し、高齢者の相互交流と社会参加を促進するとともに、高齢者の自立支援を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、設置しています。</p> <p>当該施設では、設置目的に基づき、講座の開催等を行っています。利用者からは、講座で教養が向上した、毎日楽しく利用している、という声をいただいております。施設利用をきっかけに高齢者の教養の向上、生きがいづくり等に繋がっていることから、施設の必要性はあると考えています。</p> <p>また、令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閉館していた時期もございますが、現在では、年末年始・祝休日を除く、月曜日から土曜日午前9時から午後5時30分まで開館しています。</p> <p>剪定業務の実施方法につきましては、曜日や作業時間等、可能な限り影響のないよう、引き続き配慮してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	高齢福祉室	R3.12.3	R3.12.8
58	後藤市長の嘘暴言が世界に拡散	<p>大きな樹々は酸素供給などしていないので「伐採する」… 後藤市長は〇〇大学で税金使って何を学んだのか。 担当教授は啼いている 後藤市長の暴言暴挙が世界中に伝播されるであろう。</p>	<p>ご指摘いただいております市長の発言に関しまして、「大きな樹々は酸素供給をしていない」と発言したのではなく、樹木の二酸化炭素排出量は一定の成長を遂げた後に増加する旨の発言したものであり、公園樹木の伐採に関しましては、酸素供給量により判断するものではございません。</p>	秘書課	R3.11.29	R3.12.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
59	子育て世帯への臨時特別給付金、児童手当の仕組みについて	<p>標題の件、所得制限を設けることに大いに疑問を感じます。「子育て世帯への」となっているにも関わらず親の所得によって、同じ吹田市民であることの間で不公平感が出ることについてどう考えておられますか？政府の子育て世帯への10万円給付でも問題になった所得制限ですが、吹田市でも同じようにおかしなことをされるのですか？この給付は何の目的で行うものなのかをはっきりさせてください。そして、所得制限を設けるなら世帯年収で線引きをしないと不公平です。そんな制度なら無い方がよっぽど良いと思います。</p> <p>給付目的の明確化と所得制限の線引きについて公平性が担保できるように制度設計をすべきです。</p> <p>同じく、現在の児童手当の所得制限に関しても早急に改善して頂きたいです。</p>	<p>この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。次に、児童手当の所得制限については、児童手当法第5条に定められていることから、児童手当がより良い制度となるよう国に要望してまいります。</p>	子育て給付課	R3.12.7	R3.12.21
60	子育て世代10万円給付の件(所得制限)	<p>先日自治体によっては子育て世代への10万円給付に対する所得制限を設けなくて良いというニュースがあったかと思えます。私は一律に所得が多ければ裕福、低ければ貧困というわけではないと考えております。(例えば親からの支援の有無、持ち家の有無等)むしろ所得制限があるため、普段から児童手当を受け取れない世帯の方が苦しいというパターンもあるかと思えます。</p> <p>今後吹田市として所得制限を外すことは検討されているのでしょうか。吹田市は子育てに対してとても手厚い印象を持っており、日々助けられております。ありがとうございます。</p>	<p>この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。</p> <p>本市では、限られた財源を有効に活用し、現世代に必要な支出と将来世代に過度な負担を引き継がないようにすることを考えながら、持続可能な財政運営に努めているところです。子どもに係る施策では、これまでも、子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。この度の御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が実施可能なのか検討して参ります。</p>	子育て給付課	R3.12.15	R3.12.28
61	18歳以下給付金の所得制限について	<p>吹田市は18歳以下給付金10万円の親の所得制限は撤廃しないのでしょうか。大阪でも岬町は制限無しですべての18歳以下に配布するようです。子供が三人おり所得制限で児童手当も月5千円のみ、暮らしは得に楽ではありません。夫婦合算で1900万円所得があってももらえるのに一人が960万円越えたらもらえないこの不公平な仕組みを吹田市は採用するのですか？子供のためのお金なのに今の親の収入で差別するのがいじめのようです。吹田市も所得制限を撤廃して下さい。</p>	<p>この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。</p> <p>本市では、限られた財源を有効に活用し、現世代に必要な支出と将来世代に過度な負担を引き継がないようにすることを考えながら、持続可能な財政運営に努めているところです。子どもに係る施策では、これまでも、子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。この度の御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が実施可能なのか検討して参ります。</p>	子育て給付課	R3.12.16	R3.12.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
62	子育て世帯への臨時特別給付金について	<p>『所得制限反対』</p> <p>国が決定した18歳以下への10万円給付について強く怒りを感じている。なんでもかんでも所得制限、所得制限。もう聞き飽きた。子どもが生まれ、慣れない育児で不安定な精神状況の中、児童手当の所得制限の事を知った。当時の担当者は「ほとんどの方は対象となるので所得制限は気にしないでいいですよ」と言った。年収を提示すると「あつすみません。一応このような制度となっております」と訂正した。「ほとんどは受け取れるんだ。何で親の所得で子供が差別されるの?」と強烈な違和感を抱いた。その後も、累進での保育料。最大の8万円超え。未満児が2人いたら、12万円超え。平均保育料の乖離が基だしい。パート代のほうが安いのではないかと。そして、高校授業料無償化。所得制限対象世帯は公立高校の授業料すら自腹。かたや、所得制限内は私立まで無償化ときた。意味が分からない。実際、無償化対象世帯から、「勉強しなくても私立いけるから受験勉強は無理にさせない」と言った何のための無償化なのか分からない声や、「落ちても実質無償化で私立に行けるから公立をワンランク上げて挑戦する」という声が聞こえ、所得制限世帯は「私立に行かせる余裕はないから、確実に受かるレベルにランクを下げる」という。なんたる不公平だ。もはや平等に教育の機会を与えられていない。しかも、かなり理不尽な理由で。大学の奨学金だって、親の年収が1000万円相当以上だと、奨学金を借りることすらできない。年収があるからと言って必ず教育費を出せる世帯ばかりではない。親自身に奨学金の返済があったり、家族が病気だったり、介護が必要だったり。実際、高額療養費制度にも所得制限があり、平均的には8万円程度なのに。最大は月に26万円以上にもなる。障害児福祉サービスもそう。一般的には4600円だが、所得制限世帯は37200円。そして、児童手当特例給付廃止のニュース。また、世帯主判定での決定。落胆した。私は子供をもう一人産むのをやめた。夫は毎日朝から晩まで働き、累進課税で高額納税し、私は精神状態ギリギリでワンオペ育児。国はこのような世帯のことを馬鹿にしすぎではないか。児童手当は、年少扶養控除(38万円)の代替のはず。高校授業料無償化は、特定扶養控除の上乗せ部分の代替のはず。高所得者のみの大増税だ。有り得ない。しかも、所得制限でありとあらゆる教育や福祉の対象外にされた世帯ほど、子どもを産めば産むほど多子世帯が苦しくなる。1000万円以上は配偶者控除もない。独身の時となら納税額が変わらない。働けば働くほど、納税すればするほど子どもが産み育てにくくなる世の中って一体何なんだ。そんな中、今回の子ども10万円給付のニュース。最初は全員一律と報道されぬか喜び。かと思えば不公平極まりない世帯主判定での所得制限。我々は上記のように普段から、所得制限の違和感に静かに怒っていたが、今回はもう堪忍袋の緒が切れた。しかし、どんなに声を上げて、声なき声にされてしまう猛烈な悔しさも経験した。もはや、自分の子どもは未来から国から応援されていないと感じる。「親が稼いでいれば、自力で頑張れ。ただし納税は忘れずに」と。親の累進課税の意味は？子どもへの教育、福祉は絶対に所得制限されるべきではない。お金だけの問題ではない。意欲そのものを削った。頑張ってるのに損をするという「働き損」、中高所得層への「子育て罰」そのような強烈なメッセージを残したと感じている。今からでも遅くない。所得制限の撤廃を強く求める。市に財源が無ければ、国に強く訴えかけてほしい。【所得制限と累進課税は二重課税だ。】</p>	<p>この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。</p> <p>また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。</p> <p>本市では、限られた財源を有効に活用し、現世代に必要な支出と将来世代に過度な負担を引き継がないようにすることを考えながら、持続可能な財政運営に努めているところです。子どもに係る施策では、これまで、子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。この度の御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が実施可能なか検討して参ります。</p>	子育て給付課	R3.12.17	R3.12.28
63	市報について市長に読んでもらってください。一市民からのお願い	<p>前回頂いた回答ですが、やはり納得できません。なぜ市民は参加できないのですか？スケジュール云々とか言い訳してましたがやり方を変更すれば可能だと思うし、やり方を変更しないあなたの方の怠慢としか聞こえません。自分達の仕事を市民に取られるのは嫌と公務員でなくても出来ますよこの仕事は。市民に指図されるのは不快としか取れない回答です。いつも言い訳で参考という言葉を使いますがいつ参考にしました？考えた末の表紙が足上げおばさん、子供のアップ写真ふざけてませんか？市の関係者を使うのはおかしいです。現地で頼んだという回答もありましたが確認出来ないし、サクラの可能性もあり、信じられません。コロナ禍で市が外出の自粛を求めている時も人物の写真があり、不信しかありません。このような人達に市民税を含め税金を払う気にはなりません。納税者として今までの品位のない写真や市の関係者の記念写真を載せるのはもうやめてください。吹田市</p> <p>らしさをアピールできる表紙を掲載してください。改善を切に願います。</p>	<p>市報の表紙デザインで、不信感を抱かせてしまい大変申し訳ございません。</p> <p>すべてのご意見を取り入れることは叶いませんが、多くの人に読んでもらえるよう、より良い市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R3.12.20	R3.12.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	子育て世帯10万円給付について	10万円給付についてですが、所得制限ありなのは本当に不公平だと思います。それなりの税金を払っているのに、除外される謂れはありません。 大阪でも所得制限なしにしているところがあるので、吹田市でもどうかしてくれませんか？財源が確保できないのでしょうか？	この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。 また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。 本市では、限られた財源を有効に活用し、現世代に必要な支出と将来世代に過度な負担を引き継がないようにすることを考えながら、持続可能な財政運営に努めているところです。子どもに係る施策では、これまで子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。この度の御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が実施可能なのか検討して参ります。	子育て給付課	R3.12.20	R3.12.28
65	臨時特別給付金について	今回の臨時特別給付金で世帯主の収入だけで取得制限をかけるのは納得いかない。世帯全体の収入で見ると我が家より多い家庭が支給されている。不公平を感じる。楽して稼いでいる訳もなく家族で子供を必死に育てています。子供もニュースで今回の給付金について貰える物だと思っています。他市では所得制限をかけず支給しています。今年度中に今回支給されなかった家庭にも減額でなく満額支給を要求します。毎月の児童手当も減額されていることにも腹立たしいものです。	この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給しているところです。 本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。 この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給する方針を決定しました。今後、市議会へ必要な補正予算案を提案します。決まり次第ホームページでお知らせいたします。 これまで、子どもに係る施策では子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。 今後も、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。	子育て給付課	R3.12.28	R4.1.11
66	所得制限で18歳以下が貰える10万円の給付金が貰えない人数を教えて下さい	吹田市内で親の所得制限により18歳以下10万円の給付金が貰えない人数を教えて下さい。児童手当給付世帯にだけ振り込まれ、貰えない人などまるで最初から存在しないような扱いです。自治体によっては所得制限を撤廃しているところもありますし、貰えない人数、給付するとすれば足りない財源をきちんと市長が公表している市もあります。吹田市後藤市長はSNSでもたくさんの市民が問い合わせているのに全く無視。特に市民をブロックする市長のSNSなど吹田市として放置しているべきではないと思います。	児童手当の所得制限限度額を超えるため、国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となる人数については、対象児童数 約13,000人(対象世帯数約8,500人)と見込んでおります。 この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給することを決定いたしました。 詳細につきましては、現在ホームページでお知らせしております。 今後も、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。	子育て給付課	R4.1.4	R4.1.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
67	土地寄付の際の測定の透明化について	<p>以前、土地寄付の際の測定の透明化について2021年4月26日に回答をいただいていた件です。「その中で、寄付申込者と寄付対象地隣接土地所有者との立会時において、両者と委託業務受注者である〇〇の管理技術者及び本市担当者が〇〇様に対して、立会に伴う私有地への立ち入りについて、連絡を入れさせていただいたと聞き及んでいます。」との文面ですが、前もって、〇〇の〇〇から、境界線は、土地を寄付すると吹田市が隣地もすべて測量して、境界線も吹田市が決めるのと聞いております。説明した。録音テープも残っています。その上で、令和2年5月27日に、吹田市の道路課の〇〇氏と、〇〇の〇〇氏が民有地間の確定作業を行ったとの認識で、区画整理事業のような作業を行ったとの認識ももっていました。当初は、まったく、〇〇の私有地に入っていないとの強気な発言もされるし、〇〇の契約は切れた、書類は残っていないし、吹田市とは何の関係はないとの、嘘の発言もされます。個人情報漏洩の際も、法務局の登記簿に記載するから問題ないとの認識の発言もされ、法務局の登記簿に記載していれば、吹田市さんは、家族構成も教えてくれるのですか？ほとんどの方が、まじめに働いていると思いますが、業者との齟齬を疑ってしまいます。1回のミスでは、人間いたしかたがないと思いますが、幾度も、嘘の説明をされると、吹田市役所のいうことが、嘘である可能性があると思ってしまう目で見えてしまいます。信用失墜行為をうけた感じが、現実、公文書公開制度を利用すると、道路用地図面作成業務の吹田市役所から、〇〇の発注書の期間が、令和2年6月16日～令和2年6月30日の間に発注しています。そもそも、令和2年5月27日の時点では、吹田市道路課の〇〇氏の存在も、〇〇の存在もありません。令和2年5月27日の日は、たまたま、コロナ渦の為、勤務が在宅勤務で、家に在宅勤務をしていたので、家の外で、大きな話声で、私の私有地に入ってきていたのですが、在宅勤務の為、輪の中に話かけはしなかったのが事実です。その後、〇〇の〇〇氏から、〇〇さんの私有地を測量させて欲しいとのことで、私が休みの土曜、もしくは日曜を希望しましたが、吹田市の公共の測定の為、平日ではないとの説明を受け、急遽会社の有給休暇をとる羽目になり、令和2年6月12日に会社を休みを取得しました。測量に立会、その際のやり取りの個人情報が、〇〇氏に伝わり、吹田市役所のやることだからの安心感があつた為です。その、測定の際も、〇〇氏は、吹田市と、法務局から、公園の空白を埋める為に要請も来ており、隣接地以外も、すべて公園の確定地図が必要との説明も受けています。最後は、突然に法務局から立会の連絡があり、その際に〇〇氏から、〇〇の立ち位置を聞かされ、「騙されるほうが悪い、そんなこともしないのか、社会の常識」との発言を受けて、弁護士の方に正式に依頼をする羽目になりました。たまたま、私も、道路寄付をすれば、吹田市さんが無料で測量もしてくれる、区画整理事業みたいなことをしてくれる別の場所も思っていたもので、要望しましたが、吹田市さんから、無理との回答をいただきましたが、ここまで巧妙に演技されると完全に騙されてしまいました。その後、弁護士の方に依頼をかけた上で、合意書を書く際には、〇〇さんに聞けば、〇〇氏の前の所有者の〇〇氏との境界測量図があると知っていたいながら、あえて、境界線のひげの部分を通う角度にされ、その角度に、我が家の、雑排水の配管が地下に埋まって困ると伝えても、隙を見つけては、何度も線を入れてきましたが、結局とやあえず、ひげなしで合意書を作り結んだのですが、吹田市の委託業者を全面に出されると、たまたま、防犯カメラの録音や、私も吹田市にセットバック部分の道路寄付で、同様のサービスを考えていたので、今回の不公平対応がわかったのですが、結果的には、私に、仕事の都合がありながら急遽やりましたし、弁護士の方に正式に依頼する羽目になり、吹田市役所の不透明な対応で、弁護士の方に正式に依頼をかけた、金額的にも大きな出費をだす羽目になりました。同様な、被害にあった方が過去にいらっしゃいますし、今後出てくると思います。土地寄付の際の測定の際は、きっちり、吹田市の公印を押した、詳しい文書が必要ではないでしょうか？結果的には、吹田市役所の信用で、測量も行われ、間にがっつり入られた証拠が残っています。〇〇さんには、吹田市役所はかなり、甘い判断をされておりますが、業者は、土地を転がして、利益を出して終わりです。個人は基本的に、そこに住み続けたいですし、私も住み続けたいですし、業者が、お金を出すので、お金がでた方に味方にもなりますし、業者は、土地を売買するので、自然と土地家屋調査士の先生や、吹田市役所の職員さんと顔なじみになり、今回のようなケースになると予想します。今回のケース、多くの市民の方はしらないと思います。きっちり、誤解のないようきっちり公表すべきです。できれば、吹田市さんが間にがっつり入って、現在佐井寺に西部地区の区画整理事業をされていますが、佐井寺の中心部も、区画整理事業を考えていただき、争いごとのない、透明な皆が住みやすい吹田市であるように要望します。それにしても、今回、〇〇氏とは、弁護士の方に間にがっつり入っていただき、合意書を書いたのですが、合意書の約束を違反する為に、今回の件に対して、〇〇氏に加担した、関係者の方に対して今現在、かなり不快感をいただいています。コンプライアンス厳守の時代、大きく公開すべき案件である大問題との認識です。〇〇の〇〇氏も、私を会社を休ませたし、詐欺行為に感じますし、それを容認している、吹田市道路課の方のどうかと思います。〇〇氏が、きっちり、合意書通りことを運んでいればここまで、怒りもなかったのですが、コンプライアンス厳守の対応をお願いします。</p>	<p>まずは、2021年4月26日付けで回答した「寄附申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時において、両者と委託業務受注者である〇〇の管理技術者及び本市担当者が〇〇様の管理技術者及び本市担当者が〇〇様に対して、立会に伴う私有地への立ち入りについて、連絡を入れさせていただいたと聞き及んでいます。」という内容について、再度、〇〇の管理技術者に確認したところ、同年6月12日に〇〇様とお会いした時のこととの記憶がいがいであり、寄附申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時には、その場所が〇〇様の私有地であるとの認識がなかったことから連絡はしていないとのことでしたので、訂正いたします。</p> <p>次に、今回の件における本市の業務内容や対応に関しましては、これまでいただいた市民の声におおりの回答のとおりとなります。</p> <p>なお、今回の件に関していただきました市民の声については、すべて、市のホームページに公開されており、その内容については、誰もが確認できる状態となっています。</p> <p>また、この業務において関係者に立会を求める場合には、基本的には平日での対応をお願いしており、今回、ご無理を申し上げ、休暇を取得のうえで立会していただいたことにお礼を申し上げます。</p> <p>さらに、この件に関する業務において、寄附申込者である〇〇に対しては、他の寄附申込者と同様の対応を行っているものです。</p> <p>最後に、これまでもコンプライアンスの厳守に努めて事業を行っていますが、今後もその考えには変わりはなく、今回の件を受けてさらに気を引き締めて業務に取り組む所存でございます。</p>	道路室	R4.1.5	R4.1.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
68	開発事業者の申請の徹底	<p>吹田市佐井寺〇丁目〇〇番地の開発の件です。現在、おそらく、〇〇の〇〇から、開発申請をだされていると思われませんが、建物を解体する際も解体屋を出さずに解体をされ、法務局の登記簿が以前の所有者でしたので、だれが解体しているのかわからず、ソフトに夜に自宅に伺って説明を聞いたところ、夜に押しつけてくるのは非常識であると、逆にかんまりの叱りをうけました。〇〇の〇〇にも問題がありますが、吹田市さんも業者に甘くないですか？今回、〇〇の〇〇に対して弁護士を依頼し、合意書を書きました。その中で、新擁壁の高さを協議すると合意書で結び、令和3年9月26日に弁護士の先生と立ち会い、図面をもいました。その際は、2mを超えない為、吹田市の開発申請にはかからないと説明を〇〇氏から受けていましたが、情報公開制度によって申請書を確認したところ、令和3年9月17日すでに、吹田市に中規模等開発事業の申請書を提出しています。当然に、申請書をだされているので、看板を出す必要がありますが、吹田市がきっちり指導ができていない状態がおかしくないでしょうか。然しながら、2mを超えたほうが、吹田市の指導が入るため、2mを超える擁壁を要望しましたが、一度は壊れた古い擁壁の撤去に応じてくれたのですが、無理難題な要求を突きつけるから、白紙にするし、その際の証人が、〇〇の〇〇氏である〇〇氏から説明を受けた過去があります。そもそも、2mを超える擁壁が、無理難題な要求で、2m2ハストの擁壁を知らない間に吹田市に申請しているなんて意味がわかりません。令和3年12月13日に工事施行会社の〇〇の〇〇に直接電話で看板設置の件を話しましたが、すぐに取り付けるとのことでしたが、年をまたいで、工事の終わりをさしかかろうとしても、看板は出ません。おそらく、罰則規定がないからだと思います。そもそも、〇〇の社長から、もらった図面と、吹田市にだしている図面が異なりますし、境界点のひげの部分のあたりの写真も違う風景に差し替えています。合意書をお願いした、排水路とは違うので、困ると要望しています。工事は、要望したとおり口頭ですぐしてほしいと、〇〇氏と〇〇氏からは承諾は得ますが、そもそも、吹田市に開発申請を出していないとまた嘘の説明を弁護士の先生も信じていました。看板を出していないために、このような状態に陥ったと考えられます。令和3年9月17日に吹田市受付で、着手予定が、令和3年10月10日、完了予定日が令和3年11月30日です。その間、看板がでてないか、一度もチェックしない体制に問題ないですか。看板がでてない為、またしても、〇〇の〇〇の嘘の説明にだまされるところでした。吹田市役所は、〇〇に甘くないですか？なか癒着のような関係性があるのですか？看板がないと、だれが工事の発注者で、だれが受注者か、何もわかりません。直接聞きに行くと、そんなことも知らないのか、勉強不足、社会の常識もしらないのか、騙される方が悪いとの言葉を浴びせられた過去もあり、弁護士の先生を依頼した経緯があります。弁護士の先生をも騙す行為は、吹田市の体制に問題があるからではないでしょうか？図面の訂正を求めたところ、弁護士の先生への回答は、〇〇が、〇〇氏の知らないところで、現況図等が提出されてしまっていたとの回答です。実際にはだしている図面を提出していないと言ってしまったことは、申し訳ございませんでしたとのことですが、図面の訂正のお金は有償で、5万円を私が払えとのことで、交渉次第で安くしてほしいとのことです。無償では対応いたしかねますとの回答です。そのような、業者がどうして、吹田市は協力して結果的には加担しているのが現状です。工事に際しても、佐井寺の集落は、大型トラック、大型バスは規制されていますが、新しく佐井寺南が丘の区画整理で新しくできた道にだけ、大型トラック、大型バスの交規制の看板が抜けています。交通規制においても、警察と行政のチェックミスではないですか？突然に、今まで車がはいてこなかった道であるため、最悪の外壁の漆喰も一部破損しています。現状の工事に際しても、工事過程で、湧水が大量にでて、ポンプで、吸い上げて欲しいと要望しても、ポンプの吸い上げをしなかった為、とうとう、家の下を貫通して、我が家の家したから、湧水がでる始末です。我が家の〇〇の家ですが、ご先祖さまが事故し、違う所有者の方が平成17年の阪神大震災までお住まいでした。その際も、おそらく、上からの水が激しく、家下の土砂が流れて土地が崩壊する可能性がある為、我が家の畑部分に吹田市の下水道の委託業者が、2m以下の擁壁を造成しています。あとから、2m以下は、吹田市に記録が残らないとわかったのですが、吹田市の公共事業と称して、委託業者がやりたい放題して、あとは知らないとのことで、結果的には再度〇〇を買い戻す羽目になりました。現在は、我が家の所有者ですが、吹田市さんにはやりたいたげられています。なぜ、厳しく行政が、業者を取り締まらないのですか？看板をださない業者には、罰金等の条例をださない。同じような被害にあっていた市民がいると思いますし、今後被害にあうと予想します。素人では、開発申請をだしているかどうか分かりません。説明を受けた図面と、吹田市に提出した図面が違うなんて夢にも思いません。境界の際もそうでしたが、吹田市役所と〇〇との癒着を疑ってしまいます。市民を守るのが、市役所職員の役目です。コンプライアンス厳守をお願いします。今後、同様の被害にあう方もいるとおもわれるので、大きく公表すべき案件ではないでしょうか？看板をだして、全然工事をしない場所もあるのに、業者によって不公平ではないですか？水の自然の流れですが、以前はため池があり、今回の開発行為で、畑に直接新擁壁の水抜き穴が畑にでる計画です。長い目で、見ると、また畑部分がため池になると思います。以前、ため池部分を、ご近所からこどもが溺れる可能性があるため、埋めたほうがいいとの要望があり、私財を投じて埋めたのですが、個人の方では、限界があります。長い目で、佐井寺中心部も将来的に区画整理を要望します。そして、コンプライアンス遵守で、今後、吹田市の条例で、看板を出さない事業者には、罰金等罰則規定があるぐらいしてほしいと思います。</p>	<p>吹田市開発事業の手続等に関する条例では、大規模開発事業の申請において、事業者が開発事業の構想段階での説明を義務付けており、工事を開始するまでの進捗がわかるように標識を設置することとしております。工事開始に伴う工事関連の標識の掲示は、各種法令により行うこととなります。なお、今回ご指摘のお困りの内容については、相手にお伝えします。</p>	開発審査室	R4.1.5	R4.1.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
69	開発事業者の申請の徹底(2)	吹田市佐井寺〇丁目〇〇番地の開発の件です。吹田市開発審査室の方は、素人の私に建築の質問に対して、丁寧に教えてくれありがとうございます。しかしながら、吹田市の職員さんというのにも融な話ですが、解体時もそうでしたが、看板を解体時も、〇〇の発注会社は、だしていませんでしたが、〇〇氏のあまりにも理不尽な対応があった為、吹田市役所に、解体の看板がでてないといえたら、〇〇氏側に伝えとくから、そのうち出すだろうと終わりました。今回も、理不尽極まりない対応ですので、再度、開発事業者の申請の徹底をお願いします。おそれなく、看板を出しなれば、建築基準法で、罰則規定はあるかもしれませんが、その内だすだろう、市民の誰からも注意がなければ終わりの体制が実際の運用だと思います。今回、ようやく、建築基準法による建設費の看板がたてたことを確認できました。そこで、建築主又は建築主氏が〇〇、〇〇、〇〇と記載する名、〇〇、〇〇、工事管理理者氏名〇〇、〇〇、工事施行者氏名〇〇、〇〇、工事現場管理者氏名、〇〇と記載がありました。令和3年9月25日には、私と私が依頼した弁護士の方に、吹田市には開発申請をだしてないといふ説明を受けており、その為意図的に看板をだしてないかたかしと考えられませんが、看板を見て驚いたのが、確認年月日が、令和3年10月26日です。前もって、私が弁護士の方に依頼して、弁護士先生から受け取った工程表が10月18日から掘削、擁壁取壊しの日程で、令和4年1月30日の終了予定になっています。開発申請をで出さしながら、看板を出さずに、その前から工事を始めようとするのですから、コンプライアンスのかけらもありません。実際の本格的な工事は、古い擁壁と、我が家の距離が横りこぶし程度の距離しかなく、社会通念として、家屋調査をお願いしましたが、普通ではないが、〇〇さんだけ特別にするとのこと、多いの揉め、揉みを吐かれたあげ、家屋調査に家屋の1面のみ家屋調査を行い、本格工事は少しずればはしました。令和3年10月26日より前には重機はついて、少し作業はされていたと認識しています。家屋等を潰さない段取りのつもりではあったと思いますが、結局、家屋等をつぶされる始末です。家屋調査をしてもってなければ、泣き寝入りしていたかもしれません。また、驚いたことが、設計は、〇〇、〇〇と図面をもっていたので、わかっていたのですが、〇〇氏から、工事施行者は〇〇であると伺っており、〇〇の社長からも、今回〇〇氏から依頼を直接受けたこと、工事施行者は、看板を確認するまで、〇〇であると認識していました。私の想像で、図面は、〇〇、〇〇が書き、それを〇〇の〇〇氏が代理人として開発申請書を出し、工事施行者は〇〇で、工事現場管理者は、〇〇の実際に働いている担当者の方と伺っています。看板がでたので、令和4年1月8日に、〇〇の実際に工事している担当者の方に、工事現場管理者の〇〇さんは、いったいどこの会社の方ですかと尋ねたところ、知らないとの回答ですから、なにがなんだか素人の私にはついていけない状態です。看板が出されて、初めて、弁護士の先生にも依頼した案件でしたが、〇〇が工事施行者と初めてわかった次第です。実際に〇〇氏から説明されたことと、吹田市に届けをだしていること、あまりにも乖離しています。罰則をかけないし、指導の公表もしないから、やりたい放題ではないでしょうか？その中で、建築確認に係るその他事項について〇〇様と書かれています。次の買手の方には、〇〇氏に1つに、どうしても、地形が複雑なので、畑部分や、家の角度にながれるともともと畑であり、湧水があるので、既存のお願いした排水路に誤すようお願いします。〇〇氏に要望し、2つに、できれば、どうしても我が家が下段にあり、家が裏面のすれすれに建設されたいとは思ってなかったため、トイレや浴室の管が見えるようになるため、目隠しのようなものをしていただければ次の買手の方に要望はしていたのですが、〇〇氏の回答があくまで土地を開発し、3つに分けるだけなので、買手も決まっていないし、家をどのように立てるかも全く白紙との説明を受けていました。あまりにも〇〇氏から伺った説明と乖離するので、驚きの連続です。〇〇さんには、〇〇氏から、〇〇氏の知らないところで、〇〇が勝手に吹田市に図面を提出していたとの回答で、〇〇さんに私から、内容証明をもって、〇〇さんのミスなので、〇〇氏が料金負担をする図面の訂正料金を負担して欲しいとのお願いも、〇〇様の指示により対応させていただきますとの状態です。〇〇のミスながらも、無償では応じてくれないスタンスです。なにがなんだか、わからない状態です。素人では、プロの業者にはいろいろと掛けたいことをされるので、行政がきっちり目を先らせていただかないと、やりたい放題です。行政が、市民を守っていただかないとどうしようもありません。現在、工事途中で、湧水が大層にでて、ポンプで、吸い上げて欲しいと何度も要望しても、ポンプの吸い上げを止めた、とうとう、家の下を買通して、我が家の家下から、湧水がでる始末ですとお知らせしましたが、擁壁ができてからは、1台のポンプで、水をくみ上げていますが、正直間に合いません。我が家と、反対の道とこぼり吸い上げて、我が家の隣接部分は、水でべたべたです。勾配が下の位置にありますから、家の下が水が流れていきます。さらに、擁壁ができて、擁壁の内ばかり吸い上げて、一度たりとも擁壁の外は全然吸い上げてくれない為、我が家の床下に水の流れ道が完全にでき上がり、毎日家下の勾配部分から、水が流れています。正月前に、擁壁の外に、ポンプを1台を置いてくと言われましたが、壊れたポンプを置いており、結局1台もポンプで吸い上げていません。家の床下は、湿気で、家の寿命がかなり短くなった感があります。あまりにも、社壇な開発工事です。今回の件、弁護士の先生にも依頼しましたが、〇〇氏が開発申請をだしていないとの言葉を弁護士の先生も信じて、私が、情報公開制度を利用して、〇〇の〇〇氏から、開発申請を出していることが確認しないと、弁護士の先生もわかりませんでした。言葉巧みに操られるので、素人の個人では手に負えない方だと感じ、高い弁護士料も払い、含意書を取り交したものの、ここまです、嘘を言われ続けられると、困惑してしまいます。建築確認をだしているかどうか、素人ではわかりません。弁護士の先生も、〇〇氏の言葉を信じていました。隣接して、被害に遭いそうだから、被害に遭ってから本気で訴えますが、正直、普通が興味を持ちません。弁護士の先生も、〇〇氏の言葉を信じ切っていました。今回身に染みて、おそれ多くの工事現場で、開発申請を出しときながら、看板をだしてない工事現場はたくさんあります。そこを、個人で伝えると、逆切れされ危険な目に多くの市民が会うと予想されます。厳格に、罰則を定め、吹田市役所が目をつきつらせると、業者側も自然と規則を守るのではないのでしょうか？吹田市役所の職員も、ややこしいことに巻き込まれるだけなので、別に看板がでてなくともいいやとの気持ちの本音だと思います。看板の厳格な罰則規定があれば、市民がいやな思いも、危険な目にあう必要もないと思います。コンプライアンス遵守で、より良い、住みやすい街、吹田市を目指してよろしくお願いします。	吹田市開発事業の手続等に関する条例では、大規模開発事業の申請において、事業者が開発事業の構想段階での説明を義務付けており、工事を開始するまでの進捗がわかるように標識を設置することとしております。工事開始に伴う工事関連の標識の掲示は、各種法令により行うこととなります。なお、今回ご指摘の〇〇困りの内容については、相手にお伝えします。	開発審査室	R4.1.11	R4.1.21
70	子育て世帯への臨時特別給付金	親の所得制限で給付金を受け取れない子供にも平等に10万円を給付していただけないでしょうか。 国は当初所得制限撤廃については、「自治体の財源」で可能としていましたが、「地方創生臨時交付金」にて可能と方針転換をしました。 「地方創生臨時交付金」を子供給付金へと活用していただきたくお願い申し上げます。	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給しているところです。 本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。 国から示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も踏まえ検討した結果、この度、本市では長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援策として、国の給付金の支給対象外となる児童手当の所得制限限度額を超える子育て世帯に5万円を、市独自で支給することを決定しました。詳細につきましては、現在ホームページでお知らせしております。 これまでも、子どもに係る施策では子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取り組んで参りました。 今後も、市の限られた財源を有効に活用し、子育て支援施策の推進に取り組んで参ります。	子育て給付課	R4.1.24	R4.1.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
71	<p>広報紙の配布をポスティングにしてはどうでしょう</p>	<p>吹田市の広報紙の配布方式が新聞折り込み式か、自治会・町内会に配布するやり方か、ポスティングか知らないのですが、ポスティングにしてはどうでしょう。新聞は講読者が減っていますし、自治会・町内会による配布も自治会に入っていない人には配られません。ポスティングにすれば、契約するポスティング会社によりますが、全世帯に配れるはずです。その際民間の広告を折り込めば市が支払う料金は最小限に抑えられます。あるいは市にシルバー人材センターのようなものがあるならば、予算等の条件が合えばそれを活用していただく方式でも構いません。今回この提案をしたのは市の全世帯に広報紙を配るべきだと考えるからです。ご一考をお願いします。</p>	<p>吹田市では、市報の配布を全世帯にポスティング形式で行っております。</p>	<p>広報課</p>	<p>R4.1.24</p>	<p>R4.1.27</p>
72	<p>非課税世帯への10万円給付について</p>	<p>吹田市では非課税世帯への10万円給付について 当てはまる世帯 4 今後のスケジュール ①の対象と思われる世帯には、2月頃から順次「確認書」等を送付予定。 ① 基準日(令和3年12月10日)時点で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯 ② ①の世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、住民税均等割非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯) ②の対象者には、市の生活困窮者自立相談支援窓口や生活保護申請の相談に対応している生活福祉室を始め、ホームページ、市報ずいた等で事業内容を周知し申請を勧奨。 議案第1号参考資料 福祉部福祉総務室 【対象世帯数】 【見込み世帯数】 約50,000世帯 約5,000世帯 2 給付額 3 費用 1世帯あたり 10万円 総事業費 5,695,484千円(国 10/10) とありますが、内閣府の質問集にある「扶養されている人のみの世帯は対象外」という文言がありませんが、両親に扶養されている人のみの1人世帯等も対象でしょうか？もちろん非課税世帯で世帯分離していますが、両親と住所は同じで両親に扶養されています。こういうケースでも非課税給付金をもらえるのでしょうか？</p>	<p>ホームページ上の案内が十分でなく、申し訳ございません。 本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給対象者の範囲は、内閣府の取扱いに準じており、世帯分離により単身の住民税非課税世帯となっている場合であっても、住民税が課税されている親御様の扶養を受けている場合には、臨時特別給付金の給付対象外となります。 なお、ホームページ上でご案内が不足していた内容につきましては、この度のご質問を受けて案内を追加しております。ご指摘をいただき、ありがとうございました。</p>	<p>福祉総務室</p>	<p>R4.1.24</p>	<p>R4.1.28</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
73	市内の施設に置いてあるクレベリンの効果について	<p>市内の図書館や体育館にクレベリンが置いてありますが、除菌の科学的根拠はないことが何度も指摘されていることは承知されていますでしょうか。</p> <p>クレベリン、広告根拠なし ○○に再発防止命令 「空間除菌」根拠なし 消費者庁、17社に措置命令 携帯型の空間除菌用品の販売事業者 5社に対する行政指導 ○○の○○社長「クレベリンを置いた部屋でも、窓を開ければその成分がなくなるのは当然だ」 施設に置いてあるクレベリンは○○から寄贈されたようですが、市の施設に置くことで除菌の効果があると市民に誤解させ、商品の宣伝になります。効果がないと消費者庁が指摘しているのに市が使い続けるのは不適切ではないでしょうか。</p> <p>クレベリンでピアノ線が錆びたという報告もあります。 効果がないなら置いても問題ないというものでもなく、化学薬品である以上悪影響もあり得ます。除菌の効果がないなら、撤去するのが最も安全だと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>体育館につきましては、消費者庁からの措置命令の対象外となっている置き型のクレベリンを以前は置いておりましたが、現在は置いておりません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>図書館につきましては、消費者庁からの措置命令の対象外となっている置き型のクレベリンを以前は置いておりましたが、現在は置いておりませんが、そちらについても引き上げております。 (担当:中央図書館)</p>	文化スポーツ推進室、中央図書館	R4.1.24	R4.2.2
74	令和3年9月30日提出の選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書について	<p>件名の意見書に「平成30(2018)年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%、反対の29.3%を大きく上回った」とありますが、誤認がありますので見直し・訂正を要望いたします。</p> <p>賛成・容認に足し込まれている「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない(24.4%)」は、「夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべき」、「通称として」とありこれは夫婦別姓に反対の意見です。</p> <p>また「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」という団体の示した根拠データに同様の解釈が見られますが、同団体から働き掛けはありましたでしょうか。</p> <p>令和4年1月21日に○○議員から○○議員に同団体の行ったデータ改ざんについて情報提供されております。「夫婦別姓」はよりの確に言えば「家族別姓」で子供に苗字の選択を迫ることになります。</p> <p>2人の兄弟がいる夫婦において兄が夫の苗字、弟が妻の苗字ということが起こりえます。家族として違和感がないでしょうか。</p> <p>また法制化されてしまえば気軽に「○○さんの奥さん」などと言えなくなり「○○さんの奥さんは○○さんでいいんだっけ?」といった窮屈な社会を大多数に強めます。</p> <p>行き過ぎた少数者への配慮は、大多数の不便につながり公共の福祉に反することがあることをご理解願います。</p>	<p>本市議会において令和3年9月30日に可決した、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書につきましては、平成30年2月付けの内閣府による「家族の法制に関する世論調査」の概要に記載されている、選択的夫婦別姓制度に関する調査結果を、意見書で示す内容の根拠の一つとしております。</p> <p>当該調査における、「婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」との回答につきましては、選択的夫婦別姓制度という言葉の定義に明確な基準がないことから、通称の使用の法制化という形での選択的夫婦別姓制度の導入に賛成するとも読み取れるため、本意見書において、「婚姻に際し夫婦同姓、夫婦別姓のどちらでも選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成又は条件付きで賛成の人が66.9%」と記載しております。</p> <p>また、本意見書の議決等に当たり、本市議会に対して、選択的夫婦別姓・全国陳情アクションという名称の団体からの働きかけなどはございませんでした。</p> <p>なお、頂きました御意見につきましては、議会運営委員会委員長及び議長に報告をさせていただきます。</p>	議会事務局	R4.1.25	R4.2.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
75	市報2月号の表紙について	<p>市報2月号の表紙について、訪問介護の特集のため写真を使っていますが、人物が小さく紙面一杯を使う必要がありますか？無駄なピンクを使うぐらいなら目次にあるカラーの写真を持って来ればよかったのではないですか？それに英語を使う必要がありますか？吹田市はこの国の都市ですか？全員が英語を理解できるわけではありません。日本語だけを使う、もしくは日本語を使い英語を併記すればよかったのではないですか？市報におしゃれは求めています。あなた方の仕事は税金を使って遊びですか？センスがない方ばかりが集まっている部署なんですね。毎月意見を書いています、意見を参考に組み込まれていないので本当に意見読んでいますか？クレームは聞かない市役所の言うこと書くことに従えばいいという姿勢が市長をはじめみなさんから感じます。いい加減にしてください。何回も言いますが、市報はあなた方の遊びの写真集ではないですよ。吹田らしさが全然ないと何度言えば分かるのですか？あなた方は本当に吹田市の職員ですか？目次のカラー写真を表紙にして、市内の公園等なら尚更よかったのではないですか？賞を目的などやめてください。毎月悪趣味の表紙ばかりです。いい加減やめてください。人を怒らす表紙ばかりで呆れています。市民の意見に耳を傾けてください。裏表紙に市長の写真使う必要も意味が分かりません。市長を支持している人もいない人もいますよ。名前だけでいいのでは？表も裏もセンスがない2月号でした。改善を求めます。</p>	<p>市報すいたデザインについては、先日も回答したとおり、テーマに応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。 デザインに関しましては、ひとり人捉え方が異なり、様々なご意見があると思いますが、できる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R4.1.31	R4.2.10
76	市内の施設に置いてあるクレベリンの効果について 2	<p>・前回の返答で、文化スポーツ推進室・中央図書館ともに「消費者庁からの措置命令の対象外となっている置き型のクレベリン」と、置き型は措置命令の対象外であることを不自然に強調しておられますが、これは措置命令の対象外だから問題はなかったと暗におっしゃりたいのだと拝察いたします。 それであれば撤去する必要はない筈です。 (1)なぜ撤去されたのか、理由をお教えてください。 〇〇より寄付されたのは2021年7月に660個で、まだ半年程度しか経っていませんから、在庫がなくなったわけではない筈です。 ちなみに2014年の消費者庁の措置命令には置き型のクレベリンゲルが含まれています。 ・現在は置いてないとのことですが、つい最近まで体育館と図書館で目にしました。 (2)いつから置かなくなったのかお教えてください。 ・前回の私の質問は「効果がないと消費者庁が指摘しているのに市が使い続けるのは不適切ではないか」です。「現在は置いてません」では回答になっていません。 (3)「効果がないと消費者庁が指摘しているのに市が使い続けるのは不適切ではないか」これに「不適切である」か「不適切ではない」かでお答えください。 以上、3つの質問のお答えください。 真摯なご回答がいただければ一度で済むやり取りですので、ご協力よろしく願いたします。</p>	<p>「なぜ撤去されたのか」につきまして、クレベリン置き型の使用期限の目安が1～2ヶ月となっておりますので、使用期限が経過したものを随時撤去しました。また、体育館において在庫はございません。 「いつから置かなくなったのか」につきまして、使用期限が経過したものを随時撤去しています。なお、現在は在庫がないため設置していません。 「効果がないと消費者庁が指摘しているのに市が使い続けるのは不適切ではないか」につきまして、繰り返しになりますが、消費者庁からの措置命令の対象外となっている置き型のクレベリンにつきましては、使用期限切れ及び在庫を保有していないため、現在は置いておりません。(担当:文化スポーツ推進室) 「なぜ撤去されたのか」につきまして、使用期限が過ぎたものを設置しないようにしておりましたが、この度の「市民の声」を受けまして、現在の設置状況を確認したところ、前回回答いたしましたように使用期限切れのものが残置しておりましたので、引き上げたところでございます。 「いつから置かなくなったのか」につきまして、使用期限が過ぎたまま、一部残置していたものを撤去しました。 「効果がないと消費者庁が指摘しているのに市が使い続けるのは不適切ではないか」につきまして、御指摘の消費者庁からの措置命令の対象外となっている置き型のクレベリンにつきましては、本市図書館において、現在は置いておりません。(担当:中央図書館)</p>	文化スポーツ推進室、中央図書館	R4.2.3	R4.2.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
77	市報について	<p>回答を受け取りましたが毎回ですが納得できません。デザインに関しましては、ひとり一人捉え方が異なり、様々なご意見があると思いますが、できる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。と回答していますが、出来る限り取り入れる云々と回答していますが一度も取り入れられていません。何度吹田らしさがないと言っているのに頑なに拒否する姿勢は市民に対して話を聞く気がないのですか？毎回同じ人が回答していますが回答がコピペみたいです。何故市民の要望を聞かないのですか？あなた方の下らない写真等のために税金を納めていると思うと腹が立ちます。いい加減改善してください。センスなさ過ぎです。</p>	<p>市報すいたデザインについては、繰り返しの回答となりますが、手に取ってもらいやすいように、テーマや季節に応じて目を引くようなデザインを心がけて作成しております。</p> <p>また、吹田らしさにつきましては、市が行う施策の特集をテーマに撮影やデザインする、季節をテーマとして市内風景を撮影するなど、吹田らしさを表現できるように努めています。</p> <p>デザインに関しましては、ひとり一人捉え方が異なり、様々なご意見があると思いますが、今後もできる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R4.2.10	R4.2.22
78	公立幼稚園小学校のマスク着用について	<p>現在小学1年と幼稚園年中に子どもがいる母親になります。</p> <p>コロナ禍の終わりが見えない現在ですが子どものマスク着用について同調圧力がすさまじく怒りを感じています。先生やお友達の目が怖く苦しくても外せない。そのうち苦しいことに慣れてしまっている。推奨でお願いベースが必須なもので完全な強要罪です。担任にも相談しましたが激しい動きをするとき外したいときは伝えと。現在生徒はその声かけにももう外さなくなったという状況です。大人は人数制限したら会食もできお酒も飲み自分である意味調整できます。子どもはどうでしょうか。全てが中止。あっても我慢と静かなものの中での活動。大人に合わせるのはいくら我慢できません。総合的に物事を考えいい加減子どもの学校生活の中でマスク強要をやめていただきたい。強く意見します。東京埼玉でもノーマスクの学校が始まりました。コロナだけでなく低酸素等総合的に考え一刻も早い決断をお願いします。公立幼稚園でもマスク強要が始まりました。ふざけるな。</p>	<p>公立幼稚園における園児のマスク着用につきまして、様々な御意見があることは承知いたしておりますが、新型コロナウイルスの第6波・オミクロン株の影響により、園児・職員への感染が急拡大している現在の状況下におきまして、国の通達などを踏まえながら、マスクの着用が可能な園児については、体調面に留意しつつ、負担のない範囲での着用をお願いしているところでございます。</p> <p>感染拡大の影響を少しでも制御するために必要な取組として、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(担当:保育幼稚園室)</p> <p>小・中学校におけるマスクの着用については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に沿って適切に対応するよう、各学校に対して指導しております。</p> <p>また、本市保健所からもマスク着用については、「感染を拡大させないため」、「他人に感染させないため」の2点においても意義があると指導されています。</p> <p>(担当:保健給食室)</p>	保育幼稚園室、保健給食室	R4.2.9	R4.2.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
79	開発事業者の工事過程で、自宅が損傷被害に遭い困っています。	吹田市佐井寺〇丁目〇番地の開発の件です。開発の際に、〇〇の社長から、〇〇・〇〇から、直接注文をいただき、工事に入ると〇〇の〇〇から説明を受けていました。図面の設計の件で、電話した際にも、〇〇から、建設許可の看板は、吹田市に開発申請をだしていることが分かった為、その際に伝えると速やかにだすとの説明を12月にうけましたが、なかなか看板を出さず、結果的には、吹田市役所に要望をだして、ようやく、建築基準法による確認済の看板がでたことを確認できました。重複になりますが、そこで、建築主又は建造主氏名が〇〇・〇〇、設計者氏名、〇〇・〇〇、工事管理者氏名〇〇・〇〇、工事施行者氏名〇〇・〇〇、工事現場管理者氏名・〇〇と記載がありました。〇〇の名前がどこにもないことに驚きました。実際に、工事の際に、重複になりますが、現在、工事過程で、湧水が大量にでて、ポンプで、吸い上げて欲しいと何度も要望しても、ポンプの吸い上げをしなかった為、とうとう、家の下を貫通して、我が家の家下から、湧水がでる始末ですとお知らせしましたが、擁壁ができる前は、1台のポンプで、水をくみ上げていましたが、正直間に合いません。我が家と、反対の遠いところばかり吸い上げて、我が家の隣接部分は、水でべたべたですし、勾配が下の位置にありますから、家の下を水が抜けていきます。さらに、擁壁ができるも、擁壁の内ばかり吸い上げて、一度たりとも擁壁の外は全然吸い上げてくれない為、我が家の床下に水の流れ道が完全にできあがり、毎日家下の勾配部分から、水が流れ出ていますと、以前申し上げましたが、2021年10月に配管を壊されてから、2022年2月中旬になり、ようやくポンプ2台体制で吸い上げを確認できました。しかしながら、基礎のモルタル部分にも、水分が含まれてさらなる被害がでた為、さらなるポンプの増設と、機械を絶えず動かして欲しいと作業員の方に伝えても、元愛に伝えて欲しいとのこと。以前、許可看板がや際にも、工事の作業員の方に、工事現場管理者氏名・〇〇さんは、だれですかと伝えても知らないし、見たこともないとのこと。工事施行者氏名〇〇になっていましたので、初めて思い切って2022年2月12日(土)に〇〇に電話してみると、〇〇の作業員の〇〇さんに電話にて伝えると、〇〇さんは、土曜日は営業してないとのこと。2月14日に〇〇の〇〇さんが、対応するとのこと。話をなされるのですが、ここまで被害はでて、一度も工事施行者氏名〇〇の担当者が謝罪に來ないもおかしい話ではないかと伝えました。その上で、〇〇の総務課に電話をかけたみました。吹田の万博の展示場でも営業を土曜日、日曜日してもいい、〇〇は営業しているとは確信はしていたのですが、かけてみると、〇〇の総務課の〇〇さんが電話にてられました。電話をしても、〇〇さん曰く、担当者は伝えることはできない、〇〇の社長から電話すると一点張りです。担当者はだれですかと伺っても、「伝えることはできない」誰からの指示で伝えることはできないのですかと尋ねても、「その件も教えることはできない」とのこと。大手住宅メーカーの場合、下請けの方が、すべて対応するのではなく、工事施行者の元愛が、責任をもって対応すべきで、現状を見に来て、把握して欲しいと要望しても、できないとの回答です。なんのための、工事管理者氏名〇〇・〇〇、工事施行者氏名〇〇・〇〇、なのでしょう？家の配管を破壊され、その二次被害の水の被害も緊急対応することもなく、被害に遭っているにも関わらず、謝罪もなく、担当者も来て、現状を把握して欲しいと要望しても、行くこともできない、担当者の名前も押してもらえないとのこと。〇〇の指示と解釈してもいいのですかと伝えて、必ず担当者から連絡くださいと伝えましたが、〇〇さん曰く、上からの指示で、〇〇の社長から折り返しの連絡をすることと、平行線で、電話が終わりました。結局、2022年2月12日(土)も2022年2月13日(日)も連絡は、〇〇の担当者からも、〇〇の社長からも連絡はなかったです。2022年2月13日(日)は、雨の予報でしたし、予報どおり、大雨でした。血も涙もない対応に、大いに疑問も感じますし、〇〇さんの社員の方や、契約していただいたお客さまの自宅も、4か月の間、水攻めにあったら、どう思われますか？どう感じますか？〇〇の〇〇さんはどうかんじているのですか？住宅メーカーの社長さんとしてどう思われているのか、〇〇さんの社風に対して大いに疑問を感じます。〇〇の〇〇も、〇〇・〇〇から、直接、仕事を受けていると虚偽の説明を受けていますし、〇〇に限っては、建築基準法による確認済の看板も出さず、ようやく看板がでて、工事の経緯や、被害にあった謝罪どころか、担当者も伝えることができない、現場の作業員の方も、工事現場管理者氏名・〇〇の存在もしらないと、おかしな話です。〇〇の責任者から、今回のいろいろな経緯を文章にまとめて、謝罪の挨拶にきて欲しいです。そして、具体的に、どのように補修工事をするのかの説明をいただきたいです。あくまでも、工事管理者氏名〇〇・〇〇・工事施行者氏名〇〇・〇〇ですから、きっちり対応していただけるように、吹田市さんからも指導お願いします。〇〇の責任者からの連絡と、今後の補修内容の説明、どうしてこのような対応をとるのかの経緯書を要望します。〇〇の責任者の方が、自宅にきていただき、説明責任を求めます。建築基準法による確認済の看板が、名前だけで、実態が伴っていない開発事業をされていますから、吹田市さんがしっかりと今後も指導体制を強化していただければ、市民がいやな思いも、危険な目にあう必要もないと思います。コンプライアンス遵守で、より良い、住みやすい街、吹田市を目指してよろしくお願いします。	吹田市に事業者〇〇から「すまいる条例」に基づく事前協議承認申請がされていますが、この申請では工事施行者を把握する必要がないため記載されておりません。このことから、工事施行者に直接話をする事はできませんが、申請の代理人に、工事施行者の〇〇の責任者に、補修内容やこれまでの経緯の説明を要望されていることをお伝えします。	開発審査室	R4.2.14	R4.2.24
80	広報番組に関する意見	吹田市広報番組「お元気ですか市民のみなさん」を楽しみにしています。 2月19日からJリーグが開幕します。 毎回「ガンバ大阪情報(試合結果や予定など)」も放送して下さい。 プロの情報だけでなく、頑張る子供達(スクール生など)も取り上げて欲しいです。	いつも広報番組をご覧いただき、ありがとうございます。 本市の広報番組は、現在のところ、コーナーの内容変更は予定しておりません。直近の番組内容は決定しておりますが、今後、様々な事柄から内容を企画する中で、ガンバ大阪に関する情報も含めて検討いたします。 なお、ガンバ大阪の試合結果は、本市ホームページに掲載しております。 また、広報番組を放送しているジェイコムチャンネルの放送局にも、このような御意見をいただいたことを情報提供させていただきます。	広報課	R4.2.18	R4.3.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
81	後藤圭二 吹田市長様へお願い。「国旗・吹田市旗の掲揚の統一化」について他	<p>東京オリンピックや北京オリンピックで、若い世代の選手が日本の国旗を背負って頑張っておられます。</p> <p>・吹田市の公共施設での国旗・吹田市旗の掲揚にばらつきがあり、吹田市に統一について昨年8月23日に投稿をしましたが、9月2日の市長様からの回答では、「各施設の条例や規則等による基準はなく、各施設長の判断に委ねられております…他」との事でした。</p> <p>・現状に於いて、国旗・市旗が掲揚されている施設、掲揚されていない施設、また国旗・市旗を掲揚するための受け金物がない施設があります。また休日や休館日の掲揚についてもばらつきがあります。</p> <p>・吹田市の指定管理者に「国旗・市旗の掲揚を指示」されているのに基準が無いのは疑問です。</p> <p>・吹田市では、2018年の世界フィギュアスケート選手権で銅メダルを獲得した宮原知子選手に吹田市長賞の贈呈もされ、応援をされています。</p> <p>・今後の国事に於いて、国旗・市旗の掲揚についての基準が必要な場面が考えられます。</p> <p>・国旗や吹田市の市旗が制定されているのに掲揚についての基準が無いのは、吹田市民としては疑問に感じますので、条例化など基準の制定をよろしく願いいたします。</p> <p>【参考画像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画像-1【国旗が真ん中。ポールが5本】本庁舎。 ・画像-2【国旗が真ん中。ポールが3本】文化会館・体育館・保健所・福祉会館・中央図書館。 ・画像-3【国旗が左or右。ポールが3本】左：青少年クリエティブセンター。右：健都ライブラリー。下は原爆記念日並びに8月15日終戦の日で半旗に。 ・画像-4【国旗が2本。低い】老人保健施設 ・画像-5【国旗のみ、市旗なし。ポールが2本】上：市民病院。下：小学校市民病院についての回答では、「市の組織ではなく、地方独立行政法人であるため…」ですが、名称は「市立市民病院」であり、吹田市立であれば市旗の掲揚もされたら、ポールも2本有ります。 ・画像-6【ポールが1本】保育園。ポールにフタが巻かれており、使用されていません。 ・画像-7【施設の玄関に国旗と市旗】あいぽー吹田。 ・画像-8【施設の玄関に国旗のみ】児童センター。 ・画像-9【施設の玄関に旗竿の受け金物無し】市民プール、公民館、地域支援センター。 ・画像-10【半旗の旗の位置】画像-3の右下は、低すぎるように思えます。 ・画像-11【参考】国旗と国歌について。※某神社の持ち帰り用のリーフレット <p>【お願い-2】</p> <p>吹田市には市民が意見・要望が出来るサイトがありますが、現状は「市民総務室から担当課等へ伝え、市の対応や考え方を回答」であり、市長さんに届くような仕組みになっていません。</p> <p>吹田市が中核市へ移行した時に隣接する中核市(西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市)を「NATS(ナッツ)」と表現され、連携されていますが、吹田市以外のNATの3市では、下記のように市民からの意見要望が市長さんに届くようになっており、吹田市でも市長さんに届くような仕組みをお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市：市民の声(市長への手紙)及び各種通報・お問合せ ・尼崎市：まちづくり提案箱。ご意見は、市長が目を通し… ・豊中市：市民の声は、市長及び担当課が拝見し、 <p>※他の府下中核市に於いても「市長への提言」のサイトがHPに有ります。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>画像-1 施設よりポール等の設置状況が異なることから、国旗・市旗の掲揚手法については、各施設長の判断に合わせております。 国旗の掲揚につきましても、総務部長室において、該関係等での設置を有する施設については、原則、常時掲揚することとしており、本庁舎におきましても通知を踏まえた対応をしております。 (担当：総務室)</p> <p>画像-2 条例や規則等による国旗や市旗等の掲揚の基準はなく、各施設において慣例を参考に掲揚しているものです。現在のところ、国旗・市旗の掲揚について基準を定める予定はありません。 (担当：文化スポーツ推進室)</p> <p>画像-3 吹田市における国旗・市旗等の掲揚につきましては、前回、回答させていただきましたとおり、条例や規則等による基準はなく、慣例等を参考に各施設長の判断で実施しているのが現状です。 保健所では、建物外側から向かって、真ん中のポールに最上位である国旗を、左側のポールに府旗を、右側のポールに市旗を掲揚しています。 国旗・市旗等の掲揚に関しては、保健所では現時点におきましては基準等の制定についての検討はしていません。 (担当：保健室)</p> <p>画像-4 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がなく、総合福祉会館条例でも掲揚に関する規定がないため、総合福祉会館は外側から見て向かって中央に国旗を、右側に市旗を掲揚しています。 国旗・市旗等の掲揚基準については、現時点では総合福祉会館において制定の予定はありません。 (担当：総合福祉会館)</p> <p>画像-5 本市条例や規則等では掲揚に関する規定はありませんが、図書館では慣例を参考に掲揚しております。現時点では、図書館において国旗や市旗等の掲揚について条例や規則等で定める予定はありません。 (担当：中央図書館)</p> <p>画像-6 青少年クリエティブセンターについては、向かって左から国旗、市旗を掲揚しております。現在のところ、国旗・市旗掲揚についての基準の制定は予定していません。 (担当：青少年クリエティブセンター)</p> <p>画像-7 本市条例や規則等では掲揚に関する規定はありませんが、健都ライブラリーにおいては、慣例を参考に掲揚するよう施設管理者に伝えております。 (担当：中央図書館)</p> <p>画像-8 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がなく、吹田市介護老人保健施設でも掲揚に関する規定がないため、当該施設は外側から見て向かって右側に掲揚台を設置しており、施設人口側に市旗を、遠視側に国旗を掲揚しています。 なお、現時点で施設の所管部署である高齢福祉室において、国旗・市旗等の掲揚基準を制定する予定はありません。 (担当：高齢福祉室)</p> <p>画像-9 名称に市立とありますが、市民病院は市の組織ではありません。地方独立行政法人であるため、旗の掲揚については規定のものがなく、旗の掲揚を義務付けていません。 (担当：健康まちづくり室)</p> <p>画像-10 本市の小・中学校におきまして、国旗については常時掲揚しておりますが、その他の旗の掲揚については取り扱っていません。 (担当：教育総務室)</p> <p>画像-11 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がないため、慣例を参考に掲揚しております。当該保育園につきましては、ポールに巻き付いたつるを除去し、国旗の掲揚を行っています。 (担当：保育幼稚園室)</p> <p>画像-12 吹田市立障害者支援交流センター「あいぽー吹田」におきましては、建物外側から向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲げています。 なお、12月29日から1月3日までの休館日の際も掲げています。 (担当：障がい福祉室)</p> <p>画像-13 現在、児童会館・児童センターでは、建物の形状や配置に合わせて、できる限り市民の目に留まりやすい場所を選定し、国旗を掲揚しております。 (担当：子育て政策室)</p> <p>画像-14 条例や規則等による国旗や市旗等の掲揚の基準はなく、各施設において慣例を参考に掲揚しているものです。片山市民プールでは施設内の屋外プールに掲揚しています。現在のところ、国旗・市旗の掲揚について基準を定める予定はありません。 (担当：文化スポーツ推進室)</p> <p>画像-15 国旗・市旗等の掲揚につきましては条例や規則等による基準はなく、各施設長の判断に委ねられております。公民館につきましては、施設の設備等の状況を踏まえ、対応しております。 (担当：まなびの支援課)</p> <p>画像-16 本市条例や規則等では掲揚に関する規定がなく、また、当該施設は発達に課題のある児童や身体に不自由な児童が利用する施設であるため、掲揚するためのポールの常時の設置や掲揚は、児童の安全確保の観点から行っておりません。しかし、国旗・市旗を掲揚すべきイベント等開催時には掲揚できるよう、持ち運びのできる伸縮式のポール等一式を準備しております。 (担当：子ども発達支援センター)</p> <p>画像-17 本市条例や規則等では掲揚に関する規定はありませんが、施設管理者には、慣例を参考に掲揚するように伝えます。 (担当：中央図書館)</p> <p>お願い-2 市の業務執行にあたりましては、市長の補助機関である各所管所属が所属権限に基づき行っております。そのため、市民からの要望等の内容に応じて、適宜、市長へ伝えるかどうかを各所管所属が判断し、市長へ伝えるものです。 つきましては、現行の仕組みにおいて、市民の声が市長へ届いているものと考えております。 (担当：市民総務室)</p>	総務室、市民総務室、文化スポーツ推進室、子育て政策室、保育幼稚園室、子ども発達支援センター、総合福祉会館、高齢福祉室、障がい福祉室、健康まちづくり室、保健医療室、教育総務室、まなびの支援課、中央図書館、青少年クリエティブセンター	R4.2.18	R4.3.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
82	市報について	<p>回答をいただきましたが、毎回同じ回答・同じ担当で納得できません。「吹田らしさにつきましては、市が行う施策の特集をテーマに撮影やデザインする、季節をテーマとして市内風景を撮影するなど、吹田らしさを表現できるように努めています。」とありますが、嘘をつくのをやめてください。全然努めていません。子供のアップに市内風景はありますか？図書館で女性が本を読むこれのどこが市内風景(どこの図書館か一発で分からない等)ですか？「デザインに関しましては、ひとり一人捉え方が異なり、様々なご意見があると思いますが今後もできる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。」とありますが、あなたがたの価値観の押し付けこそが問題ではありませんか？一度も意見取り入れられていません…。反対意見には絶対耳を傾けないあなた方市役所に問題があると何度も言っているんです。あなた方が自分の財布から行うなら好きにすればいいと思います。</p> <p>ただあなた方の原資は何ですか？税金ですよ。反対意見があれば耳を傾ける必要がありませんか？我々はあなた方のつまらない写真等のために税金を払っているではありません。毎回同じ人が対応して2週間過ぎにコピペの回答して楽しいですか？市民が長文で書いているのに短文で回答市民を侮辱していませんか？毎回人を侮辱するような回答して楽しいですか？なぜあなた方が市報の写真を撮らないといけないのか納得できません。市民に開放してください。下らない写真のために税金は払えません。「吹田市 総務部 広報課市報担当 ○○」からの回答は不要です。真面目に回答できる人の回答を求めます。</p>	<p>市民の声として8月号の表紙に吹田らしさが無いのご意見をいただきました。</p> <p>9月号以降については、ご意見を取り入れ、市が行う施策の特集をテーマに撮影やデザインする、季節をテーマとして市内風景を撮影するなど、吹田らしさを表現できるように努めています。</p> <p>一目で市内風景とわからない写真については、目次で表紙のデザイン、撮影の意図や場所等を説明することで、訪れたことがない方に対しても、知っていただく機会となればと考えております。</p> <p>回答文が短文とのことですが、できる限り端的にわかりやすい文章での回答とさせていただきます。</p> <p>今後もできる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R4.2.24	R4.3.4
83	秘書課からきたハガキへの回答について	<p>何度か後藤市長にハガキを出していたら秘書課から封書が届きました。そして個人と学校のことにして後藤市長は関係ないので学校に言って下さい、と言っているような内容でした。個人の問題にするから虐待やいじめや不登校が吹田市から消えないのだと思います。そもそも私がハガキを市長に出すのは市長のSNSでブロックされて声が届かないからです、私に言いたいことがあればSNSでブロックせず返信すればいいだけです。秘書の手を煩わせず税金を使わず解決してください。再三申し上げますが市としても吹田市長の肩書きをつけて市民をブロックするようなアカウントを放置してはいけません。対処お願いします。</p>	<p>吹田市役所宛にお送りいただいておりますご意見につきましては、担当部局にて対応させていただいております。また、市長のSNSにしましては本市といたしましては回答いたしかねます。</p>	秘書課	R4.2.21	R4.3.7

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
84	JR岸辺駅北口における条例違反の喫煙について	<p>JR岸辺駅の北口で、条例違反の喫煙がなくなる。</p> <p>2月22日14時前のことであるが、跨線橋の下にタバコの吸い殻が沢山落ちていた。</p> <p>すいたんのポスターを壁に貼ったようだが、余り効果がないようだ。もっと可能な限り大きいサイズのもを貼るべきだと思う。喫煙者に行動変容を促すつもりなのであれば、禁煙外来やタバコの有害性の啓発ポスターも貼るべきだ。</p> <p>ちょうど掃除してる者を見かけた。掃除の様子を写真撮影していたのでどこから依頼されたのだろう。市からなのかも知れない。しかし後から見るとタバコの吸い殻がずいぶん残されていたので、市が依頼したものならもっと丁寧にしよう指導すべきだ。</p> <p>国立循環器病研究センターの2階出入口付近にもタバコの吸い殻が落ちていて、また喫煙する者もいた。どちらも加熱式タバコであった。ペDESTリアンデッキも路上禁煙の範囲に含めて欲しい。加熱式タバコが禁止である旨も分かるように掲示すべきだ。</p> <p>※写真は公表しておりません。</p>	<p>御連絡いただきありがとうございます。</p> <p>御指摘のJR岸辺駅北口周辺及び南北自由通路デッキにつきましては、ポイ捨てや違反行為が多いとの認識のもと、一定期間、重点的に人通りの多い時間帯である朝や夕方に市職員による巡回をしております。</p> <p>引き続き、JR岸辺駅北口周辺におきましては、環境美化の推進を図るため、市職員による巡回回数増加や啓発看板を設置するなど、取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、加熱式たばこに関する啓発につきましても、周知に努める必要がございますので、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>本市では、喫煙者の行動変容を促すための啓発手法について検討を行っており、様々な啓発媒体を作成し、試行的取組を実施しています。今後もより多くの市民に届く効果的な啓発媒体等の作成を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R4.2.28	R4.3.10
85	市報について	<p>3月の市報表紙についてですが、相変わらず下らないの一言に尽きません。何度言っても吹田らしさを出さないことに悪意を感じます。この写真を使うなら特集で中のページで使えばいいだけではないですか？毎回言いますが吹田以外でも使える写真を使う必要がありますか？原資は税金ですよ。意見に対して耳を傾けることはできないのですか？無駄な写真を使うぐらいなら市民から募集すればいいのではないですか？他の市の市報見てください。その市らしさが分かる表紙になっていますよ。毎回回答してる人からの回答は不要です。他の人からの回答を求めます。市報の改善を市民として求めます。</p>	<p>前回、回答させていただいたとおり、市報表紙につきましては、市が行う施策の特集をテーマに撮影やデザインする、季節をテーマとして市内風景を撮影するなどし、吹田らしさを表現できるように努めています。</p> <p>また、目次で表紙のデザイン、撮影の意図や場所等を説明することで、市内の場所やイベントを知っていただく機会となればと考えております。</p> <p>3月号の表紙につきましても、特集である健康づくりをテーマに、健都ライブラリーで行われている健康づくりに関連するスクリーンを撮影することで、市内でこのようなイベントが行われていることを知っていただき、健康づくりを考えるきっかけになればと作成いたしました。</p> <p>今後もできる限り多くの人のご意見を取り入れながら、より良い市報作成に努めてまいります。</p>	広報課	R4.2.28	R4.3.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
86	名誉市民の表彰について	<p>2月23日にメイシアターで行われた表彰式について公開すると回答しておきながら一体いつまで待たすつもりですか？読売新聞では25日に掲載されていました。前にも話しましたが市民には式典を見る権利があります。速やかに当日の式典を全て公開してください。遅過ぎです。あと、結局名誉市民の方はリモートで参加されていましたよね？それなら抽選で市民を選別せず関係者だけでいいそれを収録して後日公開すればよかったのではないですか？前回連絡した時何も決まっていなくて回答されていましたが、コロナ禍でまんえん防止が出ているのに強行して行う必要があったのですか？メイシアターを利用したいために無理やり行ったとしか思えません。いくらメイシアターが減免とはいえ、一部の市民だけがイベントに参加できるのはおかしいです。できないなら市民税など税金を払いたくありません。コロナ禍ならスタジアムなど活用してください。今後市が開催するイベントは希望者全員が参加できるようにしてください。今回の市の対応は税金の無駄としか思えません。名誉市民も必要とは思えません。以前の市民であり今の市民ではありません。市長の政治利用としか思えません。速やかに公開してください。</p>	<p>名誉市民顕彰式典につきましては、なるべく多くの市民の皆様にご覧いただけるよう、現在、公開に向けての準備を進めているところです。公開日時等につきましては、4月号市報及び市ホームページにてお知らせいたします。</p>	秘書課	R4.2.28	R4.3.11
87	ナビダイヤルの件	<p>お世話になっております。 10万円の給付金の電話問い合わせですが、なぜナビダイヤルなのですか？ 何故他の業者に任せているのですか？ 10秒20円と言うことは 時間給7,200円ですよ。議会は満場一致でナビダイヤルを認めたと言われました。これが吹田市が外部団体に払う常識的な時間給ですか。シルバー人材センター時間給ご存じですか？ 直ぐに吹田市にナビダイヤルをやめさせてください。 プラス ナビダイヤルの説明が一切ありません。何処のなんと言う会社に今回の件でいくら入ったかはっきりして下さい。癒着がある可能性があります。 よろしく願い申し上げます。 〇〇 電話で回答をいただけるということなので録音はさせていただきます。ナビダイヤルも録音されていますよね。</p>	<p>平素は、本市の市政運営に対しましてご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度は、ナビダイヤルの件でご不便、ご負担をおかけして申し訳ございませんでした。 本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、コールセンター等一部の業務を業者に委託して進めております。限りある財源の中で、コールセンター等の業務を委託する必要があるためナビダイヤルを採用したものでございます。 なお、ナビダイヤルを採用したことで、吹田市から外部の業者に入るお金というものはございません。 この度いただいた意見は、今後の市政運営に活用させていただきます。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>	福祉総務室	R4.3.4	R4.3.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
88	マイナンバー	<p>連れが窓口の手続きでマイナンバーのカードコピーとられましたが、コピーってとっていいのですか？ 明らかに仕事わかっていなそうな年配の方が強引にコピーとりましたが。</p> <p>市役所じゃなくてゴミ受付で。 〇〇ってやつ</p> <p>聞きたいのは、強引にコピーとられた。 なんでかがよーわからん説明やった。 最初、免許証って言ってたのに、マイナンバーをコピーしよった。両面も納得いかへんから説明欲しいねん。 無理矢理やし、連れはもうえ一言ってるけど、理由ないんやったらコピー返してくれへんか？も併せて教えて欲しい。</p>	<p>資源循環エネルギーセンターでは、廃棄物処理法により吹田市内で発生したごみを処理しています。市民がごみを持込まれる際には、吹田市内にお住まいであることの証明となるものを御提示いただき、コピーを取らせていただいております。今回、職員の対応に不快な思いをされたことにつきましては、心よりお詫び申し上げます。 今後につきましては、職員の窓口対応サービスの向上に努めてまいります。 また、御本人様から御要望がありましたら、その都度、対応させていただきます。</p>	資源エネルギー循環センター	R4.3.9	R4.3.15
89	2.23のイベントについて	<p>名誉市民顕彰式典についての回答が市長名で届きましたが、実際電話で対応した女性の対応がひどいのでそもそも待たしすぎて納得できないのでこの二人及び担当部署へ反論します。 吹田市長殿 2.23に行われたイベントをたくさんの人に見てもらいたいからとなぜ4月以降になるのか？(市報4月号でお知らせしますと言われたが、市ホームページへ遅延の説明が一切ない) 条例があるからと言われたが、この人を名誉市民にする必要があるのでしょうか？(現市民でもない、市長の実績づくり並びに政治利用としか感じない) 企業に勤める方に名誉市民になってもらったから相手の都合があると市の女性は言い訳をするが、市民へそもそも公開する気がなかったのではないかと(最初は市報へ掲載のみと回答していた) 市の女性は市議会議員の方云々と言いつつ市民軽視ととれる発言が続いた(普段から市の職員は市民より議員しか見ていないと感じた) 2・23に行く必要があったのか？(市のイベントはことごとく延期やオンラインで行われていた。なぜこれだけ？) 市が行うイベントで抽選を行う必要があるのか？(メイシアターで人数制限して行うぐらいなら、万博や吹田スタジアム等コロナ禍でもできる場所はあった。そもそも公金を使うイベントで一部の人間だけが参加できるのは不公平) 名誉市民の方はオンラインで参加ならメイシアターで行う必要はあったのか？(市役所の会議室で名誉市民と市長で行い、オンラインもしくは収録でよかったのではないかと？) 市民よりマスコミに公開はおかしくないか？(それなら早く公開して！) メイシアターを無理やり活用する必要はありますか？ 言い訳の回答は要りません。電話に出た女性以外で上の方からの回答を求めます。この女性は黙ればこちらは黙ると考えているようですが社会人としての常識がないようです。失礼な対応を受けました。</p>	<p>名誉市民顕彰の式典の際には、ご応募いただきました市民の皆様全員のご希望に沿うことができず、大変申し訳ございませんでした。頂戴しておりますご意見につきましては、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>1 式典の様子の公開の有無及び公開が4月になることについて 当初市報への掲載のみをご案内させていただいておりましたのは、当該時点において動画での公開が未定であったことから、市報への掲載のみお知らせさせていただいたものでございます。 また、式典の特集記事を4月市報にて掲載予定であることから、動画の公開につきましても併せて周知することが最も効果的に広く市民の皆様にお伝えできると判断したことから、4月とさせていただいたものでございます。また、公開内容につきましては、これまでにもお電話にて、ご要望をいただいておりますが、市民の皆様のご権利はもちろんのこと、名誉市民となつていただいておりますご本人の権利をお守りする必要もでございます。今回の動画配信につきましても、ご本人のご厚意により公開するものでありますため、ご了承をいただいた部分での公開となりますことは何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>2 名誉市民の必要性、お電話にて名誉市民を市議会にて提案して可決したものであるという職員の説明が市民軽視であるというご意見について 名誉市民は、本市にゆかりのある方が、市民から吹田の誇りとして深く尊敬される存在となった場合に、その功績と栄誉を永くたえたいことを目的として条例を制定し、その条例において議会の同意を得るものとさせていただきます。この度の名誉市民につきましても、令和3年3月に吹田市議会に提案し、ご可決いただいたものでございます。</p> <p>3 式典を2月23日に行う必要性について 新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、先が見通せない状況が続いている中、名誉市民となつていただけてから1年が経過してしまうことも踏まえ、リモートでの出演であっても、名誉市民となられて以降、すみやかに開催することが望ましいと判断したものでございます。</p> <p>4 メイシアターを会場とした理由について 式典を行うにあたり、幅広い年齢層の方々にご参加いただく予定としておりましたため、交通利便性の高く、天候にも左右されない室内で収容人数の多いホールとして、メイシアターを会場とさせていただいたものでございます。</p> <p>5 マスコミへの公開について 当日の取材は受け付けておりましたが、マスコミへの公開につきましては、市政の取組を広く発信することを目的として、式典を実施したという事実を周知していただいたものでございます。 以上、ご意見を頂戴いたしました内容につきましては、今後式典等市主催のイベント開催の際にはご参考とさせていただきますながら、市政運営に努めてまいります。</p>	秘書課	R4.3.11	R4.3.18

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
90	名誉市民の件について	<p>なぜ4月号の市報の発表まで待つ必要があるのですか？なぜ一部の市民等が2月23日に見ているのに公開を遅らせるのですか？たくさんの人に見てもらおうからと言い訳していましたが、それなら何故市のホームページに遅れる理由や公開時期を掲載しないのですか？見せる気はありますか？毎度市長名の回答書が届きますが、市長は市民からの問合せを知っているのですか？電話で対応する女性職員は自分は主催者側で見たと言っていました、市民に対して自慢して恥ずかしくないのですか？業務でたまたま見られただけで、それを外れた市民に自慢ともとれる言動は全体の奉仕者である公務員として失格ではありませんか？納税者としてこんな人間に税金を払うのは本当に馬鹿馬鹿しいです。この女性職員はこちらが話す時必ず無言を貫き、ただ待てと言います。何様ですか？市民が市政のことで問い合わせを行うのは間違いですか？待たすならちゃんと理由をホームページ等で公開すべきではないですか？市の主催イベントでしょ？原資は税金でしょ？あなた方のお金ではありませんよ！マスコミに公開するより先に市民へ公開してください。この女性職員は市議会議員ことを言及され、市民より議員を大切にしていることがわかりました。市民軽視です。回答を14日前後で行うのをやめてください。速やかに回答を求めます。市政に対して不信しかありません。市役所の姿勢は自己満足しか感じません。改善してください。</p>	<p>名誉市民顕彰の式典の際には、ご応募いただきました市民の皆様全員のご希望に沿うことができず、大変申し訳ございませんでした。頂戴しておりますご意見につきましては、以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>1 式典の様子の公開の有無及び公開が4月になることについて 当初市報への掲載のみをご案内させていただいておりましたのは、当該時点において動画での公開が未定であったことから、市報への掲載のみお知らせさせていただいたものでございます。また、式典の特集記事を4月市報にて掲載予定であることから、動画の公開につきましても併せて周知することが最も効果的に広く市民の皆様にお伝えできると判断したことから、4月とさせていただいたものでございます。また、公開内容につきましては、これまでもお電話にて、ご要望をいただいておりますが、市民の皆様のご権利はもちろんのこと、名誉市民となつていただいておりますご本人の権利をお守りする必要もございます。今回の動画配信につきましても、ご本人のご厚意により公開するものでありますため、ご了承をいただいた部分での公開となりますことは何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>2 名誉市民の必要性、お電話にて名誉市民を市議会にて提案して可決したものであるという職員の説明が市民軽視であるというご意見について 名誉市民は、本市にゆかりのある方が、市民から吹田の誇りとして深く尊敬される存在となった場合に、その功績と栄誉を永くたたえることを目的として条例を制定し、その条例において議会の同意を得て贈るものとしたものでございます。この度の名誉市民につきましても、令和3年3月に吹田市議会に提案し、ご可決いただいたものでございます。</p> <p>3 式典を2月23日に行う必要性について 新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、先が見通せない状況が続いている中、名誉市民となつていただけてから1年が経過してしまうことも踏まえ、リモートでの出演であっても、名誉市民となられて以降、すみやかに開催することが望ましいと判断したものでございます。</p> <p>4 メイシアターを会場とした理由について 式典を行うにあたり、幅広い年齢層の方々にご参加いただく予定としておりましたため、交通利便性の高く、天候にも左右されない室内で収容人数の多いホールとして、メイシアターを会場とさせていただきます。</p> <p>5 マスコミへの公開について 当日の取材は受け付けておりましたが、マスコミへの公開につきましては、市政の取組を広く発信することを目的として、式典を実施したという事実を周知していただいたものでございます。</p> <p>以上、ご意見を頂戴いたしました内容につきましては、今後式典等市主催のイベント開催の際にはご参考とさせていただきますながら、市政運営に努めてまいります。</p>	秘書課	R4.3.16	R4.3.18
91	後藤市長が出したプーチン閣下への抗議文について	<p>市が関与しない後藤圭二(吹田市長)のSNSでプーチン閣下宛に抗議文が吹田市民を代表して吹田市長の肩書きで送りましたと掲載されましたが、あれは市議会で議決されたものなののでしょうか。市はその文書の存在は把握しているのでしょうか。勝手に吹田市民を代表されましても吹田市にもロシア出身のプーチン支持の方がいないとも限りませんし、吹田市長の肩書きで出すものなののでしょうか。吹田市として抗議文の存在を認識しているのか、回答お願いします。私は反対意見の市民をブロックし耳障りの良い意見のみをインスタで表示している後藤市長こそプーチンに似ていると思います。プーチンも反対意見は排除し賛同者のみを身近に置いています。市として市長の個人的SNSは関与していないようですが、今回のプーチンへの抗議文は関与把握していますか。</p>	<p>本市は、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目的とした「日本非核宣言自治体協議会」及び、世界恒久平和の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟しております。この度の抗議文につきましては、これらの加盟市である本市として提出しているものでございます。</p>	人権政策室	R4.3.14	R4.3.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
92	民法改正を受け、成年年齢が18歳になります。市民への周知を速やかに願います。	<p>民法改正を受け、成年の定義が約140年ぶりに変わり、2022年 4月1日から成年年齢が18歳になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市では、新成人になられる方へ18歳成年の意味や重みなどの周知事項や、注意すべき事項他、伝えることが多くありますが未だに周知がされていません。 ・速やかに18歳・19歳の方々へ、そして親御さんへの周知をされる必要があるものと考えます。3月中旬に入り、高校の卒業式は終わっています。 ・他の市の中にはHPに掲出されており、早い市では昨年10月頃に成人祭の案内に併せて、注意事項など掲出されております。 ・民法改正に伴い、吹田市の条例の改正の要否の確認も必要かと思えます。例;分籍届 <p>追伸:今年の成人祭の案内が、吹田市のHP「各室課からのお知らせ一覧」に掲出されていなかった記憶があります。</p>	<p>今年の成人祭の案内のホームページ「催し物お知らせ一覧」への掲載は令和3年9月から式典当日まで掲載しておりました。</p> <p>令和4年度に民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられますが、本市は従来どおり20歳の方をお祝いする式典で実施する予定です。(式典の名称は現在検討中です。)</p> <p>本年4月から新成人となられる18歳、19歳の方が本市が開催する従来の成人の日の式典の対象になると勘違いされないように、ホームページや市報すいた等により発信してまいります。</p> <p>また成年年齢引下げに関する注意喚起なども合わせ、関係部局と連携し発信してまいります。</p> <p>(担当:青少年室)</p> <p>市内高等学校の2年生・3年生対象に啓発ちらしの配布を行っています。</p> <p>また、市報すいた4月号に成年年齢引下げに関する注意喚起を掲載し、併せて市ホームページにも注意喚起を掲載しています。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご承知のとおり、成年年齢の引き下げ等を内容とする民法の一部改正が平成30年6月20日に公布され、本年4月1日から施行されることになりました。この改正に伴い戸籍法上も、18歳に達した者が成年として取り扱われることとなります。一例としまして、分籍届も18歳に到達していると届出が可能となります。</p> <p>このたびの改正に伴う戸籍の届出に係る年齢要件の一部変更につきましては、市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>(担当:市民課)</p>	市民総務室、市民課、青少年室	R4.3.15	R4.3.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
93	図書館のウェブサイトなどについて	<p>■ウェブサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> ●姓名の間にスペースを挟むと検索できない名前がある 検索できない→「井上 靖」 検索できる→「井上靖」「赤川 次郎」「赤川次郎」 ●検索画面から「図書館ホーム」をクリックしたときだけ新しいタブが開く 必要性がわかりません。他のサイトでもこんな動作は見ません。 ●詳細蔵書検索の検索ボタンが「指定館で探す」となっている 対象館(指定館)は複数ある検索条件のうちの一つでしかないのに、それだけが強調されているのはおかしいと思います。すべての館で探すときにこの表示なのもおかしいです。普通に「検索」が良いと思います。 ※以上の現象は豊中市立図書館のサイトにはありません。 ●検索結果一覧 > 資料詳細のページをブラウザのタブで複数開く > そのうち一つの資料の「予約かごへ」をクリック > 画面は予約かごへ遷移するが、資料が予約かごに追加されていない。 ●「寄せられたご意見やご要望とその回答」ページ 更新されていないので更新してもらおう2020年9月に問い合わせたところ「順次掲載内容を追加する予定」とのご回答でしたが、その後ページ自体がなくなりました。なるべく言行一致でお願いいたします。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸出機で貸し出しが終わった後に「閉じる」ボタンが表示される 画面をタッチする手間が増えるので不要だと思います。「貸し出し終了」といった文字を2.3秒表示すれば済みます。「閉じる」ボタンは放っておけば勝手に消えますが、ほとんどの市民は知らないと思います(ボタンが勝手に消えるというインターフェイスは一般的ではないと思います)。 ●図書館の名称 「千里」「千佐」といった図書館を表す名称がわかりにくいと問い合わせたところ、「分かりやすい表記の工夫について検討してまいりたい」とのお返事を2020年12月にいただきました。しかし2022年2月現在でも資料検索では「千里」「千佐」と表示されています。 この1年間と3ヶ月でどのような検討をされたのか、お聞かせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●図書館のウェブサイトについて、姓名の間にスペースを挟むと検索できない名前がある。 検索結果が多くなるため、文字数が1字の場合は完全一致での検索設定を行っております。著者の姓名が1文字の場合は、スペースを空けずに続けて入力し検索をしてください。 ●図書館ウェブサイトについて、検索画面から「図書館ホーム」をクリックしたときだけ新しいタブが開く 蔵書検索画面から図書館のホームページトップに戻る場合、わかりやすいように新しいページを立ち上げる設定にしております。 ●図書館ウェブサイトについて、詳細蔵書検索の検索ボタンが「指定館で探す」となっている 今回いただいた御意見を参考にボタンの名称について変更可能かどうか確認の上、対応を検討いたします。 ●図書館ウェブサイトについて、画面は予約かごへ遷移するが、資料が予約かごに追加されない ログイン認証の後、「予約かご」画面に遷移いたします。 認証前に複数のタブを開いている際には、それぞれのタブが別の接続と認識されるため、エラーとなる可能性が考えられます。 複数タブを起動してのご利用は想定しておりませんが、Myライブラリにログインした後、資料の検索をしていただければ、複数タブを開いた場合でも予約かごに追加されます。 ●図書館ウェブサイト以前あった「寄せられたご意見やご要望とその回答」ページがなくなったことについて 「寄せられたご意見とその回答」のページにつきましては、令和3年(2021年)1月の図書館ホームページのリニューアルの際に見直し、以降は、いただいたご質問・ご提案等は、よくある質問に反映させていただくようにしております。 なお、吹田市役所「市政に対するご意見・ご要望と回答(市民の声)」にお寄せいただいたものにつきましては、市役所ホームページにて公表いたします。 ●貸出機で貸し出しが終わった後に「閉じる」ボタンが表示される 自動貸出機の仕様のため、変更は難しいですが、今後の参考として御意見を賜ります。 ●図書館の名称について 館名の省略形など図書館ホームページの表記につきましては、図書館運営上の整合性を取りながら、市民の皆様から誤解を与えないよう工夫をしながら対応しております。 	中央図書館	R4.3.3	R4.3.29
94	2月23日メインアターでの式典について	<p>(1)4月1日に市長名の回答をいただきましたが、虚偽の説明があります。4月号の市報で特集予定と回答していますが、2月23日以前に問い合わせ(電話)した時も決まっていなかったと言われました(女性職員)。4月に特集と言いましたが、そのことをホームページなどで事前に周知しましたか?市長名での回答ということから、市長が市民に対して嘘の説明をしていいのですか?</p> <p>(2)あなた方は式典を全部見たからこのような対応してるのかもかもしれませんが、原資は市民の税金で、公の儀式ですよ。全て公開してください。相手の人権も大事ですが交渉時に市民対象に全て公開しますと言えばいいのに自分の財布ではなければ何やってもいいのですか?市民でもない人に無駄な税金を使わないでください。やりたいなら市長等有志でやってください。市のお金はあなた方の財布ではありません。電話での回答を求めます。最初に電話で対応した女性は市民が話してるのに無視するので(サボリ)、話のわかる方をお願いします。最後に、市長名で文書出すならしっかり経緯を確認してから出してください。ふざけないでください。</p> <p>(3)あと、前回の問い合わせについて全部回答してください。</p>	<p>(1)2月23日以前は、市報掲載の時期等の調整中であったことから、回答できる段階ではありませんでしたが、決定次第、HPに掲載しています。</p> <p>(2)ご本人の権利等尊重すべきことを大前提とし、市民の皆様にご迷惑をできるだけ感じていただけるよう公開させていただきます。</p> <p>(3)これまでの問い合わせについては、以前の回答のとおりとして、お電話にて対応済み。</p>	秘書課	R4.4.4	R4.4.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
95	吹田市広報番組に関する意見	<p>四月上旬の放送で、MCの二人がSDGsのバッジをしていました。とても良い事だと思います。番組の初めに「SDGsの啓発情報の発信」を検討して下さい。それに加えて、吹田市のダブルリボンも付けて欲しいです。残念ですが、DVも児童虐待も減る様子が無いです。多くの市民が、身近な出来事として意識するためにも、広報の機会を活用して欲しいです。</p>	<p>いつも広報番組を御覧いただき、ありがとうございます。SDGsの啓発情報の発信につきましては、現在は広報番組内の「吹田でSDGs！」というコーナーで、市内の事業者や市民団体などによるSDGsに関する取り組みを紹介しており、同コーナーが放送される際は、SDGs啓発の一環としてMCがバッジを身に付けております。直近の番組内容は決定しておりますが、今後も、様々な事柄から内容を企画する中で、番組内でのSDGsに関する情報発信の手段を検討するとともに、SDGsおよびDV・児童虐待防止の取り組みの啓発につきましても、広報番組やその他の媒体を通しての啓発を検討してまいります。今回お送りいただいた御意見につきましては、広報番組を放送しているジェイコムチャンネルの放送局にも情報提供させていただきます。</p>	広報課	R4.4.4	R4.4.15
96	吹田市役所でdWi-Fiと消費税	<p>いつもお世話になっています。是非よろしければ吹田市役所全館でdWi-Fiを使えるように頑張ってください。今の日本の経済や景気がよくないので吹田市からも消費税を5%に減税してほしいと国に要請してほしいので宜しくお願いします。これからも、心より宜しくお願いします。</p>	<p>市庁舎全館のdWi-Fi利用については、導入に伴う技術的な制約やコスト面に関して調査研究が必要であると考えています。(総務室)</p> <p>国政にも係る事案も含まれますので、総務省へも情報提供させていただきます。(市民総務室)</p>	総務室、市民総務室	R4.5.9	R4.5.16
97	「南吹田3丁目における不発弾発見について」のサイトへの要望	<p>お忙しいとは思いますが市民に的確な情報提供を望みます。</p> <p>1) タイトル名の内容が市HPに6月9日に掲出されました(6月9日更新)が、6月6日にも掲出されています。傍記として「NEW」の文字が有り、新規の「NEW」では無く傍記を「継続」または「再掲」などに願います。 ⇒添付画像-1</p> <p>2) また、内容を見ると、6月9日に更新となっておりますが、6月6日の内容と同じように思えます。変更点があれば、サイトの冒頭に概略を表記して頂ければ分かり易いです。現状では、変更点の有無が分かりません。 ⇒添付画像-2</p> <p>3) 「Q&A」のタイトル名を「概要。Q&A」にされた方が関係者の方には、情報が的確に伝わりやすいと思います。</p> <p>4) 「Q&A」の最終頁の「公共インフラ」の項には水道のみの記載ですが、電気・通信・ガスなどの企業との協議はされていますでしょうか？。当日の通行規制についての情報提供も含めて。 ※万が一の場合の事を考えた時、電気の元スイッチやガスの元栓の操作の必要の有無の記載が有りません。</p> <p>5) 通行車両に対する、爆弾処理の当日の交通規制の事前予告看板の設置が必要かと思えます。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>1) サイト内ページを更新した場合、新着コメントに「NEW」と表示されるのは、本市ホームページ全体の仕様となっており、変更できませんが、今後、内容の更新であることがわかるよう、タイトルを工夫するよういたします。</p> <p>2) 6月9日の更新は、不発弾処理に関するコールセンターのFAX番号の追加記載でした。今後、変更点ができるようページ上部に「新着情報」として記載するよういたします。</p> <p>3) より市民にわかりやすいよう「よくある質問」に変更しました。</p> <p>4) 関連する公共インフラについては、協議を重ねております。避難の際の電気・ガス等の取り扱い・注意事項については、処理日が近づきましたら避難区域内の市民の皆さまへお知らせいたします。また、当日の通行規制等も現在協議中です。こちらについても決まり次第、市報やホームページ等で広くお知らせいたします。</p> <p>5) 現在、設置に向けて手続きを進めております。</p>	危機管理室	R4.6.10	R4.6.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
98	問い合わせの回答が遅すぎる件	5月24日に受け付けました、とメールがあった質問に対して6月14日の今も回答が無い。遅すぎないだろうか。	令和4年(2022年)5月24日付けで受付いたしましたメールにつきまして、ただいま回答に向けて準備を進めております。 本来、原則の回答期限としている2週間後(今回は6月7日)に回答できない場合には御連絡を差し上げるべきところ、失念してしまい申し訳ございませんでした。 また、回答までお時間がかかっておりますことを重ねてお詫び申し上げます。 明日(6月15日)には回答させていただけるかと考えておりますが、現在議会中のため、決裁に時間を要する場合があります、もう少しお時間をいただくことがございます。 大変申し訳ございませんが、どうぞ御了承いただきますようお願い申し上げます。	市民総務室	R4.6.14	R4.6.14
99	豊一市民センターの対応	吹田市垂水町にある豊一市民センター駐輪場にてポスト投函用にバイクを停車させたところ、いきなり、いつも停めてるやろ、利用者ですか？と言われる。いつもの概念がわからないし、悪質な駐車をしたからナンバーを控え、貼り紙をするなど段階的な対応もなく突発的に口頭で理不尽な注意を受けた為、豊一市民センターに報告。回答をメールで欲しいとアドレスをお伝えするも、回答なし。8時間経過しこちらから電話をしたところメールでの回答が出来ない責任者は帰ったと言われる。 電話番号を聞かれていないのにメールで回答出来ないとメールにて回答も出来ないのは何故か、電話回答拒否のため責任者様のメルアドを教えて欲しいとお伝えすると、僕は知らないです。の一点張り。僕は知らないです、ではなくお伝え出来ないかと答えるべきだし、責任者の帰宅という部分も納得がいけない。 この対応原因と改善点回答ください。	この度〇〇様には、豊一市民センタースタッフが不快な思いをさせてしまい、また、施設責任者からの連絡につきましても早急な対応が出来ず誠に申し訳ございませんでした。 市民センターの管理・運営につきましては、指定管理者に委託しております。 市として、今回の〇〇様に対する施設駐輪場内での対応につきましては、指定管理先に対して事実確認を行うとともに、今後の対策について申し入れを行ったところ、指定管理者より原因と今後の改善点につきまして以下の報告がありました。 『本件につきましては、十分な確認もなくお声がけをしたこと、また、失礼と捉えられる話し方であった点につきましては、事実確認などを十分に行ったうえで、対応いたします。 今後、施設利用以外の駐輪等を確認した場合は、あらかじめ張り紙等で注意喚起を行います。 利用者・未利用者に関わらず、丁寧な話し方を徹底し、頂きましたご意見につきましては、事実確認で時間を要する場合には、あらかじめ連絡を行い、御了承いただいたうえで迅速に対応いたします。』 今後も施設利用の皆様には安心して来館していただけますよう適切な管理に努めてまいります。	市民自治推進室	R4.6.13	R4.6.20
100	市役所利用者以外の市役所への駐輪について	市役所本庁の駐輪スペースに自転車を止め、阪急吹田駅から電車に乗り込む人の姿を目にします。こういう行為を許すと、きちんと料金を払い、自転車駐輪場を利用する人が馬鹿を見ることになってしまいます。 通勤・通学の時間帯には警備員を配置し、声かけをするなど、何らかの対策が必要だと考えます。 ご検討宜しくお願い致します。	現在、駐輪場の入口に「市役所に御用のない方の自転車・単車の駐輪はお断りします」や「市役所に御用のない方及び時間外に置いてある自転車・単車は撤去いたします。」との看板を設置して注意喚起を行っております。また、警備員が当該行為を見つけた際は、本人に撤去するよう注意喚起を行い、撤去しない場合は至急移動させる旨の警告文を自転車に貼付しております。 今後、駐輪場入口の他、駐輪場から確認しやすい場所にも貼紙をするとともに、引き続き、警備巡回中の声かけを行うなど、適切に駐輪場をご利用いただけるよう対応してまいります。	総務室	R4.6.22	R4.6.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
101	北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていたことについて	6月25日18時15分頃、北千里駅のディオスのステージ広場で外国人がたむろしていました。そこは立ち入り禁止の看板もありましたが、外国人3、4人はそれを無視してたむろしてステージ上に座り込んでいました。ディオスの警備員の巡回の上、注意・排除をお願いします。	ディオス北千里の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.6.28	R4.6.28
102	水道料金の支払いについて	クレジットカードで水道料金を支払えるようにしてほしい。他の市(大阪市や堺市)ではクレカが使えるようです。今現在、使えない理由を教えてください。	現行の水道料金システムでは、クレジットカード払い非対応のため取り扱っておりません。なお、業務の効率化・市民サービスの向上を実現するにあたり次期システムを開発中で、令和5年度中にクレジットカード払いの取扱いを開始する予定です。今後、実施が決まりましたら、ホームページ、市報すいたなどでお知らせいたしますので、よろしくご意見申し上げます。	水道部総務室	R4.6.23	R4.6.30
103	中央図書館の除菌ボックスについて	先日まで設置されていた2台の除菌ボックスのうち、1台が北千里に移設されたと聞きました。風でほこりが飛ばせるなど、今の時代に魅力的な設備だただけに中央図書館からなくなったのが残念です。昔、議会で「除菌ボックス設置促進を」と質疑がされていた記憶があります。再配置など、増設の見込みはないのでしょうか？	中央図書館で設置していた書籍消毒機のうち1台については、令和4年11月に供用開始予定の北千里図書館で活用するため、開館準備物品の1つとして移管いたしました。市内図書館に設置する書籍消毒機については、現在、所有しているものを図書館の規模や設置スペース等を考慮し、再配置の検討をいたします。	中央図書館	R4.6.20	R4.7.1
104	市議会での討論について	6月29日(水)の市議会傍聴しました。IRカジノ住民投票の府への申し入れについて議論が交わされず残念でした。市民としては結果のみを聴きたいわけではなく、議員の考えや思い、それらの重さを踏まえての深慮が聴きたいのです。傍聴の意味を感じられるような議会運営を望みます。	本市議会では、議会に提出された議案について、本会議などで質疑や討論を行う機会を設けておりますが、実際に質疑や討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。今回頂きました貴重な御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告し、今後の参考とさせていただきます。	議会事務局	R4.6.29	R4.7.7
105	投票所で配られる鉛筆の件	6月末、千里ニュータウンプラザに参院選期日前投票に行きました。会場受付で期日前投票宣誓書のチェックを受け、クリップペンシルを添えてその宣誓書が手渡しで返されました。私は鉛筆を持参していましたが、予期せぬ手渡しのため、つい受け取りました。投票所の出口付近に設置された回収箱には、大量のペンシルが入っていましたが、これらは使い捨てで廃棄されるのでしょうか。使い捨てなら資源の無駄遣い、プラスチックごみの増加となります。余計なコストもかかります。投票所には鉛筆等の筆記具を持ち込むことが許可されていますので、市民に筆記具持参を呼びかけ協力してもらってはいかがでしょうか。会場では、必要な人だけ自由に取らせるようにしていただきたい。感染防止対策で手渡しはまずいです。	感染症拡大防止の対策といたしまして、使い捨て鉛筆をご用意させていただいておりますが、使用後は環境に配慮し、再利用の手法について検討してまいります。また、鉛筆の受渡し方法及び筆記具の持参協力の呼びかけにつきましては、次回選挙に向けて貴重なご意見として承らせていただきます。	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
106	駐車場について	<p>障害者マークと身体障害者マークをつけているのにもかかわらず、障害者スペースがあいているのにもかかわらず自動車を南玄関前に停めるように言われました。</p> <p>何のために障害者スペースがあるのでしょうか。</p> <p>せめて聞くなりしてほしいものです。</p> <p>障害者差別解消法を順守してください。</p>	<p>来庁者が入庫される際には身体障害者標識等を確認し、声かけをして誘導・案内するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。</p> <p>今後はこのようなことが無いよう、障害者差別解消法を遵守した合理的配慮に努めてまいります。</p>	総務室	R4.7.1	R4.7.15
107	参院選が22日公示され、選挙管理委員会で気になること	<p>昨年の衆院選時の投稿で、掲示板の位置と取付時の針金の処理は改善されましたが、改善されていない事があります。</p> <p>【立候補者のポスター掲示板】</p> <p>1) 掲示板の説明文で「7月10日執行」の文言がありますが、若者世代の投票率の向上が言われている中、堅苦しい「執行」ではなく、選挙を身近に感じられる「投票日7月10日(日)」に来年の選挙時にはお願いします。</p> <p>・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、「投票日7月10日(日)」にされていると聞いております。</p> <p>・昨年は投票年月日の記載も無かったが今年は表記。⇒添付画像-1。上:吹田市。下:他市(投票日、投票時間、期日前投票)</p> <p>2) 昨年の投稿時にも記載しましたが、「投票時間朝7時～夜8時」の記載がありません。若者や18歳で今回から投票される市民もおられます。選挙管理委員会の怠慢のように思えます。⇒添付画像-2。大阪市の参院選掲示板6/22撮影。投票日(公示日に貼付か?)・投票時間が記載。</p> <p>3) 吹田市は、掲示板の設置を6月8日頃からされており、「7月10日執行」の表記。公示日は6月22日であり、6月8日時点では、投票日は決定しておりません。</p> <p>・NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)では、公示日まで「投票日7月10日」に目隠しをされていると聞いております。</p> <p>4) 昨年の投稿時にも記載しましたが、投票率の向上のために「期日前投票」の案内文もほしかったです。</p> <p>【投票所】</p> <p>5) 投票所での案内の立て看板の文字が「順路」と記載されており、分かり易くするためにも具体的に「投票所⇒」とされた方が良いのでは？</p> <p>・照明が無い場所への設置の為、夜間での判読は??。⇒添付画像-3</p> <p>6) 投票所入口右側の手指消毒液とパイプ椅子を屋内右から屋外右に位置替えされませんか。</p> <p>・高齢者の中には、スロープの利用が怖い方もおられ、スロープ右側の階段を利用されます。杖をついておられる方はスロープとパイプ椅子の間が狭いので、屋外右にお願い。⇒添付画像-4。-5高齢者と杖</p> <p>6) 階段を利用される杖をついた高齢者の方のことを考えた場合、緑のマットの所は階段の奥行きが狭く、方向転換時に体が不安定になるので、引き戸を仮外しされませんか。⇒添付画像-4、5</p> <p>7) 投票所内の通路横のスタッフエリアにパイプ椅子運搬車(約40脚積載)が有りましたが、車輪にストッパーが無いように思えます。万が一地震などで移動した時は危険ですので設置する場合は考慮要。⇒添付画像-6</p> <p>・阪神淡路地震の時には、山手町でも地鳴りや石垣が崩れ落ちた被害がありました。タンスの引出しの飛出しも…。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>選挙ポスター掲示場の記載内容、投票所での案内及び安全確保につきましては、貴重なご意見及びご指摘をいただき、ありがとうございます。いただいた内容を参考とさせていただき、今後の選挙に活かしてまいりたいと思います。</p>	選挙管理委員会事務局	R4.7.5	R4.7.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
108	スプラッシュパーティーのチラシ	<p>スプラッシュパーティー開催チラシについて、なぜ女性ばかりがうつった写真が使われているのでしょうか。裏面左上の丸切り抜かれた写真については、意図が全く理解できません。女性の下半身に向けて水をかけるかのような印象を受けます。これはどういう意味でデザインされたのですか？</p> <p>性的商品化が問題視される中で、なぜこのようなビジュアルが庁内で許可されたのでしょうか。</p> <p>担当課及び男女共同参画の見解もお聞きしたいです。</p>	<p>1)スプラッシュパーティーのチラシに使用している写真については、楽しいイベントの様子が少しでも伝わるものという視点で選ばせていただいております。</p> <p>また、裏面左上の写真については、こちらが作成したデータと印刷の仕上がりが異なったものとなってしまったことによるもので、意図して作成したデザインではございません。データと仕上がりが異なってしまった原因については不明ですが、こちらの確認不足もあったことから、今後は二度と同様のことが無いよう気を付けて参ります。</p> <p>今回、〇〇様から頂戴した御意見も踏まえ、より多くの方に楽しみにしてもらえるイベントとなるよう引き続き取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>2)人権政策室では、各所属へ、市民の方に向けたチラシや広報等の刊行物、作成する文書の中で性別に基づく固定観念にとらわれず、人権を尊重した表現を行うことが必要であることを周知しています。</p> <p>今後も、男女共同参画の視点に留意するよう周知を徹底してまいります。</p> <p>(担当:人権政策室)</p>	人権政策室、シティプロモーション推進室	R4.7.14	R4.7.25
109	吹田市にある選挙ポスターにいたずらで鎌倉殿や北条政子と書かれたものが貼られていたことについて	<p>7月10日の朝から夕方にかけて、吹田市の北千里から千里中央方面へ片側2車線の市道(バス道路)を上がった左側にある選挙ポスター(吹田 167-2)の3と5の欄に、鎌倉殿と北条政子という候補者とは関係ない人物名が、手書きで書かれたものが貼られていました。</p> <p>当方、バス乗車中の信号待ちのときに発見し用事が終わってから証拠の写真と動画を撮りに行きました。</p> <p>選挙ポスターにいたずらするのは、犯罪ではないのですか？</p> <p>この行為を行った人物の特定・厳重な処分をお願いします。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>今回のポスター掲示場への行為につきましては、公職選挙法第225条に違反する可能性があります。違反行為に該当するかの判断は司法当局となります。</p> <p>また、該当するポスター掲示場につきまして、撤去時点においては現認することができませんでしたが、吹田警察に本案件について報告させていただきました。</p> <p>今後、このような行為があった場合には、警察とも連携しながら、厳正に対処してまいります。</p>	選挙管理委員会事務局	R4.7.11	R4.7.26
110	北千里駅周辺のベンチでの飲酒について	<p>7月31日18時45分頃、北千里駅のりそな銀行前のベンチで高齢の男が酒のようなものを持って飲んでいました。</p> <p>こちらが何を持っているのか見ていたところ、男は睨んできました。</p> <p>この場所では飲酒は禁止ではないのか。</p> <p>市職員等の巡回の上、注意、張り紙の内容の検討などお願いします。</p> <p>この場所ではたまに学生や中年男がたむろして騒いでいるのでそういうことをしないようにお願いします。</p>	<p>当該施設の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、当該管理者へ直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。</p>	市民総務室	R4.8.1	R4.8.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
111	吹田市長後藤圭二様	7月21日に出された市長メッセージを読みました。換気とワクチン。吹田市の週間陽性率をご存じでしょうか。50%を超えており感染の中心は10代以下の子供たちです。発熱外来のある小児科の電話は繋がらない、検査ができないほど感染が蔓延しています。陽性率の高さから明らかに検査は不足しています。なぜこんなに感染が広がるのか。吹田市の小中学校は15%の感染者が出るまで父兄に知らせず学級閉鎖のお知らせが来た時にはもう家庭内まで広がっています。ワクチン3回目、10代で4日間も38℃以上の熱が出ることもご存じですか？ワクチンと換気を訴えられるのみでは感染の情報すら隠蔽し続け市民の努力まかせなら、市長の仕事って、なんですか。毎回市長メッセージは読んでますがっかりするだけです。	令和4年7月21日付け市長メッセージにつきましては、新型コロナウイルス感染症が急拡大し、医療提供体制がひっ迫している状況を踏まえ、基本的な感染症対策の徹底、並びにワクチンの早期接種について、市民の皆様に向けて広くお伝えるために発信したものです。 市内の小中学校での対応につきましては、令和4年1月26日付け大阪府教育庁通知「府立学校における今後の教育活動等について」を参考に基準を設定しています。 また、児童生徒等の感染者情報等につきましては、陽性者が出た場合、濃厚接触者として関係する児童生徒には個別にお伝えしています。なお、濃厚接触者とならなかった場合でも、注意喚起が必要と判断された際にはクラス全体に情報提供を行っています。 本市としましても、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報の更なる周知や、ワクチン接種の促進に関する発信などを通しまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて取り組んでまいります。	秘書課	R4.7.22	R4.8.4
112	吹田市長後藤圭二氏のツイッターについて	後藤圭二(吹田市長)氏がツイッターで吹田市民の方の探し物のツイートを引用リツイートされ協力を呼び掛けられています。が「なぜ私の子どものお願いは聞いてもらえないのか？何の間違い？」と書き込みがあるように市長という立場にある方が市民の願いを聞いたり聞かなかったりするのには問題があり、私もミュートにされていると思います。子どもの学校のコロナ対策について意見だけでブロックされた方もたくさん知っています。市は市長のツイッターには関与しませんとは言うものの以前学校規模適正化白紙の市長のツイートについて問い合わせたところ秘書課から「市長の気持ちをツイートしたものの」との回答があったので市長のものと市も認めているのでしょうか。吹田市の市長としてふさわしくない投稿や市民へのブロックなどこのまま市として放置すると大きな問題になりかねないと言ったことを再びお伝えします。	市長のSNSについては、これまでも繰り返し回答させていただいております。市長個人としてお伝えしているものでございますので、本市といたしましては回答いたしかねます。	秘書課	R4.8.9	R4.8.23
113	市庁舎設備オムツ替え台について	オムツ替え台を女性トイレだけでなく、男性トイレにも作って欲しいです。 授乳室は設けられておりますが、他の方が使用中は使えません。一般的に授乳は30分近くかかると思います。現在の授乳室の数では足りないと思います。 先日、母親が保育園相談している間に父親がオムツを替えることができませんでした。 トイレに増設する事が設備的に難しければ、オムツ替えシートを設置したブースを設けていただくなど男性が育児参加できる環境を是非整えていただければと思います。	現在本庁舎では、低層棟2階の授乳室のほか、中層棟1階市民課(101番窓口側)奥の女子トイレ前に、男性にも御利用いただけるよう、赤ちゃんのおむつ交換台を設置したスペースを設けています。 いただいたご意見につきましては、今後の本庁舎設備環境改善の取組の参考にさせていただきます。	総務室	R4.8.15	R4.8.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
114	野外での花火について	吹田市内で花火をしてもいい場所はありますか？	吹田市内の公園では、以下のルールを守っていただくことで、手持ち花火などはしていただけます。 ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火など飛んでいくものはしない。水を張ったバケツを用意するなど、火の後始末をする。) ・公園をきれいに使う。(ゴミ等は持ち帰り、花火の後始末をする。) ・他の公園利用者や、周囲の住民に迷惑とならないようする。(近くに家に煙やにおいが届かない場所を選ぶ。近所迷惑になるような時間にならない。大声を出さない。)	公園みどり室	R4.8.31	R4.9.5
115	警備員の対応	8月22日16時頃市役所駐車場にて警備員に対する意見です。 帰りに際駐車場から出ようとゲートを右折してカードを入れようとした際警備員がよそ見をしながら内輪差に入ってきました。とっさに急ブレーキして危ないなあって呟いたら謝ることもなく威圧的に逆に迫られました。 一体どのような教育を市はしているのでしょうか？すぐ気分が悪くなる出来事でした。さらに言うなら警備員必要ですか？いない方がスムーズにすすむのでは？名前聞くと答えてくれませんでした。	この度は警備員の対応につきまして、ご不快な思いをさせていただきましたことをお詫び申し上げます。 来庁者が出勤される際は、接遇マナーを心掛け、必ず周囲の安全を確認して誘導するよう警備員に指導しました。また市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後はこのようなことが無いよう、安心して駐車場を御利用できるために警備員の指導を徹底してまいります。	総務室	R4.8.23	R4.9.6
116	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その1]及び[その2]	吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、4頁の 5 重要に「①ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、リンクの設定された箇所の見出しを分かりやすくする、ページの最終更新日を表示するなど、見やすいホームページとなる工夫を怠らない。」の旨が記されています。 Q1:今年の4月に監査委員から報告がされてから、5か月近く経過しているにもかかわらず、改善の様子が見られません。監査の事務局は報告を受けたかどのようなアクションを起こされましたか？今後どのようにいつまでに改善されますでしょうか？ Q2:各部署がHPの掲出のルールは異なりますか？あれば、名称を教えてください。 Q3:吹田市のHPの管理部署は、日常の掲出状況の管理、各部署へのフォロー指導はどのようにされていますか？ 【例示-1】各部署のサイトに「公開日・更新日」の無いものが多く、いつ時点での情報なのか分かりません。国の法律や条例などに関わる事は業務運営面で市民・企業を巻き込み影響大。 ①監査結果報告書に記載されているように速やかに表記いたします。NATV(宮市・旭市)では、更新日は以前から表記されており、北摂の市で表記されているのは、吹田市・箕面市のみです。 ※添付画像-1(シート)を参照 イメージは、Yahooのニュースで日付が欲しい。また休業日に閉じたサイトに日付が欲しい、いつ時点の情報か分からない、という吹田市のHPの現状です。 ※先般、改正・施行されているにも関わらずサイトが変更しきれず、私が情報と件別掲載に修正されました。 ※本来は、発行日に合わせて更新すべきもの、サイトに「更新日」が記載されていない、市民は情報が必要程度程度でいいか、更新日も可。 ※更新日がない場合は、先ずは新規や内容の変更の掲出サイトから公開日・更新日の記載をお願いします。現状では、吹田市への信頼度が日々低下。 【部署の整理】 ※画像-1:市民生活課(北摂)、画像-1-5:市民生活課(北摂)のみの掲出ではなく、暮らしの情報、学校、教育、しめのなやみ相談のサイトに掲出が必要だと思います。 ※画像-1-5:子どもの人権110番のサイト、「8.26-9/1の全国一斉の強化週間」の内容が有りませんが、新着情報の枠で掲出による掲載が必要。 ※「いじめ」不登校の情報は主に学校で有り、学校・教育のサイトへの掲出・周知により、共同・連携での掲載が必要。 ※画像-1-9:吹田市の教育情報センターの掲出方法が、「各部署のHP」のみのため、多くの市民が見てもらえる「各部署からのお知らせ」のサイトに掲出が必要。 ※画像-1-7:防犯カメラの取、更新日、画像中下:募集時から質疑回答の内容追加が有り、後日、休業日閉じた場合に日付が欲しいとの声あり。 ※各部署の掲載については、募集から締め切りまでの期間も短く、事前に想定される質問が予測可能であり、また新着情報等の質問と別に内容のものも有り。募集時に参考資料の添付、仕付けに確認されたら、応募者や市民の為に役立つものとなつたと考えます。監査委員から「人権110」の申告があり、工夫をの意図あり。 2)各部署の集約的(目次)サイトに各項目に、いつ時点の情報なのか記載が欲しい。以前見た時から変更の有無が聞かないと確認出来ません。⇒添付画像-1-2-1,1-2-2 ※画像-2:新着情報(画像上)にも、画像下のように日付が欲しい。 3)関係ない項目を各サイト上部の重要度(重要順)で優先度の高いものが有り、閉じた場合に「更新日」の表記が無いと、いつ時点の情報なのか分かりません。⇒添付画像-1-3 4)サイト内に、いくつかの件名が有る場合、更新日のメンテナンスがされていません。⇒添付画像-1-4-1,1-4-2 5)市民の方にも、更新日が記載されていない、いつ時点での情報か判断が難しく、事務の効率化に、また市内での人事異動での担当者変更時にも、更新されないとの注意喚起にはなりません。 【例示-2】HP掲載状況について、掲載のイメージ(画像)を参考に、工夫を。 ⇒添付画像-2-1「不登校支援-老人ホームの避難について」⇒不登校支援-当日の老人ホームの避難状況について ⇒添付画像-2-2「公文書(一般競争入札)」⇒7月28日公文書(一般競争入札の一部修正、O印) ⇒添付画像-2-3「青少年少子エイズセンターの8月事業案内」⇒「青少年少子エイズセンター」から8月サイバーキャンプ(中止) ⇒添付画像-2-4「車の展示について」⇒(車検)住宅の建て替え(完成)⇒(完成)住宅の建て替え(完成) ⇒添付画像-2-5「地区市民体育祭及び障がい者体育祭」⇒「地区市民体育祭の一部地区が実施ならびに障がい者体育祭の中止」 ⇒添付画像-2-6「大阪府の万人訓練が実施されます」⇒「大阪府の万人訓練が実施されます(令和4年9月2日)」※実施日の記載を ⇒添付画像-2-7「一般競争入札について」⇒内容は「競争入札結果」にて。 ⇒添付画像-2-8「防犯カメラの一般競争入札について」⇒「一般競争入札結果」にて。 【例示-3】サイトの更新日より各部署からのお知らせのサイトへの掲出タイミングが欲しいものがあり、事前周知が基本と考えます。 ⇒添付画像-3「学校-あどよよ」⇒(中学校の)月25日(月)の教育活動について。⇒掲出が月30日は遅い。 下、(小)中学校の月25日から月22日までの教育活動について。⇒掲出が月26日は遅い。 ⇒添付画像-3-2「夏期プールを閉鎖します(7月1日は無料開放)」⇒掲出が7月2日は遅い。 ※添付画像-3「夏期プールを閉鎖します(7月1日は無料開放)」⇒掲出が7月2日は遅い。 ※吹田市の監査委員、4名への供覧をお願いします。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については公開していません。	ページ更新日については、最終更新日が記載できていないところがあり、ご不便をおかけして申し訳ありません。市ホームページは今年の10月にリニューアルを予定しており、現在その準備を進めているところで、10月のリニューアル後は自動で更新日が記載されるシステムとなることから、ご指摘のようなことは生じることはない見込みとなっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。 また、各部署のHP作成ルールは「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」に整理しております。10月のリニューアルに伴い、こちらも改定をする予定です。 さらに、ホームページ管理部署として、広報課では担当部署からホームページ作成に関する相談を受けるほか、定期的に掲載ページの巡回を行っているところです。不備等がありましたら修正するよう担当部署に指導を行っております。	広報課	R4.9.2	R4.9.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
117	この部署は必要ですか？等	<p>市政でおかしいと感じたことを指摘していますが、市民総務室の広聴って組織は必要でしょうか？例えば、市報について意見を書く担当の広報課に転送しましたとメールくるだけで、市民に対して後追いのフォローが全くありません。毎月の市民からの意見の投稿を掲載するだけで、存在価値ありますか？ただ話を聞いて担当へ伝えるだけの仕事でお金もらえるなんて楽な仕事ですね？意見を言われた部署が自分達の行っている政策を変更する自浄作用なんて全くないですよ。ただ市民からの話を聞くだけでなく、市民と一緒に問題を解決するよう組織を改変してください。あなた方の給料はどこから出てるのですか？身内を庇うような言動は慎んでください。市民のために働かない人に納税するなんて馬鹿らしいです。8月29日にそちらへ電話して、〇〇という男の人からの言動からもそのように感じました。むやみに市長の名前使って回答はやめてください。市長は市民からの意見も読んでいないのによく市政行えますね？市報9月号も表紙相変わらず賞目的ですね？特に裏表紙、毎年無駄に職員募集に割いて。一般市民には関係ないです。市報は市政を伝えるための物です。吹田のために働きたいって当たり前じゃないですか？それなら今までいい加減に採用してたのですか？確かに市の公用車の運転が危ないと市民総務室に電話したら回答はしていないと身内を庇うような対応もされました。市報の表紙を私物化しないでください。ちゃんとモデル使うなら公募してください。出来ない言い訳ばかりしないでできるように改善すればいいだけで、既得権益を奪われるのが嫌なのですか？身内を使うのはおかしいです。当日お願いしてと言いますが、証拠も示していないに信じられません。ちゃんと公募してください。市民からの回答についてコピペをやめ、しっかり組織名・担当者の名前を記載してください。こちらは名前書いています。ちゃんと対応してください。よろしくお願いします。</p>	<p>市民総務室の事務は、本市事務分掌規則により、「市民からの市政に対する意見、提言等に関する事項」や「広聴に関する事項」等と規定されております。</p> <p>つきましては、広聴事務を担っている当室広聴担当が、広く市民からの市政に対する御意見等をお聞きし、その申出内容を担当課等へおつなぎし、市政への反映について検討を行うよう申し伝える役割を担っております。</p> <p>市長の名前を使用し回答することにつきましては、本市文書管理規程により、「発出文書は、市長又はその他の機関の長の名で発するものとする。ただし、内容によりこれによることが適当でないもの又は通知、事務連絡等で軽易なものについては、副市長、部長、課長等の名で発することができる。」と規定されていることから、市民総務室としての回答は、市長名を使用しているものです。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>市報すいたの表紙につきましては、より多くの方に手に取っていただけるよう、テーマや季節に応じて目を引くような構図やデザインを心がけて作成しております。人物選考に関しましては、日程調整や長時間の拘束など市民の方に御負担いただくことになるため、公募ではなく、当日現地でお声がけをさせていただいております。また、回答につきましては、担当者名を記載すると個人の意見であるとの誤解を与えてしまうため、室課名で回答させていただいております。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、市民総務室	R4.8.30	R4.9.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
118	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その3-1]及び[その3-2]	<p>【例示-4】各課からのお知らせサイトに、過去掲出と同じタイトルのものが、翌日～2か月後位の間に再々度の掲出が有り、またタイトルの末尾に「NEW」の傍記があり、市民はタイトルをクリックして聞かないと「新規」なのか「再掲・再周知」なのか「更新(内容変更)」なのかが分かりません。</p> <p>Q4.傍記として「NEW」が有ります。タイトルに工夫をしているのは分かりますが、下記のように混在している現状から、市民および企業の方は混乱しと思っております。速やかな改善をお願いします。</p> <p>1)大半が、前回と同じ内容で、再掲による再周知のものであり、「NEW」では無く、市民がクリック・聞かずに分かるように。⇒添付画像-4-1-1、4-1-2</p> <p>2)開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、前回と同じと見や合点されて、スルーされた場合は情報伝達されない事になります。もしした重大な局面も…</p> <p>3)開いたサイトに「更新日」の表記が無い場合、また「新着情報」の欄が無く変更点が分からない時は、前回掲出の内容との変更点の有無の確認が必要であり(下流スクロールしない)、市民・企業の場合は負担感が大きいです。⇒添付画像-4-2/7月10日の第28回参院選のお知らせ ⇒「新着情報」の欄を設けて、市民にタイムリーな情報提供を願う。※掲出日は、6月16日で、公示日が6月22日であり、追加・変更点はサイトの冒頭に記載すべき。7月10日のタイトルに(開票速報)を補記すれば…</p> <p>⇒添付画像-4-3/犬・猫の飼い主の皆様へ ※6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行されており、説明の記述が「義務化されます」⇒「義務化されました」の過去形に。掲出日が6/15～8/8迄、5回掲出。気付いて欲しい。</p> <p>⇒添付画像-4-4/お梅やみチャットボットの更新実験しています ⇒「お梅やみチャットボットの実証実験中です。試して下さい」の方が利用される方が期待。</p> <p>⇒添付画像-4-5/指定納付受託者の指定 ⇒地方自治法に基づき指定…との事ですが、8月1日に初めての掲出。</p> <p>このサイトを吹田市のHPに掲出の目的(何を誰に周知)を教えてください。9月1日掲出のサイトの冒頭に説明文が必要と思います。</p> <p>※8月1日に掲出時の7社は、キャッシュレス関係の金融機関と思いましたが、9月1日掲出の1社は、製造メーカーのように思えます。会計室のサイトには、「指定納付受託者」についての説明文は有りません。</p> <p>4)開いたサイトに「更新日」の表記がある場合でも、サイトに「新着情報」の枠が無く、変更内容を探するのに下流スクロールをせざるを得ない場合がある。⇒添付画像-4-6-1、4-6-2。コロナ第7波感染症爆発に伴い大阪府からの要請-7/27⇒8/28に更新されました。⇒変更点の記載が無く、下流スクロールでも分かります。豊中市のHPを見て納得。変更点は、18月28日から9月27日までの1か月間の延長で、府の要請内容は継続してました。確認が大家。</p> <p>⇒添付画像-4-6-3。コロナ第7波感染症爆発に伴い大阪府からの要請-7/27。⇒吹田市のコロナ感染症のサイトには、府からの要請内容のみの記載で、前回の説明文は無し。</p> <p>※府が自治体に要請をする場合の背景を市民に伝える事が大切。吹田市は第6波の時も記載無し。吹田市の周辺の中・池田・箕面・摂津市のHPには、『病床使用率が50%』『大阪モデル』『非常事態(赤信号)』に移行、1が表記有り。</p> <p>吹田市内でも夏期におけるイベントが計画されており、主催者が実施または中止の判断をされる場合には、吹田市のHPを見られます。「病床使用率が50%」、「大阪モデル」が「非常事態(赤信号)」の文言があれば、判断がし易かったのでは?…と思います。</p> <p>Q5.吹田市のコロナ感染症感染症に関する情報(総合トップページ)の運営部局名を教えてください。このサイトの最下段には「吹田市」の表記のため、サイトの管理者が不明。⇒添付画像-4-7。先般の不発弾発見・処理の例。情報提供後、改善されました。</p> <p>5)開いたサイトに「新着情報」の枠がある場合でも、サイトに「更新日」が無く、サイトの信頼性に疑問。</p> <p>⇒添付画像-4-8-1/シェアサイクルポート追加 ⇒各課お知らせの掲出日とサイト新着情報の目くらましと不適合(8/4、7/28)。8月10日は追加要。</p> <p>⇒添付画像-4-8-2/シェアサイクルポートの位置図 ⇒吹田市の位置図を豊中市の位置図(Mapで拡大機能有り)のように、土地勘の有る方は良いが、無い方は困ります。※実証実験中間報告の【課題1】自転車の整備不良求める声が多い。(自転車のバッテリー残量不足、バッテリー切れ、ハンドル、サドル、ブレーキなど、車体の故障タイヤの空気が少ない)</p> <p>⇒整備不良が多いとの事で、自損事故、加害事故が考えられ、自転車事故での保険の加入・補償内容を教えてください。</p> <p>※屋根の無いポートも有り経年劣化の選擇も考えられます。空気が少ないと、パンクがしやすくなるとまた自転車店は少なく、パンクしたままの走行が考えられます。中間報告から8か月が経過。課題に対しての改善状況を教えてください。⇒添付画像-4-9-1。「公共施設の開閉状況を更新しました」。</p> <p>8-1-NEW、8-2-NEW。</p> <p>⇒添付画像-4-9-2。「市の公共施設に関するお知らせ」。⇒サイトの更新日は、8月2日。新着情報の勤労者会館の利用条件の更新日は、8月5日って何?。</p> <p>⇒添付画像-4-9-3。勤労者会館の利用条件の「大事なお知らせ」には、6月25日から利用条件を変更して、掲載の日日に整合性無し。</p> <p>※「勤労者会館HPはこちら」をクリックすると、「ページは見つかりませんでした」。信頼性は全く無し。</p> <p>※吹田市の監査委員、4名への供覧を願います。</p> <p>⇒添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については公開していません。</p>	<p>①[その3-1]について</p> <p>「NEW」の表記について、御意見ありがとうございます。こちらについては、システムの都合上、ページの新規作成、更新が行われた場合に自動で表示されるものになります。10月のホームページリニューアルに伴い、改善される見込みですので、御了承ください。</p> <p>「更新日」の表記については、リニューアルに伴い、詳細情報が記載されているページには全て掲載されますので、御理解ください。</p> <p>(担当:広報課)</p> <p>地方自治法の改正により、令和4年1月4日から指定納付受託者の指定ができることとなりました。指定にあたり、告示が義務付けられていることから、より広く市民に周知するためホームページに掲載したものです。</p> <p>(担当:会計室)</p> <p>令和4年(2022年)9月1日に指定納付受託者に指定した事業者は、税務部税制課及び資産税課の窓口で税証明書手数料等の収納を行うために設置しているセミセルフレジの製造・販売等を行っている事業者となります。</p> <p>税務部では、当該レジの機能を活用し、本年9月1日より税証明書手数料等の収納において、これまでの現金収納に加えクレジットカードや電子マネー等による決済(キャッシュレス決済)を実施するにあたり、各種決済サービス一括して管理できる当該事業者を地方自治法第231条の2の3第1項及び同法施行令第157条の2の規定に基づき、指定納付受託者として指定しました。</p> <p>なお、当該事業者は他の自治体においても指定納付受託者としての実績のある事業者となっています。</p> <p>(担当:税制課)</p> <p>②[その3-2]について</p> <p>コロナ感染症に関する情報(総合トップページ)については、広報課が管理しているページになります。担当部署が多岐にわたるページについては、混乱を避けるために市の代表に問合せを誘導しております。</p> <p>(担当:広報室)</p> <p>シェアサイクルは、すべての自転車に加入しておりますので、利用時の事故等については保険が適用されます。</p> <p>補償内容は、</p> <p>(1)死亡・後遺障害5,000千円、入院保険金日額3,000円、通院保険金日額1,500円</p> <p>(2)賠償責任 対人対物共通保険金額3億円</p> <p>となっております。</p> <p>保険の補償内容につきましてはホームページに掲載させていただきます。</p> <p>また、自転車の整備不良に対する改善状況についてですが、週に1回程度実施しております電動自転車のバッテリー交換時にタイヤの空気圧や整備不良のものがいないかの確認をしております。</p> <p>併せて、御意見をいただきました吹田市ホームページのシェアサイクル実証実験のページにつきましては、今後は各課お知らせ掲出日とサイト更新日を一致させ、シェアサイクルポートの位置図を豊中市と同様のものに修正いたします。</p> <p>今後も、安心・安全にシェアサイクルを利用いただけるように事業者と連携し、実証実験を進めてまいります。</p> <p>(担当:総務交通室)</p>	<p>広報課、税制課、総務交通室、会計室</p>	<p>R4.9.6</p>	<p>R4.9.16</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
119	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その4]	<p>【例示-5】各部局のサイトの新着情報に掲載されているのに、吹田市HPの「各課からのお知らせ一覧」に掲載されていない。⇒市民・事業者の目に触れなければ、情報の周知漏れが生じます。吹田市民や企業への広報の姿勢が問われます。⇒添付画像-5-1:「コロナ医療機関向けページの更新。」⇒医療機関に情報が伝わらなければ、影響大。⇒添付画像-5-2-1:吹田市本庁舎外の電力調達(R4年10月～R5年10月)の一般競争入札。⇒入札募集や入札結果が「各課からのお知らせ一覧」に掲載されていません。サイトに「更新日」表記無し。 ※環境政策室は「各課からのお知らせ一覧」に掲載されていませんが、応札対象の「新電力企業」への周知はどのようにされたのでしょうか？ ⇒添付画像-5-2-2:吹田市の電力調達の入札状況が分かるサイトは、非常に探しづらい。 吹田市HPのトップ「こみ・環境」⇒探索出来ず。 吹田市HPのトップ⇒「組織一覧」⇒「環境部」⇒業務内容に「電力調達」の文言無し⇒「環境政策室」⇒「新着情報」に表記無し⇒「メニューの地球温暖化・エネルギー」⇒「吹田市の電力調達」。やっとたどり着く。 ・今回「本庁他82施設・JR吹田駅前北…外12施設・原市民サービスコーナー外258施設」の3件入札の募集をされましたが、「本庁他82施設・JR吹田駅前北…外12施設」は入札業者は「無し」で入札不調に。落ちたのは「原市民サービス…」のみで、落ち業者は昨年と同じ業者の1社のみ。 ※吹田市は、電力入札不調の2件について、今後どのように対応をされるのでしょうか？。各施設の電力調達の期限が10月の検針日迄、日にちが迫っています。 ※吹田市議会・9月が開催されていますが、電気代が上昇のニュースが多く報道されており、10月からの新電力事業者との契約で、電気料金の上昇分の補正予算の審議が必要です。 *220819-宮崎市の電力調達 すべての電力会社が辞退で70施設で入札成立せず *220826-舞鶴市。契約電気業者が事業廃止、1.7億円追加支出へ ⇒添付画像-5-2-3:入札3件の「調達期間」の説明文で「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日前日まで」が有りますが、「令和4年10月の検針日から令和5年10月の検針日まで」にされたら…。 「[仮]検針日が10月5日AM9」の場合、「検針日前日まで」は、10月4日AM9になります。⇒1日分の電気料金は、どうなるのですか？ 電力量計(スマートメーター)は、旧電力会社が運営・管理。吹田市の「検針日前日まで」では、落ち業者は、旧電力会社に検針日前日までの使用料の問い合わせが必要に。物理的に無理。吹田市の水道の検針票を確認されたし。 ⇒使用水量は「検針日～検針日」の表記。 ⇒添付画像-5-2-4:契約電力(kWh)の表記が有りますが、(KW)に訂正されたし。(kWh)は電気の使用量の単位です。 Q6:環境部は、上記の電力調達の経過～今後の対応ならびにHPの改善についての回答をお願いします。 ⇒添付画像-5-3:令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ。サイトに「更新日」表記無し。「各課からのお知らせ一覧」に掲載が必要と考えます。 Q7:吹田市HPの統括管理部署である、総務部 広報課は、上記のような「各部局のサイトの新着情報」に掲載されているのに、「各課からのお知らせ」に掲載無し…の現状。どのようなルールになっていますか？。ルールが無ければ改善を願う。 ※吹田市の監査委員、4名への供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q6について まず、事業者への入札実施の周知方法についてですが、市トップページの上部タブ「事業者」のページ中の「新着情報」に掲載するとともに、契約検査室のホームページ「契約・入札情報」の「3 契約・入札(委託業務等)情報」のうち、一般競争入札のページに掲載いたしました。 次に、入札状況が分かるページが探しづらい点でございますが、より市民及び事業者の目につきやすい掲載方法について検討してまいります。 次に、入札不調の2件に対する今後の対応でございますが、関西電力送配電株式会社より、最終保障契約による電力供給を受ける見込みです。これに伴う電気料金不足分の補正予算につきましては、本年10月以降、直ちに不足するものではありませんが、然るべき時に、所管部局より議会に諮ってまいります。 次に、仕様書に記載の調達期間につきましては、一般送配電事業者や新電力会社の御意見をふまえた表記であり、問題ありません。 最後に、御指摘いただきました契約電力の表記誤りにつきましては、修正いたします。 (担当:環境政策室)</p> <p>Q7について 現状のホームページ管理システムでは、トップページの新着情報(お知らせ)や各部署のページの新着情報に掲載するためには、ページごとの設定が必要でした。そのため、複数箇所の設定が必要となり、掲載が漏れてしまうといったことが生じていました。 10月のホームページリニューアルに伴い、公開したページは新着情報として掲載する設定をしておけば、関連する全てのページの新着情報欄に自動的に掲載されるような仕組みを導入しております。 今後はいずれかみのページに新着情報として掲載されるといったことは無くなる見込みですので、御理解のほどお願いします。 (担当:広報課)</p>	広報課、環境政策室	R4.9.12	R4.9.21
120	生活保護、職員の国籍を公表しろ	<p>生活保護費を吹田では未だにがい人に払っている。なぜ払っているのか？ 日本国民は、親族がいれば親族に借りろとか、利息が安いサラ金を紹介とかするのはないか。 がい人は日本には不要だろう。税金も払わず、国民の血税から生活保護費を払うとは言語道断。国の最高機関の最高裁でも日本国民以外には生活保護を支払うことは禁止と決まったはず。 吹田市は、市役所の配慮で払っている。日本国民が、中きょうウイルスで困って税金が払えなくても払え、払わなければ督促状を送り付け、家財も没収するだろうが。どういこと。 市役所は、日本国民の生活を円滑に行うためにあるのだろう。職員は、日本国民だけであるべき。日本国民以外のがい人が職員でいるように見かけるが。どうなのでしょう。 職員の名前と国籍を吹田市報に掲載してもらいたい。何も問題はないはず、次月号に掲載願います。</p>	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。 なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。 (担当:生活福祉室) 国籍につきましては、職員個人の情報であることから、市報に掲載することはいたしかねます。 (担当:人事室)</p>	人事室、生活福祉室	R4.9.26	R4.10.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
121	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-1]	<p>吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出されており、ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。】の記述が有ります。 【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的な情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。 ※私見を記しておりますので、検討願う。 ・添付画像-2-9:「消防車が新しくなりました」の同一タイトルのものが同じ日に続いて3件、掲出。⇒それぞれのタイトルに、はしご車や高機能消防車など、補記されれば良い。 ・添付画像-2-10:「知ってトクする年金制度」公的年金制度の説明会、意見交換会を開催。⇒「知ってトクする年金制度」日本年金機構職員による解説、意見交換会(11/4)を開催。【先着順】※など、具体的な内容の補記。 ・添付画像-2-11:「すいかレ2023写真募集」⇒「吹田Instagramカレンダー(すいかレ) フォトコンテスト2023写真募集」の併記をされたら… ※「すいかレ」の認知度は、まだ低いです。毎年4月には多くの大学生やサラリーマンが新しく、通勤・通学。他市から来られた方の異なる視点も期待。認知度が上がれば、販売にも期待が… ・添付画像-2-12:「スマートフォン教室を開催」⇒「スマートフォン教室を開催」。(基本・応用)…の補記により、参加してみようかな?…の人増の期待。 ・添付画像-2-13:「チャレンジショップ「〇〇」7期生による出店」⇒「チャレンジショップ「〇〇」7期生が、女子谷にオープン」。店の場所をタイトルに入れる事により、近隣の方の関心度が高まる。また次のチャレンジの心の支えにも… ・添付画像-2-14:「スモークフリー実現への取組」⇒「スモークフリー実現への取組」9月は、千里丘市民センター…の補記により、関心度を高める。 【教えて下さい】 ・活動内容を見ますと、キャラバン…という展示がメインのように思えます。スモークの元は喫煙者です。喫煙者との直接の対話稼働はどのようにされているのでしょうか? ・喫煙は嗜好も有りますが中毒であり、ゲーム中毒のように中々止められません。吹田市の取組での効果(数字で表せるものが有れば)を教えてください。 ・吹田市のたばこ税収額の推移。たばこの販売本数の推移。喫煙者率推移(男女・年代別が有れば)。 ※サイトを見ましたが、グラフ等が有りませんので。私が行く喫茶店の喫煙席8席は、満席もよく有り、女性の方が多いです。また大学の校内に喫煙所が有ったり、別の大学では外壁に「禁煙」の貼り紙も。 【その他】令和4年度予定表の項目の中に、「4~8月」の実施済の内容が有ります。場所の右側に備考欄を設けて実施結果のコメントを記載されては?。 ・吹田市が設置する「喫煙所リスト」をHPに掲載願います。 ※写真については公表しておりません。</p>	<p>税制課、健康まちづくり室、環境政策室</p>	R4.9.21	R4.10.5

【その5-1】について

- 喫煙者との直接の対話稼働について
喫煙者に対しては、がん検診や母子健康手帳交付の際に指導や禁煙についての情報提供を実施しているほか、イベント等の機会を活用して直接働きかけを行っています。また、民間事業者と連携し、喫煙者に禁煙治療費一部助成事業のちらしを配布しています。
(担当:健康まちづくり室)
- 喫煙率について
喫煙率については、本市の取組のほかに、喫煙者本人のライフスタイルの変化、たばこ税の税率変更等の様々な事象の影響により変動していますが、本市における喫煙率は継続的に低下しています。
(担当:健康まちづくり室)
- たばこの販売本数の推移について
吹田市のたばこ税額及び販売本数の推移については、別紙1のとおりです。
(担当:税制課)
- 喫煙者率の推移について
喫煙率の推移につきましては、市ホームページにおいてオープンデータとして、平成29年度から令和3年度まで別紙2のとおり公開しております。
(担当:健康まちづくり室)
- 令和4年度予定表について
実施済のスモークフリーキャラバンに関しては、表外の本文中に写真及び結果のコメントを記載し、市民の方へ実施の様子を紹介しております。
(担当:健康まちづくり室)
- 喫煙所リストについて
喫煙所のリストにつきましては、市ホームページ「市指定喫煙所利用の皆様へ」にて記載しております。
(担当:環境政策室)

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
税額(千円)	17,947,426	17,112,122	16,444,449	15,748,222	14,914,490	14,114,490	13,314,490
販売本数(千本)	1,784,000	1,768,120	1,687,200	1,660,100	1,580,100	1,553,100	1,473,100

年度	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
男性	21.9%	21.0%	20.6%	20.1%	19.1%
女性	4.1%	3.9%	3.8%	3.6%	3.5%
全体	11.7%	11.5%	11.3%	11.0%	10.8%

年度	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
男性	22.9%	22.0%	21.6%	21.1%	20.6%
女性	4.8%	4.2%	3.2%	3.2%	3.2%
全体	13.0%	12.6%	12.6%	12.1%	11.6%

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
122	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-2]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的な情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付画像-2-15;「介護の仕事魅力発信セミナーを開催」 ⇒「9月度。1-介護の仕事魅力発信セミナー。2-福祉のお仕事(事業所説明会)。3-福祉のお仕事(就職面接会)を開催」 ※上記3件の実施月日が、9/12、9/14、9/21…と近接しており、求職者の事を考えればタイトルは3件併記が望ましい。 添付画像-2-16;「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが誕生」 ⇒「吹田市Xガンバ大阪 コラボラッピング郵便ポストが10か所誕生」 …10か所の補記により、どこやら～と関心が高まる。 添付画像-2-17;「若者就職説明会・面接会を開催」 ⇒「若者就職説明会・面接会を開催(9/29。勤労者会館にて)」【要事前予約】…日にち・会場などの補記によりイメージしやすい。 添付画像-2-18-1;「就職説明会等のイベントスケジュールを更新」 ⇒「就労体験事業(JOBトレ)」募集締め切り 9/9(金)…イベント全体の事では無く、具体的に決まっている事業をタイトルにする必要が。 ※画像-18-1の参加者募集の締切期日の日にちが無い。⇒9/9…を記載すべき。加えてサイトの更新日が9/1でHPへの掲出が、9/5は遅い。 添付画像-2-18-2;「就労体験事業(JOBトレ)参加者募集」 ⇒「就労体験事業(働くことへの一歩を応援)参加者募集。締切 9/9(金)」 ※対象者が、就労経験が少ない方としており、“JOBトレ”の言葉よりも、(働くことへの一歩を応援)にする事によりハードルを低くしてあげる。 <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
123	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-3]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <p>・添付画像-2-19;「ワークルセミナーを開催」 ⇒「労働問題に関する無料セミナー参加者募集。(吹田市・高槻市・摂津市・茨木市・島本町)が共同開催(9/30~10/28)【要申込】。 ※ワークルセミナーの言葉の認知度は低く、セミナーのイメージがし難くHP-TOPでタイトルを見ても誘引され難いので具体性の有るタイトルにすれば…。 開いたサイトのタイトルは、「ワークルセミナー」が良いが、各課のお知らせ内のタイトルは、上記の「労働問題に関する…【要申込】」にされたら…。</p> <p>・添付画像-2-20;「新型コロナ緊急対策アクションプランの頁を更新」 ⇒「高齢者インフルエンザ定期予防接種を無償化(新型コロナ感染症対策)」に。 ※新型コロナ緊急対策アクションプランには、数多くの対策があり、新着情報欄が無く、初めから終わりまで全てのチェックが必要。非常に不親切。 ※インフルエンザ予防接種の内容も、概略で有り、「詳細は後日、HPIにてお知らせ。またはリンク先の表示」…が必要。</p> <p>・添付画像-2-21;「商業相談を実施しています」 ⇒「中小企業診断士による商業相談を実施しています【無料】」…中小企業診断士の補記により、市職員で無い事から専門的な相談が可能と判断され、利活用が期待。</p> <p>・添付画像-2-22;「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催」 ⇒「吹田のいいでしょこのまち作品展を開催。吹田市役所本庁で(10/3~/7)」…会場、日付を補記。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、広聴事案として担当課等に転送させていただきます。</p>	市民総務室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
124	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-4]	<p>【続・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <p>・添付画像-2-23;「第4次総合計画中間見直しに係る市民アンケート実施」 ⇒「第4次総合計画中間見直しに係る市民3,000人にアンケート実施回答締切:9月16日(金)。対象者の表記ならびに締切日迄、日にちが無く、補記が必要。 ※対象者にハガキを送ります…の記述有り。HPに掲出日が、9/8で回答締切日が、9/16って急過ぎ。 第4次総合計画の策定前に市は、ワークショップを5回ほど開催。参加人数は累計300人余り。議論が多くなされ、発表も。経緯を知っておられるこの方たちに対してアンケートを求められないのは、何故でしょうか？」</p> <p>・添付画像-2-24;「後期高齢者医療保険証の更新」 ⇒「後期高齢者医療保険証の更新・9/7発送。10月1日から負担額の見直し」</p> <p>・添付画像-2-25;「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！」 ⇒「ヘルシー外食コンテスト2022」を参加店募集中！。応募締切;10月4日(火)…締切日を補記。</p> <p>・添付画像-2-26;「旧統一教会問題 相談集中強化期間」 ⇒「旧統一教会問題 相談集中強化期間-9/5～9/30。政府による電話相談窓口が開設」…相談窓口の補記。 “統一教会”の名前を知らない世代も多いと思われるので、サイト内の旧統一教会の文言を⇒“世界平和統一家庭連合(旧統一教会)”にすることにより、被害者？が増えない事を要望。</p> <p>・添付画像-2-27;「不発弾処理…特別養護老人ホームの避難」 ⇒「不発弾処理…当日の老人ホームの避難時の協力事業所などに感謝状贈呈」⇒不発弾処理から10日間経過。タイトルに工夫を。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>市民アンケートのホームページでの周知につきましては、アンケート開始日である9月1日から行っておりましたが、9月8日に回答を促すハガキを送付したため、「もう間もなく締切です。ぜひご回答をお願いします。」との文言を追加掲載し、あわせてトップページにもお知らせを掲載したものです。</p> <p>今回のアンケートにつきましては、市民意見を聴取する方法の一つとして、統計調査の手法に則り、無作為抽出で3,000人の市民の方を対象に行っております。</p> <p>今後は、対象となった方以外からも広く御意見をいただくため、ホームページでのアンケート、市内商業施設で行う出張アンケート、パブリックコメント等の市民参画を予定しているところです。</p> <p>なお、前回ワークショップに御参加いただいた方を対象に御意見をお伺いする機会はありませんが、上記の市民参画手法を通じて御意見をいただきたいと考えております。</p>	企画財政室	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
125	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。 [その5-5終]	<p>【統・例示-2】HPに掲出されるタイトルに具体的情報が少なく概要のイメージ困難なものがあり、工夫願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付画像-2-28-1:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ⇒「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種(10/1~12/31):無料」…期間と費用を補記。 ※“年度”の表記について、一般的に“年度”とは、4/1~翌年3/31迄を言います。接種期間の10/1~12/31が無料期間の表記に違和感が。 ※費用について、大阪府のインフルエンザワクチン接種事業で無料…の表記ですが、吹田市の新型コロナ緊急対策アクションプランに無料化の表記が有り、吹田市の費用負担の項目を教えてください。 添付画像-2-28-2:「令和4年度 高齢者インフルエンザワクチン接種」 ・対象者の項で、60才以上65才未満で心臓・腎臓・呼吸器系の機能に障害がある人…の具体的な病名・レベルの表記がありません。例えば、高血圧や喘息等の場合。かかりつけ医以外で接種する場合での証明用の提示資料は？ ・予診票の項で、「9月末に予診票が届いている方は…」の表記がありますが、事前に対象者への案内の郵便物が届くのでしょうか？ 添付画像-2-29:「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み」 ⇒「NATSの地球温暖化対策に向けた取り組み。阪急電車の4駅に給水機設置」…具体的な内容の補記で関心度を高める。 添付画像-2-30-1:「悪質な業者にご注意ください」 ⇒「下水道部から、悪質な業者にご注意ください。」…下水道部の補記により、イメージができます。 添付画像-2-30-2:「悪質な業者にご注意ください」 ・上記30-1と同じ内容が、新型コロナウイルス感染症のサイトにも掲載。コロナと悪質業者の関連性が無いと思います。 ⇒「動物愛護週間について。パネル展、イベントを開催(9/20~/26)」…イベントの補記で関心度を高める。 <p>※吹田市の「吹田市ホームページ作成の手引き」や「吹田市ホームページ作成マニュアル」の早期の充実化を要望。</p> <p>※写真については公表しておりません。</p>	<p>1 接種期間の表記について 高齢者インフルエンザワクチン接種を含む定期予防接種は、年度単位で事業を実施しています。従来の季節性インフルエンザの国内流行期が通常12月末から翌年4月頃であり、これに備えて、遅くとも12月中旬までには接種が完了することが望ましいとされています。従いまして令和4年度はインフルエンザの接種期間を令和4年10月1日から12月31日までとしております。(翌年1月31日までとなる年度もございます。) そのため年度表記についてわかりづらいとの御指摘もありますが、事業として「令和4年度高齢者インフルエンザワクチン接種」を実施しているため、年度表記としております。</p> <p>2 吹田市の費用負担について 高齢者インフルエンザワクチン接種費用のうち、接種者が1,500円を負担し、残りは市が負担しております。 令和4年度は大阪府が本人負担額の1,500円を補助金として各市町村に交付することを予定されております。府の制度により接種者の本人負担額が無料化されれば、接種率が大幅に向上することが見込まれることから、市負担額を積み増すものです。 また、大阪府の補助制度は、各市町村が本人負担額の立替払いを行い、後日補助金として相当額を各市町村に交付する仕組みとなっていることから、予算額には立替払いに要する費用も含んでおります。</p> <p>3 高齢者インフルエンザワクチン接種の対象者について 対象者の定義は予防接種法に基づきます。予防接種法では「65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する者」となっています。 程度としての具体例として市民に伝わりやすいように、上記の疾患により身体障がい者手帳1級相当とホームページ上に記載しております。 証明用の提示資料は身体障がい者手帳です。 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによる身体障がい者手帳1級(疾患名がわかるページのコピー)の提出をお願いしております。 その旨の記載がホームページになかったため、令和4年9月29日付けで更新いたしました。御指摘ありがとうございました。</p> <p>4 対象者への案内送付について 高齢者インフルエンザワクチン接種について対象者への案内は送付していません。 しかし、接種費用免除対象者である市民税非課税世帯・生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯の接種費用免除の方には令和4年9月26日付で予診票を送付しています。</p>	地域保健課	R4.9.21	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
126	国民健康保険料は払えません	<p>先日、国民健康保険の減免を申し込んだ〇〇です。被保険者番号、〇〇。</p> <p>不承認という、ありえない返事をいただきました。全く、意味が分かりかねます。</p> <p>6月に就職したから収入はあるのは当たり前。それ以前は無職だから収入はない。今の収入があるから、現在は保険料も払える。収入がないから保険料が払えないは当たり前。サラ金で金借りてでも払えというのか。どのようにして払えばよいのか教えてほしいものだ。</p> <p>現在の収入では今の生活を維持するので精一杯。税金ばかり取られているのもわからないのか。また、市役所は日本国民の税金で日本国民の為に働いているのだろう。</p> <p>がい人に、生活保護費を未だに支給してるのはどういうことか教えてほしい。国民健康保険も、国の指針で国の命令通りに徴収してるのだろう。</p> <p>生活保護費は、日本の最高権力の最高裁で日本国民以外には支払うことが禁止になったはず。しかし、生活保護費はがい人が困っているから、市役所の配慮で支払っているのではないか。</p> <p>がい人は、日本には不要だから金もなく税金も払わない奴は追放するのが当たり前だろう。</p> <p>生活保護をもらっているがい人は、病院も行き放題だろうが。日本国民が中きょうウイルスのせいで貧困で困っているのだから、配慮すべきだろう。</p> <p>どのように考えているか意見を聞きたい。本当に、払える金はないから、払える方法等も教えてほしいものだ。</p>	<p>お問合せいただいた国民健康保険料の減免申請についてですが、〇〇様から御提出されました申請書類がこちらに届いたのが令和4年8月30日になります。この時点で〇〇様が令和4年6月から御就職され社会保険に加入されていることが確認できていたため、御就職により資力が回復していると判断し、減免却下通知をお送りした次第です。</p> <p>退職により一時的に御収入が減少した場合であっても、次の就職をされていたり、あるいは就職の目的が立っていたりする場合は減免対象外になりますので御理解ください。</p> <p>また、納付が困難な場合は相談に応じますので、御連絡ください。 連絡先電話番号 06-6384-1240(直通) (担当:国民健康保険課)</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法第1条により適用対象ではなく、同法による保護を受けることはできませんが、昭和29年5月8日付厚生省社会局長通知により、当分の間法による保護等に準ずることとされており、国の通知に則り適正に実施しております。</p> <p>なお、最高裁判所の判例においても、外国人は、同法に基づく受給権を有しないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得ることが示されています。 (担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、国民健康保険課	R4.9.27	R4.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
127	吹田市HPの各部局のサイトの掲出方法他がマチマチで統一性が無く市民目線での掲出・運営に改善願う。[その6]	吹田市の監査委員から令和3年度監査結果報告が令和4年4月6日に提出され「ホームページによる情報発信について、内容の充実を図るとともに、見やすいホームページとなるよう工夫をしてください。」の記述が有ります。 【例示-6】HPに掲出されるタイトルが削除。またサイトの削除もあり、困ります。 1)「11リーグ2022-1」のタイトルが吹田市HPのトップに掲出されましたが、各課のお知らせには表示無し。催し物のサイトにも無し。・添付画像⑥-1 2)8/29に掲出のものが、1週間で削除。・添付画像⑥-2-1 「コロナ対策本部会議」 「コロナ支援金(申請期間延長)」 「アライグマ目撃情報」 「総合福祉会館の貸室」…4件。 ・添付画像⑥-2-2。「コロナ対策本部会議-7/27」 保健所長や消防長の発言「感染拡大に伴い、入院・外来・療養・保健所業務がオーバーフロー。屋外でのイベント等を行う場合、救急要請および救急対応が困難」⇒8/29の週は、2,946人とまだ多くの感染者が居られる中、吹田市のコロナ感染の総合サイトには、上記の留意事項の記載無し。地域の8月の盆踊りでは、実施の判断材料になります。 Q8:吹田市では「ゆいびあ夏祭り」、「吹田フェスタ」が行われましたが、サイトには、コロナ対策を行い…の記載は有りましたが、イベントを企画された部署は「コロナ対策本部会議-7/27」を読まれましたか？。熱中症対策やケガなどの事も考え、救護所の設置・看護師の配置などはされましたでしょうか？ ・スプラッシュパーティーの実施報告・画像をHPにアップ願えませんか？ 3)「第26回参院選挙(7/10)のお知らせ」が、7/15には削除。選挙管理委員会のサイトからも削除。・添付画像⑥-3-1。お知らせの内容・選挙公報などの内容が見れません。 【要望】…NAT(西宮市・尼崎市・豊中市)は、HPに掲出。 ・添付画像⑥-3-2。立候補者の右側に「党派」の追記を要望。投票者は党派も関心があります。投票数の合計欄も要望。 ・添付画像⑥-3-3。投票率の男女別を要望。有権者数は、女性の方が男性よりも多いので…。 ・添付画像⑥-3-4。無効投票数の表記を要望。今回の選挙では、3,418票(1.88%)あり、来年の府議会・市議会選挙では、無視が出来ない票数です。 Q9:無効票の内容は把握・分析はされていますか？。せっかく投票されたものが、無効にならないような対策を要望。 ・添付画像⑥-3-5。選挙結果で当選者が分かるように要望。吹田市内の得票数では、当選の可否が分かりません。後日、見たい時に見れるように要望。 ・添付画像⑥-3-6(投票日頃撮影)。選挙ポスター掲示場に立候補者のポスターが貼られていないものが多いです。⇒6~2枚。 Q10:立候補者はポスターを貼らなくても、良いのでしょうか？。公職選挙法？で決められているのであれば、指導を願います。 Q11:HPに掲出後の削除のルールは、どのようになっているのでしょうか？ ※吹田市の監査委員、4名への供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については公表していません。	Q8について 「ゆいびあ夏祭り」につきましては、令和4年8月28日(日)、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館の多目的ホール、リハーサル室や会議室等の室内で開催しました。 開催に当たり、国や府、吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の方針に基づき、マスク着用、検温、アルコールによる手指消毒の徹底、大阪コロナ追跡システム登録の協力要請などのほか、夏祭り参加者把握のため、受付で名簿に記入いただくこと、混雑時には入場を制限すること、3密を避けるため、各ブースは定員を設けて取り組むことなどの感染防止対策を講じました。 また、残暑の厳しい時期でしたので、熱中症防止のため冷房運転をしながらも、窓を開けるなど換気にも配慮し、感染防止に努めました。 更に、運営スタッフを充分確保し、参加者誘導のための事前打ち合わせや、AED研修の受講など、安全対策にも留意しました。 (担当:青少年室) すいたフェスタ2022では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、会場内に救護所を2カ所設置し、4名の看護師を配置しました。 スプラッシュパーティーの様子は、ホームページにデジタルアーカイブを公開しておりますので、そちらを御覧ください。 (担当:シティプロモーション推進室) Q9について 判別できない票については、投票用紙に記載されている内容等を精査することにより有効無効の分類を行っております。また、無効票について無効事由ごとに分類を行うことにより、無効票の内容についての把握及び分析をしております。 (担当:選挙管理委員会事務局) Q10について 添付画像にお示していただいておりますポスター掲示場へのポスター掲示につきまして、公職選挙法第144条の2第3項に公職の候補者は掲示場にポスター1枚を掲示することができると規定があります。それに基づいて公職の候補者はポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができますが、必ずしもポスターを掲示しなければならないものではなく、掲示しないことを公職選挙法に抵触するものではありません。 (担当:選挙管理委員会事務局) Q11について HPに掲載しているページについては、掲載している所管がそれぞれ管理をしています。削除についても適切な時期に行うよう周知しております。 (担当:広報課)	広報課、シティプロモーション推進室、青少年室、選挙管理委員会事務局	R4.9.29	R4.10.11
128	北千里駅周辺での若者のたむろ行為について	10月11日19時15分頃、北千里駅のオリジン近くのベンチ(りそな銀行の横)で若い男が多数でたむろ行為を行っていた。 風紀を乱す行為であり治安悪化につながる重大行為である。 断じて許されない。 このような行為をする者がいたら警察より注意、指導を行うようパトロール要請をお願いします。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.12	R4.10.12
129	阪急山田駅のコーヨーエスカレーターで高齢男が歩いて登ったことについて	10月21日18時40分頃、阪急山田駅のコーヨーにある上りエスカレーターで高齢の男がエスカレーターを歩いて登ってきつついてきた。 コロナ禍なのに何を考えているのか。 何でくつついてんだよと文句を言うも男は知らんふり。 その前はどんどん足音を立ててきつついてきたのに文句を言われると黙る。 どうせ何も言わないと思って舐めてたんだろ。 そもそもエスカレーターを歩くこと自体、マナー違反である。 DEWの警備員やコーヨーの店員の協力の上、エスカレーターで歩かないよう、またくつつかないよう店内放送をお願いします。 行政は関係ないので直接問い合わせを〜という回答はいりません。直接問い合わせできないから行政に問い合わせしているのです。	当該箇所の管理については、行政に関わる事案ではありませんので、管理者へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。	市民総務室	R4.10.24	R4.10.24

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
130	吹田市職員の不誠実な市民への対応について	<p>自宅前市道での水道漏水工事(9/13)により、自宅駐車場ゲート・門扉・自家用車に傷や泥汚れがあり、水道部に連絡したところ、水道部工務室管理グループ〇〇主査より電話があり事情説明したところ、口調は喧嘩ごしに『うちの工事で傷が入ったかどうかからんやろ』とまくしたてられました。</p> <p>対応が悪いので水道部に再度クレームを入れ〇〇課長が対応窓口となり現状を確認していただき、話の内容については書面で回答してほしいと下記の3点を要望しました。</p> <p>①当日の施工体系・工事指示事項・連絡体制・なぜこのような事になったかの原因・再発防止対策</p> <p>②水道部職員の市民に対する教育指導をいままでどうしていたのか</p> <p>③傷・泥についてどうするのか</p> <p>以上の回答を9/27にさせていただき約束をしましたが、結局回答は10/12にありしかもA4サイズに10行ほどの簡素な回答でこちらの要望を全く無視していました。その後、吹田市秘書課〇〇氏に連絡して誠意ある回答書面のご提出を依頼し1週間後の10/19に回答いただくようお願いしたところ、必ず水道部にも上記3点について回答させますと断言され、私が万が一回答なかったらどうしますかと問うたところ、必ず回答しますとの一点張りでした。</p> <p>本日19日水道部よりやはり回答できないとの連絡があり、秘書課〇〇氏に必ず回答させるといわれたことと書類確認を水道部と秘書課で確認して回答すると約束したことに対してどうなっているのか電話したところ、こちらの間には回答がなく、今度は水道部に任せていると確認するの一点張りです。最後には電話を切られました。再度、秘書課に電話すると〇〇氏が対応し、経験の浅い職員が間違ったことを言っていたと今度は経験値の話になり、部下から内容はすべて聞いていたといわれたので、それなら9/12に話を聞いた段階でなぜ間違っていたと連絡をくれないのかと聞くと電話番号を知らないからと言われました。水道部と連携しているならなぜ水道部に連絡先を聞いて電話しなかったのか聞くと、政治家の対応のように聞いたことに対して話をそらし、誠実な対応をしてくれませんか。たらいまわしにされ誰がしっかりとした対応をしていただけなのでしょう。私は被害者です。なんの落ち度もありません。後藤市長に直接話をすればいいのでしょうか？早急に誠意あるご回答を一善良な市民としてお願い致します。また、今後水道部の工事により私のような被害者を出さない為にも、真摯に私の意見に対応をお願い致します。</p>	<p>令和4年9月13日に発生しました漏水修理工事に伴う汚損につきまして、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の事案につきましては、発注者である水道部が受注業者への施工時の養生等についての指導が十分でなかったことが1つの要因と考え、受注業者に注意するとともに、再発防止を徹底する旨の指導をしたところです。</p> <p>また、当日対応した水道部職員については、部長から厳しく注意し、今後このような事案が生じないように部内で情報共有を行いました。</p> <p>なお、補償については、受注業者が対応する旨はすでに御説明させていただいているとおりでございます。</p> <p>これまで〇〇様と直接お会いして、謝罪させていただいたことも含め、先般お渡ししました文書をもって水道部の回答であると御理解をお願いいたします。</p> <p>今後は受注業者への指導、職員教育等の更なる充実をはかり、より一層の業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(担当:工務室)</p> <p>この度は、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の事案に対する回答の再提出について、10月12日(水)に秘書課あてにお電話をいただいた件につきましては、既に水道部工務室にて対応させていただいている内容であり、今後も水道部工務室での対応となる旨お伝えしております。しかしながら、10月19日(水)にお電話いただきました際には、その旨の十分な説明ができず、〇〇様に御不快、御不安な思いをさせてしまいました点につきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後、市民の皆さまへの対応等、業務の質向上に努めて参りますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(担当:秘書課)</p>	秘書課、工務室	R4.10.19	R4.10.27
131	救急隊員の虚偽証言	<p>C36棟に住んでいた時に、北消防署の救急隊員が、俺を警察に逮捕させる為に、「救急車を殴る叩く等の行為で車両が損傷した。」と警察官に嘘の証言をした。</p> <p>何故緊急車両を違法に使用し、嘘をついてまで一個人を逮捕させたいのか。</p> <p>何故救急隊員が異常な迄の執拗な嫌がらせ行為をするのか。</p> <p>事件発生時間 場所 2022年1月25日午後10時30分頃。 UR千里青山台団地C36棟駐車場西側。 救急隊員を虚偽申告罪で訴えたい。 事実とは異なることを警察に通報する行為。 公務員に虚偽の申告をする、無実の人に容疑を仕向けるような嘘をつく。</p>	<p>令和4年(2022年)1月25日午後10時30分頃、UR千里青山台団地C36棟に当署救急隊が出動しました救急事案に対しましてのご意見について、当該現場におきまして救急隊から警察官に申し入れましたのは、救急業務の遂行にあたり安全等を確保すべく協力を依頼(消防組織法第42条)しました。</p> <p>従いまして、一個人を逮捕させるためや嫌がらせのための協力依頼ではございません。</p> <p>また、ご意見の中で「・・・車両が損傷した。」とありますが、警察官から救急隊員への聞き取りに対しまして車両及び隊員に被害は無い旨の申告をしております。</p> <p>救急隊員の氏名につきましては、お答えすることができません。</p>	北消防署	R4.11.9	R4.11.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
132	岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(2)	<p>10/15(土)の意見に対して、10/29(土)に総務交通室より自宅に投函の形で回答文書を頂きましたが、回答されていない事項もありました。疑問が広がるばかりの回答内容であり再度意見させていただきます。</p> <p>まず、市民総務室にお願いで、本質疑は「市長が認める場合」に限る事案であり、最終責任は市長にあります。そういった案件に対し、行政が適切に法令を運用していないという市の疑念が、市長に知られずに行けられたとしたら問題だと思います。市長はこの件を捉えて頂くをお願いします。そして民意を汲んだ市長が総務交通室に確認するなどして、市長より回答をお願いします。(7がそれができないなら、その理由を回答してください)</p> <p>そもそも、3階以下の住宅地等に囲まれた中に中高層マンションを建てると、違和感を感じたのが発端です。駐車場を確保できていないことでもあります。建築高(隣地斜線制限)・日影制限・緑地いずれもギリギリの設計で、適正なのか疑念があります。そのことは、スマイル条例の構想段階から不適正であることを市役所・事業者に達言していますが、開発審査室には市民の問題だと相手とされず、開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各協議を行うからと答わりましたが、駐車場に至ってはスマイル条例の議事録を確認されているのか甚だ疑問です。市役所は駐車場を確保できない事業者の不合理的な意見を尊重し、事業者に及び市長を見下す行政の姿勢が非常に懸念しています。</p> <p>まず前提を申し上げますが、建物・緑地・駐車場が一体となった土地利用に対して許認可手続きが行われるものです。それぞれを適正に配分して計画するものであり、建築規模あきき駐車場は規定をまらなくても良いものではありません。つまり今回は土地面積に見合わない大規模な建物規模になっているということです。これらのことはスマイル条例の時から市役所・事業者に達言しています。駐車場が足りなければ、建物規模を縮小するよう指導するなど、法を守らせることが行政の仕事です。事業者に忖度して許可するのは、公務員倫理上非常に危険な行為だと思います。</p> <p>法の規定を記載しておきます。 ・今回の場合「戸数の40%以上の駐車場確保」です。これが法律の基本中の基本です。 ・次に、緩和規定として、緑地を増やす場合戸数の25%以上確保です。この時点で15%駐車場が減り、近隣道路への不法駐車リスクが高まりますが、これが建築規模に見合った最低限必要な台数です。 ・さらに、更なる緩和規定として、市長が認める場合には、25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができます。 ・前回質疑に回答頂いていない事項も含め質疑します。前回の回答内容が質問に対して的確でなかったため、あえて回答の仕方を記載しておきます。①～⑦の番号順に回答頂き、解答が異なる場合は●●●のため○ですというように、理由を付けて回答してください。 ①私は、わざわざ総務交通室に仕事を休んで度々も出向き、「建設地が200m以内の外部駐車場の契約を確認することで許可をだす」ということを確認しました。契約を確認することで許可をだすことについて間違えていないでしょうか？ ②「25%以上の2分の1以下の台数を200mの範囲内の場所に設置することができる」の解釈は、本来敷地内に設置しないといけない駐車場を敷地外で設置できるようにするのでしょうか？つまり敷地外で確保した駐車場は、敷地の一部として一体に運用されるものであり、変動するマンション住人の駐車場へのニーズに備えて、法で定められた25%以上の駐車場を本来は敷地内に設けるべきものの代替であるため、マンションがある限り他えず敷地外で確保し続ける必要があると解釈します。市役所もその解釈が正しいのでしょうか？ ③「200mの範囲内にある事業区域外の場所」に対して、700m離れた駐車場でもOKなら、2km離れた駐車場でもOKですか？10km離れた駐車場でもOKですか？利用価値のない遠隔用地でOKなら、最初から「25%以上の2分の1以下の台数は確保しなくてもいい」と言っているのと同じです。200m以上離れた駐車場でもOKとする場合、それは何の法律に定められた規定ですか？ ④10/29(土)の回答は「200m以内」にいくら確保できた駐車場を周辺住民に残しておきたいという事業者の申し出を受け、700m離れた駐車場でも許可という回答でした。つまり、マンション住民に200m以内にある駐車場は利用できないということで市役所が了解したということですか？まさかですか？このようにして200m以上の駐車場をマンション住民に利用させず、周辺住民に駐車場を残すのか教えてください。(事業者は周辺住民のためにその駐車場を借り残して確保するということですか。マンション住人は駐車場を借り自由があり、マンション住人が借りれば駐車場は残りません。総務交通室は、事業者の単純な都合にのっかっているだけですか？) ⑤当該地の細部路では、現時点でも路上駐車されており、法で決められた駐車場を事業者が確保しないで、細部路に迷惑駐車が増え、それら起因する事故が起きた場合、市役所はその責任をどうするつもりがありますか？ ⑥緩和規定を使うことはやむを得ないとしても、駐車場(今回23台)を「事業区域内」に設置することが法律の大原則です。(スマイル条例の時点で、市役所は事業者に進言すべきだと思いますが)駐車場が200m以内が無いなら、建設戸数を縮減して敷地内に駐車場を設けるように指導したのか？していないのなら、しなないは何故ですか？ ⑦スマイル条例の説明会議事録は確認していますか？開発審査室の担当者は、スマイル条例の議事録の意見も見て各協議を行うと言っていました。スマイル条例の議事録の意見をどのように反映したのか？あるいは反映できなかったのかお答えください。(この回答がなければ、やってもやらなくても何も変わらない現在のスマイル条例の仕組みの意味がないです。もっと意味のあるスマイル条例に改正してください。)</p>	<p>①について 協議内容について、相違があるため訂正させていただきます。 計画の段階では、契約書の提出は求めておりません。「事業区域外駐車場施設設置計画書」を確認することで許可しています。契約書につきましては、完了検査前に事業区域外駐車場施設設置完了届」に添付し、提出していただいております。 (担当:総務交通室)</p> <p>②について 竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)</p> <p>③について 事業区域内に平面的に駐車場を確保するスペースが無い場合、事業区域外の駐車場確保を認めています。地域の駐車場の有無・空き状況・その他事情により駐車場を確保できない場合には、200m以上離れた駐車場であっても、可能な限り近い場所の駐車場を確保することで許可を出しております。また、吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準にも記載されておりますが、「200m以内」とは「原則」であり、例外は認めております。 (担当:総務交通室)</p> <p>④について 事業区域外駐車場とは、不足台数を区域外の駐車場で確保するものです。仮に敷地内駐車場や事業区域外駐車場に空きがあったとして、マンション住民が独自で200m以内の駐車場を利用することについて、市が制限することはありません。 計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものです。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑤について 市内のどの場所に限らず、違法駐車につきましては、警察と連携して対応しております。違法駐車に起因する事故が起きた場合におきましても、事故の責任は関連する方の責任となりますので、市が責任を負うものではありません。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑥について 事業区域外において、建物、施設を計画する上で平面的に駐車場の確保ができない場合は、区域外駐車場を認めています。また、計画段階での「意見書の内容を踏まえ周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との意向を尊重して許可を出したものであります。 (担当:総務交通室)</p> <p>⑦について 吹田市開発事業の手續等に関する条例の手續は、まず、構想手続きとして事業者から説明した内容やその場で質疑内容についての報告を求めています。 次に、構想の手續が完了した後、大規模事前協議承認申請書の提出がされた時には、意見書・見解書等の内容を確認したうえで各関係協議を開始します。合わせて、各関係協議でも意見書・見解書等との整合を確認するようになっています。しかしながら、意見の反映につきましては、事業者が判断することとしており、すべての意見を反映出来るものではありませんので、ご理解いただけますようお願い致します。 なお、構想の手續時時点で出された図面から、意見書を反映した申請時点での変更箇所は以下のとおりです。 1 ゴミ庫の位置 2 敷地境界にメッシュ及び目隠しフェンスの追加 3 自転車置き場の位置 4 東側道路の出入口の閉鎖 5 緑化計画 (担当:開発審査室)</p>	秘書課、開発審査室、総務交通室	R4.11.4	R4.11.16
133	9月12日の意見が公表されていない	<p>9月12日の北千里駅での事件の件が公表されていない。 即刻公表するようにお願いします。 北千里駅周辺がヤバイ輩が増えているという情報は公益性が高いので公表しない理由がない。</p>	<p>御指摘いただきました件につきまして、改めて確認を行ったところ、事務処理の不手際により、公表されておりました。 この度は御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。 なお、ホームページ上の情報は既に修正し、公表を行っております。</p>	市民総務室	R4.11.7	R4.11.21
134	市報掲載記事へのアクセスのしやすさを求めます	<p>市報10月号18ページに「アンケートに協力を」との記事がありました。 「市ホームページへ」との記載がありましたので、ホームページのトップ画面を見ましたが、アンケートに答えるにはどこをクリックすればよいのか分かりませんでした。 ホームページ内の検索で「アンケート」と入力して検索しましたが、すぐには辿り着けませんでした。 市報内で「ホームページへ」と記載している項目に関しては、トップ画面ですぐに分かるようにしてもらおうか、検索する際のキーワードを市報内に記載してほしいです。</p>	<p>現在、市報ではホームページに詳細を掲載している内容については、QRコードを掲載やホームページを確認していただき等の文言を掲載しているところがございます。 今後は、QRコードリーダーをお持ちでない人や、検索したい記事にすぐにとどり着けるように、ホームページリニューアルに伴い導入いたしましたページ番号を活用した掲載方法などを検討してまいります。</p>	広報課	R4.11.22	R4.12.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
135	北千里図書館開館時の対応について	<p>北千里図書館の開館おめでとうございます。さて、開館の際の対応に不快なことがありましたので、改善をお願いいたします。</p> <p>10時開館ということで、9時40分過ぎ行ったところ、セレモニーがあり11時頃でないとい入館出来ないと言われました。それならそうで、図書館ホームページや掲示に、セレモニーがあるため22日に限り11時頃の入館と記載しておいて下さい。</p> <p>何人も市民が帰って行きました。市民サービスとしていかがなものでしょうか！</p> <p>(個人的には電車で来たので帰るわけにも行かず、このあとの予定に間に合わないといライラしていました。)</p>	<p>まちなかりビング北千里の開館式典につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民参加型ではなく最小限の形式での実施を予定しておりましたため、市民の方への積極的な周知は行っていませんでした。</p> <p>しかし、実際には〇〇様を含め、たくさんの市民の方がまちなかりビング北千里の開館時間に合わせ来館され、結果として、お待ちいただくことになりましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、吹田市及び図書館のホームページ、指定管理者ホームページにて、市民の方に御不便をおかけしないよう、情報提供に積極的に努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。</p>	まなびの支援課	R4.11.24	R4.12.8
136	特別休暇制度に関する意見	<p>ワールドカップで、企業の「特別休暇制度」が目立っています。</p> <p>吹田市も、ガンバ大阪を応援する為の「特別休暇制度」を検討して下さい。</p> <p>また市内企業にも同様の制度を周知させて下さい。</p> <p>「市を挙げてガンバ大阪の更なるホームタウン活動を推進する決議」を平成27年に吹田市議会で採択しています。</p> <p>スタジアムは、非常時の避難場所にも指定されていて、市職員が市民を誘導する為の動線確認にもなります。</p>	<p>地方公務員の特別休暇については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を失しないように適当な考慮を払う必要があることから、御意見としていただいている「ガンバ大阪を応援する為の特別休暇」を設けることは難しいと考えております。</p> <p>また、企業における特別休暇制度については、福利厚生の一環として企業が従業員に裁量的に付与する休暇であり、制度化されていない休暇制度を市内企業へ周知することは予定していません。</p> <p>なお、本市においては、ガンバ大阪の試合に合わせて、「GAMBA DAY」として職員の執務中のユニフォーム着用や窓口カウンターにミニフラッグを設置する等しており、引き続き全庁を挙げて応援を行ってまいります。</p> <p>(担当: 人事室・地域経済振興室)</p>	人事室、地域経済振興室	R4.12.5	R4.12.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
137	吹田市役所敷地内の吹田駅側の歩道横の植栽周囲の生け垣の竹材の劣化が著しく破損で危険。	<p>7月29日に投稿してから、4ヶ月余りが経過。生垣の竹材も更に数カ所の割れ・折れも見られ、折れた先で歩行人のケガの恐れも。保育園児の散歩ルートにもなっています。⇒添付画像1・2参照</p> <p>8月8日に、総務室から「生垣については安全面も考慮し、修繕を進めてまいります。」の回答を頂いておりますが、早期の改修が必要。吹田市の「安心安全のまちづくり宣言」のプレートの横でケガ人がでることが有っては、ならない事象です。加えて吹田市役所の敷地内で…。吹田市役所の管理職、職員は阪急電車吹田駅西口への毎日の通勤ルートでもあり、誰もが危険だと認識されていないのも問題です。メイシアター前での立て看板の設置時の安全配慮のレベルも低いです。⇒添付画像3・4参照</p> <p>1-強風時に吹き飛ばされないように重しを看板の下枠に使っておられますが、溝の使い方が間違っており、前傾状態で今にも倒れそう。⇒市職員に申入れ済。</p> <p>2-重しを看板の下枠に使っておられますが、下枠の寸法よりも重しの溝が大きく、下枠は前後に自由に回転。強風時には、前に倒れます。危機管理室に以前、「安心安全…宣言」について職員の安全意識レベルについて問い合わせたところ「教育をしています」との事ですが、実態と乖離が大きいです。</p> <p>実効性がある危険予知訓練をされ危険感受度レベルを上げて市民の安心安全を構築して頂けますでしょうか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 生垣について 生垣の修繕につきましては、業者への発注は完了していますが、資材や人員の手配の都合から、修繕の完了は来年1月中旬頃の見込みとなっております。 先端が飛び出すなど危険な箇所につきましては、総務室において可能な範囲で除去等の応急処置を行いました。 今後、上記のとおり業者による修繕を行い、安全対策に努めてまいります。 (担当:総務室)</p> <p>2 メイシアター前の看板について メイシアター前の立て看板の設置について、画像3を拝見しましたところ、こちらは新型コロナウイルスワクチンの集団接種の際のものと思われる。御指摘のとおり、立て看板の設置が不安定な状態となっており、安全面において御不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ございません。 本市の集団接種については令和4年8月をもって終了しておりますが、今後集団接種会場を設ける際には、立て看板の設置方法を含め、より安全に運営できるよう取り組んでまいります。 (担当:地域保健課)</p> <p>メイシアター前の立て看板につきましては、強風時等には撤去する等の安全配慮に努めておりましたが、併せて、重しを看板の下枠の前だけではなく後ろにも設置するよう、指定管理者へ指示しました。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>3 市民の安心安全の構築について 市民の皆様にとって「安心して安全に暮らせるすいた」を実現させるため、職員の意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室、文化スポーツ推進室、地域保健課	R4.12.12	R4.12.22
138	第三者相談設置を拒否した副市長	<p>先日議会で要望されたことを副市長は却下しました。</p> <p>各々の担当課の対応が悪いから市政にたいする市民からの第三者の相談機関が必要という要望出してるのに『各々担当が市民の個人内容を把握してるからその担当課が相談を担当するのが妥当』として市民の声を却下しましたよね。</p> <p>各々の課の担当が無能で対応が悪く市民は泣かされてるのにそれを苛めた職員本人に相談しろは何を考えてるんでしょうか？この市政相談意見要望も各担当に繋げるだけで意味がない。市民をいじめて突き放し職員の不誠実な対応を隠蔽するこのシステムの改変を却下した副市長や援護しなかった他の政党のひとや市の職員たちはちゃんと市民のためのまともな仕事をしてください。さあこの問い合わせをどこに送りますか？だから第三者の相談機関が必要なんですよ。</p>	<p>市民の御質問や御要望にお応えするには、これまでの詳しい経過や状況の把握、また専門的知識が必要となることから、担当部局が責任を持って対応いたしております。</p> <p>お申し出いただきました市民の方の立場に立ち、今後とも丁寧な説明に努めてまいります。</p>	市民総務室	R4.12.12	R4.12.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
139	吹田市の「年末年始の発熱外来の医療体制」についてHPに届出および訂正の要望	<p>現在、第8波のコロナ感染者の増加で、大阪府は「非常事態(赤信号)」を発出。市町村への要請(特措法第24条第9項に基づく) 臨時発熱外来を適切に運用すること」の記述有り。</p> <p>・茨木市は、HPの緊急のお知らせで「日曜、休日、年末年始の発熱外来体制等」についてのサイトを届出され、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・摂津市は、HPの緊急情報欄で【期間限定・12月から翌年2月】日曜日・祝日、「年末年始の発熱外来体制」についてのサイトを届出され、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・豊中市はHP-TOP頁に「年末年始の医療体制」「主な医療機関の体制」のサイトがあり、市内の医療機関のリストも掲載。</p> <p>・吹田市はHP-TOP頁のスライド画面「年末年始の業務案内・市役所・ゴミ収集」の中に、“急病時”の項目があり、市民には非常に分かり難い。⇒添付画像-1 ※急病時は、平常時と異なり病人対応と医療機関の探査など、混乱の中での吹田市のHP内の検索が必要。ワンストップで分かるサイトの必要がある。</p> <p>また、このサイト(2022年12月15日)はHPの新着情報に掲載されていません。</p> <p>⇒添付画像-2</p> <p>【要望】</p> <p>1)市民に分かり易いようにHPに上記の3市のように、単独の「年末年始の発熱外来の医療体制」について届出(スライドでは無く固定化)を要望。</p> <p>2)サイトの中の「急病時など」の項目で吹田市内の医療機関は、吹田市民病院と休日急病診療所の2カ所のみであり、来年は上記の3市のように市内の医療機関のリストも掲載されませんかでしょうか。</p> <p>“歯”については、吹田市の阪大の歯学部があります。わざわざ大阪市天王寺区まで行かなくても良いです。</p> <p>3)市報R4年12月号の別冊で「急病時の受診案内」が市民に配布されていますが、吹田市民病院のHP-TOP頁に、「年末年始の診療受付時間。お詫びと訂正」のスライド画面があります。</p> <p>⇒訂正内容は、「小児科が12月31日(土)の受付はしていません」であり、吹田市は市民へ「別冊の訂正」の周知が必要。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【要望1】について</p> <p>市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。</p> <p>また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。</p> <p>【要望2】について</p> <p>市のトップページの「新型コロナウイルス情報」に年末年始に開設している臨時発熱外来についてのリンクを掲載しました。</p> <p>また、リンク先のページには、市内で年末年始に開設している臨時発熱外来の休日急病診療所について記載しております。</p> <p>【要望3】について</p> <p>市報すいた令和5年1月号20ページの「必ず読んでね」にお詫びと訂正の記事を掲載しております。</p> <p>また、市ホームページの「令和4年 市報すいた掲載内容の訂正とお詫び」というページでも同様に、お詫びと訂正の記事を掲載しております。</p>	広報課	R4.12.28	R4.12.28
140	まちなかりビング北千里に関する意見	<p>施設に導入されている高機能建材(サッシ等)の紹介をお願いします。</p> <p>市民の啓発(高断熱は省エネ、防音は騒音低減に寄与する等)をして下さい。</p> <p>施設を利用する市民が、今後のリフォーム等で高機能建材を意識して選択できるように、張り紙やポスター等で周知を図って下さい。</p> <p>また、小中学校の遠足で、施設の見学をさせて欲しいです。</p>	<p>設備の紹介について</p> <p>まちなかりビング北千里においては、断熱材やガラス等に高機能建材を使用しています。市民の方への施設の機能等の周知・啓発につきましては、管理運営を行っております指定管理者とともに、ホームページやSNSなどを活用しながら検討してまいります。</p> <p>(担当:まなびの支援課)</p> <p>小中学校の遠足での検討について</p> <p>今後、施設の情報収集に努め、社会見学等、児童生徒が学ぶ場としての利用を検討して参ります。</p> <p>(担当:学校教育室)</p>	学校教育室、まなびの支援課	R5.1.12	R5.1.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
141	続・吹田市は大 阪・関西万博 2025への応援・ 支援・市民への 開催機運の醸 成の姿が見え ません。	<p>7月3日に投稿してから6ヶ月が経過しました。全国紙の新聞でも昨年秋頃から万博記事の掲載頻度が多くなり、吹田市周辺の他市では、早くから大阪・関西万博の応援で市民への機運醸成をされており、また吹田市内の商店街では大きなポスターを掲示されています。吹田市は目に見えた形で市民への機運醸成の姿が見えません。⇒添付画像-1、2 新聞記事</p> <p>・日本の大阪万博が1970年に開催され、吹田市は、万博公園や大塚の塔の恩恵を受け万博公園では色々なイベント開催も、また吹田市もこの50年余りに多くの人が入場。加えて全国・世界に吹田市の名前を知らせてくれました。</p> <p>・7月6日に後藤 圭二市長さまへの回答「万博推進局をはじめとする関係団体と連携のうえ、1970年に開催された大阪万博の会場であった本市の特性を生かした魅力発信の取組を検討して参ります」ですが、今は思返しをする立場と考え、市職員および市民に機運醸成を運やかに主体的な行動を要望。</p> <p>【大阪府】HP「Top頁」に「EXPO2025のロゴ」大塚の塔の画像が表示。⇒添付画像参照-3</p> <p>・2022年11月、2025年大阪・関西万博に向けて、「めざそう！10歳若返り」展覧2022 in イオンモール」3か所で開催。</p> <p>・2022年12月、2025年大阪・関西万博の機運醸成の一環として、公式ロゴマーク及び公式キャラクターを活用したデザインマンホールふたを制作し、12月より大阪市内の歩道等に設置。</p> <p>【豊中市】早くからHPの各サイトの下段に「EXPO2025のロゴ」が表示で応援されています。⇒添付画像-4</p> <p>・2022年10月、「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-5</p> <p>・府立桜塚高等学校経営本部は、大阪・関西万博をPRするためのオリジナルソングを演奏し、盆踊りにも参加。万博を日本だけでなく、世界にアピールしておられます。</p> <p>【吹田市】2021年6月、市役所前に「2025大阪・関西万博」の開催を応援する特大横長の看板設置。⇒添付画像-6</p> <p>・2022年8月、「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録。⇒添付画像-7</p> <p>・2022年7月、「2025大阪・関西万博」開幕1000日前にあわせて「大阪府商店街街店魅力発見サイト」を開設。⇒添付画像-8</p> <p>・2022年11月、「2025大阪・関西万博」開幕を見据え、「商店街店舗魅力向上支援事業」を実施。</p> <p>【箕面市】2022年11月、「ミyakumiyak」のナンバープレートの交付の報道発表で市民への機運醸成。⇒添付画像-9</p> <p>【津市】2021年2月、三小中学校の2年生、2025年日本国際博覧会主催のジュニアEXPO2025に参加し、SDGsの取組みについて、発表。</p> <p>・2020年10月、国際博覧会担当大臣が北大阪健康医療都市の視察に来られた時に、後藤吹田市長と同行されています。⇒添付画像-13⇒この内容を吹田市のHPに掲載出来なかった記憶が…。</p> <p>また摂津市では、健都のコンセプトを2025年大阪・関西万博のメインテーマとも合致し、健康長寿の取組を世界に発信しているように…。⇒吹田市は、健都の位置づけを2025年大阪・関西万博と関連付けをされたら良いかと思えます。</p> <p>【吹田市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市の商店街の店頭には、EXPO2025のロゴ入りの大きなポスターが何店か掲示されており、市に先行して盛り上げられています。⇒添付画像-14、15、16 <p>【関連情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 吹田市の第4次総合計画のワークショップ時には、1970年万博時のコンパニオンのファッションショーもされました。⇒添付画像-17 2) 2019年、吹田市青年会議所主催のイベント時「吹田未来万博」には、後藤吹田市長様が冒頭に挨拶をされています。⇒添付画像-18 3) スクウェアの「入場口の壁面に1970年万博時のカナダ館の彫刻がカナダ政府から吹田市に寄贈されたものが埋め込まれています。⇒添付画像-19 4) 2025年の万博時、もしカナダの方が記憶されていて来観された時に、丁寧に扱われていたら喜ばれると思います。 4) 1970年大阪万博時に吹田市が市民用に作成したポケットガイドブック。⇒添付画像-20 <p>O1:後藤 圭二市長さまへ、上記の現状を踏まえて、吹田市の今後の方向性、内容、時期について教えて下さい。</p> <p>O2:吹田市議会は、吹田市に対してどのようなアクションをされましたでしょうか。</p> <p>O3:吹田市は、大阪・関西万博「TEAM EXPO2025」プログラム・共創パートナーに登録されていますでしょうか。</p> <p>※私は1970年の大阪万博時には16回行っており、吹田市の現状にもどかしさを感じており、宜しくお願い致します。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について</p> <p>本市においては、公用車への2025大阪・関西万博PRステッカーやマグネットを活用した広報活動のほか、市内公共施設でのポスターの掲出、大阪モノレールの「EXPO TRAIN 2025大阪モノレール号」での中吊り広告の掲出などを行っております。</p> <p>また、「OSAKA FLOWER CARPET2022」をはじめとする吹田市を開催地とした機運醸成イベントについて開催に関する協力・後援等を行っております。</p> <p>さらに、エキスポシティにございます吹田市情報発信プラザ「Inforestすいた」では、70年万博の地吹田ならではの機運醸成の一つとして、壁面アートのモデルに70年万博に関連する市民を描くことを本年3月末頃に予定しています。</p> <p>今後も、大阪府・大阪市万博推進局や万博記念公園マネジメント・パートナーズ等といった関係者と連携協力し、2025大阪・関西万博の機運醸成を契機とした魅力発信を実施してまいります。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>Q2について</p> <p>吹田市議会では、本会議や委員会において、複数の議員が大阪・関西万博2025に関する取組について、市長や担当の部長などに質問等を行っております。</p> <p>質問及び答弁の詳細につきましては、吹田市議会のホームページより、会議録の検索・閲覧ができますので、御参照ください。</p> <p>(担当:議会事務局)</p> <p>Q3について</p> <p>本市では、共創パートナーへの登録は行っておりません。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p>	シティプロモーション推進室、議会事務局	R5.1.16	R5.1.30
142	YouTubeにつ いて	<p>私は聴覚障害者です。</p> <p>YouTubeで市政情報発信するようになって、楽しく拝見しています。今まで「お元気ですか市民のみなさん」と言うテレビ番組がなくなってから、手話による案内も無くなり、寂しい限りです。</p> <p>そんな中、YouTubeが出てきていつでもどこでも見られると言うようになって、私でも見られるようになって嬉しいのですが、字幕付けがないのが多く、聴覚障害者に対する配慮が統一されていません。この格差をなくして欲しくて、メールしました。ご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>吹田市公式YouTubeチャンネルをご覧いただき、ありがとうございます。</p> <p>吹田市で発信している動画に関しては、各事業の担当室課が映像を制作しているところですが、手話や字幕付け等の対応が行き届いていないということで、ご不便をおかけして申し訳ございません。</p> <p>ナレーションの含まれていない映像には、その旨が分かるようYouTube概要欄に補足を入れ、ナレーションがある動画については可能な限りテロップや字幕を入れて、映像のみでも内容が伝わる形にするよう、映像制作を行う各部署へ周知いたします。字幕やテロップを入れることが難しい動画については、YouTubeの字幕表示機能が使えるように設定し、概要欄に案内を入れるようにいたします。</p> <p>今後も、聴覚障害のある方へしっかりと内容の伝わる映像広報の発信に努めて参りますので、よろしく願いいたします。</p>	広報課	R5.1.19	R5.1.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
143	申請書等の証明書印欄の削除	<p>申請書等の押印について見直しを行いました https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html とありますが、申請書の証明書欄における「印」の記載削除を希望します。 印の記載があることにより、市民が印を必須であると誤認し、押印がない場合、証明書発行機関と無駄なやり取りをしてしまう可能性があります。 詳細は、障がい福祉室とのやりとりをご確認ください。</p> <p>以下の対応を希望します。</p> <p>1、行政経営部 企画財政室における全庁的な調査および回答 本意見が妥当な場合、全庁的な調査及び公表をお願いします。 「印」の記載を継続することが妥当な場合、その根拠をご教示ください。 いち個人としてホームページ上に公表されているすべての申請書の不備を確認する時間は確保できません。</p> <p>2、障がい福祉室の対応経緯及び今後の方針の回答 本件について、障がい福祉室へ連絡をしてから1か月以上放置されており、再送してからも1週間以上返信がありません。 なぜ、対応が遅いのか、なぜ、回答がないのか、ご教示ください。</p>	<p>1について 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 手続の見直しにより押印を不要とした場合、申請書等の様式を変更することが原則と考えております。 市民の皆様に分かりやすいものとなりますよう、ホームページに掲載している申請書等のうち、押印を不要とするなどの見直しを行った申請書等につきましては、見直し内容が様式に反映されているか、担当所管において確認を行うよう全庁的に周知徹底いたします。 (担当:企画財政室)</p> <p>2について 回答が遅くなり深くお詫び申し上げます。 回答が遅れた経緯につきましては、12月19日に頂きましたメール内容は市政に対する御指摘と受けとめ、回答の必要性について担当職員が認識していなかったため、遅延してしまったものでございます。大変申し訳ございませんでした。その職員には市民からの問い合わせには真摯に対応するよう指導致しました。 御指摘頂いた医療機関の罹患証明欄の「印」を削除し、ホームページの様式も修正を行い掲載しております。 (担当:障がい福祉室)</p>	企画財政室、障がい福祉室	R5.1.26	R5.2.3
144	市民の声を削除	<p>市民の声(匿名でない)公表を希望して公表された意見や要望を、市役所側がそれを送った本人に確認することなく削除することはありますか？ もしあるなら、その決まりを教えてください。</p>	<p>お問合せいただいた件につきまして、吹田市市民の声を公表に関する基準に基づき、回答を作成した担当室課が公表について決定しており、公表後に担当室課の決定に変更が生じた場合は、申出人に確認することなく非公表として削除することはございます。</p>	市民総務室	R5.1.25	R5.2.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
145	「インフルエンザが3年ぶりの流行」の報道があり、吹田市は市民・関連事業所への注意喚起の周知が必要。	<p>厚労省は昨年12月28日に「インフルエンザが流行期に入った」と発表。大阪府は1月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき市町村に要請。2月2日のメディアは「本格的なインフル流行に警鐘が」「入院患者(第3週)のうち、9歳以下の子供たちが5割。60歳以上の高齢者が3割を占める」…の報道。</p> <p>吹田市では小中学校での6つの学級閉鎖。⇒速やかに市民ならびに保育園・幼稚園・学校・高齢者施設などへの情報提供、注意喚起が必要。</p> <p>【NAT'Sの状況】</p> <p>[西宮市]:第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点当たりの報告数が13.21となり、“注意報レベル”となりました。(注意報の目安となる値は10)</p> <p>[尼崎市]:感染症発生動向調査における第4週(1月23日～1月29日)のインフルエンザ定点あたりの報告数が32.27となり、警報の目安となる30を超えたことから、令和5年2月1日、“インフルエンザ警報”を発令。</p> <p>[豊中市]:令和5年1月23日～1月29日におけるインフルエンザの定点あたりの報告数(※)は21.31で、“注意報レベル”“注意報レベル”(定点あたりの報告数10.00)を超えました。 ⇒添付画像参照 *豊中市は、HPに感染者の推移グラフ(令和元年度-対比)を早くから掲出されています。</p> <p>[吹田市]:大阪府下では、警報レベル(定点あたりの報告数30.00)を超えている地域がある…の情報が有りますが、豊中市に隣接する吹田市のHPではインフルエンザの感染情報が有りません。 ⇒吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」を2008年にされており、宣言の名に恥じないような取組をお願いします。</p> <p>Q1:吹田市では、インフルエンザ感染症に対する、条例・行動基準は有りますか?。有れば、その内容に則った発信を要望。</p> <p>Q2:吹田市のインフルエンザ定点当たりの報告対象の機関数および報告数(令和5年1月23日～1月29日)を教えてください。</p> <p>Q3:学校伝染病にかかった時のルールについて、吹田市HPの“学校等の保健管理等”のサイトには、コロナについての記載は有りますが、インフルエンザについての記載は有りません。学級閉鎖などについてのルールは有りますか?。</p> <p>※マスク着用について、報道では「インフルエンザの主な感染経路は接触・飛沫感染のため着用によって感染を防ぐ効果がある」との事ですが、一方でコロナ対応では政府は「今後マスク着用を個人の判断にゆだねることを基本」?…の発言もあり、吹田市のコロナ対応のマスク着用については、インフルエンザとの整合性を考えた発信をお願いします。</p> <p>※吹田市の広報、危機管理室に供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 当市ではインフルエンザ感染症に対する条例及び行動基準はありません。 インフルエンザ感染症に関しては、ホームページで注意喚起を行います。 (担当:地域保健課)</p> <p>Q2について 当保健所管内のインフルエンザ定点の報告医療機関数は13機関で、令和5年1月23日から1月29日(2023年第4週)の報告数は114件でした。 (担当:地域保健課)</p> <p>Q3について インフルエンザの学級閉鎖の基準については、「当該学級においてインフルエンザ様症状を呈する者が15%以上発生していること」としており、学校長が学校医と相談の上、決定しています。学年閉鎖については、学級閉鎖が同日に同一学年内で複数学級発生し、当該学年で半数以上にまたがっている場合、必要に応じ学校長、学校医、教育委員会で協議を行い決定しています。休業期間は基準を満たした日を起点とし、4日間としています。学級閉鎖等が発生した場合、各関係機関に情報提供を行っております。インフルエンザを含め、その他の感染症の出席停止、臨時休業の基準について、ホームページへの掲載を検討していきます。 (担当:保健給食室)</p>	地域保健課、保健給食室	R5.2.6	R5.2.10
146	吹田市のマークの件です	<p>仕事の関係で吹田市に今年春頃に転居予定なのですが、HPを見て気になったのが、吹田市のマークは小鳥(野鳥)でしょうか?(現在大阪府に在住しており、自然が少ないため、自然や野鳥に親しみを感じて、休日だけ吹田市や箕面市に出かけており、吹田市のマークが気になっていました)</p>	<p>本市に御関心をお寄せいただき、ありがとうございます。 お問い合わせいただいた吹田市の市章について回答いたします。 吹田市の市章は「吹」と「田」の字を組み合わせてシンボル化したものです。 「吹」は平和のシンボルであるハトをかたちどり、円内の交差する4本の線は「田」を表しています。 周囲は花卉で、まちが美しく発展することを願ったものです。</p>	法制室	R5.2.6	R5.2.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
147	「岸部中一丁目61番25の建築許可手続きについて(6)」	<p>(1)11/16の市の回答は、私が市長より回答頂くようお願いしたもので、市長名の鏡を付けて回答されていたので市長が回答して下さったと思っていました。そのことを確かめる質疑をしたところ、1/25の市の回答で、吹田市文書管理規程を用いて市長名で発したということです。なぜ、11/16の市の回答の時点でそのことを言わなかったのですか？そんなことは私が無知なだけで、市民の常識という認識ですか？しかも、その後の私の質問では「市長が回答頂いた…」というように市長が回答頂いていると認識した文章で質問しているにもかかわらず、その認識を市は訂正していません。私が誤認していることを、市役所内であざ笑っていたのでしょうか。返答された市の職員の方に聞きますが、逆の立場でそのような対応を受けたら、悔しくないですか？私はとても残念です。私なら1/25の回答に誤解を招いたことへの謝罪の文面を入れた後に説明の文面を入れます。この対応に謝罪する気はありますか？</p> <p>(2)この件に関わらず、市長ご本人に意見を申し上げたり相談したりするには、どのような方法がありますか？ご指導・ご助言頂けますか？</p> <p>(3)市の私への回答の「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本としておりますが、協議の結果、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。」はこれまでの市の私への回答を踏まえておらず正確でないです。 「事業区域外駐車場の場所は、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しておりますが、事業者の配慮により可能な限り200mに近い場所の駐車場を周辺住民に残しておきたい場合は、その意向を尊重して計画地からの距離の制限を撤廃し任意の場所に駐車場を確保することで許可しております。」この内容で良いですか？間違えがあればその部分をご指摘ください。</p> <p>(4)以前の回答(11/16の市長名の回答)で「竣工後の敷地外駐車場の運用状況については、特に基準等を設けていない為、その時々利用状況等に合わせて事業者により対応するものと考えます。」という回答があります。市も事業者も検査が終われば、後は事業者が駐車場を解約することを前提に、なにああで事を進めているように伺えます。だから、私が再三指摘しても、700mも離れたマンション住民が駐車場を借りに行こうと思わない遠方で、実際に借りられることのない空き駐車場ができて市は知ったことじゃないと、許可したのでしょうか。私は市は無責任な対応をしていると思います。大阪弁護士会に確認したところ、間違った認識のため再質問します。検査済証受領後に駐車場契約を解約された場合は、駐車場附置義務に違反していることとなります。市は、是正措置(建築基準法9条1項)として駐車場の契約を締結するよう命じることができます。また、市民は是正措置を執るよう市に求めることができます(行政手続法36条の3第1項)。市も大阪弁護士会の解釈で良いですか？</p>	<p>(1)について 1月25日付の回答につきましては、吹田市文書管理規程の説明の前に、〇〇様への配慮が不足しており、申し訳ございませんでした。 なお、1月25日付の回答にございますように、〇〇様に対するこれまでの回答につきましては、吹田市としての回答であることに相違ございません。 (担当:市民総務室)</p> <p>(2)について 市長に対する御意見や御相談につきましては、市政に対する御意見等として、各担当部局にてお伺いすることとしております。 (担当:市民総務室)</p> <p>(3)について 吹田市では、計画地より水平距離が原則200mの範囲内を基本とし、計画地の周辺環境や事情等により200m以上離れた駐車場においても可能な限り200mに近い場所での確保を求め許可しております。本件については、「市民の方より提出された意見書の指摘事項に配慮し、周辺住民の方々に駐車場を残しておきたい」との事業者の意向を尊重して許可しております。 (担当:総務交通室)</p> <p>(4)について 区域外駐車施設について、開発工事完了後においても、引き続き確保していただくことが望ましいですが、吹田市開発事業の手続等に関する条例第47条において、開発事業完了後に区域外駐車施設を継続して確保する等の決まりはないため、開発事業完了後に駐車場契約を解約したとしても、市は駐車場契約を締結するよう是正措置を命じることができません。駐車場の管理については、その時々利用状況に合わせて事業者により対応するものと考えます。 (担当:総務交通室)</p>	市民総務室、総務交通室	R5.2.2	R5.2.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
148	吹田市の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)こそ、性能発注方式が最適です。	<p>令和4年12月7日のNHK「おはよう日本」では、老朽インフラ点検で早急な補修が必要と判断された後、自治体の財政難や人材不足により、5年を超えても未補修のまま橋やトンネルが全国に7千箇所ありと報道されました。建設後50年超の老朽橋の割合が現在の約3割から10年後には約6割に倍増することや、老朽インフラ対策は特に小規模の自治体で予算や人員が厳しいため十分に進んでいないと国土交通省が認識していることも報道されました。</p> <p>しかし、自治体の人材不足解消の見込みは無いため、自治体の補修工事発注業務を効率化し限り、未補修のままの老朽インフラは増加の一途を辿ります。それゆえ、老朽インフラ対策で喫緊の課題は、補修工事発注業務の効率化です。</p> <p>ところで、自治体の老朽インフラ補修工事は、道路補修工事や水道管更新工事と同じ仕様発注方式で実施されています。仕様発注方式とは、詳細仕様を確定させた工事仕様書を準備して積算で予定価格を策定した上で施工を発注する方式であり、自治体には多大な発注業務負担がかかっています。そこで、性能発注方式に切り替えれば、自治体の発注業務負担を数分の1にできます。性能発注方式は、要求条件を示す要求水準書を準備して見積書の徴収査定で予定価格を策定した上で設計と施工を一括発注するからです。自治体の発注業務負担について、水道管更新工事の不適切発注事業を例として次に記載致します。</p> <p>大阪市水道局では、仕様発注方式に起因する水道管更新工事の不適切発注事業が令和元年に発覚しました。平成24年から29年に大阪市水道局が発注した千件余りの水道管更新工事の9割強(五百社近い業者が関与)で、工事仕様書の指定と異なる安価な埋戻材料が使用されていました。仕様発注方式での工事完成に欠かせない発注者側による監督が、殆ど行われていませんでした。業務多忙が原因です。大阪市水道局では、年間約70kmの水道管更新工事の発注業務に190人の専任職員がいますが、仕様発注方式では、工事場所ごとに詳細な施工図面を作成して緻密な積算で予定価格を策定するため、発注前の業務に多大な労力を要するからです。このような仕様発注方式を用いてきた結果、大阪市水道局では、道路の耐久性を今更調べることも困難な状況を抱えています。</p> <p>この問題の根本的解決策は、性能発注方式への切替です。性能発注方式では、監督の徹底を含めて、従前の数分の1の職員で対応できます。なぜならば、性能発注方式では、場所を変えて同種工事を繰り返す場合には、要求水準書は、要求条件に係る文言の一部修正と現場の写真・見取図の差替で迅速的確に作成できるからです。予定価格も、複数の受注希望業者(設計と施工のいずれの業者でもOK)から徴収した見積書の査定により、迅速的確に策定できるからです。つまり、性能発注方式は、自治体の小規模工事(老朽インフラ補修工事、道路補修工事、水道管更新工事)に最適と言えます。</p> <p>ところが、全国の殆どの自治体は、性能発注方式を回避してしまっています。</p> <p>自治体では、性能発注方式の活用に向けて、設計・施工一括発注方式(性能発注方式)実施要綱・要領の整備が20年以上前から全国的に進められています。しかし、どの実施要綱・要領でも、性能発注方式の対象工事を技術的に高難度な工事(これでは、自治体の小規模工事は全て性能発注方式の対象外となります)としているため、どの自治体でも性能発注方式の活用は不発のままです。加えて、どの自治体でも、地域内小規模業者の受注機会確保の観点から、地域のより多くの業者への発注を目的として、設計・施工分離の仕様発注方式を促進しているのです。</p> <p>しかし、性能発注方式は、小規模工事を地域内業者に発注したい場合にこそ、大きな効果を発揮します。やり方が問題ですから、管区警察局長情報通信部への会計検査院会計検査(平成13年茨城、平成17年福岡、平成20年と23年神奈川)で「適正に整理されている。」旨の講評を頂いた性能発注方式のやり方を以下に記載致します。ちなみに、会計検査の対象は、土木・建築工事を含めた大中小規模の警察情報通信システム整備工事でした。</p> <p>要求水準書は、設計・施工上必要十分となる要求条件の記載が肝要です。予定価格は、書面決載で選定した複数業者(候補業者は、従前からの設計業者や施工業者のいずれでもOK)に、要求水準書付の文書で見積依頼して、徴収した見積書の査定で予定価格を策定します。この際、見積書の日付、有効期限、宛先、件名、見積書氏名・捺印の確認と、要求水準書の要求条件について計上漏れが無いかの確認が肝要です。</p> <p>以上を、吹田市への提言として具申致します。</p>	<p>性能発注方式の導入について、貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、PPP/PFI手法導入に関する国の要請を踏まえ、吹田市PPP/PFI手法導入優先的検討基本方針を定めております。</p> <p>本方針におきましては、建築物又はインフラ・プラントの整備などの公共施設整備事業のうち、建設、製造又は改修を含むものについては事業費の総額が10億円以上、また、運営等のみを行うものについては単年度の事業費が1億円以上の事業について、PPP/PFI手法の優先的検討を行っているところです。</p> <p>引き続き、市民に対するサービス水準の向上を図るため、効果的かつ効率的に公共施設の整備等を進めてまいります。</p> <p>(担当:企画財政室)</p> <p>本市では市内中小企業の受注機会の確保のため、分離分割発注を行っております。設計・施工を分離発注し、かつ市内業者に優先発注をすることで、地元企業の育成に努めているものです。小規模工事は案件数が多く性能発注方式で発注した場合、設計事業者又は施工事業者のどちらかが受注機会を失うことになることから、導入することは困難だと考えております。</p> <p>(担当:契約検査室)</p>	契約検査室、企画財政室	R5.2.6	R5.2.20
149	看板設置への感謝と、別の公園についてのタバコ問題について	<p>先日はゆりのき公園での喫煙に関する看板を早急に設置して頂き、ありがとうございました！</p> <p>最近まで住んでいた大阪市では考えられないスピードで動いてくださってとても驚きました！他の保護者の方も喜んでいました。本当に有り難いです！！ありがとうございます。</p> <p>ゆりのき公園同様に、佐井寺北公園と佐井寺新池公園でも喫煙者やポイ捨てがとても多く困っています。</p> <p>北公園の遊具があるエリアは狭いので公園内(特にベンチ)や公園周辺で喫煙されると逃げ場がありません。子供たちがいる時にも遠慮なく喫煙者が居ます。</p> <p>新池公園は、何故かトイレ周辺で喫煙する人や歩きタバコで通過したり横切っていきなり行く人が多く、子供たちの利用も多い公園なのに喫煙者と遭遇する確率が高すぎます。小学校の目の前です。もっと注意喚起して頂けませんか？両公園とも吸い殻のポイ捨ても多く危険です！</p> <p>そもそも公園や学校周辺は特に禁煙にしてほしいです…。仮に立ち止まっても風があれば煙は10メートル以上広がりますし子供たちが強制的に受動喫煙させられているのが現状です！</p> <p>どうかよろしくをお願いします。</p>	<p>別の公園について</p> <p>佐井寺北公園と佐井寺新池公園につきましても状況確認を行いました。喫煙に関する注意看板の設置を検討してまいります。</p> <p>(担当:公園みどり室)</p> <p>受動喫煙対策について</p> <p>大阪府では、受動喫煙防止条例により、全ての府民に対し、他人に望まない受動喫煙を生じさせることがないように努めることが義務付けられています。</p> <p>そのため、喫煙者の方には、公園や学校周辺といった喫煙場所に関わらず、受動喫煙の防止に必要な配慮をいただいているところですが、特に受動喫煙が生じる恐れがある場所については、管理権原者に対し、個別に看板の設置等の対応を依頼しているところです。</p> <p>この度御意見をいただいた公園等については、現場を確認の上、関係者に対して必要な対策を講じるよう働きかけを行ってまいります。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、公園みどり室	R5.2.17	R5.3.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
150	市役所の皆様へ	<p>いつも市民の為にご苦労され感謝申し上げます。2018年からずっと本署にも何かあるのですか？教えてほしい。何かあったら電話くれませんか？とずっと訴え続けてきました。チラシを配布してる際にバトカーが来ました。その後、市役所に行った際にも違和感や、各課に電話した際にあちよつと待って下さいね。と8秒待たされる事が連動して発生し、何かで団結されている様に市民として感じとりました。その後、ある場所の駐輪場とか行くと待ち伏せしたり、付きまどう人そう言う事も沢山ありました。その頃、ある議員さんに、市民は生活が苦しいのに何故議員さんは報酬が上がったのですか？と電話しました所、その方は非通知では電話を受け付けて下さらないので通知して電話した所、いきなりあつ。あなたですわね！書いたのあなたですわ。と言われどう言う意味ですか？と申し上げましたら、いやいやあなたですわと言われ、電話の声を聞いて、電話番号で書いたのが電話の相手だとわかる事に、驚きと個人情報漏洩されている事にショックを受けました。その後、江坂の自転車置き場に行った際も、料金の支払いをする方とは違う方が、どちらからともなくあらわれ、これからどちらに行かれますか？と聞かれたり、スマホを契約に行く際も、待ち伏せしてるかの様に吹田市役所と名前入りでトラックも吹田市役所と書いていて、そこを通ったら2人がスマホを渡し、違和感がありました。行く先々で吹田市役所の車に遭遇し違和感がありました。その頃、吹田市役所の職員さんから色々聞いているのよ。。。と言う市民の方から聞き連動してると思いました。その頃から監視を受けていました涙。吹田市では令和4年11月無線通信式防犯カメラ機器を80,460,000円で契約し人員も採用されています。そのカメラで市役所、メシアター、図書館などの方達と連携し監視をおこなわれています。危機管理室の防犯の方が警察は何かしないと動けない様ですと言われました。私にも、警察は付きまどうたりした人が居た時に110番して下さいと言われます。警察の方に、以前住んでいた所ではこう言う事があったのか！と聞かれましたが、そう言ういじめとかある街ではなかったで、まったくありませんでした。と答えました。</p> <p>危機管理室の方が元職員であっても、職員であってもあつてはならないですと言う様なニュアンスで言われており、泣きながら吹田市からいじめをなくしませんか？これまで沢山の子供達もいじめにあつてきました。保護者も心配しただけ涙流してきましたか？？危機管理室の職員さんでもどの課の職員さんでも同じです。いじめを無くす為に訴えかけました涙。いじめをなくそうと働きかけるのは市役所です。その市役所に監視を受け、いじめの様な事をずっとされてきています。これから未来ある子供達の為に！！吹田市からいじめを無くす為の発言をしていきたいです。</p>	<p>本市では、人権課題を解決するため、講演会やパネル展の開催、法務局や教育委員会と協力して「人権教室」を開催するなど、様々な啓発活動を行っています。</p> <p>また、人権擁護委員と協力して人権相談を行っています。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちをめざしてまいります。</p>	人権政策室	R5.2.24	R5.3.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
151	後藤市長へ	<p>市政の為ご苦労される日々も多いかと思えます。 又、市役所の職員さんには、日々の感謝を伝える事が出来ない為、この場をお借りしてありがとうございます。と伝えたいです。 さて、後藤市長には令和2年12月23日付で大人からいじめを受けていると言うSOSをFAXで送らせて頂き、秘書課の方に届いてますか？と電話で確認致しました所、届いてます。と返事がありました。 市民の方の質問等で市長名で封筒で送られてるのをみかけて、いじめを受けてるとSOSを出しているにもかかわらず、市長はどうして動いて下さらなかったのですか涙。 寝屋川の広瀬市長なら、きっと職員と一度お会いしたいとか、その後職員さんが市民を守る方法をとっていただろうと思うと、残念です涙。。。。。。 全国的にニュースになったいじめも保護者の方が市長をみかけた時にSOSを出した様ですし。これまで吹田市で子供達はいじめにあい悲しみ苦しみ、保護者もどれだけ心配し涙流してきた事でしょう涙。 この対応では、永遠に吹田市からいじめはなくなりませんと言う事をお伝えしたいです涙 秘書課の方は市長にSOSのFAXを渡して頂いてますか？ その日に渡して頂いてますか？ 秘書課の方は市民からのSOSに対してどの様な対応をされましたか？？涙</p>	<p>令和2年12月23日付けでお送りいただきましたFAXにつきましては、〇〇様からのご意見として秘書課で收受処理させていただき、お電話にて対応させていただいております。 なお、市民の方からの個別のご要望やお問い合わせにつきましては、原則担当部局にて対応することを基本としております。</p>	秘書課	R5.2.17	R5.3.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
152	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について	<p>2月21日〇〇時〇〇分頃、北千里駅〇〇番乗り場の〇〇方面行き〇〇時〇〇分発のバスを待っていたところ、突然上はグレーとオレンジ(グレーのフード付)、青の帽子で、水色のカーン所持の〇〇代くらいの男に何撮ってんねん盗撮?で警察呼ぶぞと脅されました。</p> <p>私は通院しようとして病院に向かいましたが、診察時間が変わっていたから診察してもらえず帰る途中でした。何撮ってんねん警察呼ぶぞではありません。おかしい人だから証拠のために撮影しているのです。そうした結果、現に絡んできてますし不審者確定です。</p> <p>私は警察経験者等ではありませんが、最近この手の輩は見た目が違うのでだいたいわかるようになってきました。まあそれだけ治安が悪化している証拠なのですが。</p> <p>そもそも盗撮は下着や裸を撮らない限り成立しないのは明らかです。わけわからないことほざいてるのはこの男です(女性の尻などを盗撮は数十回にわたり股体をみだりに撮影したなどの例外あり。だがこいつは男だから関係ない)。</p> <p>その男は案の定府営住宅の跡立する〇〇で降りて〇〇へ入っていききました。</p> <p>そもそも前から何度も言っています。吹田市北千里の治安は既に終わっている。</p> <p>そして約10年前から府営住宅を建て替えて住居数を倍増させたからこうなっていると何度も警告しました。</p> <p>その警告を無視して吹田市側が建て替えた結果がこれです。</p> <p>隣の古江台でも工事が行われており(古江公園の隣ではなく古江公園の隣の府営住宅横の道路を挟んだ向かい)元の府営住宅は潰されています(マップで見ると元B11棟の付近)が、これも高層化するつもりなのでしょうか?</p> <p>そして、北千里駅周辺にこういう輩が蔓延っているのはすべて吹田市の行政の責任です。</p> <p>隣の豊中市でもどこかわかりませんが同じように府営住宅を建て替えてヤバい人が大量に入っているようですね。</p> <p>もう北摂の治安は終わりつつあります。</p> <p>豊中市といえば、東豊中に緑丘という超高級住宅地がありますが、その近くにも団地があります。</p> <p>そしてそこを高層化なんてしてしまつたら、、、おわかりですね、千里中央の治安までも終わることとなります。</p> <p>まあ調べるとこのあたりは団地と言っても、府営ではなくURのようですから高層化しても問題ない(入るのに家賃の100倍の預貯金が必要なのと審査が厳しい上、収入も求められるので変な人はほぼ入れない)でしょうね、というより緑丘の方は既に高層化しているように。</p> <p>話は戻りますが、私が生まれ育った吹田市北千里がこんな形になっていくのが許せません。</p> <p>ハコモノなんていらぬから治安をどうにかしてください。治安維持に税金を使ってほしいです。どうにかして普通のほのぼのした北千里を返してください。本当にこれは日本の恥です。北千里駅前に一時期立っていた警察官はどこへ行ったのですか?たまにりそな銀行前に立っている以外最近見かけませんが。</p> <p>1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立ててください。前は立って安心だったのに。</p> <p>2. そして大阪府迷惑防止条例に準拠な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人みだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰をお願いします。</p> <p>3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコム等)をお願いします。</p> <p>4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいな〇〇などでごまかす時間等きちんと公開してください。</p> <p>ごまかせば何時にこのような事案が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。</p> <p>5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確認したので藤白台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。</p> <p>6. 最後にも府営住宅の高層化はやめてください、もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じ他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。</p>	<p>市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	市民総務室	R5.2.22	R5.3.3
153	市議会の在り方について	<p>百条委員会傍聴いたしました。議事の進め方についてあらかじめ採決まですべてシナリオが決まっているようで、議長に進め方にも、それがよく表れていました。傍聴の意味があまり感じられませんでした。市民としては議員の疑問点や討論を聞きたいわけで、採決のみを知りたいわけではありません。前もって打ち合わせされたことを市民に見せるのではなく真剣な討論をお願いしたい。採決において退席された議員がいましたが討論がしっかりされるのであればそういう方も当然意見があると思います。聞けなかったのは残念でした。</p>	<p>他市議会と同様、本市議会でも、議題となっている案件の表決(採決)を行う前に、討論(その案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明すること)を行う機会を設けておりますが、実際に討論を行うかどうかは、各議員の判断に委ねられております。</p> <p>今回頂きました御意見につきましては、議長及び議会運営委員会委員長に報告させていただきます。</p>	議会事務局	R5.2.20	R5.3.6
154	すいた市議会だより掲載の個人質問への回答について	<p>11月定例会号に記載の個人質問「府下1位の市長給与と退職金」に対する市長回答「見直すべき根拠を感じておらず、特例を講じる必要はない」を見て呆れました。確かに、市長給与等を減額して、その分を市施策に使うにしても額がはれていますが、「指導者たるものは自ら規範を示せ」と世の中(民間会社など)では学びます。逆に、見直さなくて良いという根拠を示して頂けますでしょうか?</p>	<p>市長の給料及び退職手当につきましては、条例に基づいて支給していることから適正なものと考えております。</p> <p>また、現在の社会全体の経済状況におきましては、特例減額の実施に至る程の大きな変化はないものと考えておりますが、今後とも社会情勢等を注視してまいります。</p>	人事室	R5.2.27	R5.3.6

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
155	健康増進法違反2件	<p>健康増進法の違反2件を通報します。</p> <p>(1) 吹田市立健都ライブラリーの建物の横に展示されている新幹線の車両中、デッキは禁煙と掲示されていますが、車内(6号車自由席)の壁には喫煙マークが掲示されたままです(写真参照)。これは健康増進法に違反してませんか？喫煙マークは消すべきだと思います。喫煙車両は過去の遺物で今日は許されません。</p> <p>(2) 4回目の通報となりますが、〇〇の店内に灰皿が2つ設置されたままでした。健康増進法30条違反です。</p> <p>そして店主らしき男が2月5日16時25分頃に店内で紙巻タバコを喫煙していました。これは健康増進法29条違反です。</p> <p>早く罰則を適用して下さい。全然改善が見られません。</p> <p>吹田市長は先日のスモークフリーフェスタで吹田市は「ソフトパワー」でスモークフリーを進める等と言っていました。健康増進法は国の法律であり、このような悪質な事例には毅然とした態度で臨むべきです。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)について 当該車両が建造された当時は喫煙車両が存在していたため、御指摘のマークが掲示されています。また、展示物としてできるだけ当時のまま保存しております。当館は全館禁煙の施設でございますが、利用者の方が勘違いなさらないように、新幹線の入り口に注意書きを掲示いたします。 (担当:中央図書館)</p> <p>(2)について 本市では、これまで当該管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところです。 この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現場確認及び管理権原者へのヒアリングを行った上で、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、中央図書館	R5.2.22	R5.3.9
156	吹田市のウクライナ関連の情報を教えて下さい。	<p>24日にロシアがウクライナに侵攻後、1年が経過。ロシアはウクライナに対してインフラの破壊や民間人の虐殺など非道を重ねています。</p> <p>Q1:吹田市では、後藤圭二市長様が、昨年3月にロシア連邦大統領に対して核兵器の使用を示唆した事に抗議文を発信されましたが、以降もロシアはウクライナの原発を占拠の報道が有りましたが、吹田市長様は何か行動をおこされたのでしょうか。</p> <p>Q2:吹田市では、ウクライナからの避難民の受け入れの報道が有りましたが、現在の避難・生活状況・支援状況についての発信が吹田市からは何も聞こえてきません。困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出を願います。</p> <p>Q3:吹田市HPの“ウクライナ支援・寄付”のサイトが、いつの間にか削除されています。吹田市で受付されました寄付金の集約状況の報告を願います。</p>	<p>Q1について ロシアによるウクライナの原発占拠の報道に対して、特段ございません。 (担当:人権政策室)</p> <p>Q2について ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えさせていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。 (担当:人権政策室)</p> <p>Q3について 吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 また、日本赤十字社大阪府支部では現在も同救援金の受付を行っており、市役所本庁や出張所などに募金箱を設置しています。吹田市で受け付け、日本赤十字社大阪府支部へ送った救援金は令和5年2月末現在で278,774円となっております。 (担当:福祉総務室)</p>	人権政策室、福祉総務室	R5.2.28	R5.3.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
157	北千里駅ホームで危険人物が多すぎる	<p>3月1日〇〇時〇〇分北千里発の天下茶屋行き電車の〇〇号車〇〇番ドアに並んでいたところ、前にいた男とトラブルになりました。</p> <p>去年9月に続き過去2年で2回目。北千里駅バス停もきめれば3回目です。</p> <p>コロナ前は駅や電車内トラブルと言えれば3年で3回ほどでしたが、コロナになってからは3年で8回と3倍近くになっています。</p> <p>この男、私が数年前からいつも乗っているのに乗ってないから最近乗り出でて、おかしいなあと思っていたらやはり危険人物でした。</p> <p>私と相対して座りそしてぶつづつうるさいんだとチビと暴言を吐いてきたのです。明らかに侮辱罪となる犯罪です。</p> <p>まず阪急電鉄に相談しますが、阪急電鉄はこのような危険人物を何度通報しても何もしませんね。車両を変えろだとか時間を変えろだとか。</p> <p>そんなことしても他の時間帯や車両で危険人物がいたら同じこと。そしてそれを繰り返すといずれ電車に乗れなくなります。</p> <p>最近は何年前までと違い、早朝であっても油断できません。</p> <p>早朝の電車内は大抵メンバーが固定されていて座る席も同じだが、たまに違う人物が乗ってくることもある。</p> <p>いつもと同じ人物ならまず安心だが、そうでない者が乗ってきた場合は特に警戒しなければならない。</p> <p>そういう場合は高確率でトラブルに巻き込まれるのだ。</p> <p>2020年7月に北千里〇〇時〇〇分発天下茶屋行き電車(〇〇号車〇〇番ドアから乗車中)が北千里駅停車中に殺すぞと脅迫した事件の男、そして去年の9月12日にも北千里駅〇〇時〇〇分発天下茶屋行き電車を待っていたところ、駅ホーム(〇〇号車〇〇番ドア)で言いがかりをつけてくる〇〇の危険人物がいました。このような人物も野放しでしょうね。警察もともに機能してませんし。</p> <p>何でも言っているが、すべては府営住宅を安易に高層化し、質の悪い住民を入れまくった吹田市が悪い。</p> <p>まあ吹田市職員は吹田市の住民でない者も多いだろうから吹田市の治安がどうなるかが関係ないだろう。ただ人口が増えて税収が増えればどうでも良いとの考えのようだ。吹田市の行政は税金が高只是因为市民の暮らしのためにお金が使われていないように感じる。</p> <p>これは本当に終わっている。</p> <p>ちなみに、犯罪について語ると外国人がどうのという人が必ず出る。</p> <p>移民反対派は移民を入ると悪さをすると思っているが、実際悪さをしているのはほぼ日本人だ。</p> <p>私は外国人とトラブルになったことはない。</p> <p>日本人となら敷え切れないほどある。</p> <p>おそらく20人以上か？</p> <p>鉄道会社は対策を始めているが防犯カメラなんて付けてもそれほど効果はありません。</p> <p>最近の犯罪者は見られても撮られても平気です。</p> <p>一番怖いのは逮捕されて刑務所に入れられることでしょうか、1編成に1名警備員を同乗されるのが効果的だと思います。</p> <p>東海道新幹線なんかそれでうまくいってるでしょう。</p> <p>あれはすぐ効果的です。</p> <p>警備員が通るとき緊張感半端ないですもん。屈強な警備員、あの感じなら新幹線車内も安心ですね。</p> <p>そのために運賃が多少上がっても構いません。</p> <p>日本全土で強盗や殺人事件が増え、戦後最悪の治安となりつつある今の日本、どうか安心して電車に乗れるようにしてください。</p> <p>昭和生まれで生まれ育ちも北千里だが、昔なんて絡んでくる不審者なんてほとんどいなかった。その代わりに露出狂くらいはいた。</p> <p>前に車内トラブルで警察を呼んで警察官と話したときも、最近目は目が合っただけで唾を吐いてくる頭のおかしい人が増えてると言っていたくらいだ。</p> <p>吹田市としても行政から阪急電鉄等の鉄道会社に補助金を出し、警備員を車内に常駐させて駅構内、そして電車内での犯罪やトラブルを未然に防いでください。</p> <p>最後にこの男の警察への情報提供をお願いします。</p> <p>そして不審者案件であるためすべて公開する義務があります。伏字にせず時間帯や場所もすべて公開してください。第二の被害者を出さないためにお願いします。</p>	<p>電車の安全性確保について</p> <p>阪急電車内の安全性については、当該電鉄会社が確保するものであることから、本要望内容を阪急電鉄株式会社に伝えてまいります。</p> <p>(担当:総務交通室)</p> <p>市民の声の公表について</p> <p>市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、総務交通室	R5.3.2	R5.3.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
158	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について(その2)	<p>この件について回答を頂いたが、「市民の声の公表につきましては、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。」とあるが、公表しないのは絶対許さない。</p> <p>伏字でもいいから公開し、次の要望についても真摯に対応すべきだ。</p> <p>私が要望したのは次の1～6だ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要望ですが、1番乗り場の前のジャンボの店の前にも警察官を立たせてほしいです。前は立ってて安心だったのに。 2. そして大阪府迷惑防止条例に卑猥な言動(主に痴漢)がありますが、ここに人にみだりに絡むことも追加してほしいです。そして双方の行為に対し厳罰化をお願いします。 3. また吹田警察への情報提供、警察での不審者情報公開(ガッコム等)お願いします。 4. 不審者情報ですのでこの前の9月の事件みたいに〇〇などでごまかさず時間等きちんと公開してください。ごまかせば何時にこのような事案が起きたかわからず近隣住民を不安に陥れます。 5. そして、この男が〇〇近辺に住んでいることは確定したので藤白台1丁目や3丁目の府営住宅を中心にエントランスの掲示板などで周知をお願いします。 6. 最後にもう府営住宅の高層化はやめてください、もしする場合は北摂に20年以上住んでいるなど厳格な要件を設けてください。そして火事を出した場合と同じく他の市民とトラブル(迷惑行為含む)を起こしたり、事件を起こした場合は退去させるなど厳しくしてください。 <p>対応したのは4だけでしかも個人情報か～とか言って不十分な回答。こんな自治体でどうするのか。市民の命も治安も守れない高給だけむさぼるような職員が許せない。</p> <p>ほかの5項目に対し(4は伏字でも公表する)すべて対応し、結果がわかってから返答ください。</p>	<p>先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び6についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び3についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。</p> <p>なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。</p> <p>また、4についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p>	市民総務室	R5.3.6	R5.3.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
159	北千里駅バス停〇〇番乗り場で絡んできた不審者について(その3)	<p>「先日、市民の声をいただいた時点で、2、5及び6についての大阪府に係る事案は大阪府へ、1及び3についての警察に係る事案は吹田警察署へ、既に情報提供し市としての対応は済んでおります。</p> <p>なお、今後の他機関に係る事案については、市として対応しかねるため、各機関へ直接連絡してください。</p> <p>また、4についての市民の声の公表は、個人の特定につながるものに配慮し公表しているため、御希望に添いかねます。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。」</p> <p>何だこの対応は。意味不明だ。</p> <p>あのさ、全くわかってないよな。</p> <p>まず何が今後は自分で連絡しろだ、今まで対応してくれたじゃないか。</p> <p>前から言ってるだろ、一個人が警察なんかの公安や他の機関に申し出たところで真面目に対応するわけがない。だから行政の方からも通報をお願いしてるんだけど。</p> <p>北千里駅に一時期警察官が立ってたのも俺ら市民が行政経由で警察に情報提供してたからパトロールが増えたんだよ。そのころ、警察官に話しかけてる人も何人もいたし。銀行の前に立ってればまあ何かあったかと思うわな。</p> <p>しかも今まで伏字で公開していたのに公開しないとは？ふざけんなよ。</p> <p>絶対公開しろ。知る権利の侵害だろ。</p> <p>みんな吹田市がヤバくなってる事実について知りがってると思うぞ。おかしい奴はすぐにわかる。</p> <p>他の駅や路線より北千里は見るからにヤバいのが多すぎる。</p> <p>お前らのせいだからな。生まれ故郷の北千里をめちゃくちゃにしやがって絶対許さない。まあ市にとって都合悪いから公表したくないんだろうけどそんなこと許さないから。公表すれば評判が下がって転職する人続出しますからね。</p> <p>真摯に対応できるまで回答しないで。</p>	<p>他機関に係る事案については、以前から、本市ホームページでの市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォームの注意点や〇〇様への返信メールにおいて申し上げているとおり、国や府などに関することについては、市ではお答えできませんので、それぞれの窓口にお問い合わせいただくよう、案内しているものです。</p> <p>また、市民の声の公表については、前回の回答では、伏字の程度について説明したものです。</p>	市民総務室	R5.3.16	R5.3.30
160	吹田市の「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」が半年経過。速やかに更新されたし	<p>・吹田市の広報課が発信しておられる「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」は、吹田市の多くの公共施設の掲示板に掲示されており、また、民間のスーパーにも依頼して、掲示されています。</p> <p>・現在、掲示されているものは、『新型コロナウイルス感染症情報(第70報)【令和4年9月28日現在】』で掲示から約半年近くになり、この間に政府・大阪府・吹田市が状況の変化により、いろいろな施策が変更され、最近ではマスク着用について変更されており、実態と異なる内容の張り紙は、市民に間違った情報提供になります。</p> <p>Q1:何故このようになっているのか、職場で誰も気付かれないのはなぜか、速やかに更新されたし。掲示板の位置が直射日光があたる箇所では、日焼けで退色し始めて見栄えも悪いです。</p> <p>Q2:吹田市では、公民館他、多くの公共施設で掲示されており、それぞれの施設の方が疑問を持って広報課に「いつまで掲示をしておくのか？」問い合わせをされないのが最大の危機。危機管理面での非常事態です。全部局に関連すると思いますので、全部局は再確認と徹底をされたし。</p> <p>Q3:民間施設での掲示は「吹田市から要請を受けて掲示を…」と言っておられる事から、一度お礼・謝罪の連絡をされたら・・・ ⇒添付画像、民間施設での掲示</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症情報につきまして、古い情報が掲示されたままになっており、大変申し訳ございませんでした。掲示を依頼しております施設所管部署及び協力いただいている民間事業者様に至急取り外すよう依頼いたしました。今後は発行しました掲示物の掲示期間等の管理につきまして徹底してまいります。なお、感染症情報につきましては、感染状況が落ち着いていることや、新型コロナウイルスの分類が5類に変更されることなどから、発行を終了いたしました。</p>	広報課	R5.3.27	R5.4.3

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
161	<p>続・吹田市のウクライナ関連の情報を教えて下さい。</p>	<p>2/27に投稿で3/13に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 *Q1; 前回の質問[再掲]、ウクライナから吹田市に避難されている方の「現在の避難・生活状況・支援状況について、困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出を願います」…について教えて…。 A1; [人権政策室]ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えさせていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。 ⇒Q1; 吹田市に避難されている方の報道について、人権政策室は「プライバシー保護の観点からHPへの掲出は控えている」との事ですが、先日スーパーで東系の親子を見ました。避難されている方たちの意向も同じでしょうか。 ※先日、大阪府下の某市の取組が全国紙に顔写真付きで報道されていました。また先月にはTVで何件かの顔出し報道も有りました。 ⇒Q2; 吹田市に避難されている方の人数 ならびに 吹田市がこの1年間で支援をされた内容を教えて下さい。吹田市は今後、どのような支援を考えておられますか。 ⇒Q3; 避難されている方のニーズで、吹田市民が今後支援が出来る事を教えて下さい。 *Q2; 前回の質問[再掲]、吹田市HPの“ウクライナ支援・寄付”のサイトが、いつの間にか削除されています。 A2; [福祉総務室]吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 ⇒Q4; 「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」を終了するのであれば、吹田市HP(Top頁)の新着情報に掲出すべき。 ⇒Q5; 吹田市のHPで、今年の2月10日に「ウクライナ人道危機救援金の受付期間を再延長します。令和4年3月2日から令和6年3月31日まで」…のサイトが有り、市の回答は間違いです。 吹田市民への周知として、吹田市HP(Top頁)の“大切なお知らせ欄”に「海外救援金」の掲出願う。 ※吹田市のこのような現状は、吹田市の福祉行政が問われることになります。</p>	<p>Q1について ウクライナ避難民の方の状況等について、プライバシー保護の観点から市ホームページへの掲出などを差し控えることは、避難されている方々の御意向でもあります。 (担当:人権政策室)</p> <p>Q2について 本市に避難され、総合支援窓口である人権政策室が支援をしている方は6名です。市として行った主な支援内容は、市営住宅の提供、生活支援金の支給、住民登録、国民健康保険加入等の手続きです。今後も引き続き、避難民に寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいります。 (担当:人権政策室)</p> <p>Q3について 市が避難をされている方のニーズに応じて、引き続き支援を続けていくことから、市民の方には、市が避難されている方への支援に対しての御理解をいただければと考えております。 (担当:人権政策室)</p> <p>Q4について 同様の場合につきましては新着情報に掲出するべきか検討いたします。 (担当:福祉総務室)</p> <p>Q5について 吹田市社会福祉協議会で受け付けておりました「ウクライナ人道危機救援金」につきましては、令和4年12月末で終了しております。その一方で、吹田市が事務局をしております日本赤十字社大阪府支部吹田市地区の「ウクライナ人道危機救援金」については、引き続き令和6年3月31日まで受け付けております。なお、ホームページ内の大切なお知らせ欄への掲出につきましては、ホームページ管理部門と重要性を考慮しながら検討をいたします。 (担当:福祉総務室)</p>	<p>人権政策室、福祉総務室</p>	<p>R5.3.20</p>	<p>R5.4.4</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
162	4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化されますが、吹田市の市民への周知状況について教えてください	<p>道路交通法の改正(令和4年4月27日公布)で「今年の4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化」について報道されていますが、吹田市は、市報すいた 令和4年11月号に「11月は自転車マナーアップ強化月間」のページで、「自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になりました」の一文があるのみです。今年4月から実施の文言は無し。</p> <p>Q1:【広報課への要望】吹田市報の3月号には「自転車のヘルメット着用が努力義務化」についての記事が掲載されていません。吹田市民への周知で市報4月号に掲載ならびにHPへの掲出をお願いします。</p> <p>Q2:吹田市内の小中学生・高校生・大学生および市職員などへのヘルメット着用について、令和4年5月以降の周知はどのようにされましたのでしょうか。</p> <p>Q3:吹田市には、多くの市営駐輪場があり、利用者への周知はどのようにされていますか。また通勤・通学での利用者も多く、ヘルメットの一時的預かり用のコインロッカーなどの検討はされているのでしょうか。</p> <p>また他市では、ヘルメットの購入代金の補助のニュースもありますが、吹田市は考えておられますか。</p> <p>Q4:シェアサイクル実験も行われており、ヘルメットの着用について運営会社との協議はどのようにされているのでしょうか。今後の方向性は？</p> <p>Q5:吹田市HPのシェアサイクルのサイトの「他市のサイクルポート」の項において、豊中市・西宮市がリンク先エラーになります。池田市の実験はR5年3月31日に終了予定となっています。改善が必要。</p> <p>Q6:吹田市HPの吹田市内の交通事故発生状況(高速道路を除く)のサイト内の大阪府警リンク先-2カ所がエラーになります。改善が必要。</p> <p>Q7:阪急電車吹田駅北側・商工会議所横の踏切道で吹田市役所への朝夕の通勤される職員の方が多く通れます。吹田市が設置している注意看板「注意」自転車は押して通行が有ります。→添付画像参照</p> <p>夕方の退庁時刻を過ぎて暫くすると、10人余りの人が乗車したまま続いて渡ります。少し上り坂の状況からスピードも出ており危険ですので指導をお願いします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 市報4月号の掲載はメ切を過ぎており掲載できませんが、ホームページへの掲出は進めております。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q2について 吹田市内の小中学生、高校生、大学生の周知につきましては、今後、交通安全教育などを通じて周知を図ってまいります。 (担当:総務交通室) 本市職員への周知については、令和5年3月23日に非正規の職員を含む全職員に対して、率先して着用を努めるよう「職員の通勤時のヘルメット着用について(通知)」と題した、総務部人事室長通知を発出しております。 (担当:人事室)</p> <p>Q3について 市営自転車駐輪場に関しまして、利用者への周知及び啓発については、場内への掲示を検討しております。 一時預かり用のコインロッカーについて、現在は設置をいたしません。他市及び民間駐輪場の動向を参考に、今後検討させていただきます。 ヘルメットの購入代金の補助について、吹田市では現在補助はありませんが他市の状況を鑑みて今後検討してまいります。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q4について シェアサイクルに関しましては、事業者と市担当課にて対面方式にて協議を行いました。その結果、今後の方向性として、シェアサイクル利用時のヘルメットに関しては、利用者が各自で持参することとなりました。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q5及びQ6について リンク先を修正いたしました。 御指摘いただき、ありがとうございました。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q7について 本市職員による危険な通行について、御迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。御指摘の場所については、これまでも近隣住民の方から苦情・相談等を受けており、本市としても管理職員の集まる会議等での指導及び非正規の職員を含む全職員に対しての通知等を重ねてきたものでございます。交通ルールの遵守に関して、引き続き周知徹底を図ってまいります。 (担当:人事室)</p>	人事室、総務交通室	R5.3.22	R5.4.4
163	週刊誌が吹田市のイメージダウンとなる記事掲載に対して、反論・抗議をお願いします	<p>3月20日に週刊SPAが『大阪の「住んではいけない新興ベッドタウン」トップ3。投資家が選んだ3位は吹田市』の記事が…Yahooニュースに。 ・吹田市民として容認できません。記事のエリアの住民の方々の尊厳を守るために吹田市の情報・データを持っている吹田市に、出版社に対して、反論・抗議をお願い致します。</p>	<p>このような記事が掲載されたことに対しましては、本市としましてはもとでも残念に感じております。 しかし、週刊誌に抗議等を行う事によって更なるイメージダウンの記事を掲載されることも懸念されることから、反論や抗議は行いません。 本市は、暮らしにおける多くの場面において水準が高く充実していることが特徴であることから、今後もこれらの特徴を発信するとともに、新たな魅力づくりやそれらの発信についても取組んで参ります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.3.27	R5.4.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
164	<p>続・阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務の工事について教えてください</p>	<p>2/28に投稿で3/7に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 Q5[再掲]:吹田市が発注する工事では、工事に関する看板が掲示されていませんので速やかに掲示願います。 A5-市:委託業務ではありますが、通行人、市民への周知は必要と判断しすぐに掲示いたしました。 ⇒3/22に現地を確認しましたが、前回投稿から約20日余りが経過。工事の看板は見当たりませんでした。吹田市の他の工事では、工事に関する看板が設置されていますのでこの現場でも速やかに掲示を願います。 ・看板の掲示について私の考えは、公金(税金)を使っている工事であることから、市民に告示が必要と考えます。 ・吹田市は、この現場での看板の掲示をされない理由を教えてください。 ・もしかして私が看板を見つける事が出来なかったのかもかもしれません。申し訳ありませんが、現地の看板の掲示状況の位置ならびに内容が分かる画像を回答文に先駆けてメールいただけますでしょうか。 ・駐輪場横の歩道を通られる方々は、「何の工事やろ、どうなるんやろ、いつ迄するんやろ、歩道上での作業もあり安全面で大丈夫なのか、もしかの時の連絡先はどこなのか…」など単純な疑問点がある筈。 Q5[追加]:労安法での高所作業や公道上での作業も有り、「労災保険関係成り立票」および「施工監理者(有資格者)」の掲示も願います。⇒添付画像-1 吹田警察署の外壁塗装工事例 ・落札者である元請事業者が「建退共」に加入されていれば、この掲示も願います。※図が創設した建設現場で働く方のための退職金制度で、吹田市発注の他の工事現場でよく見ます。 Q6[再掲]:仕様書には、壁面についてタイルの文言が有り、作業時の落下防止対策・通行人の安全確保【中略】、危険な要素が有り。【後略】 A6-市:作業時に作業エリアに一般の方が立ち入りしないよう、安全対策のための人員を配置しております。 ⇒3/22-現地の作業状況。駐輪場の柱の塗装作業では、パイロンの設置も無く、警備員の姿も無く、不安全作業そのもの。市はどのように指示されましたのでしょうか。⇒添付画像-2 不安全作業 また作業は、脚立に乗り左手に鏝、右手にこて板を持っており、こて板の横には通行人の顔が近くに。脚立上での不安定な作業姿勢。作業員は背中側からの通行人の動向が分からず、通行人に怪我の恐れが大。 ⇒速やかに現地確認の上、元請事業者、施工監理技術者への安全指導の徹底により、現場の安全管理による安全確保を願う。 Q10:危機管理室への質問です。今までに数多くの不安全事故の発見の都度、供覧をしていただいております。吹田市の「安心・安全のまちづくり宣言」の主管部所の見解と今後の取組方針を教えてください。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q5について 工事に関する看板等につきましては、すぐに掲示させていただいておりますが、塗装工事をする際に一旦取り外しをしており、再度掲出させていただきました。 また、「労災保険関係成り立票」・「施工管理者」について、施工業者に確認したところ、労災保険は成立しており、有資格の施工管理者も配置しているものの、「委託業務」として業務を請け負っていることから掲示を行っていないものとのことです。御意見の内容を踏まえましても、本来であれば掲示すべきものであったと存じます。本事業につきましては、終了しておりますが、今後同じような業務委託をする際には、その内容を鑑み必要な手続きを行うよう徹底いたします。 (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>Q6について 2月28日にいただいた御意見をもとに、事業者に安全配慮の状況など確認したうえで、今後の作業についても通行人等に対する安全確保を行うよう口頭で指導しておりましたが、今回そのような安全配慮ができていない状況があったとのことで、再度指導を行い、作業回りに交通誘導員を配置し、通行人への安全配慮を実施したと報告を受けています。(パイロン等の設置について現認しました。) (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>Q10について 市内の危険箇所等について、たびたび御指摘・御意見を頂戴し、誠にありがとうございます。公共施設につきましては、所管する各部署が日々点検等を行い、状況に応じて修繕等の対応を行っておりますが、早期に発見し迅速に対応するためには、市民の皆様のご協力が不可欠と考えます。これは、「安心してくらすことのできる安全なまち」を目指し、市民・事業者・行政がともに協力していくことを表明した「安心安全の都市(まち)づくり宣言」の基本理念でもありますので、今後とも御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。 また、同宣言については、都市環境づくりだけでなく、福祉や地域活動など行政としてあらゆる施策の実施に通ずるものと考えております。今年は宣言を行ってから15年が経過した節目の年にもなりますので、改めて職員への周知を図ってまいります。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、シティブロモーション推進室</p>	<p>R5.3.24</p>	<p>R5.4.6</p>
165	<p>4月に地方選挙が行われますが、視覚障がい者に対して情報源になる選挙公報の項目(音訳CD…他)が「吹田市選挙管理委員会」のHPには見当たりません</p>	<p>要望:視覚障がい者に対して、吹田市では現在「声の市報すいた、市議会だより(音訳CD)」を発行して市民への配布をされていますが、選挙広報もこれに準じて配布を願います。 ・過去の選挙時には「都度、選挙管理委員会に音訳CDの送付の依頼をしていました」との事です。[伝聞情報です] ・回答に当たっては、選挙管理委員会・障がい福祉課・DX担当部所の3者で協議された内容をお願い致します。</p>	<p>大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙公報の内容等を音声版にした選挙のお知らせは、大阪府選挙管理委員会事務局に送付の御希望をされた方に、大阪府選挙管理委員会事務局より配布されておりますので、大阪府選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 吹田市議会議員・吹田市市長選挙における音声版の選挙のお知らせにつきましては、本市広報課発行の「声の市報すいた」を御利用されている方及び大阪府選挙管理委員会事務局に選挙のお知らせを御希望された方に、吹田市選挙管理委員会事務局より配布させていただいておりますので、吹田市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。 また、視覚障がいをお持ちの方に対する音声版選挙のお知らせのホームページへの案内掲載につきましては、今後検討させていただきます。</p>	<p>選挙管理委員会</p>	<p>R5.3.22</p>	<p>R5.4.7</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
166 公共施設	吹田市内の60歳以上のメンバー(4人から8人)で麻雀をやりたいのですが、麻雀ができる市の施設はどこでしょうか？ 麻雀パイやマーじゃん卓が備え付けてある施設名を教えてください。また、利用制限(=特定の曜日・特定の時間帯など)、利用料金、利用方法(=予約方法)も分かっている範囲で教えていただければ助かります。	下記の公民館については貸し出しが可能です。他の公民館についてはマーじゃん卓及び麻雀パイは設置していません。 用具を設置していない館につきましては、用具を持ち込みでの御利用は可能ですが、公民館では私物のお預かりはできませんので、利用のたびに使用する用具をお持ちください。 (貸し出し可能な公民館) 吹一地区公民館、吹二地区公民館、千三地区公民館、山二地区公民館、岸一地区公民館、吹田東地区公民館、西山田地区公民館、佐井寺地区公民館、千里新田地区公民館 (担当:まなびの支援課) なお、その他の市が管理する施設につきましては、御希望の設備がある施設はございません。	まなびの支援課	R5.3.28	R5.4.7
167 インボイス制度について	インボイス制度でシルバー人材センターの納税額が大幅に増えるなど様々な懸念点があり、各地で「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」について審議され始めていますが、吹田市はどのような意見が出ているでしょうか。 検索しても見つけれなかったのですが、掲載されていたり提出先が違っていたら申し訳ありません。よろしくお願いたします。	本市議会では令和4年11月定例会において、市会議案第20号「インボイス制度の実施の中止を求める意見書」が一部の議員から提案され、審議を行いました。質疑、討論は別段なく、賛成少数で否決されました。 なお、意見書の内容は、以下のURL先にて公開しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/893/5041220_20.pdf	議会事務局	R5.4.3	R5.4.11
168 藤白台周辺の歩きタバコについて	3月29日17時20分頃、ゆらら藤白台の藤白台プラザ付近の路上(ゆらら藤白台バス停の近く)で、上は紺、下は黒で青色のカバンを所持の50~70代くらいの薄毛の男が歩きタバコしていた。 藤白台プラザや近隣店舗、阪急バスと連携の上、対処をお願いします。 ※ゆらら藤白台バス停付近は禁煙となっています。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14
169 続-4. 吹田市HPの改善要望	3月30日に掲出の「第2回吹田市総合計画審議会開催します」…のタイトルに疑問。 ・サイトの内容は、2月21日に実施済。結果報告であり、添付資料に議事要旨が。 ・行政経営部 企画財政室さんへ。市民に伝えるのにこのタイトル「開催します」は不適切。 ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。 ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？ ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。	当該ページへの御意見について 正確なお知らせとなっておらず、申し訳ございませんでした。御指摘いただいたとおり、今回の更新は議事要旨の公開であるため、4月5日にお知らせ内容の修正を行いました。ホームページの公開にあたってはホームページ作成マニュアルに基づく確認を再度徹底するよう努めてまいります。 (担当:企画財政室) 吹田市HP操作マニュアル等の充実化について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、企画財政室	R5.4.3	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
170	統-6.吹田市 HPの改善要望	<p>3月27日に掲出の「市議会に提出された資料(議員等提出分)ページに議決結果へのリンクはりました」の疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一日に同一タイトル名のもものが、2件掲出されており、市民は「これ何」って思われます。市民の吹田市への信頼度が低下します。⇒添付画像参照 ⇒内容は、異なった内容でしたので、(〇月度)のように、補記されたら分かり易いです。 ・新着更新情報のサイトの最下段に「前のページに戻る」のリンクが有りますが、クリックしても反応しません。⇒改善願う。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間が、HPの見直し前は約1か月間ありましたが、現在は9日間です。⇒出来れば、戻して頂けませんでしょうか。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間について、マニュアルにはどのように記載されていますか。 <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目の御指摘について 御指摘の件につきまして、既にホームページに公開済みである令和4年11月定例会の市議会に提出された資料(議員等提出分)ページを、操作誤りによって再度、新着コメントに表示していました。 誤った新着コメントの表示につきましては、3月31日に修正し削除しています。 この度は市民の皆様にご迷惑を招く表示をしてしまい、大変申し訳ありませんでした。 今後は、誤った更新を行わないよう、丁寧な作業に努めるとともに、議決結果へのリンクを張る際にも、どの定例会の議決結果へリンクを張るのか新着コメントでも〇月定例会分などと表記することで再発防止に努めます。 (担当:議会事務局)</p> <p>2つ目の御指摘について 御迷惑をおかけし、申し訳ございません。HPにつきましては稀に御利用状況に応じて、リンクが反応しない場合がございます。御要望を賜り、改めて確認しましたが、現状不具合なくリンクを御利用いただける状態となっております。ちなみに新着更新情報サイトの最下段の「前のページに戻る」はトップページに移動します。 (担当:広報課)</p> <p>3つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトにつきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。多数の新着情報が掲出されることから、上述の運用について御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:広報課)</p> <p>4つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトの掲出期間につきましては、マニュアルでの掲載はしておりません。 (担当:広報課)</p>	広報課、議会事務局	R5.4.5	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
171	吹田市職員の車両運転時の安全意識を高めて、安全運転に努めて頂きたい	<p>3月31日の夕刻に、出口町で横断歩道を視覚障がい者の方が、渡ろうとしていた時に、吹田市の軽自動車(白色ワンボックス)が、目の前を通過しました。横断歩道手前で一時停止すべき。</p> <p>・R3年にも、同様の事象が有り投稿しました。吹田市の車であれば、模範となる運転が必要。この時の回答文「安全意識の向上のため、毎年、交通安全講習会を開催すると共に、全職員に向け通知等により注意喚起を行っておりますが、今後も安全運転の徹底に努めてまいります。」</p> <p>Q1:吹田市が選任されている「安全運転管理者」に関する条例はありますか？また現在何名おられますか。警察署に提出されている名簿は、最新版ですか？</p> <p>Q2:「安全運転管理者」は、職員の安全運転マナーの徹底をどのようにされていますか？</p> <p>Q3:吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をしておられます。主管部所である、危機管理室としては今後、どうされますか？見解をお聞かせ下さい。</p>	<p>Q1について 吹田市が任命している「安全運転管理者」に関する条例はございません。また、現在任命しております「安全運転管理者・副安全運転管理者」は、総務部2名、環境部2名、土木部2名、下水道部1名、消防本部7名の、合計14名となっております。警察署には、最新の状況で提出しております。 (担当:総務室)</p> <p>Q2について 安全運転講習会において、公用車の運転に当たったの注意事項や苦情の内容をお知らせしているほか、庁内の電子掲示板を利用して、全職員に向けて職員の安全運転マナーの向上や安全運転に関する通知をしております。 (担当:総務室)</p> <p>Q3について 安全運転の徹底は、安心安全のまちづくりの基本であり、全ての運転者が守るべきことと考えます。引き続き、車両担当部署とともに、機会をとらえて、職員の安全意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室	R5.4.3	R5.4.17
172	北千里駅周辺での事件について	<p>ついに北千里駅の電車内で事件が発生したようです。4月14日18時40分頃、北千里駅構外の歩道橋のエレベーターがあるところの付近で警察官と阪急電鉄の駅員、そして救急隊の人が話して被害者が誰さんとかんとか言っていました。</p> <p>ついに阪急千里線の北千里駅で乗客のトラブルによる傷害事件が発生したようです。</p> <p>治安が悪化しているにも関わらず府営住宅を高層化し、さらに治安悪化させた吹田市の行政の罪は大きいです。</p> <p>この被害者が気の毒だ。</p> <p>私も北千里駅構内や阪急千里線の特に北千里駅の電車内でしょっちゅう不審者に絡まれ警察や駅員を呼んでいるがついに事件が起きてしまった。これは起こるべきで起こった事件だ。</p> <p>行政や警察が連携して治安悪化をなんとかしてればこんなことにはならなかった。</p> <p>まあ警察がなんとかしても行政が府営住宅高層化して世帯数倍増、質の悪い住人大量に入れているようでは話にならないですが。</p> <p>府営住宅3棟では新聞泥棒も発生したようです。</p> <p>仕事しない警察はいらないので、ちゃんと仕事をして治安改善に努めてください。</p> <p>行政も同様。もう府営住宅増やして質の悪い住人入れるな。</p> <p>古江台の古江公園の近くの府営の向かいは空き地になっている(線路の向かい側)が、もうここに府営住宅は建てないでほしい。</p> <p>これ以上治安悪化したらアメリカの方がマシになってしまう。</p> <p>このままでは北千里が終わります。</p> <p>もう半分以上終わってますが。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
173 吹田市HPの「データで知る吹田」…の改善要望	<p>吹田市HP(TOP頁)のトピックス欄に「データで知る吹田」[数字から見えてくる吹田の特徴]が掲出されていますが、最新データの表記が欲しいです。</p> <p>1-人口;令和4年1月末時点。37万8,866人 ⇒吹田市HP(TOP頁)最下段に;2023年2月末現在、381,176人が記載あり。グラフは令和2年、現在令和5年です、現状に合わせた最新データの提供をお願いします。 ⇒現在、政治・マスコミで頻りに報道される「少子化」。市民が一番ほしい情報である吹田市の特殊出生率・婚姻数の推移を教えてください。 ※吹田市が子育て世代に対応できているのか、住みやすい吹田市なのかの判断材料になります。</p> <p>2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。 ⇒令和2年の国勢調査結果は、未だ発表されていないのでしょうか。</p> <p>3-都市公園の面積;令和2年3月末現在の大阪府都市公園一覧表より算出。 ⇒吹田市の健都レールサイド公園の記載がありません。吹田市は当然把握しておられるのだから、大阪府のデータでは無く吹田市のデータの記載が必要。</p> <p>4-特定非営利活動法人(NPO法人)数;令和2年6月末現在。⇒内閣府NPOホームページでは、令和5年2月末の認定数の記載が。 ※NPOのサイトでは、数はコンビニと同じくらいの数。NPO法人の推移グラフからNPO法人は減少…の記載があり。</p> <p>5-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高;令和元年度決算のデータ。 ⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>6-出火率(人口1万人あたりの出火件数)・水道の有効率;令和2年吹田市消防年報。令和2年度版吹田市水道事業年報 ⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>7-開業率、卸売業・小売業の年間販売額;総務省 平成28年経済センサス ⇒政府のサイトには、5年ごとに実施され令和3年のデータが公表されているように思えます。</p> <p>8-住み続けようと思っている市民の割合;令和2年度市政モニタリング調査。 ⇒吹田市は毎年、モニタリング調査を行っておられる事から、最新版・推移グラフの記載を要望。</p> <p>9-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年);⇒最新版の記載を要望。</p> <p>10-児童会館・児童センターの数、子育て広場の数; ⇒いつ現在の数なのか、〇年〇月時点の記載をされたら。</p> <p>11-大学の学生数;大阪府令和2年度 大阪の学校統計 ⇒大阪府では、2023年1月に令和4年度版が公表されています。 ※お忙しいとは思いますが、よろしく願い致します。</p>	<p>「データで知る吹田」に記載の内容につきましては、令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定でございます。 今後、情報収集に努め、データが揃う適切な時期に新しいデータへの更新を実施してまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.19
174 恫喝	<p>吹田市役所駐車場にての事。 4月5日16時頃、車で駐車場出口に向かう途中、警備員〇〇という名の女警備員から大声で恫喝され、車に同乗していた家族が恐怖を覚えた。 二度とこのような恫喝がないよう具体的な再発防止策を吹田市、及び入札警備会社に強く求める。 吹田市から回答がないので再度上記再発防止策を求める。</p>	<p>この度は警備員の対応により、ご不快な思いをされたことに対しお詫び申し上げます。 当該警備員には、安全上必要な場合に来庁者へのお声がけを行う際にも、大声で駆け寄るなど威圧的な対応とならないよう注意を行いました。また、市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後につきましても、安心して市役所駐車場を御利用いただけるよう指導を徹底してまいります。</p>	総務室	R5.4.12	R5.4.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
175	続-7.吹田市HPの改善提案	<p>4月10日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」の疑問。 ・私は、タイトルの“主催”の文字を見て、吹田市が吹田市内の企業が行う採用についての取りまとめの合同説明会?…と勘違いをしてしまいました。 ⇒(案)サイト内の[副題]「令和5年度(2023年度)職員採用候補者試験説明会」にされた方が応募者には分かり易いと思います。 ⇒添付画像-1-下。 ・吹田市HP(TOP頁)の到着情報(4/10)の枠外にはみ出して、今は「吹田市主催採用試験説明会」のタイトルが見えません。 ⇒添付画像-2 ・到着更新情報一覧(4月10日)のサイトを見れば分かりますが、日にちの経過と共に下に繰り下がって、応募希望者の目から遠ざかって行きます。 ⇒吹田市HP(TOP頁)の到着情報の「採用情報」のタブには、説明会の掲出がされておらず、掲出をされたいかがでしょうか。 ⇒添付画像-1-上[採用情報]。 ・吹田市HP(TOP頁)の“市政”⇒人事・職員採用⇒職員採用試験のサイトに至るまでは、応募希望者の目に触れにくいと思います。 ※3月29日に、後藤市長からメッセージ(吹田市職員に応募して下さい)掲出されており、リンクを貼られたら良いかと思えます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>①より分かりやすい表現とするため、御指摘も参考に「吹田市主催職員採用試験説明会」とタイトルを改めます。併せて、外部団体主催イベントページのタイトルも「外部団体主催吹田市職員採用試験関連イベント」に改めます。 ②ホームページトップの到着情報につきましては、日々新たな情報が掲載されるため、御指摘のとおりトップページの「すべて」に掲載される期間は短くなってしまいます。このことから、到着情報の中に「採用情報」のみを表示する機能を追加しております。現在は説明会の情報をシステムの仕様上「採用情報」には掲載できず「お知らせ」欄に掲載しておりますが、今後掲載する情報は「採用情報」へ掲載できるよう対応中です。 ③吹田市採用試験ページの表示方法は、HP上部の検索機能を活用いただく場合や、SNS等での通知にあるリンクから直接アクセスする場合など様々ありますが、リンクの貼り付けも含め、必要とする情報に、よりたどり着きやすいよう、今後とも工夫してまいります。</p>	人事室	R5.4.11	R5.4.25
176	インボイス中止を求める意見書について	<p>祖父・母・私は親子3代、吹田市で生まれ、育ちました。 その思い入れのある土地の市政において真面目に働いている者を虐げる決定がなされたことに強い怒りを感じています。 政治に関わる者であれば、インボイス制度に関わる消費税がいかに歪められて周知されているかをご存じでしょう。 知っておいて市民に嘘を吐き増税を押し付けるインボイス制度を看過するのは詐欺の幫助と変わらないではありませんか? 吹田市だけに絞っても、僅かばかりの税収のために、多くの失業者による市財政へのダメージは計り知れないでしょう。 政府の思惑通り消費税率が上がったとしても、後始末で痛い目を見るのは地方自治体である市町村なのは火を見るよりも明らかなはずです。 政府へのインボイス中止を求める意見書の速やかな提出を求めます。</p>	<p>インボイス制度については、消費税における複数税率採用に伴う適正な課税の観点から実施が決定されたものであり、市として国に対してその見直しや中止を求める立場にはないと認識でございます。</p>	企画財政室	R5.4.18	R5.4.25

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
177	統-9.吹田市HPの改善提案	<p>4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」ならびに4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」の要望・提案。 就職するというのは、人生における重要なイベントです。職員の募集案内のHP作成に際しては、応募者に配慮した内容にされた方が良いかと思えます。</p> <p>1)4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」サイト内の説明文は非常に情報不足です。 ⇒消防職員採用申込フォームのみで、「募集要項をご確認の上、申込んでください」の記述がありますが、「募集要項」の貼付けが無く不親切。 ※「募集要項」は4月14日に掲出。(採用予定人員、申込書受付期間、試験日時及び試験会場、受験資格、試験の方法など他) ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し</p> <p>2)4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」への要望。 ⇒添付画像-2 本来の募集案内のサイトに思えます。4/4にもこのようにされていたら応募者には分かりやすかった。 「募集要項」で、申込期間が令和5年4月4日(火)～4月23日(日)である事から、タイトルに申込締切日:4月23日(日)を補記されたら良かった。 「第1次試験について(1)午前中に一般教養試験があります」…の記述がありますが、4月14日に掲出の総務部人事室による「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」のサイトには、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の記述があります。 ⇒吹田市の職員募集について、整合性が必要。 ⇒個人的には、消防職員採用候補者試験では、“一般教養試験”が必要だと思います。⇒総務部人事室による“市職員の募集”のサイトには、人事室として例外規定の但し書きの記載が必要。 「募集要項」で、「試験申込書等の郵便請求期間 令和5年3月28日(火)から令和5年4月12日(水)まで(必着)」の記述がありますが、既に請求期間を過ぎているHP掲出。⇒何か変。 3月29日の後藤市長から職員採用試験のビデオメッセージでも、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の発言があった記憶が…。</p> <p>3)消防職員採用候補者試験で「5月13日(土)の第1次試験を中止した場合は5月21日(日)に順延とします。」の記述がありますが⇒ ⇒順延であれば、5月14日(日)と思います。 ⇒5月21日(日)であれば、“延期”の表現になりますので、確認を願います。</p> <p>4)広報課の方へ。市HP(Top頁)の新着情報欄の“お知らせ”のタブと“採用情報”のタブの使い分けについてHPのマニュアルでは、どのようになっているのでしょうか。 ・今回の消防職員採用候補者試験では、いずれのタブに掲出されていません。 ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し ・4月14日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」が、“採用情報”のタブでは無く、“お知らせ”のタブに掲出されています。 ⇒「吹田市主催採用試験説明会」について、個人的には“採用情報”のタブの方が市民の目に触れやすいと思います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)について 募集要項については3月27日に掲載済みです。ただ、御指摘のとおり別ページでわかりづらいところがありましたので統合しました。貴重な御意見ありがとうございます。 (担当:総務予防室)</p> <p>(2)について 試験申込書等の郵便請求につきまして、募集要項を3月27日に掲載していましたので、応募者は請求期間に確認できる状態でした。その他、いただいた御意見を今後の広報業務に生かしていきます。 (担当:総務予防室)</p> <p>「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」ページ内では、人事室が実施する職員採用候補者試験の試験区分等を示しており、同ページ内に消防職についての記載をすると却って混乱を招くおそれがあることから、但し書きは記載しておりません。 (担当:人事室)</p> <p>(3)について 御指摘のとおり「延期」が正しい表現となります。次回の募集要項に反映させていただきます。 (担当:総務予防室)</p> <p>(4)について HPのページ作成については、発信用途に適したページ様式を使用し作成することとしており、使用するページ様式によって“お知らせ”や“採用情報”のタブに掲出される仕様となっております。広報課では定期的にページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	人事室、広報課、総務予防室	R5.4.17	R5.4.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
178	続-10。吹田市HPの改善提案	<p>4月14日に掲出の「大阪大学との医療連携」について、タイトルの改善要望。</p> <p>サイトの内容は、吹田市立地域支援センターと大阪大学医学部附属病院が連携して、発達に課題のあるお子さまの相談・支援を行います。</p> <p>⇒添付画像参照 ⇒児童部 こども発達支援センターは、市民に分かり易いタイトルの工夫を要望。</p> <p>・大学と附属病院の役割は異なります。また、医療連携の“医療”も広範囲にわたる事からタイトルを工夫されて市民に分かり易くして頂きたい。</p> <p>・タイトルを見られた市民の中には、難病の方、身体障がい・視覚障がい者、病気治療で原因不明により治療方法が確立されていない方…等は、このサイトを見て期待を裏切られた…と思われる市民がおられるかもしれません。</p> <p>⇒[仮案]「大阪大学医学部附属病院と連携による、発達に課題のあるお子さまの相談・支援」</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。 ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について 貴重な御意見ありがとうございました。 いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。 今後とも、市民の皆様に分かりやすい内容を吹田市ホームページから発信できるよう努めてまいります。 (担当:こども発達支援センター)</p> <p>3つ目の御指摘について HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、ご意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.4.17	R5.4.28
179	続-16。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案。	<p>・3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます。 ⇒[仮案]『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』</p>	<p>タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。今後もわかりやすく、見やすいホームページの作成に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	高齢福祉室	R5.4.24	R5.4.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
180	ハラスメントへの 人事部での 対応	<p>4月25日に、市民が職員からハラスメントを受けたという相談を電話で人事部の〇〇氏としたところ、以下のような対応でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントではないと判断した理由を、こちらから尋ねないと話さない ・ハラスメントではないと「誰が」判断したのか、との問いに「こちら」としか返答しない ・こちらが話しているときに喋り出す ・人の話を聞かず、会話が通じない ・こちらの質問に答えず、何度も同じ主張を繰り返す ・話をすり替える(「意見に答えない」という話を「採択されない」「提案を受け入れない」にすり替えた) ・遠回しな返答が多く意味がわかりづらい ・終始早口で聞き取りにくい ・こちらが喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐ <p>またハラスメントの行為者としている障がい福祉室に勝手に電話を繋ぎましたが、一般にハラスメント対応において、当事者間のみで話し合うことは不可とされています。</p> <p>質問です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)市役所には、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順は明文化されているのか。あるなら公開されているのか(検索しても出て来ないが) (2)明文化されているのであれば、〇〇氏の対応はそれに沿ったものだったのか (3)ハラスメントではないと判断したのは〇〇氏1人なのか。だとすると、それが正式な手順なのか (4)ハラスメント相談において、当事者間で話をさせるのは市役所のハラスメント対応として正式な手順なのか (5)喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐのは、社会人として常識のある行為か (6)ハラスメントではなかったから問題ないという返答が予想されるが、その場合でもネット上には「結果を当事者に伝え、判断に至った経緯や根拠を丁寧に説明します。当事者からこの判断について不服申し立てがあった場合には、再度調査を行うことも考えられます」とある。〇〇氏の対応はこれを満たしているか。 	<p>お問合せいただいた内容は、会議の運営に関するものであり、ハラスメントの問題ではないと認識しております。</p> <p>会議の事務を所管する障がい福祉室において対応されていることを確認しておりますので、御了承の程よろしくお願いたします。</p>	人事部	R5.4.26	R5.4.28
181	統-12。吹田市 HP「市役所本 庁舎における電 気自動車用充 電設備(中略)競 争入札」の改善 提案	<p>4月18日に掲出の「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務室は、この案件について4月14日に入札募集について掲出されており、18日にも同じタイトルで掲出。 ・サイトの内容は、「募集の終了」です。⇒タイトルに「募集の終了」ならびにサイトの冒頭に「募集終了の説明文」を補記されれば分かり易い。 ・募集期間が、2023年4月17日～4月21日なのに、4月18日の早期終了…って何か変。募集期間が4日間…って短い気がします。 ※もしかして、不測の事態が生じたのであれば、「一旦保留」「後日、再募集をします」を記されたら… 	<p>御意見を踏まえ、今後ホームページ上の情報を更新(再掲)する際には、トップページ等に表示される新着お知らせのタイトルを工夫する等、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	総務室	R5.4.24	R5.5.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
182	続-13。吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「北千里市民体育館の臨時休館」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを見ると、電気設備の不具合のため臨時休館していたが、4月21日から再開。なお、選挙のため4月22日から4月24日18時までは利用不可の記述。 ⇒電気設備の不具合は復旧完了で21日に利用再開。加えて選挙の為、4月24日18時までは利用不可の記述が必要。 ・指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。吹田市は、指定管理者に対してどのような連絡をされたのでしょうか。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ⇒予約の段階で分かると思いますが、トップページで分かるようにされたら良いかと思えます。ミズノのサイトをお気に入りに入れていたら混乱されます。 ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市のHPの信頼度を高めて頂けますでしょうか。 	<p>吹田市のホームページに掲載の最新情報のタイトルにつきまして、改善を図ってまいります。</p> <p>また、指定管理者(ミズノ)のサイトの「重要なお知らせ」及び「新着情報」にはシステム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくとページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。</p> <p>なお、選挙による臨時休館についての記載につきましては、クリック先のページになりますが吹田市のホームページと同様の内容を掲載しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に更なる施設運営に繋がるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.24	R5.5.2
183	ハラスメントへの人事室での対応2	吹田市総務部人事室 人事担当様 質問に答えてください。	市民の声No8082で回答済です。	人事室	R5.5.2	R5.5.2
184	続-11。吹田市HP「消費者のつどい」の改善提案	<p>4月18日に掲出の「消費者のつどい」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このタイトルでは、集まって何をやるのん…。市民は内容のイメージが湧きません。HPのタイトルを見られた方はスルーされそうな予感。 ・市民総務室へ。タイトルに実施内容を補記して市民に関心を持って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 ⇒[仮案]「消費者のつどい。講座名:brugomi削減! 私たちに出来ること。5月20日(土)要予約」 ・広報課の方へ。昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。 ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。</p> <p>今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
185	続-14。吹田市HP「消費生活展」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「消費生活展」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活って色々な場面があります。このタイトルでは、何を展示されるのか…。市民は内容のイメージが湧きません。 ・市民総務室へ。タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取り組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 <p>⇒[仮案]「消費生活展;特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月19日(金)5月20日(土)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報課の方へ。⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。</p> <p>今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。</p> <p>(担当:市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
186	続-15。吹田市HP。4/21の「平和祈念資料館の平和映画会」について、タイトルの改善提案。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルに、上映作品名を補記されたら、関心を呼び込むことにより観客数の増加が見込めるかも…。 <p>⇒[仮案]『平和祈念資料館の5月度平和映画会「ヒトラー暗殺、13分の誤算」。要申込』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市の取り組み状況のPRにも…。 ・広報課の方へ。⇒タイトルに具体的な内容を持たせる事について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されてい無いのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>可能な限りわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p> <p>(担当:人権政策室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPIにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、人権政策室	R5.4.24	R5.5.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	続-16-2。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	<p>4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」</p> <p>4/28に市からの回答「タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配布時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。」</p> <p>1)⇒私には、高齢福祉室の回答は、詭弁のように思えます。 ・私のスマホは、今まで電話の通話用としていましたが、初めて吹田市のHPが見れるようにアイコンを設定してもらいました。 ⇒スマホでも、文字数が多くても十分に見れます。⇒添付画像参照</p> <p>2)タイトル(4/21)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。 ・これでは、高齢者の子供さんがゴールデンウイークに帰省された時に親と話しようと思って居られた方は、「アレッ!、どうなったん…」と思われると思います。</p> <p>3)広報課の方へ。このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか?</p>	<p>1)について 情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものとございます。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>2及び3について 新着更新情報につきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。 新着更新情報に関して、マニュアルへの記載はございません。 (担当:広報課)</p>	広報課、高齢福祉室	R5.5.1	R5.5.11
188	続-17。吹田市HP。4/27の「関西大学北陽高等学校の2年生が施設見学に来られました」について、タイトルの改善提案。	<p>タイトルでは、見学施設がどこなのか不明です。サイトを見ると、下水道部の施設の様です。</p> <p>・吹田市には、水道部、ごみ処理、運動、図書館、博物館…など色々な施設があります。具体的な見学施設名の記載をされると分かり易い。 ⇒[仮案]『関西大学北陽高等学校の2年生が〇〇下水処理施設の見学に来られました』</p> <p>・広報課へも供覧願います。</p>	<p>ご指摘いただいたタイトルについては「関西大学北陽高等学校が南吹田水再生センターの見学に来られました」に変更いたしました。これからも市ホームページなどを通じて、市民の皆様へ下水道に関する情報をお届けして参ります。</p>	水再生室	R5.5.1	R5.5.11
189	続-18。吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」について、サイト内の改善提案。	<p>タイトルでは、「みずほ銀行」の記載が有りますが、サイトを開くと「みずほ銀行」の記述が無くなり、「一部の金融機関での窓口収納の終了について」に変更されています。</p> <p>1)サイトには、「なお、市税で地方税統一QRコードが付いた納付書(固定資産税及び軽自動車税)は、引き続き以下に記載の金融機関で納付できます。」の記載が有り、 金融機関一覧には、「みずほ銀行各店舗」のみしか記載が有りません。納付書には記載が有ると思いますが、勘違い・早とちりをされる懸念が…。 ※吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」…のタイトルでは、QRコードが付いた納付書も受け付けて貰えない…事になります。</p> <p>2)今回の変更理由は、「みずほ銀行」の振込手数料の有料化が背景と思われると思います。 ⇒会計室は、変更理由について、サイト内に補記されれば、市民は理解がしやすい。</p> <p>3)広報課へも供覧願います。</p>	<p>御提案いただきましたホームページのサイト内の改善について、掲載内容を修正しました。 今後もより丁寧な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>	会計室	R5.5.1	R5.5.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
190	続-20. 吹田市HP。4/26の『吹田の景観展開催します』について、タイトルの改善提案。	<p>このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。</p> <p>⇒[仮案]『吹田の景観展開催。6月1日～9日 吹田市役所正面玄関ロビー』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・サイトを開くと、日にちの表示が有りません。このサイト(最下段)の文責の部所の表記が有りません。 ・吹田市HP(Top頁)ー新着(イベント)ーイベント情報(期間イベント)に表示が有りません。 <p>⇒1か月余り先の開催。掲出の位置が日ごとに下に繰り下がり、市民の目に触れなくなってしまう。</p>	<p>「吹田の景観展」に関するホームページでの表示につきまして、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に準じ、表現を修正いたしました。</p>	都市計画室	R5.5.8	R5.5.15
191	続-10-2. 吹田市HP。4/14の「大阪大学との医療連携」改善提案	<p>4月16日の投稿で、広報課の方への疑問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/16-投稿内容。「広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。」 ・4/28-広報課の回答。「(前略)ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。」 <p>⇒サイトのこども発達支援センターの4/28の回答は「いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。」</p> <p>※「修正いたしました。」の記述があるのに、広報課の回答は「記載をしています。」であり、こども発達支援センターの回答と整合性が有りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトのタイトルおよび内容は、4/19に修正されましたが、吹田市HPの“新着情報”の4/19には、タイトルが掲出されていません。加えて4/14に掲出されていたタイトルが削除されています。 <p>⇒修正された内容が市民の目に触れないのは、もったいないです。</p> <p>⇒内容が修正された場合について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目の御指摘について</p> <p>4月28日付けの回答は、HP掲載に関するマニュアルに対する御意見について、広報課として回答させていただいたものでございます。</p> <p>今後とも、いただいた御意見を参考にガイドラインの充実を図ってまいります。</p> <p>(担当: 広報課)</p> <p>2つ目の御指摘について</p> <p>新着情報に表示があれば市民の皆様の閲覧のきっかけになると思われますので、該当ページを再度更新し、新着情報に表示を行いました(内容の修正は行っていません。)</p> <p>今後とも、市民の皆様への適切な情報発信を心がけてまいります。貴重な御意見ありがとうございました。</p> <p>(担当: こども発達支援センター)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.5.8	R5.5.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
192	<p>続-13-2.吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案</p>	<p>【A】5月3日夕刻に北千里市民体育館の指定管理者(ミズノ)のサイトをクリックするも、エラー表示で内容を見る事が出来ませんでした。⇒20時過ぎには回復されていました。 ⇒添付画像1参照願う。(エラー画面) Q1;文化スポーツ推進室は、上記の不具合発生について指定管理者(ミズノ)から報告を受けておられますでしょうか。 ⇒このようなトラブル発生時には、利用者に何らかの周知が(例:吹田市のHPで)必要だと思います。また復旧したのであれば、指定管理者のサイトの冒頭に状況報告が必要。 【B】4月23日投稿で、5月2日に回答を頂いていますが、疑問点があります。 ・4/23投稿。「指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。 [ミズノのサイト] ・4月16日;停電のため、4月24日まで休館致します。 ・4月20日;停電の復旧作業が完了いたしました。4月21日より再開致します。 ※上記2件のタイトルには、選挙に伴う開票作業による、4月22日(土曜)から4月24日の休館の記載が無く、市民は分かりません。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ・5/2。文化スポーツ推進室の回答。「システム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくとページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。 Q2;「システム上ページのタイトル等のみの掲載」の“システム上”の意味を教えてください。個人的には、ミズノのHPであることから、文字数の制限は無い…と考えられ、選挙に伴う休館の追加表記は可能と考えます。 ・「タイトル等をクリックしていただくと具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。」 ⇒市民の皆さんは、まずタイトルで判断をされ、クリックして選挙に伴う休館日の確認をされる方は、少ないと思います。 ⇒[仮案]「選挙に伴う休館日を別タイトルで掲出されれば」良かった…と思います。 【C】市民体育館の施設情報に、「山田市民体育館」が2件表示されています。⇒整理・統合されたら市民は2カ所も開かなくて良いです。 【D】広報課の方へ。吹田市の公共施設の管理を多くの指定管理者が行っていますが、指定管理者のHPのタイトル表現について、契約時にどのように指示されていますか。それは口頭ですか、それとも書面(マニュアル)ですか。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【A】について Q1の指定管理者(ミズノ)のサイト上でのエラーにつきましては、5月3日の16時頃から18時頃にサイトへのアクセス数が増えたことにより、サーバーが繋がりにくくなったものと確認しております。 また、今後、サーバーのグレードアップを検討すると報告を受けております。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【B】について Q2の今回の指定管理者(ミズノ)のホームページの「重要なお知らせ」や「新着情報」の体裁は、ミズノ全体で定めている文章の体裁やレイアウトに基づき運用しております。そのため、タイトルをクリックしていただくことで詳細を見ていただくという構成となります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【C】について Q3につきましては、吹田市のホームページ上の山田市民体育館の施設情報は1件のみが表示されるように修正させていただきました。御不便おかけし申し訳ございません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【D】について 契約時において、HPのタイトル表現については確認しておりません。タイトルを含めHP上の表現については、HP掲載時に担当部局において適宜判断しているものです。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、文化スポーツ推進室</p>	<p>R5.5.8</p>	<p>R5.5.22</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
193	<p>続-19. 吹田市HP. 4/28の『出産・子育て応援事業』について、タイトルの改善提案。</p>	<p>1)タイトルでは、事業の説明・紹介なのか、具体的な支援内容を補記されれば、分かり易い。 ⇒[仮案]『出産・子育て応援事業(「伴走型相談支援」「経済的支援」)』 2)このタイトルは、過去に4/1、4/5、4/13にも掲出されていますが、サイトを開くと“更新日 2023年4月28日”の記載があります。 ⇒“更新”…と言うのは、内容に変更が有り、新しくなった…事と理解しています。 ⇒サイトの内容に変更が無ければ、“再周知”が適切だと思います。加えていつ時点の情報なのか、並記が必要。 ⇒“更新”の場合は、新しいサイトの冒頭に「変更・追加内容」の欄を設けて変更点の概要の記載が必要。利用者の視点でのHPづくりを要望します。 3)広報課の方へ ※他のサイトでは、内容変更による更新されているものがあり、“更新”と“再周知”が混在している吹田市のHPは、企業・事業所・市民の方は、変更箇所のチェックを全ページする必要があります。これは企業・事業所・市民の方の時間の不利益になり、またチェック漏れの場合による損害発生の可能性が生じます。 昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。速やかな取組を願います。</p>	<p>1)及び2)について ホームページの内容につきましては、タイトルも含め簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。 いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。 (担当:母子保健課)</p> <p>3)について 新着、更新情報の表示については、初めて公開する内容については「新着」、既存ページの更新については「更新」とする運用としております。更新時においては、掲載内容に応じて変更箇所がわかるようにする等の工夫をし、わかりやすいページ運営に努めております。 昨年10月のHPリニューアルにより仕様等の改善を進めておりますが、引き続きいただいた御意見を参考に取組んでまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、母子保健課</p>	<p>R5.5.8</p>	<p>R5.5.22</p>
194	<p>続-21. 吹田市HP. 5/8の『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』について、タイトルの改善提案。</p>	<p>このタイトルでは、現状でも駐車場への入場待ちの車が50m~80m渋滞を見かけます。⇒緩和策を講じていただける…と、早や合点してしまいました。 ⇒[仮案]『市役所本庁舎改修工事(令和5年5月~令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。公共交通機関のご利用を』 Q1:現状でも渋滞がよく見られます。市役所に用事の無い方の車の通り抜け(メシアター方面、片側1車線(交互通行))の交通整理のためのガードマンの配置はされているのでしょうか。 Q2:吹田市HPの“市役所 本庁舎案内図”に“低層棟1階、仮設棟”が図示されていません。速やかに修正願います。</p>	<p>市ホームページに掲載している『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』につきましては、より分かりやすい表示となるよう、市ホームページのトップページ内『大切なお知らせ』に『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和にご協力をお願いします』と見出しを表示し、リンク先の『吹田市役所へのアクセス・駐車場案内』ページにて、駐車場の混雑緩和への御協力をお願いする内容をお示ししております。 市役所の前面道路にて渋滞が発生した際には、車両等が安全に通行できるよう、警備員間で連携をとりながら車両の誘導を行っております。 市ホームページに掲載している『市役所本庁舎案内図』につきまして、図の修正に時間がかかり、申し訳ございませんでした。当該ページにつきましては、現在は仮設棟の表記がされたものを公開済みでございます。</p>	<p>総務室</p>	<p>R5.5.9</p>	<p>R5.5.23</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
195	<p>続-23。吹田市HP。5/12の『レ・シルフィード・ラレ・シルフィード・ライモンダ第3幕「結婚式の場」(吹田市民劇場)』について、タイトルの改善提案他。</p>	<p>個人的には、このタイトルからは、市民団体が何かの発表会かな?と 思っていました。何時・どこで・何をされるのか分かりません。市民が 観に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『レ・シルフィード・ラレ・シルフィード・ライモンダ第3幕「結婚式 の場」(バレエ公演。メイシアター5月28日。有料)』 ・サイトを見ると、バレエの公演でチケットの値段がS席が6,000円の表 示。これって…文化スポーツ推進室が吹田市のHPで営業行為のように 思えてしまいます。吹田市のHPをよく見ますが、今回のようなイベントの 紹介は初めてのようになります。 ⇒広報課の方に「吹田市のHPのマニュアルに“営業行為?”について のルールの有無を教えてください。 ・メイシアターのHPには、数多くのイベント内容も記載されており、また会 員になればイベントの案内の情報提供があると思われます。文化スポ ーツ推進室は吹田市HPに掲出された目的を教えてくださいませんか。 また吹田市内にはバレエ教室が泉町・垂水町・片山町を始めとして20 ヶ所以上有ります。生徒さんもよく見かけます。文化スポーツ推進室は、 一般の団体が吹田市HPへの掲出の依頼はどうすれば良いのでしょうか。</p>	<p>タイトル改善について イベントカレンダーのタイトルをクリックしていただければ、開催場所や 有料・無料の別等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タ イトルに詳細を記載する予定はございません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>掲載事項のルールについて イベントの掲載については吹田市をはじめ、吹田市に關係する行政機 関が主催、共催するイベントを掲載しております。 (担当:広報課)</p> <p>イベント情報掲載目的について 市民劇場(鑑賞型事業)につきましては、本市の委託事業となっております。 文化をすべての市民に広げることを目的に、いつでも、だれでも、 どんな時も文化芸術に触れることができる機会を提供するため、市の ホームページがリニューアルされイベントカレンダーができたことに伴 い、普段、あまり文化芸術に関心を持っていない方にも情報発信と関心 が深まるよう、吹田市文化会館のホームページでの周知に加え、本市の 主催・共催するイベント等については市のホームページで告知するよ うにしております。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>一般団体からのHP掲載依頼について 市のホームページにおいて、一般(任意)団体の依頼によるイベント等 の告知等は行なっておりません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p>	<p>広報課、文化ス ポーツ推進室</p>	<p>R5.5.15</p>	<p>R5.5.25</p>
196	<p>続-24。吹田市HP。5/12の『市民グループ等の自主企画を支援します』について、タイトルの改善提案他。</p>	<p>個人的には、このタイトルからは、“自主企画”の内容のイメージが浮 かびません。 ・男女共同参画センターのサイトを見ると、「市民グループや事業所が、 自主的に企画する男女共同参画に関する研修会及び勉強会、又は市 民を対象に行う講座などの取組を支援します。」 ⇒[仮案]『市民グループ・事業所が実施する男女共同参画をテーマに した研修会、または講座の自主企画を支援。締切日:6月30日(金)』 ・タイトルについて:広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドラ イン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との 事。 ・タイトルに具体性が無いと、サイトを見られた市民の“ガッカリ感”の予 感が…。その内、“オオカミ少年”のように吹田市のHPを閲覧されない市 民の増加の懸念…。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか?</p>	<p>当該ページへの御指摘について 貴重な御意見ありがとうございます。 具体的なページタイトルにするためにお知らせしたいことを全て盛り込 むとタイトルが長くなりすぎることから、簡潔なタイトルにしております。 しかしながら、おっしゃるとおり、関心を持ってアクセスした結果、思っ ていた内容と異なるという状況では、利用しにくいホームページとなってし まいます。 「男女共同参画に関する」という言葉をタイトルに盛り込むなど、ページ の内容を推測しやすい具体的なタイトルになるよう検討します。 (担当:男女共同参画センター)</p> <p>今後の対応について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表す ようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、男女共 同参画センター</p>	<p>R5.5.15</p>	<p>R5.5.25</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
197	続-26.吹田市HP.5/16の『令和4年度第3回吹田市環境影響評価審査会』について、タイトルの改善提案他。	<p>・環境政策室のサイトを見ると、「会議結果」であり、実態に即したタイトルにされたら分かり易いです。 ⇒[仮案]『令和4年度第3回 吹田市環境影響評価審査会(会議結果報告)』</p> <p>【参考】 ・別の部所が3月28日に「令和4年度第4回吹田市〇〇検討会議の開催について」を掲出されましたが、開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりました。 ⇒A「会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正します」の回答を頂きました。 ※このような事も有る事から、タイトルの表記には、留意を願います。 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？</p>	<p>当該ページへの御指摘について御指摘ありがとうございました。ホームページの新着更新情報の通知には、「令和4年度第3回 影響評価審査会 会議録を掲載しました」と掲載するよう変更しました。今後、新着更新情報にはページタイトルだけではなく、公開更新する内容がわかるような通知を掲載するよういたします。 (担当:環境政策室)</p> <p>今後の対応についてタイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)</p>	広報課、環境政策室	R5.5.17	R5.5.25
198	続-22.吹田市HP.5/12の『憲法制定記念パネル展』について、タイトルの改善提案他。	<p>このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『憲法制定記念パネル展。5月15日～19日 本庁舎正面玄関ロビー』</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・人権政策室の方へ。サイト内に「市役所本庁舎改修工事(令和5年5月～令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。車での来庁はご遠慮願います。」の補記をされたら良いかと思います。 ・市役所(本庁舎)のロビーの管理部署の方へ。 ロビーの使用許可の時に申請者に対して、サイト内に前記の「車での来庁はご遠慮願います。」の補記のアドバイスをされたら良いかと思います。</p>	<p>ホームページの記載事項について御意見ありがとうございます。今後もわかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 (担当:人権政策室)</p> <p>ロビーの使用許可について市役所各室課に対して、本庁舎においてイベント等を実施する際には、周知用のチラシやHP等に「本庁舎改修工事により駐車場の混雑が予想されるため、来庁時はできるだけ公共交通機関の利用をお願いします。」という旨を、事前に周知を行うよう、依頼してまいります。 (担当:総務室)</p>	総務室、人権政策室	R5.5.15	R5.5.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
199	続-25。吹田市HP。5/15の『保護者向け支援』について、タイトルの改善提案他。	<p>個人的には、このタイトルからは、“保護者”の対象者のイメージが浮かびません。保護者には、幼稚園児～小学生～中学生などの親御さんが居られます。また支援内容が分かりません。</p> <p>・子ども発達支援センターのサイトを見ると、『4-5歳児向け「ことばの相談会」』の記述が。 ⇒[仮案]『4-5歳児の保護者向け「ことばの相談会」』。要申込』</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>・多くの保護者の方が、タイトルをクリックして、関係が無いと…思われた時に、吹田市の行政の能力についてどのように判断されると思っておられるのでしょうか？</p> <p>・吹田市の子育て世代の2歳児～中学生は、何人が把握しておられますか？また吹田市の共働き世帯(50歳以下)の共働き率は概算でどの位と考えて居られますか？</p> <p>・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？</p>	<p>当該ページへの御指摘について 「保護者向け支援」のページにつきましては、内容が多岐にわたり、ページタイトルのみで全ての取組をお伝えすることは難しいため、ページの先頭部分に概要欄を設け、当該ページで紹介している取組を簡潔にお伝えすることとしました。今後も分かりやすい表記に努めてまいります。</p> <p>なお、2歳児～中学生の数及び共働き世帯(50歳以下)の共働き率につきましては、現在把握しておりません。 (担当:子ども発達支援センター)</p> <p>今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)</p>	広報課、子ども発達支援センター	R5.5.16	R5.5.26
200	続-16-3。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	<p>4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」 ⇒[仮案]『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』 5/11-高齢福祉室からの回答「情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものでございます。」 【広報課の方へ】</p> <p>1)吹田市HP(Top頁)の“新着情報一覧”で、他の部局のタイトルには、日にちが補記されているものが有り、サイトを開かなくてもイメージができます。</p> <p>・市民目線で見た場合、タイトルの表現で部局により異なる場合、吹田市としての統一性が無く、吹田市にはHPIに関するマニュアルがないのでは？…思えてしまいます。</p> <p>・マニュアルには、タイトルの表現について“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載が無いのでしょうか？ ⇒無ければ、“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載をして周知して頂ければ、統一されて見やすくなると思います。</p> <p>※私は、豊中市のHPも時々見ますが、個人的にはタイトルに日にちが補記されており分かり易く、セミナーにも参加します。</p> <p>⇒添付画像。豊中市新着情報一覧</p> <p>2)4/24投稿内容「タイトル(4/21付け)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報からから、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。」</p> <p>・5/11-高齢福祉室からの回答には削除理由の説明が有りませんでした。 ⇒添付ファイル-1参照。4/27～[4/21掲出]～4/12 ⇒添付ファイル-2参照。5/1～[4/21削除]～4/19</p> <p>・5/1時点の“新着情報一覧”には、広報課の回答の“100件”以内であるにも関わらず、高齢福祉室はタイトルを削除をされており、市民の目に触れなくなっていました。</p> <p>・このように、HPIに掲出がされ、1週間ほどで削除された場合には、市民は「あれっ・何っ。取り消されたのか？」と思われる方がおられるかもしれません。 ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか？。HPIに掲出後の削除についてのルールが無ければ、充実化を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。</p> <p>2)について HPの掲出後の取り扱いについては、発信した内容や今後発信する内容に応じて管理しており、新着情報に掲出するのは必要に応じて行っております。いただいたご意見を参考にガイドラインの充実にも努めてまいります。</p>	広報課	R5.5.15	R5.5.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
201	後藤 圭二 吹田市市長様へ 吹田市市長に就任の「所信表明」のメッセージをお願い致します。	第22代吹田市市長 後藤 圭二 様 4月23日の選挙による当選で3期目の5月14日から10日目となります。吹田市市長に就任されるにあたり、4年間の抱負・方針などの所信表明のメッセージをお願い致します。 後藤 圭二 市長さんに投票された方、吹田市内の企業・事業者・市民の方々が、メッセージを待っておられると思います。	市長就任における市民の皆様へのメッセージにつきましては、5月26日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 (吹田市HP 令和5年5月26日 市民に向けての市長メッセージ「リスタート」) https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018783/1028132/1028133.html	秘書課	R5.5.23	R5.5.29
202	続-27. 吹田市HP。5/17の『マイナンバー(個人番号)カード』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、変更点の内容？それとも再周知なのかが分かりません。※添付画像-1 ・サイトを開くと、多くの項目(17項目)があり、全てを開かないと分かりません。また、最下段に担当部署名・連絡先の表記がありません。※添付画像-2 ⇒変更点があるのであれば、マイナンバー(個人番号)カードのサイトの冒頭に“新規のお知らせ欄”の枠の設置により市民への周知が必要。 ⇒再周知であれば、“再周知”の表示が必要。 ⇒17項目の内の一つであれば、吹田市HP(Top頁)の“新着情報”に掲出するのは、集約サイトのタイトルでは無く、当該のタイトルを掲出すべき。不親切。 ・広報課の方へ。このタイトルを開いて変更点の有無？それとも再周知なのかが分かりますか？今後どのようにされますか？ ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルに記載されていますか？有れば、再徹底。無ければ充実化を願います。 ・情報政策室への供覧願います。 ※写真については、公表していません。	新着更新情報のタイトルについて 今回は「マイナンバー(個人番号)カード」のページの項目追加のため、新着更新情報のタイトルの変更をしておりましたが、今後には必要に応じて分かりやすいタイトルに変更させていただきます。 (担当:市民課) 担当部署名・問い合わせ先について 主な問合せ先がコールセンターになるため、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの下部に「マイナンバー(個人番号)カード等についてのお問合せ先」の項目を作成しており、そのページの最下段には担当部署名・問合せ先を表記しております。 (担当:市民課) “新規お知らせ欄”等の作成について 今後、変更点等があり、市民の方に周知が必要な情報は、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの冒頭に表記する等、分かりやすく作成させていただきます。 (担当:市民課) 今後の対応について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、マニュアルの充実化に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、市民課	R5.5.22	R5.6.2

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
203	<p>続-28。吹田市HP。5/12～5/19の『〇〇に係る制限付一般競争入札』…計8件について、タイトルの改善提案他。</p>	<p>最近の入札案件のタイトル8件を開くと、全てが「この案件は募集を終了しています」であり、内容は質問回答書や落札企業名。 ・このタイトルでは紛らわしく、企業や市民の方は、吹田市のHPを見た時に市職員の資質を疑われる方がおられるかも…。 ⇒[仮案] タイトルの末尾に【質問回答書】【落札者】などを補記されたら、分かり易いです。 1-5/12-令和5年度吹田市立図書館用雑誌納入業務に係る制限付一般競争入札。 2-5/12-令和5年度吹田市立図書館用図書納入業務に係る制限付一般競争入札。 3-5/17-学校文書等送達業務に係る制限付一般競争入札。 4-5/18-新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る制限付一般競争入札。 5-5/18-吹田市自殺対策計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札。 6-5/18-山田出張所ほか69施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 7-5/18-吹田第一小学校ほか67施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 8-5/19-バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務の制限付一般競争入札。 ・広報課・情報政策室・人事室の方へ供覧願います。</p>	<p>タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきましたご意見を踏まえ、新着タイトルに業務の経過を示すことや、ページ内容に更新内容を記載する旨をガイドラインに追加するなどをし、より良いホームページの運営に努めて参ります。</p>	広報課	R5.5.22	R5.6.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
204	<p>続-31-1/2。吹田市HP(Top頁)『データで知る吹田 [数字から見える吹田の特徴]』の掲出について</p>	<p>現在、吹田市総務部人事室は「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」の募集をされていますが、「データで知る吹田」について知っておかれたら良いかと思いい…の投稿です。⇒添付画像-1参照 1)「データで知る吹田」のサイトを見ると、データの古いものがあり、応募を検討される方の中には「吹田市って、こんな古いデータで仕事をしているの?」…と思われるかもしれません。 ※1-人口:令和4年1月末時点。37万8,866人。2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。3-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高:令和元年度決算のデータ。4-開業率、卸売業・小売業の年間販売額:総務省の平成28年経済センサス。5-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年)。6-データがあるものの、年月の表示の無いもの。 2)吹田市を応募される方は、情報収集をされるには、まず吹田市のHPを見られると思います。 ・「データで知る吹田」のサイトの管理者である「都市魅力部シニアプロジェクト推進室」に、4/9にデータの最新版の記載をお願いしましたが、 ⇒A:「令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定」…との事。 3)私は、市内の大学~3校に時々行きます。大学のセミナーにも何回か出席。また某大学の実験に数年前から参加もさせて頂いており、大学生とも話す機会があります。以下は個人的な感想です。 ⇒1-HPを見る時には、吹田市や同じ住環境・人口の中核市も比較されたら…と提言。 ⇒2-各市には、市民が市への意見・要望が出来る投稿サイトがあり、投稿内容と市の回答のサイトを見れば、各市の現状および職域文化のイメージになるかも…。 ⇒3-各市への「市民などからの寄付」のサイトが、寄付をされた方々の視点にたった内容か。比較も判断要素の1つ。 薬科大学生・看護学校・管理栄養士の学生さんとは、市民病院がある市の場合は、寄付内容・金額などを比較することも目安になるかも…。 命を助けて頂いた。病気を治してもらった…などお世話になりました…のお礼。(医師・看護師・薬剤師・栄養士・受付などのスタッフ・警備員・病院内の設備&維持管理…他総合的な評価・判断の目安に) 4)近隣の国立大学卒者数名が吹田市を離職について、市の関係者から耳に入ってきます(詳細は不明)。学歴と職務能力の関連性は分かりませんが、気になります。 ⇒知人が、就職の面接時に人事担当との面談の中で納得感や将来性での判断で就職。東京で新入社員教育が終了、配属された事業所の状況が人事担当者との乖離により、3年後に離職。 ※吹田市においても、HPの掲出状況を見ていると、前記のような可能性も…。 ※数年前の市議会に於いて、某議員から「吹田市職員の離職」についての質問がありました。 5)吹田市の『人事・給与・厚生・職員採用・人材育成⇒「吹田市人材育成基本方針(総務部 人事室)」は、2019年2月版です』⇒添付画像-2 ⇒豊中市の「人材戦略 2023~2025年」は、2023年2月版です。目次を見ると、「社会情勢と今後の方向性」「採用戦略(採用内定者フォロー)」「就業環境戦略」の文言があります。 ⇒添付画像-3 豊中市人材戦略-2023 ※吹田市は、コロナ禍で働き方改革が言われ、公務員の定年・再任用も変化しており、タイムリーな見直しが必要かと思ひます。 ⇒受験者には、色々な考えの方がおられる事から、受験者が答えを出されると思ひます。 Q1:人事室の方へ、吹田市のHPを時々見られて、吹田市が発する情報を吹田市内外の大学生や勤労者が、どのようなものかウオッチされたらどうでしょうか。 ⇒広報課と話し合われて、意思疎通、方向性について意見交換をされたらどうでしょうか。 Q2:広報課の方へ、広報の仕事というのは「吹田市の顔です」。HPの企画・運営に際しては、市長さん・各部署局長さんの方針、そして吹田の総合計画の進むべき方向性と照らし合わせながら行って頂きたいと思ひます。 加えて、的確な情報提供・タイムリーな提供・分かり易い内容をお願い致します。 ⇒今は、SNSでの情報伝達が早いですが、吹田市のイメージダウンにならないようにお願いします。 [参考]5/26のニュース。大学生の5月15日時点の就職内定率は72%で、前年同期と比べ6.7ポイント上回る。 ・情報政策室に、供覧をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について いただいた御意見も参考に、吹田市を就職先として選んでいただけるよう、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:人事室)</p> <p>Q2について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、より良いホームページ、SNSの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、人事室</p>	<p>R5.5.29</p>	<p>R5.6.7</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
205	続-29. 吹田市HP. 5/19の『一部自治体におけるコンビニ交付サービスの不具合と一時停止に関する報道について』のタイトルの改善提案他。	<p>1)このタイトル「〇〇…と一時停止に関する“報道”について」では、市民の中には、内容が“報道の内容”と早とちりされ、クリックされないかも… タイトルを開くと、「令和5年6月6日～7日についてコンビニ交付サービスを停止します」の記述有り。 ⇒情報政策室の方へ。タイトルは、「コンビニ交付サービスの停止日」…も重要。停止日を含めたタイトルにされたら、市民に必要な情報提供になります。</p> <p>2)サービスを一時停止し点検との事ですが、事業者(富士通Japan⇒以降、富士通)から、他市での不具合の発生状況 & 要因・点検の項目・内容などの説明資料は受取って居られますか。 サイト内の記述「本市におけるコンビニ交付サービスにつきましては、現時点においても不具合や誤交付の発生は確認されておりません」。 ⇒この記述からは、個人的には、「たまたま発生していないのか」加えて「他市での発生条件(異なる県・市のコンビニで同一のタイミングでの発行請求の場合に発生)での今後吹田市で発生の可能性についての記述が有りません。」 ⇒今回のサービスのシステムは、吹田市が発注したものであり、富士通へのシステム構築に際しての“吹田市の仕様書”での指示内容との整合性の比較確認は？また(異なるコンビニで同時タイミングでの請求時に他人のものが出力)の検証・確認はされたのでしょうか？ ※問題は自分のものが入手できないのではなく、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事です。放置された時や悪用された時が心配。</p> <p>3)コンビニでの印鑑証明書の請求で、登録を抹消したはずの本人の古い印鑑証明書の誤発行のケースが他市で数件発生しており、吹田市は「廃印済」の印鑑証明のデータの保管はどのようにされていますか？別保管であれば、出力される事は無いと考えられますので、個人情報の取扱いの観点からも教えて下さい。 ⇒5/19のサイト内で、印鑑証明の誤交付の記述が有りません。吹田市での発生の可能性の有無について、お願い致します。 ⇒この件については、事前に想定が出来る内容であり、仕様書に記載されていますでしょうか？</p> <p>4)今回の吹田市の点検日は、“6月6日”の1日ですが、他市の点検期間は4日～6日間が殆どです。吹田市の点検は、1日で出来るのでしょうか？ ・5/23のニュースで「富士通は、コンビニ交付トラブルで一斉点検を自治体に申し入れ…最長6月4日まで」の記述がありましたが、吹田市は点検日の変更の有無について教えて下さい。</p> <p>5)5/12に住民票誤交付で松本総務相は「証明書交付のシステムについて“複数の社にまたがっているもの”など…」の発言あり。 ⇒吹田市は、この発言のトラブル事象(富士通+他社)について把握されているのでしょうか？吹田市の影響の有無について教えて下さい。 ・広報課へ供覧願います。</p>	<p>1)について 御指摘ありがとうございます。ページタイトルを更新のうえ、改めて市民の皆様にご伝えるよう、お知らせを再掲いたします。 今後とも市民の皆様にごわかりやすい周知を心掛けてまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>2)について 市ホームページに記載のとおり、その自治体が利用しているシステム上の不具合によるもので、誤交付等があった市と本市のシステム構築環境とは異なっており、本市に影響はないとの報告を富士通より受けています。 システム構築は仕様書に基づき行われており、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事象は発生いたしません。また、検証・確認についても6月6日に富士通と共に行い、問題はありませんでした。 (担当:市民課)</p> <p>3)について 本市で同様の印鑑証明誤交付は発生いたしません。一旦転出した方が再転入しても前の印鑑登録が復活する仕様にはなっておりません。 (担当:市民課)</p> <p>4)について 6月6日の1日で行い、問題がないことを確認いたしました。なお、5月19日の時点で6月6日に実施する予定とすでに発表していましたので、混乱を避けるため予定どおり検証を行うこととしました。 (担当:市民課)</p> <p>5)について 今回の一連のトラブルは富士通のシステムにおける各自自治体固有のものであると報告を受けており、これらいずれも本市に該当するものではございません。 (担当:市民課)</p>	情報政策室、市民課	R5.5.29	R5.6.9
206	続-35. 吹田市HP. 5/31の『令和4年度の工事情報を更新しました』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民や事業主(入札案件)の方は、道路・水道・建物など…何の工事？？と思われそうです。必要な方に必要な情報が伝わりません。タイトルに具体的な内容を記載されますように。 ・サイトを見ると、令和5年度の公園みどり室での施工予定の工事内容でした。 ※タイトルの年度の訂正が必要です。 ⇒[仮案] 『公園みどり室の令和5年度の工事情報(工事場所・期間)』 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>指摘いただきましたホームページの表現は、以前のものが更新されておらず、分かりにくいものであったため、直ちに修正を行いました。ありがとうございました。</p>	公園みどり室	R5.6.5	R5.6.9

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
207	<p>統-30. 吹田市HP. 5/17の『重点取組2019の取組成果一覧を更新しました』の【45】DXについて教えてください</p>	<p>サイトの冒頭に「第4次総合計画の下、令和元年度(2019年度)からの4年間で特に重点的に進める取組のまとめ」の記述。 1) サイトの【45-1】「ホームページのリニューアルを実施し、新たにイベントカレンダーなどの機能を実装しました(令和4年度)」の記述。 ⇒HPのリニューアルをされましたが、昨年の9月頃に数十件の要望をしましたが、現状は大きな改善がされているように思えません。 ⇒イベントカレンダーなどの機能を実装…については、博物館や文化会館などが早くから実施されていた事から目新しさが感じられませんか。 2) サイトの【45-2】「自治体における(DX)の推進に市役所全体で取り組んでいます」の記述。⇒添付画像-DX吹田市-1-重点取組2019成果参照 ⇒市役所内での取組がメインであり、「デジタル社会」の言葉も社会生活の中で、一般化しており、市民生活との関わりの中での取組が見られません。 ※[仮案]6年間で来庁者を50%削減へ…などの目標を掲げられたら市民感覚とすれば分かり易いです。 ⇒しかし、マイナンバーカード更新の集中時期が、間もなくやってきます。マイナ保険証との兼ね合いが有りますが、更新は任意である事から「悪意は更新で市役所に行くのがめんどうくさい、歩いて行けない、代理人の確保など」…で放置される方の増加…が懸念。⇒行政が支援出来る方策を考えて頂けませんか。 【国のデジタル社会の方針】 ・デジタル庁がデジタル社会の形成に関して、2021年(令和3年)9月1日に発足。 ・2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が発表。 【吹田市のデジタル社会の方針】 3) 更新日 2022年9月21日-「吹田市における自治体DX推進」⇒今後の予定が“令和4年度～7年度まで”…であり、最新版に更新が必要。 4) 策定年月無し「吹田市における自治体DX推進(行政経営部情報政策室)」⇒デジタル庁が発足の2021年9月以前の資料であり、最新版に更新が必要。 ⇒添付画像-DX吹田市-2-国の動き、3-今後の予定を参照 【豊中市の情報化計画】(平成30年(2018)3月策定、計画期間令和4年度(2022)まで)は、これまでの取組みを評価し、ガバメント戦略2.0に置き替える。 ・2023年2月20日-「よなよかデジタル・ガバメント戦略2.0」を策定。 ※豊中市は、市長さんが早くからデジタル化に取り組んでおられ、縦組織での取組では無く、業務は横のつながりがある事から、新組織を設けて各部署からの人材を集められた…の記憶があります。 ⇒添付画像-DX豊中市-1参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」3つの取組の柱、3つの視点。 ⇒添付画像-DX豊中市-2参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」まちのデジタル活用⇒10のテーマで推進 5) デジタル社会とは、少子・高齢化・労働人口の減少で避けられないと思っております。また行政だけの取組では無く、行政・市民・企業・事業者が知恵を出し合って「吹田市のデジタル社会」の構築が必要と考えます。 ⇒「吹田市のデジタル社会」⇒現状はイメージが湧きません。吹田市民に分かり易い情報の提供をお願いします。 6) 昨年11月に吹田市が企画の「DX時代の市民自治」のシンポジウムが開催されましたが、情報政策室は何か採用されたものがありますか？ ⇒添付画像-DX吹田市-DX時代の市民自治-221114シンポジウム ・企画財政室・人事室・広報課の方へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について ホームページにつきましては、スマートフォンに対応する等の従前の課題を改善することを目的として令和4年10月にリニューアルをしております。今後につきましては頂戴しました御意見を参考に、より良いホームページの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p> <p>2)について デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、市業務の改善や、市民の利便性に係るキャッシュレス化等、様々な推進を行っているところです。今後とも市民生活により根ざした部分での取組を進めてまいります。 マイナンバーカードの更新に係る対策等につきましては、国によりカード更新の方式が定められていることから、国の動向を注視しつつ、所管室課とも連携し、実施可能な方策について研究してまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>3)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 (担当:情報政策室)</p> <p>4)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところです。 本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 また、本資料とは別に本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備をしているところです。 (担当:情報政策室)</p> <p>5)について 本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備中でございます。次期計画においては、市民の皆様にも本市の考える情報化推進の方向性をより分かりやすく伝えられるよう準備を進めてまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>6)について 新たに採用したものはございませんが、シビックテック等、本市でも既に実施を頂いているものも含め、様々な事例を御紹介いただいたと認識しており、貴重な情報として参考にさせていただいております。 (担当:情報政策室)</p>	<p>広報課、情報政策室</p>	<p>R5.5.29</p>	<p>R5.6.12</p>
208	<p>統-9-2. 吹田市HP. 5/26『吹田市消防職員採用候補者試験(1次試験)の合格者について』への要望</p>	<p>1) 吹田市HPの新着(採用情報欄)に記載がありません。⇒添付画像参照 ・吹田市HPの新着情報サイトで、5/26に掲出のタイトルは、日にちの経過で相当下に繰り下がり、目につきにくくなっており、HPの新着(採用情報欄)にも掲出が必要と思います。 ・サイト内の記載内容『試験結果発表は「吹田市電子申込システムを検索し、「申込内容照会」からログインして合格通知を確認してください。』 ⇒この内容では、受験者には周知されているのか分かりませんが、探しやすいようにされた方が良いと思います。 ⇒HPのマニュアルがあるとの事ですので、職員の採用についてマニュアルにはどのように記載されていますか？ 2) サイト内に「二次試験の日時・場所・内容など」の記述がありません。 ⇒合格通知書に記載がされているのであれば、その旨の記載が必要であり、「注意点など熟読を」を補記されたら良いと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について どの新着情報欄に掲載されるかは、作成時のテンプレートによって判別されるため、今回の内容のページを採用情報欄に掲載することはシステム的に困難でした。今後に向けて検討していきます。 次に合格通知の確認方法は、受験時に必要な受験票と同じ確認方法であり、受験者であれば理解できる内容となっています。また、試験時にも周知しており、電子申込システムにあっても同ページの下部にリンクを貼ってあります。 HPのマニュアルについて、使用方法等はありませんが、採用について等の個別具体的な作成方法については記載されておりません。 2)について 試験時に日時等を周知し、合格通知にも記載がある旨を説明しているため受験者は認識出来ていると考えております。</p>	<p>総務予防室</p>	<p>R5.6.5</p>	<p>R5.6.12</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
209	続-34. 吹田市HP。5/30の『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」』のタイトルの改善提案他。	<p>1)このタイトルでは、「いつ・どこで・予約の要否など」の具体的な情報が有れば、「その日は空いているから行ってみようか」…と思われる方が居られるかも…。</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。</p> <p>⇒[仮案] タイトルを『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」(千里市民センター。6月21日(水曜)。要申込)』にされたら、分かり易いです。</p> <p>⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。私は、この方が分かり易いです。</p> <p>2)成人保健課の方へ。吹田市HPの“イベントカレンダー”に記載が有りません。⇒速やかに記載されたし。</p> <p>※吹田市HP。5/17の『重点取組の成果一覧を更新』の【45】で「ホームページのリニューアルを実施、令和4年度に“イベントカレンダー”などの機能を実装しました。</p> <p>⇒広報課は、前記のような現状から再周知・徹底が必要。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>3)今回の対象者年齢が、74歳以下の市民であり、後期高齢者を対象とした“高齢者とお酒の付き合い方”の講座を企画して頂けませんでしょうか。</p> <p>・近隣の方(90才代)で、「毎日焼酎の湯割りをコップ1杯が楽しみ」…の方が居られます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について</p> <p>タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきました御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p> <p>2)について</p> <p>吹田市ホームページのイベントカレンダーに掲載します。</p> <p>3)について</p> <p>成人保健課では主に74歳以下の方を対象に生活習慣病の予防を目的とした健康教室等を実施しており、テーマにより年齢制限を設けずに実施しているものもあります。吹田市国保健康診査の結果から特に40～60歳代の飲酒量が増えている状況から、対象年齢を絞り企画しましたので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後も引き続き高齢福祉室と連携しながら、市民への魅力ある健康づくりの啓発に取り組んでまいります。</p>	成人保健課	R5.6.5	R5.6.13
210	ハラスメントへの人事室での対応3	<p>市民の声の公表 令和5年度 4月分 の49「ハラスメントへの人事室での対応」で、市は一切質問に答えていません。</p> <p>「会議の運営に関するもの」と回答していますが、〇〇氏の対応も、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順も、明確に会議の運営とは関係ありません。まったく見当違いの回答です(質問を読んでいないのでしょうか)。</p> <p>誰が回答したかは想像が付きませんが、このような見当違いの回答を他の職員は誰も確認せずにネットに公開するのでしょうか。</p>	<p>会議の場において、〇〇様の御意見に対し事務局職員が答えなかったとのことですが、その経緯につきましては、担当の障がい福祉室が御説明を申し上げたとおりでございます。</p> <p>〇〇様がおっしゃっておられるハラスメントは広義のものと思われませんが、ハラスメントの対応手順につきましては、法の趣旨にのっとり、労働者(職員)の就業環境が害されることのないよう作成しております。</p>	人事室	R5.6.1	R5.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
211	続-32。吹田市HP。5/26の『粒状活性炭の購入』のタイトルの改善提案他。	<p>1)⇒[仮案]『粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札』…に。他の部署の入札案件募集のように、公告文に合わされた方が良い。 ・このタイトルでは個人的には、活性炭の購入による水質浄化の取組の説明なのか、購入に伴う業者さんの募集なのか分かりません。</p> <p>2)吹田市HPの新着(入札情報欄)に記載がありませんでした。 ・物品購入・入札情報欄をクリックしても、募集中案件の中に表示がありません。⇒添付画像参照 ⇒入札制度の趣旨は、多くの事業者の参加で、安価な購入により税金(水道料金予算)を有効に使う事だと思います。 ※契約検査室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 「粒状活性炭の購入」のタイトルにつきまして、ご提案いただきましたとおり、他の部署の入札募集案件の表現にあわせて「粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札」に改めるとともに、他の案件につきましても同様の表記に改めました。</p> <p>2)について 吹田市トップページの新着情報(入札情報欄)につきましては、総務部契約検査室で行うもののほか、教育委員会や土木部、水道部の入札案件のうち、最新の入札情報を5件まで表示するようになっております。ご指摘いただきました「業務委託・物品購入 入札情報」は、総務部契約検査室で行う入札情報のページにつながっていたため、水道部で行う入札について表示されていませんでした。 今回のご意見を受け、「業務委託・物品購入 入札情報」欄をクリックしていただいた後、「水道部 契約・入札情報」のページを選択できるようリンク先を変更いたしました。 今後も、新着情報(入札情報欄)から水道部の入札情報をより分かりやすくご覧いただけるよう、広報課と連携し、改善を検討してまいります。 なお、いただきましたご意見につきましては、契約検査室及び広報課へ供覧いたしました。</p>	水道部企画室	R5.6.5	R5.6.15
212	続-33。吹田市HP。5/30の『商業相談を実施しています』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民や事業主の方は、吹田市職員による相談?…と勘違いをされる方の予想も…。タイトルに具体的な内容で相談がしやすいように。 ⇒[仮案] タイトルを「中小企業診断士による6月の商業相談(起業したい方・事業主の方のお悩みに)。無料・予約優先」…にされたら、分かり易いです。</p> <p>・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。吹田市民はこの方が分かり易いです。</p> <p>・地域経済振興室の方へ。サイトの再下段の連絡先電話番号が6か所記載。電話をする時に、担当の係が分かるような工夫をされたら…。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>本市ホームページにおける商業相談に関する表記につきましては、見直しを行い、「中小企業診断士による」という文言を追加させていただいております。 また、連絡先の表記に関する御意見につきましても、各ページを随時修正して参ります。</p>	地域経済振興室	R5.6.5	R5.6.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
213	続-36.台風2号関連情報での「おおさか防災ネット-吹田市」サイトの表記内容の正常化を要望	<p>1)吹田市HP(Top頁)⇒「緊急・災害」⇒「おおさか防災ネット-吹田市」を開くと、右上の… サイトの“避難情報～気象情報”の日にちが“2022年09月19現在”…と昨年の表示になっており、発令の内容が現在の情報なのか否かが市民には分かりません。もし被災状況の場合は大変です。 ⇒添付画像参照 ⇒吹田市の防災情報の入力時に、今後は確認願う。</p> <p>2)吹田市防災対策会議の“廃止”(2023年06月02)と表記されていますが、 ⇒会議の“廃止”…ではなく⇒“閉鎖”または“解散”が適切だと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>おおさか防災ネットは大阪府が構築し、府下市町村が共同利用している防災ポータルサイトで、画面表記は府のシステムに依存しているものです。 ご意見を頂戴しました日時の部分は、おおさか防災ネットの仕様であり、本市で調整できる箇所ではございませんでしたので内容を大阪府にも共有いたしました。 防災対策会議や災害対策本部の廃止という表現については、国の非常災害対策本部においても用いられている一般的な表現であり、本市においても、吹田市地域防災計画において災害対策本部の廃止について定めているものです。 おおさか防災ネットにおいても、府下共通の表示となっておりますため、ご理解賜りたく存じます。</p>	危機管理室	R5.6.5	R5.6.19
214	続-38.吹田市HP。6/8の「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」サイトの表記内容の正常化を要望。	<p>1)サイトの募集概要で「公告文」の表記が有りません。⇒仕様書は有りますが、入札案件であり、必要だと思います。</p> <p>2)“入札日時”についての項目は有りますが、“開札日時”についての項目が有りません。</p> <p>3)落札者の決定のプロセスの記述が必要と思います。</p> <p>4)“開札結果での落札者”について、“公表”の項目が欲しいです。</p> <p>4)リース期間満了時の取り扱いについての記述が有りません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>1)について 「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」のページ内にございます。〔関係書類ダウンロード〕-[入札関係書類]-〔吹田市公告第296号〕</p> <p>2)について 入札日に即日開札するため、入札日時と開札日時は同日となります。</p> <p>3)について 公告文の中に記載がございます。ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。</p> <p>4)について ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。 リース期間につきましては、リース期間満了時に契約終了と考えております。この度いただいた御意見につきまして、今後の作成時の参考とさせていただきます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。</p>	教育総務室	R5.6.12	R5.6.22
215	府営藤白台住宅エントランスでの訪問介護業者の喫煙について(日時訂正)	<p>6月25日7時頃、府営藤白台住宅3棟のエントランス付近のスロープで30代くらいの男が止めたスクーターの横で喫煙していた。 この男はエントランスに一番近い〇〇号?の住人の介護業者と思われる、エントランスで名前を呼んでも反応がなかったのか、エントランス横にある黒い蛇腹型のシャッターを横に開けてベランダから住居に入って訪問していた。 業者の特定、そして介護業者を通じてこの男に指導願います。 今回で7件目の喫煙案件です。本当に今月は多すぎる。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.6.26	R5.6.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
216	給付金について	<p>我が家は中学生の子どもがいて夫婦ともに正社員で働いていますが、二人合わせて手取り年収330万ほどです。物価高騰で影響を受けてるのはどの家庭も同じですよ？なぜ給付金は非課税世帯のみなんですよ？少ない給料から毎月多くの税金を払っているのに、そっちにばかりいって、なぜ税金払ってる方には還元されないんですか？</p> <p>子ども手当もそれぞれみんな好きで産んでると思います。各家庭の事情に合わせて産んでらっしゃると思います。子どもが多いからその分給付も多いは不公平ではないですか？1人しかいなくても中学生高校生のほうが乳幼児よりも明らかにお金がかかりますよ？市民のために、って本気で思うなら考えてほしいです。</p> <p>それから私は保育士ですが5年以上同じところで頑張ってる者に対しても補助金は欲しいです。</p>	<p>非課税世帯への給付金について 令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金は、国の交付金を活用し、物価高の負担感が大きい低所得の方々への支援対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものです。 (担当:生活福祉室)</p> <p>給付金が子ども一人につきいくらか決まっていることについて 令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金は、令和5年3月22日に開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されたことを受け、国の支給要領に基づき支給するものです。 (担当:子育て給付課)</p> <p>保育士等に関する補助金について 保育士等に関する補助金については、本市における常勤保育士等の全体の大部分が勤続5年未満であるという状況を考慮するとともに、近隣市より手厚い給付金制度を構築することで、6年目以降もしっかりと施設に定着してキャリアを重ねていただくモチベーション向上の一助となるよう支給対象者を設定しております。 (担当:保育幼稚園室)</p>	子育て給付室、 保育幼稚園室、 生活福祉室	R5.6.15	R5.6.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
217	<p>続-39。吹田市HP。6/15の『“Jアラート”を使った全国一斉の訓練』についての疑問。</p>	<p>【A】6月15日に『“Jアラート”を使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1。上、サイトでの予告。下、吹田市のHP(Top頁)に掲出無し。 また“自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、あなはいはございません」…が2回。 ⇒前記の状況から、吹田市は何らかのミスで『“Jアラート”を使った全国一斉の訓練』に参加されずに、屋外拡声局及び戸別受信器から、放送がされていなかったと考えます。 ※鳴門市、新見市、舞鶴市では、システムの不具合により、少し遅れて手動での対応をされましたが、吹田市は6/18現在、何の情報の発信も有りません。 1)吹田市はこのような現状から、何故今回のような事が生じたのか、今後、具体的な対応策を市民・企業・事業者などへの説明をいつまでにされますか。 また、同じ6月15日の夕刻には、北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射。石川県沖のEEZ内に落下の報道も有り、万が一の場合は吹田市のシステム管理および市民対応が心配です。 2)「Jアラート」による訓練は、緊急地震速報などが出た際に、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムです。この日の訓練では、気象庁から「緊急地震速報」が正常に受信できたか、市内に設置されている屋外拡声局及び戸別受信器が正常に作動したかなどの確認。 ⇒今回のような、不具合が生じた場合、上位機関への報告の有無を教えてください。 3)小・中学校の放送設備は、どのようになっていますか。1-学校の屋上から周辺地域への住民周知対応になっていますか。2-各教室にも放送設備の有無？サイトには“最大音量”の記述が有りますか？ 4)公民館・市民ホールの放送設備は、どのようになっていますか。3-周辺地域への住民周知対応になっていますか？ 4-館内のみですか？5-公民館・市民ホールには、どのような指示をされていますか？ 5)“自動応答ダイヤル”について、サイトには“英語・中国語・韓国語”にも対応…の記述が有りますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。 【B】大阪北部地震から6月18日で5年目です。吹田市では震度5強の地震が。 6)小・中学校では、コロナも落ち着いており「シェイクアウト訓練」などは、されましたでしょうか。教育委員会、危機管理室は実施状況を把握されていますか？ ⇒添付画像-2。小学校での訓練状況。 7)吹田市役所他各種の公共施設の屋内の放送設備の有無について？また、「シェイクアウト訓練」などは、されましたでしょうか。⇒添付画像-3。他市の訓練状況</p>	<p>1)について 本訓練放送は、屋外拡声局及び戸別受信機から放送されていることを確認しており、システム上の不具合については発生していません。 周知につきましては、訓練実施の年間スケジュールをHPに掲載するほか、実施ごとにSNSや市報などにより情報発信に努めております。更に、訓練当日には、より多くの方に情報が届くようHP新着情報欄にリンクを掲載してあります。 また、自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分まで訓練放送内容を応答する設定とし、事前に音声確認もしております。 (担当:危機管理室) 2)について 今回の訓練では、不具合は発生していません。仮にJアラートシステムに不具合が生じた場合は、大阪府や消防庁へ報告することが定められています。 また、市が整備するスピーカーや戸別受信機に不具合が確認された場合は、速やかに修理対応することとしています。 (担当:危機管理室) 3)について 防災行政無線を通じて発信された情報は、各小中学校に整備された戸別受信機で受信し、ほぼタイムラグなく校内放送設備に連動させる機器を介して各教室や運動場などに設置されたスピーカーより屋内・外に放送が流れるようになっております。 (担当:危機管理室) 市立小・中学校の各教室には放送設備を設けております。放送設備は本市防災行政無線と連動しており、緊急時や訓練の際に放送が流れるようになっています。 (担当:学校管理課) 4)について 市民自治推進室が所管する内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホール、豊一市民センターについては、近隣住民への周知を目的に行政無線が設置されていると理解しております。 市民自治推進室が所管する施設のうち内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・古江台市民ホールの放送設備は屋外、豊一市民センターの放送設備は屋内行政無線となっております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、市民自治推進室が所管する対象施設へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:市民自治推進室) 吹田市地区公民館のうち、吹六地区公民館、吹田東地区公民館、豊二地区公民館については近隣住民への周知を目的に屋外に防災行政無線が設置されていると理解しております。 吹田市地区公民館は28館に屋内防災行政無線が整備されております。但し、北千里地区については、旧北千里地区公民館に設置しております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、各地区公民館へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:まなびの支援課) 5)について 御指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、市民自治推進室、指令情報室、学校管理課、学校教育室、まなびの支援課</p>	<p>R5.6.19</p>	<p>R5.7.3</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
218	内部の新人教育はどうなっているのでしょうか。	<p>契約検査室に問い合わせで発生。 担当という新入社員が、17:00までには質問を整理してお応えしますと電話番号と名前を聞かれる。 17:00を越えても、連絡は無い。 17:30に市役所に電話を入れますと、今件は不要と判断しましたのでと回答。 上司に確認を取りますと、内容を調べていないどころか、質問内容も放置。 上司、曖昧な回答で電話を一方向的に切る。 市役所の職員は、いつから我が物顔で自己判断の元に職務をするようになったのでしょうか。 吹田市において、物品入札などにおいて、入札指定業者資格を得た弊社には、新規参入業者ということで、吹田市においての物品購入の際でも見積もり自体もほぼ届かない状態です。 入札資格を得て、10ヶ月で4件の用紙見積もりという不可思議な状態です。 吹田市の事業者を公正に優先すると謳いながら、見積もり依頼自体が実績優先であるというスタンスです。 物品購入に関しては、価格と納品のみが担保されるべきでは無いでしょうか？ 吹田市として、新規参入業者には仕事を回さない状況であるならば、何故ゆえに許可を出しているのでしょうか。 担当者の判断のみで業者を選定されている現状を見直すことは叶いますでしょうか。 そのスタンスだからこそ、新入社員らしき教育を受けきれない人間が、自己判断で物事を進める形になっていないのでしょうか。</p>	<p>〇〇様から度々お見積り等の案件の有無についてお問い合わせをいただいた折にお伝えしていましたが、貴社が市からの見積り依頼等をご希望されている物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただいております。 令和5年6月28日に、お電話をいただいたときも上述と同様の説明をさせていただき、〇〇様からのご要望により、再度お見積り等の案件の有無を確認し、担当職員が17時までには連絡をすると申しあげました後、〇〇様のご要望により直属の上司が担当職員に代わって、対応させていただきました。 その上司からも、貴社が市からの見積り依頼等をご希望している物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただいておりますことを説明し、〇〇様におかれましては一定ご納得いただいたものと認識し、再度の連絡をしなかったものでございます。 再度の連絡をしないことについて、〇〇様と合意まではしていませんでした。同日の17時30分頃に貴社からいただいたお電話で謝罪させていただきましたが、改めてお詫びいたします。 本市における物品購入等の指名競争入札参加者等選定については、信用状態、実績、事業所の所在地、中小企業者の優先などを総合的に勘案し選定しており、担当者の自己判断によるものではございません。</p>	契約検査室	R5.6.29	R5.7.13
219	まともな市民は声をあげない	<p>市民の声にざっと目を通して見たのですが、これは推測だが文体的に同じ人が何度も何度も声を上げていますと感じます。 「ノイジーマイノリティーの声＝吹田市民の声」としてお役所に対応する事が吹田市民みんなの為になるとお考えなら大間違いですよ。 そんな事ばかりしてるから税の用途が暇で文句言いの高齢者と医療介護ばかりに使われて吹田市民が税の用途に納得してないんですよ。</p>	<p>「市民の声」のホームページへの公表につきましては、市民の皆様と情報を共有し、信頼される市政の実現を目的として、市から回答を行ったもののうち、申出人が公表を希望したものについて掲載しております。ただし、公序良俗に反するもの等については公表しておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	市民総務室	R5.7.3	R5.7.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
220	吹田税務署の 人員について	<p>本日、吹田税務署に確定申告の訪問予約をしたところ、予約が2ヶ月待ちと案内されました。</p> <p>聞けば確定申告で混み合う2~3月は人員を増員するが、それ以降は人員を削減することのこと。</p> <p>※1日の予約上限人数は約20人とのこと。</p> <p>1日20人で吹田市民の財務対応が追いつくと思えませんので、可能であれば人員の配置をご調整頂くよう働きかけていただけませんか？</p> <p>※もし、人員が足りない、または他の業務で人員が避けないのであれば大丈夫です。</p> <p>ただ、吹田税務署に訪れた際に、立っただけの人がいたり、効率的な組織運営がなされてるとは、少し思えなかったので、一度ご確認いただきたいです</p>	<p>本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.18	R5.7.18
221	中古車販売店の 不正な営業 行為について	<p>最近ヤフーニュースで、中古車販売店のビッグモーターが不正な営業行為をしたと話題になっています。</p> <p>そこで提案ですが、吹田市は、市内の中古車販売店(ガリバーやビッグモーターなど)に不正な営業行為がないか調査もしあった場合は、吹田市がその店の営業停止や閉店命令を出すべきだと思います。</p> <p>担当者様よろしく申し上げます。</p>	<p>本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.20	R5.7.20

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
222	健康保険課	<p>今、公表されてる市民の意見を見ましたが、やはり健康保険課には何か問題があると思いますよ!高圧的な態度は昔からなんですね! 保険料をしっかりと徴収したら成績上がって給料増えるのですか?ならシステムを変えてもっと個人的な意見も聞く耳を持ってほしいです、公表された方同様に私も吹田市を出たいと思ってますから、 この意見も担当部署に連絡するだけなんですよ?そうでは無くて市議とか市長とか他の部署の方とか市役所内部の上から下まで見てもらえる様なシステムにしないと意味がないと思いますが、どうですか?</p>	<p>国民健康保険課の対応について(7月5日及び7月6日該当分) 先日は国民健康保険課窓口にお越しいただき、ありがとうございました。 国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することになっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないことになっております。 保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかのの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。 〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。 再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていただく必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。 減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことで便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。 法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休廃止、大きな病気や怪我など)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があるものです。 本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。 督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。 応対の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の方により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。 (担当:国民健康保険課)</p> <p>市民の声のシステムについて(7月6日該当分) 本市の事務は、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、各部署は市長から権限に属する事務を分掌されております。 そのことから、いただいた御意見は、市長から権限を委譲された担当部署と共有を図り、担当部署において責任を持って対応することが適切であると認識しております。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、国民健康保険課	R5.7.7	R5.7.21
223	公園やその他のエリアの害虫駆除につきまして	<p>いつも吹田市内の公園を綺麗に整備いただき、ありがとうございます。 お陰様で気持ちよく過ごせております。 しかしながら心配事としては近年、巨大なスズメバチが多く飛来し、家には幼児が2人居ますが秋にかけては外出も少し怖いぐらいです。 巣を発見してから、通報したいと思っておりますが中々自身の行動範囲だけでは発見に至りません。 但し、家の近所で取り壊し予定の市営団地等の立ち入り禁止区域がありますが、この区域内で営巣等の可能性もあるのではないかと思います。 活動が活発化する秋に向けて、一度そう言った場所や公園内の中等ご確認いただけないかと思いきご連絡差し上げた次第です。 暑い中大変恐れ入りますがご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>公園の確認について 日常のパトロールや除草剪定等でハチの巣を発見した場合、速やかに駆除を行っております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。都度早急な対応に努めております。公園内で巣を発見した場合は御通報いただきますよう、御協力お願い申し上げます。 (担当:公園みどり室)</p> <p>市営団地等の立ち入り禁止区域について 吹田市高野台1丁目5番21号につきましては、府営住宅であることが判明しましたので、御意見を大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課へ回付させていただきました。 (担当:市民総務室)</p>	市民総務室、公園みどり室	R5.7.10	R5.7.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
224	農業委員会について	<p>1.令和5年度第2回農業委員会議事録について、会議終了時刻が記載されていません。事務局の不備もありますが、議事録署名人は、何ら指摘も行ってないのでしょうか。署名人の両名は、今期退任されておりますが訂正は出来ますでしょうか。</p> <p>2.令和4年度の議事録を拝見しましたら、ずっと欠席が続いていた〇〇委員について、知らない内に欠席のカウントをされなくなっていました。〇〇委員は辞任ということで議事録に記載されていますが、〇〇委員がどのような経緯で退任なさったかを議事録に残す必要は、ないでしょうか。</p> <p>3.新委員の〇〇氏の履歴で、保護司、会社役員となっていますが、他の委員の履歴においては、会社名が記載されています。利益相反の判断から、会社名の公開をして頂いた方が良いのではとと思いました。以上よろしくお願いたします。</p>	<p>1について 令和5年度第2回農業委員会議事録につきましては、会議終了時刻を記載して修正いたします。 御指摘いただき、ありがとうございます。 今後は不備のないよう事務局及び議事録署名人による内容の確認を徹底してまいります。</p> <p>2について 〇〇委員につきましては、死亡されたことから委員名を抹消しております。死亡により委員でなくなった場合は、議案や審議の案件とはならないため、議事録に掲載しておりません。</p> <p>3について 〇〇様につきましては、この度の農業委員会委員の募集に申込された方のひとりでございますが、申込者の情報は提出された申込書の内容に基づき、公表しております。 今後は、公表内容を精査してまいります。</p>	農業委員会事務局	R5.7.11	R5.7.25
225	続-39-2。吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。	<p>6/19の投稿について7/31に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲]:【A】6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-【再掲】。上:サイトでの予告。下:吹田市のHPの新着更新情報に掲載無し。 A1[概略]:訓練放送は、正常に放送されました。訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP新着情報欄にリンクを掲載していません。 ⇒「HP新着情報欄にリンクを掲載してました」の回答ですが、前回投稿時の添付画像のHPの新着更新情報(6月15日)では、Jアラートに関する項目は見当たりません。 ⇒結果、訓練放送は、正常に放送されたとの事から、吹田市のHPへの掲載漏れ。⇒危機管理室の失念…と理解させていただきます。 市民の中には、携帯電話に防災情報の受信設定をされている方もおられ、市HPの確認をされる方の予想が。危機管理室は、失念に気付かれた時点で市HPに掲載されるべきだと思います。 Q2[再掲]:“自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応「こちらは、吹田市です。現在、あるいはございません」…が2回で内容不明。 A2[概略]:自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分までの設定。 ⇒サイトには、「原則、放送したその日まで」24時間受付」の記述があります。⇒回答が「当日17時30分までの設定」であるのであればサイトの説明内容と異なる運用をされています。 ⇒添付画像-2 自動応答サービス ⇒サイトの内容に合わせた運用をお願いします。 Q3[再掲]:“自動応答ダイヤル”について、サイトには“英語・中国語・韓国語”にも対応…の記述がありますが、電話をした時には、日本語のみでした。⇒確認願う。 A3[再掲]:ご指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 ⇒確認結果は、どうでしたか?。7月9日現在も、まだ日本語のみです。 Q4:防災行政無線自動応答サービスのサイトの説明の箇中例示に、「熱中症のおそれがありますので…」が、ありますが、地震などのJアラート以外にも屋外の拡声器から放送をされる事を知りました。 ⇒熱中症による救急搬送のニュースをよく見ますので、良い取組です。放送施設はJアラートに準じて、学校・公民館・市民ホールでもされるのでしょうか? ⇒定期的にも、市HPの新着情報欄に掲載されて、市民への周知をされたら良いかと思えます。 ⇒添付画像-3 熱中症</p>	<p>Q1について 当日の放送を聞かれた方が放送内容確認のためにホームページにアクセスされるのが放送直後に多くなることから、今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。</p> <p>Q2について 自動応答時間については、今後ホームページ記載の運用となるようは正しいとします。</p> <p>Q3について 放送内容の無い場合は日本語のみ応答する設定となっております。仰るよう多言語対応が可能である旨を掲載していることから、現在ソフトウェアの設定を調整しているところです。</p> <p>Q4について 防災行政無線での放送は、基本的に設置している全てのスピーカーから流します。</p> <p>Q5について Jアラートによる発報は国によるもので、緊急に住民に伝達することが必要な場合となるため、昼夜を問わず24時間いつでも放送されます。放送内容については消防庁ホームページにJアラートの業務規程が掲載されており、第四条に記載がございましたのでご参考ください。 https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html</p> <p>Q6について Jアラートシステムに備わる回転灯は、防災行政無線への連携設定が自動または手動であることに関わらず、Jアラートを受信すれば発動する仕組みとなっています。</p>	危機管理室	R5.7.10	R5.7.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
226		<p>Q5:サイトには、訓練時のみの情報であり、実際に大規模な被害の地震が発生した場合、Jアラートの運用(屋外拡声器の放送内容・時間)は、マニュアルにどのように記載されているのでしょうか。</p> <p>Q6[再掲]:11)「Jアラート」のシステムがもし、自動ではなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、有りますか? ※[例]家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。</p> <p>⇒回答文にありませんでしたので、お願いします。</p> <p>Q7:危機管理センターが大地震による電源喪失(電力会社、市の中引込線、市の電力設備)の場合は、市の非常時の発電機が設置されていますが、定格電圧になるまでのタイムラグがあり、この間でのJアラートの機能の確認は、シミュレーション出来ておりますでしょうか。</p> <p>5年前の大阪北部地震時には、国立循環器センターの非常時の発電機が作動しなくて、患者さんをヘリコプターで搬送された…のニュースが。⇒定期点検がされていなかった…との事。</p> <p>吹田市の非常時の発電機の定期的な動作点検ならびに、庁舎内の配線への自動・瞬時切替、動作確認はされていますでしょうか?</p> <p>地震・台風時などの大規模非常災害時での危機管理センターが停電した場合の、静止型予備電源[バッテリー方式]に切替の設備は有りますか?。ディーゼル発電機のみですか?</p> <p>Q8[再掲]:12)夜間・休日などでの「Jアラート」が発令された場合は、システムの「正常作動や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっていますか?</p> <p>A8[再掲]:Jアラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。</p> <p>⇒メールの受信者は、初動体制の確立から、危機管理室の管理・責任者と…理解させて頂いてよろしいでしょうか?。</p> <p>Q7:「Jアラート」のシステムや屋外の拡声器、学校や市民センターの戸別受信器などの不具合確認方法は、人による確認ですか? Or 定時ボーリングによる方法ですか?。</p> <p>追伸【1923年9月1日に関東大震災から100年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか。 ・内閣府では、今後の防災対策に活かすため、日頃の防災意識や対策等に関する調査を実施。一人でも多くの方にご回答頂きたく、ぜひご意見をお聞かせください。また、本アンケート調査を通して、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただけますと幸いです。 <p>※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q7について</p> <p>電源喪失等によりJアラートシステムが停止し情報伝達ができなくなる場合は、消防庁、機器保守業者と連携しながら機能の復旧に努めます。</p> <p>本庁舎の非常用電源の点検は定期的を実施しています。</p> <p>また、Jアラート含む防災行政無線の機器は専用の電源装置により電源供給をしております長時間の停電にも対応するものとなっております。</p> <p>危機管理センターのシステム設備には静止型の無停電電源装置を設置しています。</p> <p>Q8について</p> <p>メール受信者は危機管理室の管理職・職員および消防本部です。</p> <p>Q7について</p> <p>Jアラートシステムは毎月の導通試験や障害検知メール等により機械的な状態監視があるほか、人による受信機の動作確認を実施しています。</p> <p>屋外拡声器は定時ボーリング機能があるほか、定期点検を実施しています。学校施設等に設置の個別受信機は放送試験の際に施設管理者による放送の確認を行い、不具合の報告を受けた場合に危機管理室にて個別に確認・修繕しています。</p> <p>「内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つけました。吹田市でも市民の皆さんに紹介されませんか。』について</p> <p>市報ずいた8月号及びホームページにて掲載を行う予定としております。</p>			
227	市議会議員のすいたん無断使用について	<p>You Tubeで市議会議員が無断ですいたんを使用してご自身の政治活動を行っています、市のシティプロモーション推進室は「あれはパロディの二次使用である。二次使用を取りしめるガイドラインはない」と説明しています。当該映像を見て、あれは本物ではない、パロディだと認識する人はどれほどいるのでしょうか?</p> <p>市長もこのすいたんの利用を何ら問題ないとされているのでしょうか?</p> <p>市の公式キャラクターを一議員の政治的主張に利用されて、それを放置していること、大きな問題です。市の公式見解でないと判別できません。早急に削除するようにしてください。</p>	<p>ご指摘のYouTubeチャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。</p> <p>しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところ です。</p>	シティプロモーション推進室	R5.7.26	R5.8.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
228	<p>続-39-3. 吹田市HP。7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問および提言。</p>	<p>7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』は、当日朝に北朝鮮がミサイル発射により、中止になりました。Q10:もし、このミサイルが大坂方面や上空通過の場合は、「Jアラート」は吹田市民にどのように危険周知をされるのでしょうか?。速やかに整備&周知が必要。</p> <p>1)内閣官房 国民保護ポータルサイトの「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達に関するQ&A ⇒Q&A18:Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として「国民保護サイレン」が鳴ることになっています。 ⇒添付画像10-内閣官房 国民保護ポータルサイト「国民保護サイレン」 ⇒吹田市の危機管理のサイトには、「国民保護サイレン」についての記述がありません。</p> <p>2)添付画像11(豊中市HP。サイレン音達エリアマップ)。防災情報など非常事態における緊急情報をサイレンと音声で伝達するエリア。 添付画像12(吹田市HP。屋外拡声器設置場所)。スピーカー設置場所の偏在が見られ、また音達エリアの図示ならびにサイレン音が市民全員に届くかの確認が必要。</p> <p>Q11:Jアラート訓練は、ミサイル発射および地震時を想定した訓練ですが、北朝鮮のミサイル発射が去年は、70発余りの記憶があります。19日未明にも北朝鮮から弾道ミサイルが2発、発射された。⇒ミサイル対応の訓練および本番の場合は、避難行動や避難場所などが地震時と異なる事からミサイル対応の単独のサイトを設ける必要があると考えます。 ⇒添付画像13(枚方市HP。弾道ミサイルによる武力攻撃等事態の発生時の行動等についてのサイト)。 ⇒添付画像14-Jアラート発出時の行動、認知度。 ※ 全く知らない=53%。統計に基づく世論調査ではありません。</p> <p>Q12:弾道ミサイル発射時の避難施設について、吹田市HP-Jアラートのサイトの関連情報にリンクが貼られていますが、疑問点と意見。</p> <p>1)吹田市の一時避難施設は、学校・公民館・体育館などが指定されており、内閣官房の説明文では、「毎年4月1日時点のデータを公表」となっていますが、2020年3月に撤去された施設が載っています。再確認されたし。</p> <p>2)指定された学校の場合、教室と体育館では体へのダメージが大きく異なるので、注釈・補記が必要。 ⇒「避難施設のうち弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設の指定を推進」…となっていますが、教室の窓は全面がガラスで有り、爆風によるガラス破損の場合は人体へのダメージが大きいです。体育館はまだ窓が少ない事から、被害の軽減が期待できます。 [参考]内閣官房の説明図(屋内)⇒「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください」。 ⇒添付画像15(内閣官房の避難行動図)</p> <p>3)一時的な避難施設の位置図の吹田市版の作成を要望。⇒現在は、内閣官房 国民保護ポータルサイトからしか見ることが出来ず、市民への意識醸成が必要だと思います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>今後の取組や情報発信の参考とさせていただきます。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>R5.7.19</p>	<p>R5.8.9</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
229	<p>続-39-4. 吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。</p>	<p>7月10日の投稿について7月27日に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲-6月19日、7月10日]:6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1[再掲-6/19、7/10]。上:サイトでの予告。下:吹田市のHPの最新更新情報に届出無し。 A1[概略-7月3日]:訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP最新情報欄にリンクを掲載していました。 A1[概略-7月27日]:今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から最新情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから最新情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。 ⇒7月3日および7月27日の危機管理室の回答では、6月15日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』については、「吹田市HPの最新更新情報に届出しました」…との事ですが、届出されていないから私は、投稿をしたのであり、市が届出をされていたら私は、投稿はしません。 ⇒添付画像1のプロパティの撮影日時は、「6月15日23時39分」であり、確認されたし。Jアラートのタイトルは見当たりません。これを確認されていれば直ぐに判断ができます。 ⇒私は、「吹田市HPの最新更新情報」のサイトを毎夜に保存しています。⇒添付画像2を参照願います。 ⇒「吹田市HPの最新更新情報サイト」の6月15日のファイルを別メールで送信しますので、開いて見て下さい。Jアラートのタイトルは見当たりません。 ※[結論]危機管理室は、「吹田市HPの最新更新情報」のサイトに届出されていません。 反論されるのであれば、サーバーの吹田市HPの最新更新情報サイトの6月15日の更新履歴の画像を回答時に、添付願います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※添付画像およびファイルは別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新着情報欄への掲載については、Jアラート訓練実施を事前にお知らせする趣旨であったことから、当日の終了後、閉庁時間に掲載を終了しました。そのため深夜にはご確認いただけなかったものです。 なお、サーバーのログについてはお出しすることができません。</p>	危機管理室	R5.7.31	R5.8.10
230	<p>続-45. 吹田市HP。7月21日の『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開』のタイトルの改善提案。</p>	<p>このタイトルでは市民は、どの部局の“企画室”なのかが分かりません。 ⇒添付画像-8月7日時点 ・サイトを見ると、水道部でした。 ⇒[仮案]『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開【水道部】』 ・水道部では、市HPへの届出前に出席者の決裁は受けておられないのでしょうか？ 7/21の届出から2週間余りが経過。誰も気付かれないのでしょうか？ ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市HPの最新更新情報のタイトル「企画室オープンデータ(令和5年度)を公開」に関する御意見につきまして、HPに情報を掲載する場合は、必ず出席者の決裁を受けた上で掲載しているところです。また、どの部局の最新更新情報が分かりにくいとの御指摘をいただき、部局名を含めたタイトルに変更いたしました。 引き続き、分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>	企画室	R5.8.7	R5.8.14

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
231	<p>続-43。吹田市HPの『新型コロナウイルス感染者発生状況』サイトの充実化が早期に必要。</p>	<p>・コロナ感染者の状況について、厚生労働省は、全国約5000の定点医療機関から報告された新型コロナの患者数は5類移行後、11週連続で増加の報道が。 ・大阪府に於いても8月3日付けのHPでは、「(7/24~7/30)の定点医療機関あたりの新規患者数が14.66となり、11週連続で増加の表記。 ⇒添付画像-1大阪府定点=14.66 ⇒ブロック別地図では、大阪府全域が注意報レベルで、真っ赤です。 ⇒添付画像-2大阪府ブロック別地図参照 ・吹田市の新型コロナウイルス感染者対応の部署は、大阪府のサイトの内容を確認し、吹田市民に速やかに広報すべき…と思います。 ・吹田市は豊能医療圏域に含まれ、定点あたり患者数は、12.40ですが、山間部の(池田市・箕面市・能勢町・豊能町)を含めた平均値で有り、実態は大阪市北部の15.85に近い値と考えます。 ⇒豊中市では、豊中市域の定点あたり患者数の推移グラフをHPIに掲出されており、実態に近く非常に分かり易いです。吹田市でも吹田市域の定点あたり患者数の推移グラフが必要と思います。 ⇒添付画像-3吹田市HP-感染者発生状況。グラフなし。大阪府のリンク先のみ。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者発生状況については、5類感染症移行後、都道府県が指定する定点医療機関からの報告を基に把握していくこととなりました。 本市では、市内の医療機関に他市の市民が受診する場合や本市民が他市の医療機関を受診する場合が想定されるため、市内13か所の定点医療機関からの報告数だけでは、感染状況の推移を正確に伝えることは難しいと考え、吹田市を含む豊能医療圏域での感染状況について公表しております。また、感染の状況や予防対策を含めた情報の発信については、市ホームページに加え、市報や市の式SNSを活用し、感染拡大防止に向けた注意喚起を行っているところです。引き続き、必要な情報発信に努めてまいります。</p>	地域保健課	R5.8.7	R5.8.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
232	建設指導課及び環境保全課職員の対応について	<p>8月8日に自宅前で行われている工事の騒音が以前よりひどくて、前から患っているうつ病が悪化し体調を崩しているため建設指導課の方に電話で問い合わせたなんとか指導してほしいとお願いしました。</p> <p>対応した男性はできるかどうかかわからないという感じできちんとした対応をしてくれず、私は逆上してしまいきつい口調になってしまいましたが、それでも誠意ある対応はしてくれず名前を聞いても教えてくれず、一方的に切られてしまいました。</p> <p>その後上司の〇〇氏に苦情の電話をして、事情を話している途中で笑いながら返事をしたりとても真剣に話を聞いているように思えませんでした。</p> <p>吹田市が建設許可した建築工事のせいでこちらは苦痛な日々を過ごしているのにそのお二人の方は本当に市役所の職員なのか疑問です。対応が悪すぎます。</p> <p>騒音の件は環境保全課の〇〇氏に相談しました。前日も相談して対応して頂きましたが、「建設業者に聞きますが、同じ説明を聞くことになるかもしれませんが」や「結果はお知らせした方がいいですか」と言われこちらに相談してもどうにもならないという感じで違和感を覚えました。建設現場の防音シートが外され鉄骨や足場がむき出しになり、風で夜中でも部品が当たって騒音になるので8日に再度電話して相談しても、また法的な事があるとわれ車で10分ぐらいしかかからない現場でも「人手が少ないからいついけるかわからない」と不誠実な対応をされるわ、キツイ口調になると「録音します」と脅すように言われました。</p> <p>一番驚いたのは吹田市環境保全等に関する法令第2章10条「苦情処理」の要項を〇〇氏も上司の方も私が聞いても調べもせず「知らない」と言われた事です。自分の仕事に関わっている法律を知らず税金で給料もらっているのは信じられません。対応態度も最悪でした。</p> <p>苦情の件を電話した時に対応して頂いた女性の〇〇氏はとても親切で真摯に対応して頂きました。8日に対応してくれた男性4人は女性の〇〇氏を見習った方がいいと思います。</p> <p>上記の2課は何の行政役割をしているのかわかりません。存在するのは税金の無駄遣いと思いました。環境保全の法令第2章第10条をちゃんと遂行して最低限の説明をお願いします。</p>	<p>このたびは職員の電話対応で大変ご不快な思いをおかけし、まことに申し訳ございませんでした。</p> <p>吹田市環境の保全等に関する条例第10条の規定に基づき、公害に関する苦情の申し出がありました場合には対処いたします。</p> <p>今回のことは環境保全指導課及び開発審査室の職員で共有いたします。</p>	環境保全指導課、開発審査室	R5.8.9	R5.8.15

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
233	続-42。吹田市HP(Top頁)に『“熱中症”対応』の記述が早期に必要。	<p>・連日、“熱中症”についての記事や報道がされており、8月5日には福島県伊達市で全国で今年初の40℃以上…も。</p> <p>・吹田市では、HP・市報への掲載は皆無です。隣接の豊中市のHPでは、6月15日に注意喚起ならびに“給水ポータルサイト”の掲出がされています。</p> <p>⇒添付画像-豊中市HP-熱中症</p> <p>・吹田市は「安心安全まちづくり宣言」をしておられます。主管部署の危機管理室は、自然災害以外の事案についても、関係部署への意見具申が必要と考えます。</p> <p>・広報課においても、今年は5月でも最高気温25℃以上の夏日や各地方で30℃以上の真夏日となる日も多くなっているとの報道があり、日常の社会変化に対応した広報活動が必要と考えます。</p> <p>・消防署は、熱中症による救急搬送の実態も把握しておられることから、市民に対しての注意喚起の姿勢が必要。</p> <p>※人事室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページについて 8/10より、市トップページの「トピックス」に熱中症の項目を追加し、熱中症関連のページにアクセスしやすくしました。</p> <p>市報につきましては、本年7月号の裏表紙で、暑さ指数や熱中症警戒アラートについて掲載し、市民への注意喚起を行っております。</p> <p>また、今夏初めて熱中症警戒アラートが出た7/16前後にはLINE、Twitter(現X)、Facebook等SNSに掲載する等、関連情報の発信に努めております。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>安心安全まちづくり宣言について お見込みのとおりです。</p> <p>(担当:危機管理室)</p> <p>消防署からの注意喚起について 熱中症による市民に対しての注意喚起を促す広報として、現在、消防が行っている対応は、ホームページやSNSを使用していますが、より注意喚起を促すため、消防本部のトップページにトピックスとして掲載するほか、SNSでの掲載頻度を増やすなど対応させていただきます。</p> <p>(担当:警防救急室)</p>	危機管理室、環境政策室、警防救急室	R5.8.7	R5.8.18
234	続-40-2。吹田市HP。7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日～27日)』のタイトルの改善提案他。	<p>・7月24日投稿の回答が8月2日有りましたが、下記のQについて回答が頂けておりません。</p> <p>Q:「8月21日～27日は、蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」ですが、男女共同参画センターが休館になるのか否か?記載無し…サイトに明記要。</p> <p>男女共同参画センター(デュオ)のHP(Top頁)にも、休館日の表記がありません。⇒探すと貸室のサイトの中に“休館日”の記述がありました。</p> <p>⇒HP(Top頁)の最下段の男女共同参画センターのケ所に記載をされたら分かり易い。</p> <p>⇒添付画像HP(Top頁)の最下段 参照</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回は、回答に漏れがあり失礼いたしました。</p> <p>蔵書点検期間中も男女共同参画センターは開館しております。</p> <p>「情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日～27日)」に追記しました。</p> <p>また、休館日の表記について御提案ありがとうございます。</p> <p>休館日・開館日時等を記載した施設案内を男女共同参画センターのページに追加しました。</p>	男女共同参画センター	R5.8.7	R5.8.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
235	続-44. 吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄に『2023年4月25日 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給』の削除または変更が必要。	<p>サイトを開くと『7月31日【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について』であり、タイトルと内容が異なっています。</p> <p>⇒添付画像-吹田市HP-大切なおしらせ</p> <p>※広報課は、「定期的にHPのチェックを行っている」との事ですが、3か月余りが経過しています。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄につきましては、文字数に限りがあるため、市民の方に必要な情報を容易に検索いただけるよう内容を完結に表現しているものです。また、日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記としていただいております。</p> <p>次に、当該給付金は対象が「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」となっており、それぞれに申請内容が異なるため、各々でページを作成しております。</p> <p>そのため、トップページからのリンク先は、「ひとり親世帯分」ではありませんが、制度全体を確認いただけるように相互にリンク先を設定しているものです。</p> <p>また、各ページは更新日が表記される仕様であり、当該給付金は現在も申請受付中で支給日を随時更新していることから、御指摘の状況となっているものです。</p> <p>この度の御意見等を踏まえ、今後も市民の皆様により分かりやすいホームページとなるよう努めて参ります。</p>	子育て給付課	R5.8.7	R5.8.21
236	市報8月の表紙等について	<p>以前から市報の表紙について意見してありますが、8月について意見します。</p> <p>表紙に浜屋敷と言葉があり、吹田のどこかがすぐわかるようになり以前より改善されたと思います。</p> <p>ただかき氷は必要でしょうか？夏だからと涼しさを云々と反論されるかもしれませんが、他にアイデアはなかったのでしょうか？去年の子供のアップ顔みたいな無駄な表紙よりは吹田らしさが出てました。</p> <p>ただ、納得できないのは目次の女性とかき氷です。なぜ女性が必要なのでしょう？誰かほかしていますが身内等ではないですよね？市のイベントの写真は女性がなぜか多いです。</p> <p>前からお願いしてありますが、表紙に人を使用するなら公募してください。当日お願いしてと言いつを以前されてましたが、締め切り云々関係なく広く市民から公募してください。表紙は広報課のものではないのですよ。市民みんなの物です。思い違いしないよう市民から意見されないようくだらない表紙はやめ、市民から公募してください。</p> <p>下らない表紙を作る職員のために私は税金を払っていません。何回話しても理解したくないのか分かりませんが改善を求めます。</p> <p>市報の中身も縦書きで読みにくい。市のホームページみたいにアンケートで意見を求めるべきです。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 8月号の表紙は20周年を迎える「浜屋敷で過ごす夏」をテーマに撮影しました。季節感を出すためにかき氷を用いて、夏らしさを演出させていただきました。 2. 来場者の方にお声かけをして、モデルとして撮影させていただきました。女性をモデルとして撮影したことについては、特に意図はありません。 3. 表紙の作成にあたり、ご意見として検討させていただきます。 4. 毎月市報の「アンケート&プレゼント」のコーナーで、ご意見を頂戴しております。 	広報課	R5.8.9	R5.8.21

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
237	吹田市内のタバコ対策について	<p>吹田市内のタバコ対策は以下のとおりです。とてもスモークフリーを標榜しているとは思えません。それぞれご対応願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月21日14時43分、JR岸辺駅北口で喫煙する男がいた(写真参照)。この日に限らず、同所付近やデッキ上でタバコの吸い殻を見かける。喫煙禁煙ブースなど意味がないのではないかと、きっちり取り締まるべきだ。 ・歩きタバコする男が南吹田駅前の横断歩道でタバコを投棄し駅へと入っていった。以前も似たような光景を見たことがある。ここにも監視員を派遣して巡回すべきだ。 ・モノレール万博記念公園駅前の車道に車を止めた運転手が歩道で路上喫煙する姿をよく見かける。条例違反なので禁煙を徹底させて欲しい。 ・江坂公園に設置されたJT寄贈の煙ダダ漏れ受動喫煙所の周囲で多人数が路上喫煙していた(写真参照)。過料を徴収して欲しい。財政が潤うと思う。違反の温床になっているので喫煙所は撤去すべき。 ・JR吹田駅北口に設置された喫煙支援ブースの周辺歩道でタバコ臭がしていた。ブースから煙が漏れてないか確認して欲しい。 ・吹田市南高浜町24 かすが遊園に灰皿が設置されているのを見かけました。子どもの受動喫煙防止条例に反すると考えます。撤去して下さい。 ・○○の店内で喫煙しているのを見かけましたが、喫煙可能店の標識はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 ・○○旭町店の横に灰皿が設置されていた(写真参照)。ここはアーケード商店街の中(屋内)なので健康増進法30条違反である。撤去を指導されたい。 ・国立民族学博物館の屋内喫煙所が再開したようだが、標識の掲示が博物館の主たる出入口に見当たらなかった。是正を指導されたい。 ・市ウェブサイト「たばこによる健康への影響」の内容に誤りがある。「未成年者の喫煙は未成年者喫煙禁止法により禁止されています。」とあるが、民法の改正に伴い二十歳未満者喫煙禁止法に改正されている。訂正されたい。 ・喫煙支援ブースの内で上映されている動画について意見するが、インタビュー「禁煙専門家に聞く禁煙のススメ」の1分30秒あたりから、ここでも「未成年」という言葉が使われていた。20歳未満に訂正すべきではないか。「加熱式タバコは大丈夫」について、ニコチン以外の有害物質がかなり少ないと説明しているが、仮にそうだと健康リスクが同様に低減するかは分かっていないのであるから、その旨きちんと説明すべきだ。タバコ産業の謳い文句のような説明のみに留めるべきでない。吹田市長は二度と来なくなる喫煙所にする、とスモークフリーフェスタで息巻いていたが、そんな風には到底見受けられない。ホイホイ喫煙者が吸い込まれていくのを見かける。もっと海外のタバコパッケージに見られるようなグロテスクな病巣の写真を全面に出すとよいと思う。そういった写真警告付きのタバコパッケージの拡大写真を壁面(内にも外にも)に貼るとより注意喚起の効果があると思う。 	<p>項目1～5について JR岸辺駅北口、南吹田駅前、モノレール万博記念公園駅前、江坂公園のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。 罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、指導・勧告に従わない場合に過料を行うこととしています。 卒煙支援ブース周辺でのタバコ臭につきましては、職員が確認を行いました。特に異常は発見できませんでした。 上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。 (担当:環境政策室)</p> <p>項目6について 御指摘を受けまして、現地確認を行いましたところ、当該灰皿の設置場所は、かすが遊園ではなく○○の敷地内であったことから、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう連絡をいたしました。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目7について 御指摘を受けまして、当該店舗に対し、現地確認及び聞き取りを行い、喫煙可能店の標識を提示するよう指導いたしました。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目8について 改正健康増進法におきまして、「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部としています。御指摘の商店街のアーケードにつきましては、側壁が概ね半分以上覆われていないため「屋内」に該当しないため、法の規制の対象外となります。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目9について 御指摘を受けまして、国立民族学博物館に対し、聞き取りを行い、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目10について 御指摘を受け、「未成年者喫煙禁止法」の部分を「二十歳未満者喫煙禁止法」に訂正いたしました。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目11について 卒煙支援ブース内で上映している動画「未成年」の表示につきましては、注釈を掲示する等の対応を検討します。また、ブース内での効果的な啓発につきましては、御提案をいただきました内容も含め、引き続き検討してまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R5.8.16	R5.8.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
238	<p>続-49.吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。</p>	<p>・個人的には、このタイトルを見て、心の健康⇒精神的な疾患?。発達障害・もしかしたら自死?を考えてしまいました。 ・サイトを見ると、「心不全と予防(健都循環器病予防プロジェクト)」のタイトルで、循環器病の予防で、将来への自分の健康を守りましょう…でした ⇒[仮案]『8月10日は健康ハートの日です。高血圧、糖尿病、肥満、動脈硬化について注意』 ・健康医療部成人保健課は、タイトルに具体性をもたせて市民のHPのクリック率を高めて、健康寿命の延伸が必要と考えます。 ・サイト内の「吹田市の75才以上の医療費の内訳グラフ」では、循環器疾患が第一位ですが、吹田市から見れば、医療費が気になるかもしれませんが、私(市民)から見れば、件数(患者数)の方が気になります。 ⇒添付画像参照。 ⇒内訳グラフで医療費別に加えて、件数(患者数)別のグラフをサイトに掲載して頂けませんか? ⇒疾患により、検査費用・手術費用が異なり、医療費グラフと異なったグラフになるかも…です。 ・サイト内の記述では、「8月10日の健康ハートの日で心臓病の多発する冬に備える日」ですが…7月・8月のニュースで、夏は「脳梗塞」の発症数が最も増える季節。夏も冬と同じくらい発生。脳梗塞と熱中症は初期症状が似ているため、正しく見分ける事がとても大切。発症を未然に防ぐ方法とは?…の記事の掲出をお願いします。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・今回のホームページについては、厚生労働省と日本心臓財団が制定した「健康ハートの日」の周知を主な目的として期間を限定して掲載しています。 いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>・今回につきましては、健診の大切さを伝えるために、医療費という観点から国保データベースシステムを活用し、75歳以上の医療情報についてのデータを掲載させていただきました。 ご要望のあったデータの掲載は致しかねますが、いただいた御意見を参考に、必要に応じた情報提供に努めてまいります。</p> <p>・いただいた御意見を参考に熱中症の予防とあわせて啓発を今後考えてまいります。</p>	成人保健課	R5.8.21	R5.8.29
239	<p>北消防署の署員が私の玄関ドアを間違えてガンガン叩いた。本当は1個上の住人だった。</p>	<p>8月24日か25日の16時過ぎだったのだろうか、吹田市北消防署の署員が府宮住宅3棟の私の玄関ドアをドンドン叩いた。 何かかと思えばスコープを覗くと物々しい雰囲気だ。誰だこれ警察でもないし、、、とっていると玄関を背にしたので消防署の署員であることを確認。しかし119番なんてしてないし、発信記録もない。 家族に聞いても心当たりがないので玄関を出ると警察も3棟手前の歩道に止まった。 しばらくすると署員は私の家の1つ上の階に上がって行った。 勘違いだったということだ。 署員は私の部屋の玄関を背にするときに私の部屋番号を何度も復唱していたことを確認している。とんでもない勘違いだ。 このような勘違いは絶対起こしてはならない。 もしこのようなことが起きると要救助者の救助が遅れるからだ。 北消防署に対し厳重指導と再発防止策の徹底をお願いします。</p>	<p>今回の「市民の声」にていただきました災害現場の指揮を執らせていただきましたので、内容について回答させていただきます。 令和5年8月25日15時17分に建物内での安否確認の指令を受け、大阪府宮吹田藤白台住宅3棟に出動いたしました。 指令場所は8階であったため、現場到着後8階に向かいました。しかし、指令場所の玄関扉は施錠されていたため、隣接住戸のバルコニーから指令場所のバルコニーへ進入するために、隣接住戸の在宅確認を実施しましたが不在であったため、その次の手段として、上階及び下階のバルコニーに設置されている避難器具(避難ハッチ)を使用して、指令場所のバルコニーへの進入を試みようとしたもので、指令場所を間違った訳ではございません。 ○○様のお宅についてもインターホン及びノックにて在宅確認を実施させていただきましたが、室内に要救助者がいるかもしれないという情報もあり、緊急を要していたため、在宅確認のノックや呼びかけに力が入り、○○様に不安を感じさせてしまい申し訳ございませんでした。 緊急時とはいえ、近隣住人の方の気持ちを配慮した行動がとれるように各隊員に周知徹底させていただきます。 今後とも消防活動へのご理解とご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。 今回は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p>	北消防署	R5.8.28	R5.8.29

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
240	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)の回答について	<p>「ご指摘のYouTube チャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。</p> <p>しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところですが、</p> <p>と回答がありました。</p> <p>当該市議会議員に削除・修正を依頼したとのことですが、現在まで、動画は削除されていません。</p> <p>このままの状態ですと多数の市民の心配は払拭されないままで、市の見解と誤認される可能性が消えてもいません。</p> <p>このような現状について、吹田市の公式キャラクターの使用を管理担当する貴室のお願い止まりの対応が十分なものとお考えですか。</p> <p>こちらの質問についても、公開を希望します。ずっと市民の心配は払拭されません。なるべく早いご対応をよろしくお願い致します。</p>	<p>二次創作に関するガイドラインを定めていなかったこともあり、本市の対応といたしましてはお願いする立場であると認識しております。</p>	シティプロモーション推進室	R5.8.10	R5.8.30
241	統-50.吹田市HP.8月14日のタイトル『令和5年台風7号に備えた対策について』の改善提案他。	<p>・予報では、大阪を通過…との事でサイトを開くと、吹田市からの情報と思ったので、期待外れの内容。</p> <p>・サイトを開くと、水道部から「台風による停電に伴い、マンション等でポンプが停止し断水が発生することが」…でした。</p> <p>⇒[仮案]『水道部から令和5年台風7号に備えた断水対策について』 [関連情報・災害に備えて]</p> <p>1) 災害時給水拠点と災害時給水所の違いを、市民からの視点(開設の優先度)で教えて下さい。</p> <p>2) 片山浄水所での給水場所は、正門側なのか、片山坂側なのかHPで分かるようにしてほしい。現地へのルートが全く異なります。</p> <p>3) 健都給水拠点の場所が、レールサイド公園内…との事ですが、広大な公園内の為場所のイメージがつかめません。目印となる目標物又は画像での説明が必要。</p> <p>4) 「組立式給水タンク」…の記事が有りますが、学校敷地内の保管場所ならびに保管場所の鍵の取扱いなどについて吹田市・自治会などからの回覧・周知がされていませんが、いざ組み立て・使用時の取り扱いのルールについて市民への周知が必要と思います。</p> <p>5) 給水車から住民が持参のポリタンクやバケツに給水時に、ポリタンクを地面に直置きでは無く、台としてパレットの用意が必要かと思います。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>8月14日付で更新した吹田市公式ホームページのページタイトルにつきまして、想定されていた内容と異なり、混乱を招いてしまった点お詫び申し上げます。頂いた御意見を参考にさせて頂き、今後は内容の明確なページタイトル構成とするよう留意いたします。</p> <p>1について 災害時給水拠点は浄水所や配水場等の平時においては常に浄水を貯水している水道施設であり、応急給水のための設備のほか、非常用飲料水袋等を備蓄している施設です。 災害時給水所は避難所である小学校等に組立式給水タンクや大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を使用して応急給水を行う施設で、災害時給水拠点よりも身近に応急給水を受けることができる施設です。各施設の開設につきましては、被害状況により順次開設することになります。 開設の優先度につきましては、特段優先順位は設けておりませんが、被害状況を把握の上、応急給水の必要がある所から開設します。災害時給水拠点については水道施設であり一定量の貯水量があるため、比較的スムーズに応急給水が可能となります。 災害時給水所については、本市水道部や他自治体からの応援による給水車により組立式給水タンクに補水するため、災害時給水拠点と比較すると開設までに一定時間を要することが考えられます。</p> <p>2について 片山浄水所は、市道朝日が丘片山線(片山坂)側にある応急給水栓が給水場所となります。御指摘の通り、ホームページでも分かるように修正させていただきます。</p> <p>3について 現在、現地には「耐震性貯水槽について」という看板がございますが、御指摘の通り目印となるような看板ではないため、今年度に視認性向上となるような看板を設置する予定です。ホームページ上でも設置後の看板の画像を掲載する予定です。</p> <p>4について 組立式給水タンクの取扱いにつきましては、現在、主に地域の防災担当者様に御協力をいただき、組立式給水タンクの設置並びに応急給水訓練を順次実施させていただいており、その際に、タンクの設置方法や保管場所等について御説明させていただいているところです。 また、タンクの設置方法につきましては、ホームページでもタンクの組立方法に関する説明動画を掲載させていただいているところでございます。</p> <p>5について 御指摘の内容につきましては、これまでの他市への災害派遣等の経験から、本市水道部内でも同様の声があり、昨年度パレットを購入いたしました。</p>	水道部総務室	R5.8.21	R5.8.30

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
242	続-51。吹田市HP。『平和祈念資料館のアクセス他の表記が必要』	<p>・平和祈念資料館のサイト(Top頁)の最下段には、住所・電話番号・休館日・開館時間・地図などの情報がまったく有りません。 千里ニュータウンに居住されている方は、知っておられるのかもしれませんが… ⇒添付画像参照願う。 ・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、サイトの最下段の市民部 人権政策室の吹田市泉町1丁目3番40号を訪ねられるかもしれません。 また車で来られる方の事を考えた場合、地図が必要。 ・来館者の人数を教えてください。2023年1～8月。定期的な映画への来館者を再掲で教えてください。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・平和祈念資料館の所在地、開館時間等の項目を追加し、わかりやすく改善いたします。今後とも、わかりやすいホームページとなるよう努めてまいります。 ・平和祈念資料館の来館者数につきましては、集計済の令和5年1月から7月までが3,172人です。うち、定期的な映画への来館者は把握しておりませんが、映画会入場者数は1,045人です。</p>	人権政策室	R5.8.21	R5.9.1
243	続-46。吹田市HP。8月18日のタイトル『【5月15日開店】チャレンジショップ9期生「麺や山下」』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、地域経済振興室の方が、なぜ市HPに掲出されたのかが分かりません。冒頭に掲出目的(メニューの追加なのか、再掲での利用促進なのか)を記載されたら分かり易い。 ・5月10日に開店案内をHPに掲出されており、タイトルに変化が無く新鮮味が無ければ、スルーされる可能性が大。 ・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、「チャレンジショップって何?」「【5月15日開店】って今頃の掲出に何?」 ⇒[仮案]『起業家を支援。チャレンジショップ9期生「麺や山下」。出店者のコメント、メニューの追加』 ・地域経済振興室の方のチャレンジされている方への応援の姿勢が私には、見えて来ません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>新着更新情報のタイトルにつきましては、以前の更新内容を掲載してしまっていたため、更新内容がわかるよう修正いたしました。 分かりづらいタイトルとなってしまい、申し訳ございませんでした。 また、御指摘いただいた通り、当該ページにチャレンジショップとは何かという説明が無く、分かりづらい状態となっていたため、当該ページ内にチャレンジショップの概要説明ページのリンクを掲載いたしました。</p>	地域経済振興室	R5.8.21	R5.9.4

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
244	続-48。吹田市HP。8月10日のタイトル『障害者総合支援法による障がい福祉サービス』のタイトルの改善提案他。	<p>・サイトを見ると、「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」「サービス利用負担」「利用するサービスと相談支援」「手続き」…など多くの項目がありました。</p> <p>⇒[仮案]『障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内』</p> <p>・サイトの右上に「更新日 2023年8月10日」の表示が有り、またサイトには多くの項目が有り、“更新”…であるので有れば、以前との変更点の概要をサイトの冒頭に記載してあげれば、利用者・支援者は分かり易いと思います。</p> <p>⇒現状では、更新内容の把握をするには、全ての項目のチェックが必要です。</p> <p>※障がい者の関連事業所、対象となる市民の方は、このサイトの内容ではサービスの変更点の把握が困難です。</p> <p>・福祉部障がい福祉室は、「再周知」ならば、“再掲(再周知)”の文字が必要。⇒変更点が無く従前通り…と分かり易い。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>御指摘がありました「障害者総合支援法による障がい福祉サービス」のタイトルにつきましては、御提案いただきました「障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内」の方が記載内容を理解していただけやすいと考えましたのでタイトル変更をいたします。</p> <p>また、今回のページ更新につきましては、追加で記載した箇所が発生した更新でしたので、該当箇所に追記と記載いたします。</p> <p>今後も、市民の方が分かりやすいホームページの作成に努めて参ります。</p>	障がい福祉室	R5.8.21	R5.9.4
245	続-47。吹田市HP。8月18日のタイトル『令和5年度吹田市地域防災総合訓練』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、訓練の計画内容の紹介なのか、実施済みなのか、訓練への体感参加の案内なのか…が分かりません。</p> <p>⇒[仮案]『令和5年度吹田市地域防災総合訓練(千里北公園で消防、自衛隊、警察などと)。9月2日(土)体感型防災アトラクションなど』</p> <p>・子どもさん達は、動く車に非常に関心が有ります。タイトルの具体化により親子連れによる参加者増が考えられ、市民の防災意識の高揚が期待できます。</p> <p>・多くの関連団体の参加もあり、来場者が多いと張り合いが有ります。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、情報発信の参考とさせていただきます。</p>	危機管理室	R5.8.21	R5.9.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
246	吹田市は、市域における節目となる出来事の広報はどのようにされるのでしょうか？	<p>2023年の8月がもうすぐ終わります。今年も残り4か月余り。下記の節目となる出来事に関してのニュースやイベントの情報が有りません。一般的に10年を節目として、関連するニュースが発せられます。8/26に市報9月号が届きましたが、何の記述も有りません。</p> <p>私の若い頃には、毎月の市報に吹田市の歴史の写真と記事が掲載され、歴史に興味をもちました。</p> <p>1) 1873(明治6)年-第一番小学校(千里第一小学校の前身)が開校。⇒150年目</p> <p>2) 1923(大正12)年-吹田操車場が操業開始 ⇒100年目</p> <p>3) 1953(昭和28)年-初代市民病院開院(出口町) ⇒70年目</p> <p>4) 1953(昭和28)年-新田村下新田区域が吹田市へ合併 ⇒70年目</p> <p>5) 1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成。※木造庁舎の一部が焼失(1955年)。⇒60年目</p> <p>6) 1963年(昭和38年)京阪神急行電鉄(阪急)の千里山駅-新千里山(南千里駅)間が開通。⇒60年目</p> <p>※1973年、それまで略称だった阪急電鉄に社名を変更。</p> <p>・身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。</p> <p>・吹田市は、近代史を含めて子々孫々伝える役目が有ると思います。また定年退職をされた方々の散歩のコースにも。健康年齢の延伸にも効果があるかも…。</p> <p>※人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報には、主に市政情報など市民の皆様が発信すべき内容を限られた紙面のなかで掲載しています。</p> <p>いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、今後も様々な情報発信に努めてまいります。</p>	広報課	R5.8.28	R5.9.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
247	新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板の件	<p>私は定年退職後に朝等時間を、みつけ新芦屋で花管理等の自主ボランティアを開始して約2年まだ中々、協力者が募れません。 市の認める5人以上の活動団体は地域背景か、困難状況です。 現在まで、今夏は吹田市のシンボリックな花、草木の中に開墾し、向日葵とか花壇整備中。 今回、新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板が新芦屋上〇〇のこの空地に8月30日突然設置され、驚いています。量1量位の遠方～も目立つ物です、市の景観条例の適合は？大丈夫なの？ 近頃、クレーマー的に、市が、窓口にしている新芦屋の〇〇自治会長には何時も私の話は透かされるようになり、道路室の、〇〇さんには勝手な事はしないでと何時も不法占拠等の脅しを私が受けてるのに、市側との談合的な自治会とは密約的に事を進めてるのにはがっかりしました。 当該地、新芦屋上〇〇付近の空地、消防署からも向日葵が咲いた途端に防火水槽用の水栓である事で元を止められ、市の内部的な理由で花壇管理も邪魔され、(水道事業は有料で消防も負担)以前もホースがあり、マンション管理組合等が使用されていた形跡私が通りがかりの老人に頼まれたりして、ボランティア募集ラミネートや置いたベンチとかも不法占拠だからとってもらい理由で道路室から直ぐに撤去の命令。(喜んでいた人も、結構いたのに必要なら、市民の寄付よりも市で設置が優先?!) 峠の休憩 要望のあるベンチでなく、談合的に天下り自治会と役所で相談した物は、断りも必要無いからと優先設置するやり方には不満はありますが、設置された大看板は非常に目立つ位置にあるので、皆さんが望む形で防災や里親募集(草刈、清掃、花等)の看板に使用されるならば納得はいくものです。 私も、同じ市民、人間であるので、まともな対応をお願い致します。(誠意は見せなくとも)私の相談は無視して、自分たちの仕事は勝手に進めても何の悪意も感じてなさそう。 道路室で、管理してるマンション管理から官民境界暫定の空地だからと、こんなやり方を、これからも続けられたらたまりません。 後藤市長や土木部幹部にも直しくお伝えください。 吹田市はこれから万博公園の再開発にも、力を入れ、再開発の千里丘駅～スタジアム方面へのサポーターや観光客の利用増も、期待されている所もあると思います。 何卒、昔は毎日放送、ヤマハ、今は、ミリカに繋がる道の対応にご理解を宜しくお願い致します。</p>	<p>個別の看板(屋外広告物)に関する各法令等への適合についてはお答えいたしかねますが、お尋ねの自治会看板につきまして、景観まちづくり条例をはじめとする関係法令への適合を確認いたします。</p>	都市計画室	R5.9.1	R5.9.11
248	統-52。吹田市HP。『令和5年住宅・土地統計調査他』の掲出が必要	<p>国が行う統計調査で「9月上旬に、国が指定する地区内の全世帯に、統計調査員が調査のお知らせを配布」との事ですが、吹田市HPへの早期掲出が必要。9/10現在未掲出。 ・吹田市報の9月号に概略の案内記事がありますが、1/6頁の少スペースの内容では不十分。 ・Yahooで「住宅・土地統計調査」を検索すると、全国の多くの市町村がHPに掲出。 ・土地調査員証・立入検査証を紛失している自治体が、既に4市有ります。統計調査員を装った「かたり調査」に悪用の恐れも考えられます。 世帯の構成や年間収入。住宅に関すること等、個人情報の記載項目が有り、調査対象者以外にも速やかな情報提供・周知が必要。 ・統計局ホームページの調査内容・提出方法(ネットでも可)お知らせ(動画)のリンクの貼付けもされたら・・・ ・吹田市の調査対象世帯数を教えて下さい。概数でも可。 ※危機管理室、広報課へ供覧願います。</p>	<p>市ホームページへの掲出が遅れており、申し訳ございません。 令和5年住宅・土地統計調査のページを公開させていただきました。当該ページの作成は行っておりましたが、未公開状態であったため公開が遅れたものです。御指摘いただきありがとうございます。 ページ作成後の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。 また、市報による広報につきましては、わかりやすく周知ができるよう紙面の確保に努めてまいります。 本調査の調査対象世帯については、概ね7,000世帯となります。 また、調査員証の紛失については、調査員へ注意喚起を行い、調査員証や調査書類の紛失や事故等がないように努めております。</p>	総務室	R5.9.11	R5.9.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
249	続-53. 吹田市HP.『「救急の日」及び「救急医療週間」』の掲出が必要(来年から)。	<p>【A】9月9日は「救急の日」とされており、多くの自治体でHPに掲出ならびに救急医療について正しく理解し知識を深めてもらおうと救命処置(AED取扱いを含む)などを学ぶ救急フェアを開催されています。 ⇒添付画像-1。藤沢市では市民160人参加。 ⇒添付画像-2。大分市では小学生がペットボトルで救急救命措置を学ぶ。 ・吹田市HP(Top頁)の新着情報の8/25~9/10の間に掲出されていません。 ・吹田市HPで「救急の日」を検索すると、9月1日に消防本部のサイトに掲出されていません。 [探査手順] 吹田市HP(Top頁)⇒安心・安全⇒消防本部⇒消防本部からのお知らせ⇒救急に関するお知らせ⇒救急の日及び救急医療週間 ※全国的な節目となる日は、吹田市HP(Top頁)に掲出をされて、市民の目に触れ易くされたら良いと思います。 【B】救命講習会【令和5年度】について ・サイトの更新日は9月1日となっておりますが、吹田市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ・サイトを見ますと、多くの講習を開催・企画されていますが、現状では市民の目に触れる機会が少ないです。 ⇒[提案] 月度単位で講習日程を吹田市のHPに掲出。加えて吹田市のHPのイベントカレンダーにも掲載をされたら良いかと思えます。 ※吹田市は2008年に「安心・安全まちづくり宣言」をされて、15年が経過しております。市の幹部・職員、企業、市民などの救命の知識・意識・技術の向上のためにも周知方法の改善を要望。 ・吹田市は、吹田市の職員の救命講習の受講済み者の把握・管理をされていますか。 私がサラリーマン時代には、消防署の協力を得て講師の派遣要請。労務管理の中で個体把握、未受講者の勤務配慮も考えて受講の促進をしていました。 PS:吹田市は全国的な節目の「救急の日」には、市民参加型の講習会を企画されませんか。 ※危機管理室、広報課、人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・「救急の日」「救急医療週間」等消防が発出する内容につきましては、各行事等ごとに内容を検討し、既存のホームページへの適切な掲載を図るほか、「救命講習会」の開催日程も併せて、イベントカレンダーや新着情報に適宜掲出し、市民の皆様・市職員の目に触れる機会を増やすよう改善させていただきます。 ・吹田市職員の救命講習受講済み者の管理はしていません。 なお、令和5年度から令和6年度にかけて、吹田市全職員を対象とした簡易救命講習を実施する予定です。 ・吹田市では「救急医療週間」の時期に「みんなの健康展」が開催されており、消防本部の展示ブースでは、誰でも簡単に救命処置を模擬体験できるように訓練人形を配置し、消防職員による実技指導を行っています。 また、令和4、5年度は「救急の日」に受講者公募による救命講習会を開催いたしました。</p>	警防救急室	R5.9.11	R5.9.13
250	北千里高校の生徒の自転車マナーについて(また昔に戻った)	<p>最近、北千里高校の生徒の自転車マナーが本当にひどい。 日常的に指導しているレベルとは到底思えない。 以前意見を言った後は指導を行い、基本2列以下になって走っていたが(違反に変わりはないがまだマシ)最近4~5列で並走するのを頻繁に見るようになった。 しかもその状態で対向車線にはみ出し逆走もしている。 女子はまだマシに思えるが、男子が本当にひどい。あまりにひどいので最近動画を撮影したがこのときは5列で並走していたようだ。 北千里高校の生徒に再度自転車マナーの徹底指導をお願いします。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車マナーについて、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えらるとともに、自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p>	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
251	千里山の歩道 脇のキノコについて	いつも市民の意見を聞いてくださりありがとうございます。 スギ薬局千里山店の道路挟んで向かいのフェニックスの、向かって右手の大きな木(階段右側の木)の下に、白い大きなキノコが2本生えているのを見ました。 危険なキノコかわかりかねますが、地域の子供達がよく通る場所ですので、点検と、除去や対策をお願いできますと幸いです。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
252	続-56. 9/11掲 出の吹田市 HP。『マイナ バー(個人番号) カード出張申請 サポートを実 施』の確認が必 要。	・サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。 ネットのニュースでは、マイナンバーカードの新規の受付手続きよりも、9月末の市民の来庁による混雑が予想される・・・。 1)9月1日と9月17日。総務省が、マイナポイント未申請2千万人超 9月末期限、殺到の恐れ・・・の報道が。 9月12日。マイナポイント申請は今月末まで”松本総務大臣呼びかけ・・・2000万人程度が未申請。 ⇒参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？ 2)9月8日。マイナカード申し込んだのに取りに来ない人、松戸市(人口48万人)で1万6657人。 ⇒参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？ 3)吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの記述に疑問点が。私には、開設日が理解出来ません。 ・実施期間が、令和5年9月30日まで(祝日を除く)の記述。 ⇒開設は、第2・第4土曜日ですが、9月30日(第5土曜日)は、支援ブースは開設されますか？ ・開設は、第2・第4土曜日ですが、9月23日(第4土曜日・祝日)は、(祝日を除く)の記述が有り、開設されますか？ ⇒添付画像 ※総務省が、「マイナポイント申請期限9月末」・・・と何度も発信しているのに、吹田市の対応が何も見えません。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※画像については、公表しておりません。	お問合せいただいた件について回答させていただきます。 1)について、10月の出張申請サポートについては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が進められており、マイナンバーカードの申請を希望される方の利便性向上のために実施するものです。 2)について、マイナポイント対象者で、マイナンバーカード未受取りの方の人数については、市町村ごとの人数が国から公表されておりませんが、9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付しており、臨時交付窓口の開設、窓口体制の強化を行っております。 3)について、9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と追記いたしました。	市民課	R5.9.19	R5.9.22

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
253	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場に油のようなものがかけられた器物損壊事件について	<p>9月15日早朝、府営吹田藤白台住宅3棟の駐輪場を見に行ったら、クロスバイクを見に行くとカバーに異変が。なんと自転車カバーにまた油のようなものが付着しているではありませんか！</p> <p>2年ほど前にも家族に言われ室内から下の駐輪場に置いていたところ、1週間ほどで油をかけられる被害に遭ったばかりです。今回も先月家族が室内の自転車が邪魔だと言い強制的に下に降ろされたので様子見をしていたのですが、また同じ被害に遭いました。不思議なのは私が持っている他の自転車2台には被害がないことです。おそらく3台の中で一番高価(時価10万円前後)なので嫉妬か個人的な逆恨みでしょうか？</p> <p>これはれっきとした器物損壊事件なので、吹田市側からも警察に通報の上、自治会に回覧やこのような事件があったという張り紙(バイクへのいたずらなどの張り紙は駐輪場に貼られています)そして自治会や行政が協力して予算をつけて駐輪場とエントランスに防犯カメラを設置してください。カメラの設置については何回も言ってます。でも一向に話が進みません。</p> <p>早期に防犯カメラの設置をご検討ください。本当にガラが悪く事件も頻発しています。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。</p> <p>議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうか及び防犯カメラの設置については、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R5.9.19	R5.9.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
254	<p>統-54。7/4掲出の吹田市HP。『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』の簡便な申請方法を要望。</p>	<p>1)サイトを見ると、「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所(千里、千里丘、山田)で配布…との事。また申請書のダウンロードがサイトからできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。⇒近隣の公民館で「金婚祝状申請書」のプリントアウトのサービスをされませんか。</p> <p>2)提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。 ※ファクス、メールでの提出は不可…との事。提出時は上記に加えて、郵送用の封筒・切手の用意が必要。誰か頼める方がおられたら良いのですが… ⇒近隣の公民館での受付、または吹田市の電子申込みシステムの利用を考えて頂けませんでしょうか。 ※吹田市は、デジタル化を進めている中、少しでもネットの活用を導入して市民の方にデジタル化に慣れていただくのが良いと考えます。 口コミ効果も期待できます。また電子データの場合は、一覧表の作成時にコピペが可能であり入力ミスが軽減。</p> <p>3)【案】他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。 ⇒市民からすると、この方法が利便性あり。</p> <p>4)「金婚祝状」の昨年の実績数を教えて下さい。</p> <p>5)デジタル化は、早くから言われている中、情報政策室は全部局に対してどのような指針・方向性を示されていましたか。</p> <p>6)18日は「敬老の日」です。後藤市長様の選挙公約が、『幸齢の日』の実現だった記憶があります。高齢者に配慮した市政運営を要望。</p>	<p>1～4及び6について 昨年度の金婚祝状の申請数は149件でした。 また、いただいた【案】のとおり、次年度募集より電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。 以上、引き続き高齢者に配慮した対応に努めて参ります。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>5について 情報政策室では全部局に対してデジタル化の実施を働きかけております。 (担当:情報政策室)</p>	<p>高齢福祉室、情報政策室</p>	<p>R5.9.19</p>	<p>R5.9.26</p>
255	<p>自主防災組織活動支援について</p>	<p>吹田市では自主防災組織に活動補助制度があると伺いました。王子住宅自治会でも自主防災組織を立ち上げ、防災訓練や本年度は、吹田市消防本部から可搬式消防ポンプの借り受けをいただけることとなりました。また現在、王子公園内に防災倉庫の設置を進めております。王子住宅は連合自治会には参加していませんがこの場合どのような補助がいただけるのか、また、連合自治会に参加していない自治会は、なぜ補助を受けられないのか、ご説明下さい。</p>	<p>本市では自主防災組織への補助制度として、自主防災組織活動支援補助金と防災資機材給付を実施しています。 この2つの補助制度は対象が異なり、活動支援補助金は連合自治会単位で結成された自主防災組織、防災資機材の給付については、単一自治会単位で結成された自主防災組織となっております。 王子住宅自治会様におかれましては、本補助制度を御活用いただき、令和元年度の自主防災組織の結成時に資機材を給付しております。</p>	<p>危機管理室</p>	<p>R5.9.13</p>	<p>R5.9.28</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
256	続-57。吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要	<p>・令和5年秋の全国交通安全運動は、9月21日(木)から30日(土)です。</p> <p>・吹田市HP(Top頁)の新着情報の9/1~9/18の間に掲出されていません。全国的な運動は、吹田市のHPに掲出されたら良いかと思えます。</p> <p>他市では、日没の時間が早くなると、自動車の運転手による歩行者の把握が遅れて死亡事故となるケースが増えることから、運転手に対して早めのライト点灯や前照灯を上向きにする「ハイビーム」の活用、歩行者には反射材を身に着けることを呼び掛けの取組が。また学童保育の下校時刻は18時頃になり、危険度が増します。</p> <p>※吹田市は、「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>項目1について、ホームページ上では、8月31日より掲載されておりましたが、新着情報には掲載されておりました。今後は、「全国的な運動」に関しては新着情報に掲載させていただきます。ご意見ありがとうございました。</p>	総務交通室	R5.9.19	R5.9.29
257	続-49-2。吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。	<p>8月20日に投稿してから、1ヶ月余りが経過しておりますので、速やかに回答をお願いします。</p> <p>Q1:市民からの投稿の受付窓口である“市民総務室”は、当該の“健康医療部 成人保健課”へ投稿内容を送信されましたでしょうか？</p> <p>Q2:投稿から回答までの期間は、一般的に2週間との事ですが、今回は1ヶ月余りが経過しており、“市民総務室”はどのような進捗管理をされているのでしょうか？</p> <p>過去に3回ほど遅れた事が有り、内1回は送信漏れでした。</p> <p>Q3:当該の“成人保健課”は、市民からの投稿があった場合はどのような進捗管理をされているのでしょうか？</p>	<p>Q1について</p> <p>8月21日に、市民総務室から成人保健課へ内容を送信しております。(担当:市民総務室)</p> <p>Q2について</p> <p>市民総務室では、担当課等からの報告書をもちまして、申出人への回答が完了していることを確認しております。</p> <p>この度の〇〇様から8月20日にいただいた当該市民の声につきましては、成人保健課から、8月29日に回答が済んでいると報告を受けたことから、申出人への回答が完了したものと認識しておりました。(担当:市民総務室)</p> <p>Q3について</p> <p>市民の声への回答の依頼があった場合は、質問内容に応じて担当を決め、期日までに回答するよう、また、対応の漏れが起きないよう職員間で進捗の状況を把握するために作成したカレンダー等を活用し進捗管理に努めています。</p> <p>今回の御質問に対する回答につきましては、8月29日には、課内で決裁を完了し、同日に市民総務室には回答書を送付しておりましたが、担当の職員が市民総務室から取りまとめて回答するものと誤った認識をしていたため、御本人へのメールでの回答が漏れてしまったものです。</p> <p>回答ができていなかったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、課内の職員に対応の流れを改めて周知し、再発の防止に努めてまいります。(担当:成人保健課)</p>	市民総務室、成人保健課	R5.9.26	R5.10.5

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
258	統-59。9月25日 掲出の市HPタイトル『機械警備開始のお知らせ』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、どの施設の警備なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、10月から学校等施設の機械警備の開始でした。学校管理課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ⇒[仮案]「10月から学校等施設の機械警備の開始」にされたら分かり易い。</p> <p>Q1:機械警備開始時間以外は、警備員等を配置します…との事ですが、学校等施設の機械警備の開始に伴う“校務員の勤務態様”についての記述が有りません。 Q2:“学校等施設”の“等”の学校以外の施設には、どのようなものが有るのでしょうか？ Q3:政府はデジタル化・DX化を促進しています。吹田市の業務を市民に周知するには、市のHPが最も有効な手法です。 しかし吹田市HPの現状は、このタイトルのような意味不明瞭な事例が数多く有ります。DX化に取り組んでおられる情報政策室は広報課との協議をお願い致します。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>学校の機械警備につきまして、御意見をいただきましてありがとうございます。 タイトルに関しましては、御意見を参考に市民の方にわかりやすい表現を心がけてまいります。 機械警備の開始に伴って、校務員の勤務に変更はありませんので、記述をしております。 学校以外の施設につきましては、幼稚園・認定こども園、留守家庭児童育成成室(プレハブ棟)になります。</p>	学校管理課	R5.10.3	R5.10.6
259	統-60。9月25日 掲出の市HPタイトル『令和5年10月より、対象年齢が拡大します』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、何の対象年齢なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、吹田市民の歯科健康診査でした。健康医療部 成人保健課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ・サイトの冒頭の項目が「歯科健康診査」であり、個人的には、日常会話で使われている「歯科健診」の方が受け入れ易い。 ⇒[仮案]「令和5年10月より、吹田市の歯科健診(無料)の対象年齢が拡大します」にされたら分かり易い。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>新着情報のタイトルやサイト内の標題につきましては、いただいた御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p>	成人保健課	R5.10.3	R5.10.6
260	統-62。9月25日 掲出の市HPタイトル『男性のための相談』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、身体の相談?心の相談?結婚・恋愛?両親・妻の介護&仕事の両立?女性からのDV?仕事や職場の相談?(パワハラ・セクハラ・人間関係・経営・本社からの年長の出向者の部下への対応)…とあって思いました。 ・サイトを開くと、男性が暮らしの中で感じている悩みや疑問を専門の男性相談員がお聞きします。一人で悩まずにご相談ください。 ⇒[仮案]「男性の暮らしの中で感じている悩みや困りごと、疑問などの相談」にされたら分かり易い。 ・相談員の対応可能なある程度具体的な概略の例示をされたら、市民は「こんな相談にのって頂ける」…と思われ、相談がし易くなると思います。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>男性のための電話相談につきましては、内容を限定せず様々な相談を受け付けております。 いただきました[仮案]も参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.10.3	R5.10.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
261	<p>続-56-2。9/11 掲出の吹田市 HP。『マイナ バー(個人番号) カード出張申請 サポートを実 施』の確認が必 要。</p>	<p>9月22日に回答を頂きましたが、疑問点他があります。 【1-新規申請受付対応】 【再掲】サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。 Q1【再掲】参考吹田市の未申請者は、何人ですか？ ⇒回答が頂けませんでした。 ※大阪府のサイトに記載の数値。交付状況。(令和5年8月31日現在)⇒吹田市の人口 381,316人。交付枚数 286,103。交付枚数率 75.0%。…でした。 ※10月に2カ所の会場に出張し、新規登録のみの受付をされるのなら、需要予測をされており概数は把握されている筈。 ※今回、2カ所の臨時申請受付窓口の開設についての市民への案内は、吹田市HPの9/11に新着更新情報に掲載されましたが、現在は消去されています。また吹田市HP(Top頁)のイベントカレンダーにも掲載されていません。 吹田市の未申請者(全域)は、約9万人(25%)ですが、臨時会場近隣の市民への事前周知はどのようにされていますか。 ⇒臨時会場へのポスターの掲示。市報の10月号に掲載。近隣自治会の回覧。市HPへの“再掲”はされているのでしょうか？ 【2-申請済でマイナカードの受取が未対応】 Q2【再掲】参考吹田市の未受取り者は、何人ですか？ ⇒9/22回答「市町村ごとの人数が国から公表されておりませんので不明」9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付済み 対象者へ勧奨通知を送付済みであるのであれば、送付枚数の概数を回答して頂ければ良かった。 ・[市民課の公表データ]吹田市のR4年度(R4/4～R5/3)の延べ申請者数(106,667人)および延べ交付者数(66,679人)。⇒R5/4以降の交付件数は多くないと考えた場合、約4万人が未交付者数。 ⇒総務省および総務省の大臣が、マイナカードの未受取り者が約2,000万と8月下旬からマスコミを通じての報道が。 吹田市は、未受取り者への“早期受取り”の周知を市報・市HPでされた記憶が有りません。されたら良かった。他市では8月にされています。 Q3: 代理人によるマイナンバーカードの受取時の手続きが緩和(令和5年8月頃)されていますが、吹田市は、“緩和”について市民に周知をいつされましたか？ ⇒添付画像-1・他市の受取時の手続き緩和 ⇒吹田市の「マイナンバー(個人番号)カード」のサイトの「受取をされる方」ならびに「代理人のみが来庁される交付について」の内容には、“緩和”についての文言が見当たりません。 また「代理人のみが来庁される交付について」のサイトは、7月14日に更新されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。 ・「マイナポイント詐欺にはご注意ください」…の注意喚起の内容を市HPに掲載すべき。 ⇒総務省が9月に注意喚起「マイナポイント駆け込み急増 悪化して…“悪質詐欺メール”横行」 ※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集中対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」…との事。 ⇒吹田市の「特殊詐欺に注意」のサイトには、マイナポイント関連の事象についての記述がありません。 ⇒添付画像-2・他市のマイナポイント詐欺注意 ※危機管理室・広報課へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について、会場へのポスター掲示、市報すいた10月号に掲載、会場や近隣施設の山田出張所でのチラシの配布、リビング北摂(新聞)に記事を掲載という方法で事前周知をしています。市ホームページの新着情報については、掲載できる上限の100件を超えると古いものから削除されますが、「マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施します」のページでそのまま掲載中です。 2)については、市報すいた8月号や交付予約サイトの記事で早期受取りの周知をさせていただきました。 3)については、「代理人のみが来庁される交付について」のページを最新の情報に更新していますが、今後、記事の更新をする際には、市民の方に分かりやすく作成するようにいたします。 4)については、マイナポイントの申込期限は終了しましたが、今後、同様の事案が発生した場合は、担当部署と連携いたします。</p>	市民課	R5.9.28	R5.10.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
262	続-56-3. 9/11 掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。	<p>Q4[再掲]: 吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの9月23日(第4土曜日・祝日)、9月30日まで(第5土曜日)の支援窓口の記述内容が不明瞭。</p> <p>9月22日に回答を頂きましたが、疑問点他があります。</p> <p>A: 9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と9月20日に追記いたしました。</p> <p>⇒1: 9月23日(第4土曜日・祝日)の記述について、今確認をしたところ「開設します」に追記済み。</p> <p>⇒2: 9月30日(土)の記述について、今確認をしたところ、支援の実施期間が「9月29日まで」に修正されていました。</p> <p>※上記の2件の追記・修正について、市HP(Top頁)の到着情報に掲載されていませんでした。加えてこの「マイナポイント」のサイトの冒頭・右側の更新日が“2022年12月21日”のままです。現状では、市民に正しい情報が伝わりません。</p> <p>⇒サイトの冒頭に「到着情報欄の枠」を設けて、サイト内の情報を追加・修正をされた場合には市民に概要がわかるように願います。</p> <p>もう間に合わないと思いますが、市民が9月30日(土)に来られない事を祈っております。数日前に市役所へ行った時に、1Fフロア全体に聞こえるほどのクレーム?!の大声が響いていました。</p> <p>※広報課へ供覧願います。</p>	<p>市のホームページの到着情報に掲載できる記事の上限が100件であるため、記事の一部修正や追加の場合は、到着情報には掲載していませんでしたが、今後必要に応じてサイト冒頭に表記する等、市民の方に分かりやすく作成させていただきます。</p>	市民課	R5.9.28	R5.10.11
263	ジャニーズ事務所の性犯罪問題について	<p>最近テレビやインターネットで、ジャニーズ事務所元社長の性犯罪問題について話題になっています。</p> <p>そこで、以下に提案を書きます。</p> <p>1.市の公共施設にジャニーズ事務所のタレントを起用した国省庁、公益団体、自治体のポスターを掲出拒否する。また、すでに掲出しているポスターについては撤去する。</p> <p>2.吹田市のイメージキャラクターにジャニーズ事務所のタレントを起用しない。</p> <p>3.学校では、男性の性犯罪について授業で扱う。</p> <p>4.吹田市が男性の性犯罪に関する相談窓口を開設する。</p> <p>以上です。</p> <p>担当者様よろしく願います。</p>	<p>1について 御意見として関係所管に共有させていただきます。 (担当:市民総務室)</p> <p>2について 現在市のイメージキャラクターにジャニーズのタレントは起用しておりません。今後のイメージキャラクターの起用等については、御意見を踏まえ検討します。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>3について 小・中学校において、学習指導要領解説(保健体育編)の内容に基づき、性暴力を含む性に関する指導については、児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることや集団指導や個別指導を行う等、計画性を持って実施しております。 (担当:学校教室)</p> <p>4について 男性の性犯罪に関する専門の相談窓口はございませんが、男女共同参画センターで「男性のための電話相談」を第3火曜日19時~21時、第4日曜日13時~17時に行っており、その中で男性の性犯罪に関する相談もしていただけます。 (担当:男女共同参画センター)</p>	市民総務室、男女共同参画センター、シティプロモーション推進室、学校教室	R5.9.28	R5.10.11

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
264	続-61。9月26日掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定の改善提案。』	<p>・このタイトルでは、集配?・市税などの納付?…意味不明瞭です。サイトを開くと、市内38の郵便局と特殊詐欺被害防止などの協定でした。⇒[仮案]「吹田市内郵便局との特殊詐欺被害防止などの包括連携協定」にされたら分かり易い。</p> <p>※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集中対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」…との事。⇒今回の協定の主な目的が「特殊詐欺防止」であることから、吹田市の取組が市民の安心感に伝わります。</p> <p>・行政経営部 企画財政室は、タイトルに具体性を持たせた方が市民には、関心を持たれます。</p> <p>※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>本協定につきましては、協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を予定していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。そのため、市ホームページのタイトルには、「特殊詐欺被害防止」を入れていないものです。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	企画財政室	R5.10.3	R5.10.11
265	移動販売業者(ケーキ)のチラシの件	<p>昨日、ポストに投函されていたチラシにつきまして、①山下第3遊園 南側道路付近(AM11:00~11:30)、②佐竹台幼児遊園 北側道路付近(AM11:45~12:15)、③吹田市佐井寺小学校 西側道路付近、~略~⑥千里山たかつか遊園 南側道路付近(AM15:15~15:45)等で、各30分毎に移動して、チーズケーキやデザート等を移動販売することを広告する記載がございました。「木曜日10/5 一日限定! 売り切れしだい終了!」といった記載があり、本日10/5に販売を実施する予定のようです。「¥1650(取消線)→¥1300」といった二重価格表示も見受けられます。業者名(販売元)は、「株式会社〇〇」と下部に記載されています。こちらの業者の上記販売について、営業許可は出ているのでしょうか。また、二重価格表示については、景品表示法上の問題があると思いますが、過去の金額を比較対照としている場合、最近相当期間に渡って販売した実体があれば、不当表示に該当するおそれがあるかと思いますが問題ないでしょうか。</p>	<p>①ケーキ等の菓子類の移動販売における営業許可について 移動販売中に製造を行わず、製造されたケーキ等の菓子類の販売のみをする行為は、食品衛生法に基づく許可は不要であることを説明しました。</p> <p>②二重価格表示について 景品表示法に係る内容であり、保健所では所管していないため答えられないことを説明し、当案件を担当している大阪府消費生活センターを案内しました。(吹田市消費生活センター及び大阪府消費生活センターに確認済み)</p>	衛生管理課	R5.10.5	R5.10.12
266	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしい	<p>府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしいです。エントランス側の花壇の方の歩道(なかよし道)に通称ひつつきムシが大量に自生しており、花壇への水やりのときに自治会の許可を得て使っている水栓の周りの草刈りをしていますが、ちょっと触れただけで何個もひつついてきて本当にいらいらします。前は自生してなかったのにどこから来てこんなに増えたのか。除草剤で枯らしたいくらい腹立ちます。こいつのせいで草刈りに異常に時間がかかる。当然勝手に枯らせば器物損壊となるのでできません。だから困っているのです。自治会でなんとか対応してください。自治会でできないなら大阪府で対応をお願いします。</p>	<p>府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。自治会は任意団体ですので、本市が自治会活動について指導・監督することはできません。</p>	市民自治推進室	R5.9.29	R5.10.13

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
267	すいたんの無断使用は著作権法違反です	市民の声 令和5年度8月分の9.34で、市議会議員がすいたんを無断で使用していることについて、市は「二次創作に関するガイドラインを定めていなかったため取り締まれない」と法的根拠不明の説明をしています。当該市議会議員はすいたんの絵を独自に作成しているため二次的著作物になりますが、二次的著作物を創るには著作権者(吹田市)の許可が必要です(著作権法第27条 翻案権)。また二次的著作物は、二次的著作物の著作権者(当該市議会議員)だけでなく、原作の著作権者(吹田市)も利用の権利を有します(28条)。従って当該市議会議員の行為は明白な著作権侵害であり、吹田市は当該市議会議員に対してすいたんの利用を停止させる権利があります。差止請求や法的措置を執るべきです。ガイドラインは必要ありません。ちなみにパロディという単語も出されていますが、日本の著作権法にパロディの規定はありませんし、当該市議会議員の場合はすいたんを3Dっぽくしただけなので明らかにパロディには該当しません。この程度の法律知識はネットで調べればすぐわかることです。業務を怠って誤った回答をしたことについて、元の問い合わせをした市民に謝罪してください。とはいっても、過去の市とのやり取りの経験から「ご意見は今後の参考にさせていただきます」といった定型文で誤魔化すと予言しておきます。	すいたんにつきましては、吹田市が著作権を有しており、その翻案権につきましても独占的に有していると認識しております。すいたんの二次創作につきましては、すいたんを広く使ってほしい思いから、利用許諾を求めず、そのルールも定めておりませんでした。本市といたしましては、お願いにより対応すべきものと認識しております。	シティプロモーション推進室	R5.10.2	R5.10.16
268	続-65。9月29日掲出の市HPタイトル『消防署開放デー2023秋』	・このタイトルでは、消防署の見学かな？。イメージが湧きません。また吹田市内の4か所の消防署すべてかな？…と思いました。 ・サイトを開くと、「【西消防署】での消防車の乗車、ミニ消防車の運転、放水、救急救命などを体験して、楽しく防火防災の事を学びましょう」…でした。 ⇒クリックされた方の中には、「何や、西消防署や！」…と“がっかり感”の人。または「西消防署や！」近くやし行ってみよか〜の人が。 ・市民がクリックしてみよか、行ってみよか…の為に具体的な内容を含めたタイトルにされたら… ⇒[仮案]「【西消防署】防火防災の体験イベント。10月29日(日)【要申込み】」にされたら分かり易い。 PS:西消防署の地図があれば、更に分かり易い。または「開催場所」の欄に“江坂駅南口から徒歩〇分”の記載でも良いと思います。 ※広報課へ供覧願います。	貴重なご意見をありがとうございます。今後は御指摘内容を参考に、より見やすい、わかりやすいホームページ作りを心掛けますので、よろしくお願ひします。	総務予防室	R5.10.10	R5.10.20
269	公明党坂口議員の当て逃げについて	先日、報道で坂口議員が当て逃げをしていたこと、またそのことを記者に問われても、よくわからない言い訳をして、申し訳ないと言っている報道を見ました。議員としてどうなんでしょうか。吹田市議会議員として、市民の代表の人として、ふさわしくないと思いますが、その後、どうなったのかわかりません。市議会として何も処分等はなされないのでしょうか。	この度、御指摘いただいた報道の内容については、民事事件などであり、また、本会議での審議の際に議場などで発生した事案ではないため、議会で懲罰などの処分を科す権限はございません。議員としてふさわしくない等の思いを持たれたとのことで、誠に恐縮ではございますが、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。	議会事務局	R5.10.6	R5.10.23

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
270	<p>続-66。9月28日掲出の市HPタイトル『保育スタッフ養成講座を開催』</p>	<p>男女共同参画センターは、タイトルに具体性をもたせて市民が参加し易くされませんか。 ⇒[仮案]「保育スタッフ養成講座を開催。(全6回連続講座)[一時保育付き。無料][11月20日締切] ⇒添付画像-他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。 ※広報課へお願い。このような投稿を2年ほど、行っており、広報課へも要望をしております。市の監査からも後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページのタイトルについて 新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。 いただきました御意見を参考に、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。具体的には、ページタイトルに合わせて、「●●●」を開催します【●月●日締切】としていきます。 (担当:男女共同参画センター) マニュアルの周知について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、男女共同参画センター</p>	<p>R5.10.11</p>	<p>R5.10.24</p>
271	<p>続-61-2。9月26日掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定』の改善提案。</p>	<p>10月11日に回答を頂きましたが、サイトの内容に疑問が有ります。 1)サイトの項目の中の「吹田市内郵便局包括連携協定を“締結しました”」の中に“特殊詐欺被害防止の啓発や(中略)事業連携を進めていきます。”の記述が有ります。 ⇒添付画像 サイトの画像 2)回答は「協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を“予定”していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。 “予定の事”は、「締結しました」の項に含めるべきでは無いと考えます。 ⇒“予定の事”を「締結しました…」の項目内に入らずに、下段の「連携協定の内容」の項目内に、“今後の予定”として“特殊詐欺被害防止の啓発”を追記される方が、市民は錯誤しません。 または、「安心・安全な暮らしの実現に関すること」の後段に括弧書きで(特殊詐欺被害防止など)を追記されるのも一案と思いますが、但し協定書の文言の変更が伴うと思います。 3)ニュースでは、「郵便局・銀行・信用金庫などで特殊詐欺を未然に防いだ」をよく見ますので、市民はこのサイトを見る限りでは、勘違いをされたままです。 高齢者の中には、郵便局が前向きに特殊詐欺防止に取組まれるのなら、詐欺の被害に遭わないために今、銀行の預金 or タンス預金を郵便局に預けてみようか…と早や合点される方がおられるかも…。 ⇒吹田市が“特殊詐欺被害防止の啓発”についてどのような事を考えておられるのか分かりませんが、吹田市と吹田市内郵便局との間での調整・確認が必要かと思われれます。 4)“包括連携協定”は一般的に、○○について包括連携協定をしました…になり、⇒○○が必要。行政経営部 企画財政室は、タイトルに○○などの追記をされて、市民に誤解を与えないようにされたら良いかと思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「吹田市内郵便局との包括連携協定を締結しました」の項目内には、本協定の締結につき、その主旨の説明をしています。どのようなことを実施していくものか、市民の方がイメージしやすいよう主な取組を挙げていますが、その取組については、「事業連携を進めていきます。」と、これから取り組んでいく予定であることがわかるような表現にしています。 また、包括連携協定は、個別の連携協定とは異なり、複数の分野で取組を進める連携であるため、タイトルには特定の取組を記載しておりません。 今後もより一層、市民の方へわかりやすいようなホームページとなるよう努めてまいります。</p>	<p>企画財政室</p>	<p>R5.10.12</p>	<p>R5.10.25</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
272	山田駅のコーヨーで輩風の男が文句を言ってきたことについて	<p>10月22日18時30分頃、山田駅のコーヨーの牛乳売り場付近で人が集まっていたところ、突然夫婦と思われる2人組のうちの一人の輩風の男が私の母に向かって、邪魔なんだよドケよババアと暴言を吐いてきました。</p> <p>最初は中年の女性は他にたくさんいたのでまさか母に言っているとは思わずびっくり。コーヨーも最近は変な奴が増えました。</p> <p>コーヨー側には株主として苦情を入れてあるので市側からも警備強化のお願い等お願いします。</p> <p>この前も変な人に絡まれたときに店長が警備体制を強化すると言っていました。またこんなことになるとは。</p>	<p>当該箇所の警備については、行政に関わる事案ではありませんので、市として対応いたしかねます。</p>	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25
273	統-65-2。『消防署開放デー2023秋』の改善要望	<p>10月11日掲出の市HPタイトル『消防署開放デー2023秋』⇒9月29日掲出のタイトルと同じです。</p> <p>・開催日が10月29日であり、再周知なのか?…と思い、下へスクロールをすると、「申込みは終了しました」でした。</p> <p>⇒添付画像-1。サイトの内容 ⇒スマホの場合は、下へのスクロールが多くなり分かり難い。</p> <p>⇒[仮案] タイトルを「消防署開放デー2023秋【募集を終了しました】」にされたら分かり易い。</p> <p>また、サイトの申込み締め切り日の項に追記するのではなく、冒頭に【募集を終了しました】を表記をすれば、市民の勘違いが防げます。</p> <p>⇒添付画像-2。【募集を終了しました】の表記例</p> <p>・情報政策室へ。DX時代に取組んでおられる吹田市にお願い。吹田市が市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。</p> <p>⇒広報課と、協議願います。</p> <p>※広報課へお願い。広報課へも要望をしており、市の監査委員からは“分かり易いHpを”…後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。</p> <p>⇒添付画像-3、4。他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。先日(10月29日)いただいた御意見も含めまして、今後ホームページを作成する上で御参考にさせていただき、市民の皆様に見やすく、わかりやすいホームページ作りに取り組めますので、よろしく願います。</p>	総務予防室	R5.10.13	R5.10.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
274	続-68。『吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望』	<p>吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。</p> <p>⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。</p> <p>私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった？記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。</p> <p>1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に関した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市民病院について</p> <p>市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています。</p> <p>本件は御要望として吹田市民病院へ共有させていただきますとともに、〇〇様のように、長年にわたり市民病院を御愛着を持って御利用いただけますよう、市民病院と連携を図ってまいります。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p> <p>吹田市の沿革について</p> <p>いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、健康まちづくり室	R5.10.16	R5.10.27

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
275	<p>続-69。『吹田市のHPに吹田市庁舎の建設記録を要望』</p>	<p>・吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。</p> <p>・吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。</p> <p>・吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものと推測します。</p> <p>⇒吹田市のHPには、何の記録が有りません。市庁舎の建替え計画のみです。市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。</p> <p>・吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切にす吹田市になって欲しいです。</p> <p>1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内にお願います。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>回答が遅くなり申し訳ありません。 貴重なご意見ありがとうございます。 本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。</p>	総務室	R5.10.16	R5.11.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
276	【再依頼】証明書等の証明書欄の削除	<p>吹田市シティプロモーション推進室と以下のやりとりを行いました。</p> <p>10月18日 ○○ー吹田市シティプロモーション推進室 知り合いがすいたんの着ぐるみやデザインの申請の際に、書類が手書きであり苦労したと聞きました。ホームページを確認したところ、それぞれの申請書にボールペンでの記載や捺印について書かれています。本日に必要なのでしょうか？</p> <p>要領には記載がみあたらないですし、メール申請可能な点と矛盾しています。無駄な手間がかかるだけなので、必要ないのでしたら、様式を差し替えてほしいです。必要なのでしたら、どのような理由からなのか知りたいですし、要領にも明記してほしいです。</p> <p>10月19日 吹田市シティプロモーション推進室ー○○ お問い合わせありがとうございます。 吹田市シティプロモーション推進室です。 吹田市イメージキャラクターすいたんの着ぐるみ貸出申請書およびデザイン使用申請書の記入例にしまして、ご意見いただきありがとうございます。 誤解を招く内容となっており、大変失礼いたしました。 下記の内容で対応させていただきます。 ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。 今後ともよろしく願っています。</p> <p>10月19日 ○○ー吹田市シティプロモーション推進室 吹田市役所 都市魅力部シティプロモーション推進室 御中 早急な返信ありがとうございます。 ・ボールペンでの記載にしまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印にしまして、文言を削除させていただきます。 まだホームページが修正されていないようですが、いつ修正されるのでしょうか。 修正が完了次第、お知らせください。 ボールペンの記載を残す必要があるのかどうか疑問は残ります。 吹田市全体でボールペンで記載するように申請書に明記されているのでしょうか。 また、以前に「申請書等の証明書欄の削除」を依頼しておりましたが、本件も誤解を招く表現が残っていたと思いますので、市民の声にも投稿します。 関係部門との連携をお願いします。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf</p> <p>以前に捺印に関して誤解を招く表現はやめていただくように全庁的に見直しを依頼しましたが、本件は対象外なのでしょうか。なぜ、見直しがされていないのかご説明をお願いします。 再度、全庁的な見直しをおこなってください。</p>	<p>本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。</p> <p>手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するために、お願いしているものです。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしましたが、捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に捺印を廃止した書類であり、対象でございません。</p> <p>以前いただきました御意見を受け、捺印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)</p>	企画財政室、シティプロモーション推進室	R5.10.20	R5.11.1

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
277	続-73.10月27日掲出の市HPタイトル『インフルエンザに注意しましょう』の改善要望	<p>10月4日のHP(Top頁)に掲出のタイトルが全く同じ。サイトを開くと更新日が10月27日ですが、追加・変更点の有無の記載がありません。⇒「再周知」と判断されます。</p> <p>⇒添付画像-1.タイトルが同じ。</p> <p>1)健康医療部 地域保健課は、このサイトを掲出された目的は何ですか。</p> <p>2)[追加・変更点]が有る時は、タイトルに概略の付記を願う。またサイトの冒頭に「新着情報欄」の枠を設けて[追加・変更点]の内容が市民に分かるように願います。</p> <p>⇒添付画像-2.サイトのタイトルが10/4掲出と10/27掲出時で変化、</p> <p>・サイトの冒頭記述「[前略]患者報告数が流行期入りの目安となる1人/週を超えて…」は同じですが、タイトルが、10/4は「流行警報レベル」⇒10/27は「流行中です」に変化。</p> <p>⇒吹田市の感染者は、メディアの感染拡大報道と異なり、減少傾向と受け止められます。</p> <p>⇒追加・変更が有る場合で、HP(Top頁)のタイトルが同じであれば、スルーされる可能性があり、周知漏れの懸念が。</p> <p>3)10月17日のニュース「飛び降り」など子どもの「異常行動」に注意を ⇒留意点の注記が必要。</p> <p>厚生労働省では、万が一の転落等の事故を防ぐために、発熱から少なくとも2日間は、特に小児、未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、「玄関や窓を確実に施錠する」「ベランダに面していない部屋で寝かせる」「一戸建てに住んでいる場合は、できる限り1階で寝かせる」などの対策を呼びかけ。</p> <p>4)10月19日のニュース「早くも流行！インフルエンザ 深刻な医薬品不足で年内絶望的」</p> <p>⇒インフルエンザに罹らない事が重要。マスクの着用が大切。先日、梅田から20時の通勤時間帯の電車に乗りましたが、マスクをされていない方が多いです。</p> <p>※広報課・情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【ご質問(1)の回答について】</p> <p>大阪府内のインフルエンザ患者の定点報告数が増加傾向であったため、市民に広くインフルエンザの注意喚起及び感染予防策を啓発する目的で、10月4日にホームページへ掲載したものです。また、10月27日は、その関連リーフレット等を新たに追加掲載したものです。</p> <p>御指摘のとおり、タイトルが同じであり、どの情報が更新されたか分かりにくいいため、掲載内容については、修正いたします。</p> <p>【ご質問(2)の回答について】</p> <p>ホームページの新着情報欄のタイトルを追加・修正・変更と市民に分かりやすいように修正いたします。また、サイトのタイトルも同様に分かりやすい表記に努めます。インフルエンザの流行状況については、大阪府感染症情報センターが示す表現を使用することとします。</p> <p>【ご質問(3)の回答について】</p> <p>ホームページへの掲載方法について改善を行ってまいります。</p> <p>【ご質問(4)の回答について】</p> <p>情報発信を必要な時期に行うよう努めていきます。インフルエンザの流行状況を発信するとともに、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い、ワクチン接種等、有効な感染予防策についても引き続き、ホームページや市のSNS等を通じて啓発いたします。</p>	地域保健課	R5.10.31	R5.11.9
278	せせらぎの道と総合運動場について	<p>せせらぎの道について。南側の歩道(きじま歯科の向かいあたり)で葉っぱが詰まっているのか歩道はもちろん車道にまで水が溢れています。大きな水溜まりができていたので対応をお願いします。</p> <p>総合運動場について。陸上競技大会などで夜までスタートの際のピストルが鳴っているので、せめて夜はピストルの使用をやめて欲しいです。それ以外の時間でもピストル音は驚くのでポスティングで開催予告をお願いします。また、夕方から夜にかけてサッカーなのか分かりませんが、ボールの音と一緒にコーチが監督が怒鳴るような声が聞こえます。言葉遣いが良くなく、聞こえてくるとかなり嫌な気持ちになるので市の方からも言葉遣いの指導をお願いします。</p>	<p>せせらぎの道について</p> <p>当該箇所について清掃を行いました。御連絡ありがとうございました。(担当:道路室)</p> <p>総合運動場について</p> <p>陸上競技大会のスタート時におけるピストルの使用については、競技の特性上必要となりますが、現在は電子ピストルを使用し、音量を抑えております。近隣の皆様には御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、利用者の言葉遣いにつきましては、施設管理を行っている指定管理者へ共有し、利用団体へ周知いたします。(担当:文化スポーツ推進室)</p>	文化スポーツ推進室、道路室	R5.10.30	R5.11.10

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
279	<p>続-70。10月27日掲出の市HPタイトル『医療機関向けページ』の改善要望</p>	<p>10月1日のHPに掲出とタイトルが同じ。サイトを開くと、新型コロナウイルス感染症に係る内容でした。⇒添付画像-1参照。 サイトの冒頭には、「令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い[後略]」…の文言が。 ⇒医療機関には、内科・整形外科・眼科・歯科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科…いろいろ有ります。このタイトルでは、全ての医療機関が対象になります。 1)健康医療部 地域保健課は、タイトルにコロナ関連である事の詳細性をもたせて対象者に分かり易くされて、医療機関に無駄なクリックをさせないためにも…。 2)サイトの更新日が10月27日であり、文書量が非常に多く変更点・追加点分かるようにサイトの冒頭に“新着・更新情報”の枠が必要とします。 ⇒現状では[再掲][再周知]の場合のルールが策定されておらず、[更新]の表示がされており他のサイトを含めて対象者の方は、サイト内の情報の全ての変更の有無の確認が必要となります。 ⇒加えて、変更点がある場合は、医療機関への周知漏れを無くすためにもタイトルに変更点の付記が必要。 3)DX時代に取組んでおられる情報政策室にお願い。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。 ⇒広報課と、協議願います。※この項は、10月13日投稿の[続-65-2]でお願いをしましたが、回答が有りませんでした。 ※広報課へ供覧願います。※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」 ⇒添付画像-2。[再掲]の表記</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1及び2について 新着更新情報にある10月1日更新分の医療機関向けページは、すでに表示なくなっていますが、10月27日分については、御指摘のとおり、関係機関が分かりやすい表記へ修正しました。 (担当:地域保健課)</p> <p>3について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたしません。 市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならずから様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、地域保健課</p>	<p>R5.10.30</p>	<p>R5.11.10</p>
280	<p>続-72。『市報の正誤表』の周知方法の改善要望</p>	<p>吹田市報に誤り(今年は14件)があった場合の周知は現在、市のHP⇒広報紙「市報すいた」⇒市報すいたの訂正とお詫びのサイトに掲載のみであり、市HP(Top頁)の新着更新情報ならびに翌月の市報に掲載がされた記憶が有りません。 ⇒1;市報に誤りがあった場合は、市HP(Top頁)の新着更新情報のサイトに速やかに掲出されますように。 添付画像。吹田市の正誤サイト。他市のHPへの掲出例。 ⇒2;翌月の市報に掲載されますように。 Q;市報のデジタル版は月末に掲出されますが、判明している誤りヶ所は掲出時に訂正済みなのでしょうか？ ※現状での市民への周知方法では、ネット環境に縁の無い方には正誤について周知されていない事になります。 ※情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報に掲載している情報に誤りや変更があった場合、市民生活に大きな影響を及ぼすものについては、ホームページでの掲載や翌月の市報で周知するなど、内容に応じて適宜効果的な方法にて周知しております。 デジタル版については、PDFデータは納品物になるため、未修正の内容になっています。 HTML版については、修正済みの内容を掲載しております。 今後PDFデータにつきましても、修正箇所がわかるようホームページ上に掲載するなど、検討してまいります。</p>	<p>広報課</p>	<p>R5.10.30</p>	<p>R5.11.10</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
281	「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます	<p>・シティプロモーション推進室 御中 シティプロモーション推進室のホームページを確認しました。記入例を修正いただきありがとうございます。 「手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するためお願いしているものです。」とありますが、吹田市にあるすべての書類に記載されていないのであれば、記載が必要なのか疑問が残りますが、記入例のみに記載してあり、申請書自体には記載されていないので、手書きが必須であると間違う可能性も低いことから、これ以上、意見は申し上げません。</p> <p>・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」という回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強いた事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p> <p>〇〇様 5吹市総第 8597-2号 令和5年11月1日 (2023年) 吹田市長 後藤 圭二(公印省略) 「【再依頼】証明書等の証明書欄の削除」について(回答) 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)10月20日に送信いただきました標題の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。</p> <p>・本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明になることを防止するために、お願いしているものです。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>・押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしました。申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に押印を廃止した書類であり、対象でございます。 以前いただきました御意見を受け、押印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)</p>	<p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様によりわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	企画財政室	R5.11.2	R5.11.16

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
282	<p>続-69-2。『吹田市庁舎建設60周年記念行事ならびに市HPに吹田市庁舎の建設記録を要望』</p>	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒11月1日に総務室 庁舎管理担当からの回答は「本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましても、検討をいたします。」 ⇒回答内容が、投稿内容に対して噛み合っておりません。 Q1:後藤 吹田市長様へ。吹田市庁舎の低層棟が60周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか、よろしくご願致します。 Q2:現在の泉町の吹田市庁舎(木造⇒低層棟・中・高層棟)の建設記録が市HPに皆無です。市民として恥ずかしく、また吹田市の業務運営が残念に思えます。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。 -----【10月16日に投稿(再掲)】----- 吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。 吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。 吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものだと推測します。 ⇒吹田市のHPには、何の記録もありません。市庁舎の建替え計画のみです。 市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。 吹田で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切にす吹田市になって欲しいです。 1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>総務室におきまして、本庁舎等の市の建築物に関する記念事業は実施を予定しておりませんが、本市では市制施行に関する周年記念事業を実施しており、近年では、令和元年度から令和2年度にかけて、市や吹田市制施行80周年プロジェクト会議等が市制施行80周年を記念して様々な行事の開催などに取り組みました。 また、市のホームページにおいて、本庁舎における建築物の変遷に特化した内容を掲載する予定はございませんが、「市の沿革」ページにおいて、市政施行当時からこれまでの歴史を様々な出来事に触れ紹介しております。</p>	総務室	R5.11.13	R5.11.17

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
283	<p>統-74。10月31日掲出の市HPタイトル『ひとり親世帯分』令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金』の改善要望</p>	<p>1)市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」には、「4月25日」の表記で、サイトの更新日の「10月31日」との整合性がありません。更新日に合わせる必要あり。 ⇒添付画像-1 子育て世帯給付。大切なお知らせ 加えて、更新日の「10月31日」には、市HP(Top頁)の「新着情報欄」には、掲出されていません。参考:「新着情報欄」初回掲出は4月21日で10月31日の間のサイトの更新時(約10回)には掲出されていなかった…と思います。 ⇒添付画像-2 子育て世帯給付。新着情報欄10月31日 ⇒「大切なお知らせ」欄の日付が変更されないと、市民はサイトの更新に気付かれません。 ⇒現状では、対象者に情報が伝わっていないように思えます。 2)サイトの「対象者-2の2行目の“令和3年中の収入”の記述が有りますが、何故“令和4年中の収入”で無いのか、教えて下さい。 3)サイトの「対象者-3の2行目の“基準日以降”の語句が有りますが、サイト内には“基準日はいつ?”についての説明が有りません、記述が必要だと思います。 4)「DV等の被害を受けて児童と避難中の方へ」…の項について、【ひとり親世帯以外分】のサイトには記載がありますが、【ひとり親世帯分】のサイトには記載がありません。なぜですか？ 5)他市からの転入者の取扱いは、対象となるのでしょうか？ 6)支給手続きの項に「対象者の方には、令和5年5月上旬に案内を送付します。(4/21初回掲出)」の記述が。⇒サイト内には、「給付金のお知らせの通知」を5月9日～9月15日まで毎月送付されていますが、どのような方なのか教えて下さい。 7)広報課への質問、サイトの更新時の市HP(Top頁)の「大切なお知らせ」欄の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出ルールはどのようになっていますか？ 8)「大切なお知らせ」欄への掲出は、今回、投稿の内容よりも対策本部が設置されている「特殊詐欺に注意」の掲出が優先されるものと思います。誰が判断されるのでしょうか？。基準を教えてください。 9)DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解を願います。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 吹田市HP(Top頁)の大切なお知らせ欄の日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記とさせていただきます。更新日の10月31日については、支給時期についてのみ随時更新していることによるものです。新着情報への掲出は給付金の内容が変更になったと誤解を与えかねないため控えておりますが、対象者の方へは支給日を随時ホームページに掲載する旨を別途お知らせしております。 (担当:子育て給付課)</p> <p>2)について 対象者-2の方は、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されない方であり、令和5年3月分の児童扶養手当は、令和3年中の収入を基に決定しているため、“令和3年中の収入”となっております。 (担当:子育て給付課)</p> <p>3)について 基準日につきましては、御指摘いただきましたとおり、改めて、ホームページに記載させていただきます。 (担当:子育て給付課)</p> <p>4)について 【ひとり親世帯分】の給付金の受給資格については、児童扶養手当の受給資格に準拠しているため、【ひとり親世帯以外分】のように、給付金の受給資格として「DV等の被害を受けて児童と避難中の方」を対象としていないためです。 (担当:子育て給付課)</p> <p>5)について 転入元市区町村で本給付金を受給しておらず、かつ支給要件に該当する方は対象となります。 (担当:子育て給付課)</p> <p>6)について 児童扶養手当の不足書類の提出等により、遡って令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象者となった方等が対象となります。 (担当:子育て給付課)</p> <p>7)について 「大切なお知らせ」の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出については、発信する内容に応じて発信元の各室課が判断しています。 (担当:広報課)</p> <p>8)について 「大切なお知らせ」につきましては、広報課にて市民生活に影響が大きい内容を掲出するよう運用しています。 (担当:広報課)</p> <p>9)について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 5吹市総第0623-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、子育て給付課</p>	<p>R5.11.8</p>	<p>R5.11.20</p>
284	<p>市報について</p>	<p>市報について市広報課に問い合わせした時、市民意識調査で特に問題ないので改善する必要はないと言われました。市民意識調査は誰を対象にしているのですか？一部の結果だけで市政を決めるのはおかしくないですか？市民に聞くなら全員に聞くべきではないですか？市政は一部の人達で決めるのではなく幅広く聞けるようにしてください。別にあなた方に市政を任しているわけではありません。今の市のやり方には税金を1円も払いたくない心境です。</p>	<p>市民意識調査につきましては、18歳以上85歳未満の吹田市在住者のうち、無作為抽出した2000人を対象に行っております。 全数調査につきましては、誤差なく正確な結果が得られる反面、膨大な費用や手間がかかるという欠点があるため、当市の市民意識調査では、「対象となるもの一部を調査して、全体を推定する方法」である、標本調査を採用しているものです。 今回、前述の条件を満たす2,000人の対象者に調査をしたところ、有効回答件数1,176件(回収率58.8%)と十分信頼できる市民の御意見を集めることができましたと考えております。</p>	<p>市民総務室</p>	<p>R5.11.13</p>	<p>R5.11.27</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
285	<p>統-68-2.『吹田市民病院の70周年記念行事ならびにHPにアーカイブのサイトを要望』</p>	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒10月27日に健康まちづくり室からの回答は「地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています」「要望について市民病院へ共有させていただきます」 Q1:後藤 吹田市長様へ市民病院が70周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願致します。 Q2:1953年に開院されてから2014年に地方独立行政法人化されるまでは、吹田市の所管事業であり、その間の市民の医療を担ってこられた記録は吹田市のHPに何らかの記録が必要だと思います。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。 -----【10月16日に投稿(再掲)】----- 吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。 ⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。 私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった?記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦労・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。 1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトを、10年間毎の記述しか無く市民病院に関した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>Q1について 前回の回答のとおり、市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は同病院が主体的に行っていますことから、本件は御要望として同病院へ共有させていただきました。 このような御提案を再度いただきましたことは、同病院が開院以来取り組んできた、市民に寄り添った医療の提供が実を結んだ賜物と感じています。 70周年という節目を迎え、これまでの歩みを振り返ることは意義あるものと考えますが、一方で、同病院には地域の医療機関では担うことができない医療提供を行う、二次医療機関としての役割を日々適切に果たす責務がございます。 また、今般の医師の働き方改革推進等の医療現場を取り巻く情勢を鑑みますと、市といたしましては、記念行事の開催は困難と考えています。 この度の〇〇様の御提案は、医療現場を支える医師や看護師等の支えになるものであり、厚くお礼申し上げます。引き続き、市民に心ある医療が提供できるよう、同病院と連携してまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>Q2について いただきました御意見を参考に、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、健康まちづくり室</p>	<p>R5.11.13</p>	<p>R5.11.27</p>
286	<p>吹田市役所職員の皆さまへの感謝</p>	<p>吹田市に住み、13年となります。 その間、市役所職員の幾つかの部署の方々と接する、お会いさせて頂く機会がありました。 子ども育成室、シティプロモーション室、議会事務局、市民課の皆さまは仕事に対しても誠実で真摯に取り組まれ、丁寧に御対応いただいていることに感謝の気持ちで一杯です。 皆さまが、その仕事に対し誇りを持ち、その責任もしっかりとお持ちなのだと思います。 これは吹田市民として嬉しく、この街で生活することに、暮らしを続けることに安心感を提供してくれています。 暮らす街への安心感が愛着を生み育み、そのことを通じ日常の普通のことを幸せと感じる充実した暮らしの「礎」となるのだと思います。 職員の皆様、お体に気をつけ頑張ってください。これからもよろしくお願いたします。</p>	<p>本市職員に対する感謝のお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。 職員にとって今後の励みになるものと思います。 頂戴しました御意見につきましては、お申出いただきました部署と共有させていただいております。</p>	<p>市民総務室</p>	<p>R5.12.4</p>	<p>R5.12.8</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
287	続-79.吹田市役所他公共施設の電力引込の高圧ケーブルの点検状況についての質問。	<p>先日12月に飯能市の図書館と西条市役所のサービスセンターで高圧電力引込ケーブルの不具合で停電が発生。数か月前には某市の高圧電力ケーブルが埋設されているマンホール内で爆発事故が発生。</p> <p>・上記事故関連で電線工業会が現在、一部電線の新規受注停止中「納期に余裕を持った発注を」の報道が。</p> <p>⇒飯能市の場合、5日に事故発生。17日から業務開始との事。</p> <p>Q1:吹田市は、高圧の電気での受電施設が多く有りますが、ケーブルの対電圧試験は定期的実施されているのでしょうか？点検頻度は何年に1回でしょうか。</p> <p>・吹田市役所本庁の直近の点検は、何時されましたでしょうか？</p> <p>・ケーブルの対電圧試験を行うには、庁舎他公共施設の停電が必要ですが、吹田市のHPで施設の停電に伴う休館についての周知は、見た事が有りません。また入札の案件でも見た事が有りません。</p>	<p>経済産業省の「電気設備の技術基準の解釈」(第15条)において、高圧又は特別高圧の電路が有すべき絶縁性能が定められておりますが、当該性能を確認するための耐電圧試験はケーブルへの高い負荷を伴うことから、一般的に新設時や増設時にのみ実施することになっており、定期的な耐電圧試験の実施に関する法の定めはありません。本庁舎においては、平成30年度に高圧電気設備を更新した際に耐電圧試験を実施しております。</p> <p>なお、庁舎における停電を伴う絶縁抵抗試験や接地抵抗試験については毎年度実施しておりますが、閉庁日に実施していることから、ホームページ等での周知は行っておりません。</p>	総務室	R5.12.19	R5.12.27
288	市政に対するご意見・ご要望について(「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます)の続き	<p>以下の回答がありました。2点確認したいことがあります。</p> <p>1. 確認結果の報告内容の公表はいつされるのでしょうか？ https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html こちらのホームページにも記載が見当たらなかったため、ご教示ください。</p> <p>2. これまで公文書で担当課長名で回答があったと思いますが、本件のみ担当者からのメールになっているのは、なぜでしょうか？ これまでと取り扱いにどのような違いがあるのかご教示ください。</p> <p>吹田市 企画財政室 2023/11/16 10:40</p> <p>〇〇様 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)11月1日付けでお問合せいただきました市政に対するご意見・ご要望につきまして回答させていただきます。</p> <p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様によりわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p> <p>(以下、お問い合わせ内容) ・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。</p> <p>全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強い事を踏まえ、改善してください。</p> <p>今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p>	<p>前回御意見いただき、市ホームページに掲載されている様式等における押印要否の適切な表記につきまして、全庁的な照会を実施いたしました。その結果、全ての室課において正しい表記となっていることを確認した旨の報告を受けています。</p> <p>なお、誤り等を見直した正しい様式で掲載することが第一義と考えており、詳細な本照会結果をホームページ等で公表することは予定していません。</p> <p>また、回答方法につきまして、いただいた御意見に対する回答は基本的に担当室課から回答するものとなっております。その際、回答における発信者名及び回答方法は、各室課が判断しております。</p> <p>10月20日にいただいた「【再依頼】証明書等の証明書欄の削除」に対する回答は企画財政室及びシティプロモーション推進室の2室課からの回答であったため、市民総務室が取りまとめのうえで回答させていただきましたが、11月1日にいただいた「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます」に対する回答は、企画財政室が担当室課として回答させていただきました。</p> <p>以上のことから、今回の2つの回答で発信者名及び回答方法が異なる形となったものでございますが、どちらの回答に関しましても企画財政室長による決裁を得ており、市として正式な回答であることに相違はございません。</p>	企画財政室	R5.12.19	R5.12.28

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
289	<p>続-81。吹田市内のバス・タクシーの利便性が低下。市の交通行政の取組について教えてください</p>	<p>最近、運転手不足ならびに“2024年問題”でいわれている時間外労働規制で、全国で地方・都市圏関係なくバス路線の減便・路線廃止のニュースが多いです。 [吹田市の現状] ・先日、京阪バスが路線廃止。阪急バスが路線変更・路線廃止の報道。 ⇒先日、JR線を利用して吹田駅に行くために阪急バスの時刻表を見ると、9時台には1本も無し。やむなく阪急電車で梅田へ⇒JR大阪駅に。 ・加えて吹田市内にあったタクシー会社(日本交通)が数年前に営業所の廃止。阪急豊津駅前前の阪急タクシー乗り場の待機車は最近見たことが無いです。向かい側のバス停には3年前迄は常に2〜3台が客待ちのタクシーがありましたが、最近は一切見ません。 ⇒添付画像-1。駅前の客待ちタクシーの状況。上:バス停前-2019年。中:2022年。下:阪急タクシー乗り場-最近。 ⇒所用(含む市民病院)で阪急タクシーに予約を10日前に電話すると「予約は1週間前からです」⇒朝に電話をすると、8回電話を掛けるも話中。⇒日本タクシーに電話をするも「9〜11時は予約で一杯」との事。 ・市民病院正面玄関前の客待ちタクシーも激減。3年前には、常に6台位⇒現在は0〜1台。 ⇒添付画像-2。病院前の客待ちタクシーの状況。上:2020年時。下:2022年時。 ・市民病院に通院されている方は、西宮市在住の子供さんに送迎依頼。 ・2024年4月からの時間外労働規制で、更に今後バス路線の減便・路線変更が進むのではないのでしょうか。 ・高齢者の免許返納も躊躇せざるを得ない状況。通勤・通学・日常生活にも影響の懸念。 Q1:吹田市は、運転手不足ならびに“2024年問題”で現状の阪急バスの今後の動向把握。タクシーの台数把握と予想、市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保。非常災害時(夜間・休日)の職員の確保など、どのように取組まれておられますでしょうか？ Q2:DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。上記のような吹田市内の交通事情の中で来庁しなくても良いように、速やかなデジタル化の推進が必要と考えます。 ※今日の朝刊に「ライドシェア部分解禁」の報道が有りましたが、制度設計がまだできていない事から個人的には、疑問点が多すぎの感。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 阪急バスでは、現状でも運転士の確保に苦慮しており、2024年問題についても対応方針を検討されているとお聞きしております。また、本市ではタクシーの台数把握等は行っておりません。 市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保、非常災害時の職員の確保につきましては、本市域においてはJR、阪急電鉄、OsakaMetro、北大阪急行、大阪モノレール、阪急バス、近鉄バス、コミュニティバスであるすいすいバスにより公共交通利用圏(駅勢圏:半径800m以内、バス停勢圏:半径300m)によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況であることから、現状の公共交通で賄えているものと認識しております。本市としましては、現状の公共交通を維持できるよう、様々な施策を実施、検討しているところでございます。 (担当:総務交通室)</p> <p>Q2について 本市では電子申請システム等の活用により来庁しなくても自宅から申請等が可能な手続の整備を着実に進めているところでございます。 (担当:情報政策室)</p>	<p>情報政策室、総務交通室</p>	<p>R5.12.21</p>	<p>R6.1.5</p>

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
290 ひとり親	<p>国が決定した住民税非課税世帯への給付金についてとても怒りがあり、各自治体が始めている独自の給付金の有無について知りたいです。ひとり親で子供達を育てています。仕事をしていてももちろん住民税も支払っています。</p> <p>住民税非課税の知り合いは、精神科からの診断書があり生活保護を受けていて、毎日ママ友と喫茶店でお喋りしたりと、とても楽しそうに過ごしています。</p> <p>子供達との時間を削り、必死で働いて税金を払っている人には何もなく、楽しんでいる人に給付金。おかしくないですか？</p> <p>吹田市独自の政策として、ひとり親やしっかり税金を払っている人たちにもっと目を向けた政策を打ち出してくれませんか？</p>	<p>各自治体が始めている独自の給付金の有無と税金を払っている人に向けた施策について</p> <p>本市では、今般の物価高騰等を受け、小中学生の給食費の負担軽減やキャッシュレス決済ポイント還元事業など、様々な形で多くの市民の皆様にご活用いただける独自施策を実施してきたものです。</p> <p>今後のさらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国の動向等を注視しつつ、状況に応じて適切に判断してまいります。</p> <p>(担当:企画財政室)</p> <p>ひとり親に向けた給付金の有無について</p> <p>ひとり親に向けた本市独自の給付金はございませんが、国の給付金として令和5年度子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付を行っております。物価高騰の影響により家計が急変した方も対象となりますので、よろしければ吹田市ホームページで詳細を御確認いただき、要件に該当し未受給の場合は申請期限までにお手続きいただければと存じます。</p> <p>この度の御意見につきましては、今後のひとり親施策推進の参考としてまいります。</p> <p>(担当:子育て給付課)</p>	企画財政室、子育て給付課	R6.1.4	R6.1.12
291 公休と有休について	<p>2023年7月21日からの契約社員で、週5日勤務、公休2日。7時~16時。休憩60分の契約であるが、月の勤務日は月22日であると言われ、2024年2月の勤務日が21日になるので、2024年1月に与えられる有休から、公休の1日を有休に充てるように指示されたが、これは合法か教えてください。</p>	<p>この度はお問合せいただき、ありがとうございます。</p> <p>お問合せいただいた内容についてですが、雇用条件等を詳細に聞き取りした上での判断となるため、本市の社会保険労務士による、労働相談を御利用いただけますと幸いです。</p> <p>本市では毎週水曜日の午後に社会保険労務士による労働相談を実施しておりますので、御予約いただいた上で、御利用いただければと存じます。(対面もしくは電話での御相談となります)</p> <p>予約方法等の詳細については、下記を参照願います。</p> <p>【吹田市 労働相談】</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018565/index.html</p> <p>※第1・3・4・5水曜日は社会保険労務士、第2水曜日は弁護士となります。</p> <p>なお、水曜日ではご都合が悪い場合は、大阪府でも労働相談を実施しておりますので、ご参考に下記にURLを参照させていただきます。</p> <p>【大阪府 労働相談】</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/soudan/</p>	地域経済振興室	R6.1.9	R6.1.12

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
292	火災の被害者に対する対応への感謝と提言	<p>いつも市民のためにありがとうございます。</p> <p>私は、24年1月2日に火災被害に見舞われました。出火元の隣の隣の部屋が全焼し、私の自宅に煙と煤が大量に混入し、家財すべてが台無しになり、自宅に住めなくなりました。</p> <p>消防から煙損等による災証明を頂き、福祉協議会からもお見舞金を、福祉総務課から日用品の支給を頂き、とても助かりました。本当にありがとうございます。</p> <p>その後、市営住宅への入居を相談するように勧められました。自宅に住むことができなくなったためです。住宅政策室でお話を伺ったところ、希望する住戸がないため、諦めました。</p> <p>寝る場所すらがない状態でしたので、これには大変がっかりしました。是非とも改善をお願いします。</p> <p>また、生活福祉課によると、煙損は災害見舞金制度の対象外とのことで、支給していただけませんでした。しかしながら、私の家の家財はすべて使えなくなり、形はとどめているものの全焼同然なのです。</p> <p>説明しようと思いましたが、すでに満身創痍だったため、帰るしかありませんでした。</p> <p>現在、まだ次の住居が決まらず、友人宅やホテルを転々としています。ご回答いただきたいのは、次の2点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市営住宅に、速やかに優先的に入らせていただくことはできないのでしょうか。 2. 私の状況は、本当に災害見舞金制度の対象外になるのでしょうか。お忙しいところお読みくださりありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。 	<p>1について</p> <p>市営住宅への入居者は、公営住宅法で政令に定める特別の事由がある場合を除き、公募しなければならないと定められており、火事のり災者であることを理由に優先的に入居することはできません。</p> <p>しかしながら、火事のり災者は、新たなお住まいを探されるまでの間、一時的な避難先が必要となるケースが多いため、3か月に限り、市営住宅を一時的に御利用いただけることを御案内しております。</p> <p>なお、り災者向け住戸は、建物や設備が古く、お住まいであった住戸に比べ、住環境として御不満に感じられることもあるかと思いますが、り災者の方が一定の期間、安心してお過ごしいただけるよう、必要な整備を行った住戸を案内しておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>(担当:住宅政策室)</p> <p>2について</p> <p>別途御説明したとおりです。</p> <p>(担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、住宅政策室	R6.1.16	R6.1.23
293	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます <p>書類を再アップしてください。他の同様の書類も、単に時間が経ったら消すという運用をしているのであれば、市民の知る権利を阻害していますので、見直してください。</p>	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、市ホームページの〈市政〉―〈市の政策と計画・行政運営〉―〈市の主な計画〉―〈産業・まちづくり・環境〉のページに記載しておりましたが、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから令和5年6月に削除いたしました。</p> <p>また、再度同じものを掲載する想定はしていません。</p>	まなびの支援課	R6.1.15	R6.1.26

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
294	続-90。1月19日掲出の市HPタイトル「令和5年度第2回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会」での要望。	このタイトルでは、委員会を開催されるのか、開催済みなのか分かりません。 ・サイトを開くと、2023年11月29日に開催済み。 ⇒[仮案]「令和5年度第2回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会」〈会議要旨〉 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。	この度は貴重な御意見ありがとうございました。吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、いただきました御意見も参考にして、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29
295	続-91。R5年12月28日掲出の市HPタイトル「障がい者差別」での要望。	このタイトルでは、「差別を無くしましょう」と、受け取りました。 ・サイトを開くと、「障がい者差別に関する相談窓口」の案内。 ⇒[仮案]「障がい者差別に関する相談窓口」 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘がありました「障がい者差別」のタイトルのページは、相談窓口以外の障がい者差別解消に向けた取組状況も記載しています。 そのため、御提案いただきました「障がい者差別に関する相談窓口」のタイトルでは、ページ全体を示すのは難しくなります。 ただ、「障がい者差別」というタイトルも内容が伝わりにくいと考えましたので、「障がい者差別解消に関する取組」に変更いたします。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29
296	続-88。1月17日掲出の市HPタイトル「ひなまつり」での要望。	このタイトル「ひなまつり」の5文字からは、市民に何を周知されたいのか、全く分かりません。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの都市魅力部 文化スポーツ推進室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	新着更新情報のタイトルをクリックしていただければ、開催日時や場所等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タイトルに詳細を記載する予定はございません。	文化スポーツ推進室	R6.1.22	R6.1.31

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
297	<p>続-89.1月17日 掲出の市HPタイトル「令和5年度 第2回第2回吹田市保健所運営協議会」での要望。</p>	<p>このタイトルでは、協議会を開催されるのか、開催済みなのかが分かりません。 ・サイトを開くと、2023年12月15日に開催済み。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの健康医療部 保健医療総務室に指導を願います。 Q1: 議事録が有りません。パブコメで市民に意見募集をされるのなら、最低、議事録が必要。 Q2: 会議資料の委員名簿に、吹田市の職員の名前が記載されていません。 ⇒吹田市の感染症予防計画の今後の方針を策定するのに、出席者名は必要と考えます。 Q3: 会議内容は「吹田市感染症予防計画(案)」であり、掲出の目的が分かりませんが、市HPのタイトルは、会議内容に合わされた方が良いと考えます。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 資料を掲載するため、当該ページを修正したところ、上位ページも併せて更新され、新着に表示されました。ホームページ修正当時は議事録作成途中であったため、掲載には至りませんでした。現在は、議事録も完成し、公開しております。 誤解を招く修正を行い、ご迷惑をおかけしました。 Q2について 議事録に記載しております。 Q3について 今後はホームページのタイトル、関連ページが新着に表示される設定になっていないか、再度確認し、アップするようにいたします。</p>	保健医療総務室	R6.1.22	R6.2.5
298	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています2</p>	<p>1月26日に頂いた回答が回答になっておりません。 私の意見、 ・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます に対して回答してください。 ※何度も同じことを書かせないでください。時間の無駄です。</p>	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから削除いたしました。当該施設につきましては、いただいた御意見も参考にし、管理運営をしております。供用開始後1年が経過し、昨年12月末時点で約40万人を超える多くの方々にご利用いただいております。今後も市民の皆様からの御意見を参考にいたしながら、より良い施設となるよう努めてまいります。なお、御要望の書類等につきましては、「公文書公開請求」の手続きをしていただくことで、ご覧いただけます。</p>	まなびの支援課	R6.1.26	R6.2.8

市民の声と市の回答(分野別:その他)

(回答日順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
299	統-87-2。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。	<p>1月5日投稿で、1月23日に回答あり。⇒A:市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」にて発信しております。</p> <p>⇒府下の多くの市では、1月2日からHPに支援情報を発信。吹田市は1月5日に発信で有り、AMIに投稿したものです。</p> <p>1)危機管理室のサイトは、支援内容が文字情報のみであり、他市のような現地での活動状況の画像が全く無く市民には、分かりません。</p> <p>⇒消防本部のサイトを見ると、「緊急消防援助隊の派遣について」のサイトには現地での活動の様子の画像が有りやっと分かりました。</p> <p>⇒危機管理室のサイトの救助活動の項の所に、「緊急消防援助隊の派遣について」のリンク先の貼付けをされたし。</p> <p>※現地での活動は、余震があり、降雪・雨天の中、気温も低く、道路状況も悪い中での活動です。ほんとうにご苦労様です。</p> <p>⇒危機管理室は吹田市としての、緊急消防援助隊の労苦を市民に知らせる役務が…。現状では、市民は消防本部のサイトを見られる方は少ないと思います。</p> <p>⇒吹田市内で、もし非常災害が発生した場合に、市民への情報発信が上記のように縦割り組織での発信は、市民は混乱します。危機管理室の意識改革が必要だと思います。</p> <p>※広報課は、市の考えの情報提供ではなく、市民が知りたい情報にも目を配りHPの維持・運営を願います。</p> <p>⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市。</p> <p>2)能登の地震による被災者への市営住宅の提供について。</p> <p>・吹田市の「支援対策本部会議内容の“今後の予定”」について、市営住宅の目的外使用による被災者の受け入れについて大阪府から照会があり、受け入れ可能戸数:5戸と回答。</p> <p>⇒豊中市、茨木市は、1月19日に市のHPで避難者への市営住宅の提供案内(具体的な手続き)をされています。</p> <p>・両市のように市民に被災地に縁戚者(高齢者など)がおられたら、呼び寄せ & 支援の判断がし易く、市民の目に早く触れれば、スピード感のある支援が出来ると思います。大阪府では、既に入居済みの報道が。</p> <p>・吹田市の現状は大阪府からの連絡待ち。⇒速やかにHPへの掲出が良いと考えます。</p> <p>⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市+市営住宅提供。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について</p> <p>能登半島地震への支援等について、各詳細ページへのリンク掲載は次回更新時に反映させていただきます。</p> <p>(担当:危機管理室)</p> <p>2)について</p> <p>令和6年能登半島地震の被災者の受け入れについては、大阪府が大規模な受け入れ体制を表明しており、吹田市内の住戸も含め府営住宅100戸(大阪市・民間賃貸住宅を含めると計300戸)を準備しています。また、ニュース等でも取り上げられ、広く周知が図られている状況です。</p> <p>一方で、本市においては、5戸の市営住宅を提供可能な住戸として御用意しておりますが、即入居できる住戸は2戸のみであり、現時点では、大阪府と連携を図りながら、必要とされる方に御提供することが望ましいと考えております。</p> <p>ホームページでの受け入れ体制の御案内につきましては、今後の被災者支援の方向性を踏まえ、検討して参ります。</p> <p>(担当:住宅政策室)</p>	危機管理室、住宅政策室	R6.1.30	R6.2.15
300	施設予約について	<p>公共施設の予約についてなのですが、WEB上で予約できない施設や当日までに直接施設で入金しないといけないシステムに大変不便を感じています。できれば全施設振り込みで予約完了出来るようにして頂きたいです。</p> <p>ちなみに私が利用している施設は17:30で終了します。</p> <p>仕事をしながら17:30迄に直接施設に伺う事が難しいです。たまに出勤前に予約に行きますが、手順に時間がかかり、遅刻しそうになります。どうか改善して下さい。よろしく申し上げます。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。市では公共施設の空き状況の確認や予約が行える、施設予約システムを導入しております。対象施設につきましては、今後、施設を所管する部署と調整し、拡大を図ってまいります。</p> <p>また、本年度、システムを改修し、使用料をオンラインでクレジットカードにて決済ができる仕組みを導入予定です。規定類などのルール整備も含めて、今後も利便性を高めてまいります。</p>	情報政策室	R6.2.9	R6.2.16